

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(55)

鹿児島城二之丸跡(遺構編)

—鹿児島県立図書館・鹿児島県立視聴覚センター建設に伴う発掘調査報告書—

1991年3月

鹿児島県教育委員会

序 文

この報告書は、鹿児島県教育委員会が県立図書館並びに県立視聴覚センター建設工事に先立って実施した鹿児島城二之丸跡の発掘調査記録です。

ここに、「鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書（55）鹿児島城二之丸跡（遺構編）」として本書を刊行することができました。

発掘調査では内濠跡や建物跡をはじめ、石で作られた水道管等の遺構が発見されました。

鹿児島の江戸時代の歴史の解明に貴重な手掛かりを提供する本書が、広く文化財の保護と、学術研究のため、活用されること願っています。

発刊にあたり、発掘調査と報告書作成に御指導、御協力をいただきました関係者各位に対し、心から感謝いたします。

平成3年3月

鹿児島県教育委員会

教育長 大 田 務

例 言

- 1 この報告書は鹿児島県立図書館，ならびに鹿児島県立視聴覚センター建設に伴う鹿児島城二之丸跡の発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は，鹿児島県教育委員会が実施した。
- 3 本書は，鹿児島城二之丸跡の遺構編である。
- 4 本遺跡は鶴丸城と通称されているが，文献にある名称「鹿児島城」を使用し，二之丸の位置にあるので「鹿児島城二之丸跡」とした。
- 5 本書の執筆は次のとおりである。なお，五味克夫・土田充義の両先生には玉稿をいただき掲載した。

第1章日誌抄，第3章，第5章第1節	諏訪昭千代
第1章，第2章，第4章，第5章第2節	弥栄 久志
鹿児島二之丸跡について—関係資料の紹介—鹿児島県文化財保護審議会委員	五味克夫
鹿児島城二之丸跡の殿舎とその配置	鹿児島県文化財保護審議会委員 土田義充
- 6 発掘調査にあたっては下記の先生方の指導助言を得た。
河口貞徳（鹿児島県文化財保護審議会委員），五味克夫（鹿児島県文化財保護審議会委員），
村野守次（鹿児島県文化財保護審議会委員），沢村仁（九州芸術工科大学教授）。
- 7 本書掲載の絵図の内，元禄・正徳・宝暦の絵図は東京大学資料編纂所に掲載許可を得た。
他の絵図は鹿児島県教育委員会が発刊した鹿児島城本丸跡の写真を転載した。
- 8 出土遺物は一連番号としたので，挿図，図版番号は一致する。
- 9 遺構に用いたレベルは海拔絶対高である。

目 次

序 文・例 言	
第1章 序 説	1
第1節 調査に至るまでの経過と保存措置	1
1 鹿児島県立図書館新館建設への動きから起工式までの経過	1
2 図書館新館工事と埋蔵文化財の調査	1
3 日誌抄	2
第2節 調査の組織	12
第2章 遺跡の位置および環境	13
第1節 遺跡の位置および立地	13
第2節 周囲の環境	13
第3章 調査の概要	18
第1節 調査の概要	18
1 調査計画	18
2 確認調査	19
3 発掘調査	21
第2節 遺構	21
1 概要	21
2 建物跡	22
3 排水溝	58
4 その他の遺構	70
5 石管水道	78
6 石垣	80
7 門	81
8 社殿	83
9 塀	85
10 井戸	89
11 濠	90
第4章 遺構より出土した遺物	125
第1節 大建1地区の出土遺物	125
1 大建1地区下層の出土遺物	125
2 大建1地区の出土遺物	132
3 井戸1の出土遺物	156
4 社殿の出土遺物	160
5 御台所の出土遺物	161

第5章 まとめ	170
あとがき	211
鹿児島城二之丸跡の建物について	1
鹿児島城二之丸跡について—関係資料の紹介—	1

挿 図 目 次

第1図 周辺の遺跡	14	第29図 排水溝5とその周辺	116
第2図 周辺の城	15	第30図 排水溝3	116
第3図 調査グリット図	20	第31図 通路3・石垣・排水溝4	117
第4図 内濠・西側石段と間仕切	98	第32図 10号線沿いの石垣	117
第5図 内濠・東側石段・建物16・17	99	第33図 御台所下の角木	117
第6図 内濠・堰・水路	100	第34図 御台所と井戸周辺	118
第7図 排水溝1・建物18~20・井戸1	101	第35図 建物12・御台所と周辺	119
第8図 SX3とその周辺	102	第36図 SX11(ラムネ工場)	120
第9図 SX2とその周辺	102	第37図 建物14	120
第10図 建物1とその外構・池溜周辺	103	第38図 建物13(御薬園方)と石列	121
第11図 建物2・3とその外構周辺	104	第39図 井戸1	122
第12図 建物4・建物1~3の基段	105	第40図 井戸2	122
第13図 建物15	106	第41図 大桶	123
第14図 排水溝3・4・水道・堀基礎4	106	第42図 石水槽	123
第15図 社殿1・2・3	107	第43図 大鉢	123
第16図 門2と堀基礎3	108	第44図 甕埋葬	123
第17図 石管水道2	108	第45図 土層図	123
第18図 石垣1(天保期?)とその周辺	108	第46図 二之丸跡検出状況	124
第19図 石組	109	第47図 建物1の復元	26
第20図 排水溝2	109	第48図 大建下層の出土遺物(1)	127
第21図 排水溝2	109	第49図 大建下層の出土遺物(2)	128
第22図 排水溝2	110	第50図 大建下層の出土遺物(3)	129
第23図 建物5	111	第51図 大建下層の出土遺物(4)	130
第24図 建物6	111	第52図 大建下層の出土遺物(5)	131
第25図 建物7・8とその周辺	112	第53図 大建下層の出土遺物(6)	133
第26図 通路3・排水溝3・4・水道 堀基礎3・4・建物10	113	第54図 大建下層の出土遺物(7)	134
第27図 通路・堀基礎3・水道・溝3	114	第55図 大建内の出土遺物(1)	135
第28図 通路・矢来御門・石管水道5 ~8・排水溝3	115	第56図 大建内の出土遺物(2)	136
		第57図 大建内の出土遺物(3)	137
		第58図 大建内の出土遺物(4)	138

第59図	大建内の出土遺物(5)……………	140	第71図	大建内の出土遺物(17)……………	152
第60図	大建内の出土遺物(6)……………	141	第72図	大建内の出土遺物(18)……………	153
第61図	大建内の出土遺物(7)……………	142	第73図	大建内の出土遺物(19)……………	154
第62図	大建内の出土遺物(8)……………	143	第74)	大建内の出土遺物(20)……………	155
第63図	大建内の出土遺物(9)……………	144	第75図	大建内の出土遺物(21)……………	156
第64図	大建内の出土遺物(10)……………	145	第76図	井戸1の出土遺物(1)……………	157
第65図	大建内の出土遺物(11)……………	146	第77図	井戸1の出土遺物(2)……………	158
第66図	大建内の出土遺物(12)……………	147	第78図	井戸1の出土遺物(3)……………	159
第67回	大建内の出土遺物(13)……………	148	第79図	社殿1の出土遺物……………	161
第68図	大建内の出土遺物(14)……………	149	第80図	御台所の出土遺物(1)……………	162
第69図	大建内の出土遺物(15)……………	150	第81図	御台所の出土遺物(2)……………	163
第70図	大建内の出土遺物(16)……………	151		殿舎の復元……………	2
				本丸計測図……………	5
				二之丸図……………	8

表 目 次

第1表	周辺の遺跡……………	16
第2表	出土遺物計測表……………	164

図 版 目 次

図版1	遺跡遠景……………	181	図版17	御薬園方周辺……………	197
図版2	濠……………	182	図版18	御薬園方坪基礎近景……………	198
図版3	濠の堰……………	183	図版19	井戸2と瓶埋葬……………	199
図版4	排水溝1……………	184	図版20	御台所と砲弾……………	200
図版5	池溜……………	185	図版21	御台所各所……………	201
図版6	大建遠景……………	186	図版22	大建下層の出土遺物……………	202
図版7	大建の各施設……………	187	図版23	大建内の出土遺物(1)……………	203
図版8	倉基礎と門跡……………	188	図版24	大建内の出土遺物(2)……………	204
図版9	倉跡と基礎断面……………	189	図版25	大建内の出土遺物(3)……………	205
図版10	倉跡と社殿跡……………	190	図版26	井戸1の出土遺物……………	206
図版11	通路・石管水道・排水溝……………	191		社殿の出土遺物……………	206
図版12	排水溝2……………	192		御台所の出土遺物……………	206
図版13	石列・建物・石垣・大鉢……………	193	図版27	絵図1……………	207
図版14	石管水道(1)……………	194	図版28	絵図2……………	208
図版15	石管水道(2)……………	195	図版29	絵図3……………	209
図版16	井戸1……………	196	図版30	絵図4……………	210

第 I 章 序 節

第 1 節 調査に至るまでの経過と保存措置

1 鹿児島県立図書館新館建設への動きから起工式までの経過

県立図書館新築建設については、昭和42年12月議会で「鹿児島県立図書館の移転新築について」の請願が採択され、昭和46年に新館建設事業費が計上され具体的に動き出す。

昭和47年に新館設立準備委員会が設けられ「鹿児島県立図書館新館建設に関する報告書」を答申し、この報告書に基づいて新館の建設が進められるようになる。

そして、昭和48年5月新館建設専門委員会が設置され、昭和48年度用地取得交渉、マスタープラン、基本設計、昭和49年度実施設計、工事施工開始、昭和50年度工事施工完了という案に決定する。しかしながら、諸々の事情により昭和53年2月14日の起工式となった。

2 図書館新築工事と埋蔵文化財の調査

図書館新築予定地は諸事情により当初の現鹿児島市立美術館用地から明治百年記念館敷地の一角に変更され、次いで鹿児島大学医学部のグラウンドに建設されることになった。

そこは鹿児島城の旧二之丸跡であったため、着工前に埋蔵文化財の発掘調査を行う必要があった。そのため、昭和52年度当初県教育庁文化課と社会教育課の間で協議が行われ、次の2点について合意がなされた。

- (1) 工事施工前に埋蔵文化財の確認調査を実施する。
- (2) 重要な遺構が確認された場合の取扱いについては改めて協議する。

この合意に基づき、昭和52年4月25日から翌年1月31日まで9ヶ月間にわたり、発掘調査が実施された。

発掘調査の結果、濠・石管水道・排水溝・階段・建物跡・遺物等が検出・出土した。

この結果、概ね記録保存の形で措置することができたが、懸案検討課題になったのは、濠が発見されるに及んでこれをどのように保存するか検討を要した。

濠の規模は本丸の石垣に沿って長さ70m、幅13m、深さ2m50cmで発見された。新館の実設計では東側の建物の端は本丸の石垣から4mの間隔をおいて配置されており、当然遺構の一部にかかることになっていた。このことについて、昭和52年8月24日に開かれた県文化財保護審議会の史跡埋蔵部会では、貴重な遺構は可能な限り保存すべきであるとの意見が大勢を占め集約して次のような意見を答申した。

- (1) 濠については、埋め戻して現状保存する。
- (2) 濠にかかる建物は、その部分だけ西側にずらして濠は完全に保存する。

その為後日、建築課・財政課・社会教育課の三者間でもその取扱いについて協議が重ねられた、建物全体を西側へ13mずらすことで意見の一致を見るに到った。

また外構工事と関連して濠を復元する案も出されたが、答申どうり、埋め戻してその上ひ芝を貼ることになった。

3 日誌抄

4月25日（月）

発掘調査器具類は一昨日（土）、一部を収蔵庫から搬入してあったのでそれらの荷解き、区分整理と調査用杭の作製のほか、前回揃えることができなかった調査器具器財、作業用テントの追加搬入及び架設などの諸作業をそれぞれ分担して実施する。またこの作業に平行して調査区の現地踏査を行うも、途中で降雨になり作業は中断する。しかし、天候の回復が見込めなかったので午後の諸作業は中止に決定する。

現地踏査の結果、二之丸と本丸を画する本丸南側の石垣は少なくとも上から3段を除いて元禄9年以前の築城（寛文頃の絵図に相応する）と推定されること。鹿児島城は二之丸跡に限らず本丸跡には明治百年記念館（現鹿児島県歴史センター黎明館）の建設が予定地とされていたこと。重臣の居館がある城下枢要を包括する城内調査の区割りができることなどを考慮して、本丸南側城壁と天端が交叉する角を四至の基軸にして二之丸跡の調査区割を行うこととした。

近世城郭の発掘調査事例は金沢城二之丸跡以外には把握していない上に、当本城ま築城後約370年に亘る島津氏累代の薩隅日支配の拠り所であり、連綿と続く城櫓の変遷を明らかにすることは至難であろうと危惧する。

4月26日（火）

調査区設定。基本構想では本丸南側城壁の西端から東へ25mの城壁と天端の交点を原点にする予定であったが、さらに5m東へ移して30mのところへ修正する。二之丸跡のうち今回の調査区の四至は概ね起点からそれぞれ5mで区画したので、東はA～S、西はa～f、南は1'～26'に囲まれた範囲である。また、原点から北側本丸跡は1～28の範囲である。（註1）

各グリッドの呼び名は縦軸と横軸の組み合わせとする。次いでE・K-3'・4'、B・C・F・G・J・K-7'区に5m×2mのトレンチを設けて調査に着手する。

4月27日（水）～30日（土）

降雨のため、28日にb・c-7'、d・e-9'、A・a-9'区などのトレンチで調査したほか調査の合間に、今日残っている絵図に加えて磁器や「泉谷川合」など瓦工名を印したと見られる瓦片について検討するも、それに辿りつく知見は現段階では得られなかった。

5月4日（木）

D・E-9'、F・G-11'、J・K-11'、L・M-9'・13'、H・I-13'、I・K-11'、L・M-9'・13'、N・O-7'・11'、d～e-13区など旧鹿児島大学医学部グラウンドの中央部を試掘。

作業を始めて間もなく降りだした雨は、止む気配がなかったので昼前で中止する。作業員が引き上げた午後は、本発掘調査の出土遺物は近世に限られるとしても多種多用であることが推測されることから、鹿児島に縁をもつ古帖佐・龍門司・平松・堅野諸窯焼成の陶磁器及びガラス工芸品の「切子」などについて、鹿児島市立美術館と尚古集成館で担当者から指導を受けることにした。

この週はD・E-9', F・G-11', H・I-13', J・K-11', L・M-9' 13', J・K-11', L・M-9' 13', N・O-7' 11', b~e-13'区など旧鹿児島大学医学部グラウンド中央部の調査を行う。

5月9日(月)

今週は前週に続いてb・c-13', c・d-19', A・a-16, L・M-21', N・O-19'区を含む旧グラウンド中央部の調査を予定する。

今までの発掘調査から二之丸跡の建物や池庭を推測できる遺構は極一部が認められているにすぎない。従って、現在進められているトレンチ調査には数グリッドを含む範囲の調査は欠かせないことが予想される。

e-11'区の特レンチに排水路側石と推定される石並びが検出されc-9'まで続いていることを確認する。

H・I-21', L・M-21', N・O-19'区は現地表面の約5cm下に石炭殻が敷き詰めてあり、これを取り除いたところプレイローダーの爪め跡や方向が一定しない靴跡があった。多分医学部の時、テニスコートを整えた名残であろう。

5月9日(月)~14日(土)

二之丸跡の南限は県立図書館(現県立博物館)、東側は国道10号線に沿うが市立美術館の辺りは、前者と共に昔日の一部を今日まで残していると考えられる。

明治百年記念館建設準備室が手掛けている本丸跡石垣の清掃が終了したところから観察すると、二之丸跡の地表は本丸跡を含む内濠の水面との較差が少ないことがはっきりする。二之丸跡から内濠東側に通ずる排水口は、天保2年の絵図に描かれている本丸南側石垣の線及び二之丸東側の石垣天端の線からそれ以前に設けられていた内濠を遮断する折に設置したものであることがこの段階で推知される。(但し、このことは後日所在が確認された「正保の城絵図」から誤りであることが判った。)

B-19'区で梅花の染付とみられる磁器1個と、高台内の二重方形枠に「澤田製」の銘を押印した破片のほか陶器・摺鉢破片、表面に緑釉がかかっている角皿破片を検出する。

E-5'区に平瓦の裏面に「造」、唐草文の瓦当文、平瓦の裏面に種々の刻印をもつ破片が出土する。

K-4'区に見込みの二重円圏に「天明成化年製」の款記、高台内に「福」の款記の染付を確認する。また、K-5区では高台の内に「[?]泉」の銘がある茶碗を検出する。

なお、12日から出土遺物部の水洗を始める。

5月16日(月)~21日(土)

この週もb・c-7', B・C-17' 19', J・K-7', N・O-7'区を中心とする区域の調査を行う。その主な所見は次のとおりである。

D-17'区の壁に沿って幅約55~70cmの瓦列が検出されている。これはE-17'区に約60cmくいこんでいるようである。

C-17'区とB-17'区の瓦列は延長したとき一体になることが確認された。

F-7' 区の西壁から東へ約60cmの位置に330×30cm位の凝灰岩質切石を検出する。

J-7' 区境界杭から西へ約50cmの所から幅約90cmの石敷と想定される遺構、さらにこれから約50cmの間合をおいて西を面にした石敷遺構を検出した。これら二つの遺構は庭園との関係で石畳でなく畳石であることが見込まれる。(この遺構を知る文献や絵図等の資料は極めて乏しいことが判明する。)

水洗済み遺物の選別。

5月23日(月)～28日(土)

H・G-11', B・C-17', N-16'・17' 区に囲まれたそれぞれの区画を調査する。

F-11区に2個と5個の礫群、次いでG-11' 区には凝灰岩質の切石30個からなる円礫のまとまりを検出。

C-17' 区に瓦列を確認、これはa・B-17' 区まで続くことが判明した。

N-6'・7' 区に確認調査で面を西にした凝灰岩質の石積みと想定される遺構を検出したので調査範囲を拡張した。この遺構が建物に関わるものであれば二之丸建物跡を探る要件の一つを見出したことになる。

L・M-7' に南北方位で1列に並ぶ凝灰岩質切石を認めたので、その規模及び状況を把握するためL-7'・8'区全部の調査に切り換えた。

B-15' 区の南側に凝灰岩質礫の集まりを確認。またこれに続くC-15区にも同様の礫群が所在することが判明。これらは火熱を受けたらしく一部は赤褐色、一部は黒褐色になっている。この区から高台内に「左」を款記をした染付2個が出土する。

F・G-17' 区ではF・G-16' 区に沿うようにして、D-17' 区の近くまで凝灰岩礫を主に軽石が混在した遺構を認めるも布地業でないことは確かである。成尾常矩の絵図からすると、この辺りは2棟の「クラ」が東西方位で所在したことになるのでそれに関わることも予想されるがはっきりしない。

b-3'・4'区に凝灰岩質の台形状切り石を検出する。この辺まで濠を描いた絵図は知られているが現地形や切り石の検出状況からそれを予知することは難しい。

村野守次、五味克夫、河口貞徳各県文化財審議会委員及び文化課長・同補佐来訪

5月30日(日)～6月4日(土)

B-16' 区の北約0.7mのところから凝灰岩礫に若干の軽石を含む礫群が幅員約1mで東へ続き、C-16' 区で南へ略直角に曲折れていることを示している。これが前出絵図にある今ひとつのクラに相応する遺構であれば、C-17' 区で西の方位に折れ、次いでA-16' 区で北へ折れることが見込まれる。また、この遺構がクラ跡であれば地業は布基礎が見込まれる。

B-18' 区で確認した切石列は、C-18' に続くことが見込まれる。また、B-19' 区の切石列もC-19' 区に続くことが見込まれる。

6月6日(月)～6月11日(土)

A-16' 区北側に凝灰質礫群を検出。これはB・C-16' 区のものと同質同規模のもので、両者は接続して同一の遺構になるものと見られる。またB・C-19' 区の切石列は、A-19' 区まで連続していることが判明する。

B-18' 区の接合した凝灰岩質遺構、B-19' 区の凝灰岩切石列は共に、A-18'・19' 区に続くことが明らかになる。

A・B-16・17区に検出された長方形凝灰岩礫の中央に同質の礫群を検出する。その状況は周囲の礫群と一体的なもので、同一の遺構の一部であることが推知される。その場合、中央に位置するものは建物支柱の基礎の坪地業に相当するものであろう。これは礎石の坪地業と見られるものであり、前記絵図クラの位置に相応するところに所在することになる。

D-16'・17' 区の境界を中にして凝灰岩質の切り石3個が「コ」の字形で検出される。またE・F-16' 区の約1.4mのところには幅約1.0mの敷石状に詰った礫群を検出する。この礫群はE-16' 区で南の方角へ屈折していることが判明するも規模は不祥。ただ、これはA・B-16'・17' 区にあった敷石状礫群に類似したものである。

6月13日(月)～6月18日(土)

C-18' 区まで確認していた凝灰岩質の遺構は、D・E-18' 区まで連続することが判明するがこれまでと違って幾分蛇行し、高低は不揃いになっている。

E-16' 区で検出した敷石状凝灰岩質礫群はH-16' 区まで至り、次いでG-18' 区、H-18' 区の東側まで続いている。

なお、南側の敷石状凝灰岩質礫群はトレンチで一部を切断していることが判明した。

鹿児島市立美術館所蔵明治16年城内絵図及び城内指図をもとに調査計画を再検討するも、現行の遺構確認後に各遺構は精査する当初計画に拠ることとする。

6月20日(月)～6月25日(土)

E-19' 区に検出された凝灰岩の切り石は、F・G-19' 区まで続くがここで南へ直角に延びる切り石を認める。

H-16'・17' 区に、G-16'・17' 区の敷石状凝灰岩礫の残りの東半分を確認する。また石管水道2本のうち南側のもは、F・G-18' 区で確認し、さらにH-18' 区に今1本の水道が検出された。3本の水道のうち中央のものはI-18'・19' 区に連なることが判った。

a-18' 区にA～Hで検出した水道2本のうち南側の1本を確認する。

発掘した土は遺跡内で遺繰りしなければならず作業の進捗が鈍化する。

6月27日(月)～7月2日(土)

A～C-19' 区に見られた凝灰岩質の切石は、a-19' 区の東から約1.45mのところまで1本が抜かれているが、これは約70cm離れたところに連結していたものとみられる。

H-18' 区で検出した水道3本のうち、中央に位置するものはJ-18' 区で弓のように弯曲し、J・K-18' 区の境近くで切損している。しかし残りはK-18' 区に連続してのこっている。

7月4日(月)～7月9日(土)

a～e-18' 19' 区（グラウンドの南西隅）の調査。e-19' 区まで連続する遺構は、ここで側石・底石共に乱雑になって損壊されたことを示している。

A～J-2'～4' 区の掘下げ、「□化□製」及び「九丁製」款記の茶碗出土。

7月11日（月）～7月16日（土）

B・C-8'～13'，a～d-9'～11区（グラウンド）の中央部西側に調査の主力を注ぐ。

7月18日（月）～7月23日（土）

a～d-8'～13'，D・E-12'・13' 区の遺構調査。a-7'～9' 区に南北方位で、略全区に及ぶ凝灰岩質の切り石を検出する。またこの切り石に接した東側には、切り石に沿って軽石を概ね列状に敷詰めた礫群を認める。次いでA-7'・8' 区でも類似の遺構を検出する。これらの遺構は形状、高低ともに類似している。さらにA・B-7'・9' 区に凝灰岩質の切り石を検出するも、a-7'・9' 区のものに対応するのか未だ確定的ではない。

図書館建設に関する庁内各課連絡会。

7月25日（月）～7月30日（土）

廃土搬出にパワーショベル、ダンプカーを使用。併せて車輛の進入搬出路の取り付け作業を行う。

F～K-3' 区の調査。内濠が所在したのであれば、この区に堀の南側が検出される可能性が高いことになる。H-3' 区で南北方位に並ぶ凝灰岩質切り石5個，G-3' 区で積石の端が東西方位に並んだ2段の石積みを検出する。これで内濠を知る有望な手掛かりをえることにも。

埋蔵文化財担当職員の現地検討会

b-2'・3' 区に木口を揃えた切石10数個が南北に連続していることを確認する。切石は上面と木口の調整はかなり粗で、しかも間隔があるので控え積みであることも考えられる。

8月1日（月）～8月6日（土）

a・b-2'・3' 区（堀の西端）のうちb-2' 区の積石は木口調整が粗である。しかしこれから約2m東にある切石積みは面を丁寧に調整してあるので、これが堀の西端であることは現時点ではほぼ確定的である。

A・B-3' 区で濠につく階段を検出したほか、濠石積みの南西隅及び南面、そこに設けられた石段等を検出する。

F～O-22'・23' 区の調査。

8月8日（月）～8月12日（金）

F～K-8'・13' 区の調査。出土遺物の中に「富貴長春」，「□明□年」の款記を認める。

F・O-8'～13' 区の調査。干蘭盆で14日～16日の間休業とする。

F・M-8'～13' 区（旧医学部グラウンド中央東側）のうち，L・M-8'・9' 区に東西約9m，K-8' 区の西側に約5m，M-8' 区の東側に約0.4mで鉤状に連なる切り石列を検出する。

埋蔵文化財担当職員現地検討会。

8月17日（水）発掘作業再開。

8月22日（月）～8月27日（土）

J-8'区に壘石を検出。J-7'区に認められた壘石列のうち東側の列であるが西側の並びは、J-7'区のみでJ-8'区に至っていないことが判明する。G~K-3'区の南側石積は下部に一段の積石が明らかになる。

N-7'区に検出された石垣状の列はN-8'区まで連続し、N-9'区から約1.5mのところ直角に東へ折れている。この列はN-8'区から東へ約2.4mの所で、さらに北へ折れることが判明する。北側は折点から東へ約4.6mで消失しているので抜かれた可能性がないでもない。この石垣は絵図に示されている社殿に相応するものであることはほぼ間違いあるまい。

a・A-1'・2'区は濠の西側と南側のそれぞれの切り込み剥ぎの面が明確になる。

K~N-16'・17'区に既に発見した水道の東側一部を検出する。

8月29日(月)~9月3日(土)

J-7'区に認められた2列の壘石のうち、東側の列はJ-8'区へのびるも、西側の今一本はJ-7'区で終始することが判明。

G・H-15'区にL-18'・19'と同じような規模の排水溝を確認する。

G-3'区の濠東側階段に接するところに、濠に注ぐ凝灰岩製の排水管を検出するもこの始まりに近い方は未確認である。

E~J-18'・19'区に検出した排水溝の底石は、当所の見込みと異なって相当部分の残存が判明する。

9月5日(月)~9月10日(土)

K-18'・19'区に至る排水溝は、この区で3つの階段で深く導くように作ってある。またK~M-18'・19'区では、排水溝の上蓋は階段に利用し6段が検出される。

濠最下段の根石の下には、径約15cmの枕木を敷いてあることが明らかになる。用材は松で樹皮はついたままである。J-3'区にJ-7'区から延びていたと見られる壘石を認める。

9月12日(月)~9月17日(土)

f~A-20'区に幅員約0.4mの凝灰岩の切り石列を検出する。またこの列から約0.4~0.6m離れた北側には幅員約0.8mの礫石の列があって、A-20'区まで続くことが判明する。

L-18'区北側の石管水道は、L-18'区の東約1mの所から階段の土留石の下に潜る。また中央の石管水道は、両側の石が抜かれたようになっているので土留石を一度抜いて水道を敷設したことになる。次に南側の石管水道は、K・L-18'区の土留石の下に潜ることが見込まれる。

a・A-1'・2'区で本丸石垣の石積状況をみると、下段の基礎部は高さが概ね1mで積石は4段からなり、上の積石に比べ若干濠に競りだしている。また積石が合接する積石4段の目地は、黒色の漆喰を詰めてある。

H~K-20'区に検出されていた切石列は、これから約40cm離れた南側に今1列を検出する。これまでこれは北側のみであったので縁石としてきたが排水施設が妥当であろう。これはE・F-20'区で湾曲しながら東へ延びている。

9月19日（月）～9月24日（土）

L・M-17' 区の階段北側の石垣は、階段の西から3段目まで8個、4段目は3個、5段目は2個である。また階段の土留石は、排水溝の南側でいずれも西側に折れている。更に、階段北側の石垣は最下段の土留石から東へ約1.4mで北へ略直角に折れる。ここからは約7.0m北へ延びて幅員約30cmの排水施設に至るが、上部は中間が約1.0m抜けている。

9月26日（月）～10月1日（土）

M・N-1'・2' 区の内濠の東端近くに設けてある間仕切には、堰板をおいたと見られる幅約0.1mの溝を設けてあるので、本丸石垣から約7.7mの位置に約62cmの水門を設けてあったことが判明する。この水門の堰板をはめる高さは122—123cmである。また内側の水門最下部には、東南方向に向かう径約15cmの水抜き穴があって松の栓を詰めてあった。

10月3日（月）～10月8日（土）

内濠の東側と南側の隅を確認する。A・B-3' 区の内濠に下る石段下部の確認。

B-5' 区に1m四方の切石で作られた井戸の枠組みを検出する。この枠組みは黒漆喰を詰めてある。M・N-1'・2' 区の内濠東側の積石は、7段積で面は凸凹が著しく不整形のものが多い。最下部には小石混じりの砂があり、その下は粘土を叩き締めたようになっている。

10月11日（火）～10月15日（土）

Q-5'～14', S-16' の試掘。

J～L-24' 区, L・M-23'・24' 区の調査。この区域に漆喰状の張り床を認めたほか堆積した鉄滓と共に、丸釘、磁器片若干が出土。

10月17日（月）～10月22日（土）

I～L-23' 区には飛び飛びであるが漆喰状の張り床が約10mの長さで認められる。N-14'・15' 区で排水溝の南内壁を確認する。溝は上蓋があり、幅員は凡そ30cmであるがかなり深まっている。南側の石積は高低が不揃いであるが、北側は「切り込みはぎ」である。また蓋石は長短広狭さまざまで、中には二次利用したものがある。

10月17日（月）～10月22日（土）

Q-12' 区は地表面から約3m掘下げるも、遺構・遺物は共になく最下部は砂層である。軽石を含んでいるところからすると河砂でなく海砂が妥当であろう。

G-23' 区に東側と北側は凡そ10cm角の切り石を、内側は漆喰様のもので固めた張り床状の遺構を検出する。また南側には一辺15～20cmの角形の礎石を認める。

K～N-23' 24' 区に角礫の敷石遺構を検出する。

G・H-24' 25' 区に七高グラウンド拡張以前のものと思われる蓋被排水溝を確認する。

埋蔵文化財担当職員現地検討会。

10月24日（月）～10月29日（土）

C-19' 区排水溝の南側側石は下に枕木が確認され、枕木の掘方は一部であるが明瞭に残っ

ていたことが認められる。

O・P-18'区張り床の直上からラムネ壘が出土し、虎口のところにラムネ工場が在ったとの伝間を裏付けることになった。

N-22'区に一辺凡そ1.5m・深さ30cmの凝灰岩製削抜水槽を検出する。これは一辺（発見当時の東北隅）に水抜き用の円孔があるほか、天端の四隅には小さい切り込みがついたものである。二之丸の主要部があるとみられる中央部の発掘は、今週で概ね計画を達成することとなった。

A-23'区に凝灰岩を円く削抜いた枠を重ねた井戸跡を確認する。

10月31日（月）～11月5日（土）

この週から各遺構の精査及び実測に着手する。

11月7日（月）～11月12日（土）

a～d-21'～23'区のグラウンド周辺部と内濠F～N-5'・6'区が発掘作業。

G～I-4'～6'区、L・M-4'・5'区、a～B-7'・8'区、Q・R-17'～20'区の掘り下げ。E～M-23'・24'区の掘り下げ。J-18'・19'区は精査及び実測。F～K-15'区は排水溝掘り上げ。

11月14日（月）～11月19日（土）

E・F-24'区、N・O-5'・6'・23'・24'区は掘り下げ、Q・R-4'・5'区は掘り下げ、P～R-4'・5'区は掘り下げ、P～R-17'～19'区は掘り下げ等グラウンド周辺の調査とK～Q排水溝の掘り下げ。

埋蔵文化財担当職員現地検討会。

11月21日（月）～11月26日（土）

K～O-11'・13'区、E～O-11'～13'区、C・D-7'～10'区は精査。

B-6'区は井戸に投げ込まれた石材・石塊の引き揚げ。井戸は上から四段が凝灰岩切石の石積で、下方は桶巻きした円筒を用いたものである。切石はそれぞれが接する目地に漆喰を詰めてある。

九州芸術工科大学教授 沢村仁氏指導。

11月28日（日）～12月3日（土）

B-8'～10'区の西側に一つの入り口を持つと見られる建物跡を検出する。この建物跡は南側の縁石が一部突出している。

a-9'区は排水口の底から鉛の弾丸10個が出土。この区は布基礎に一時期古いものが認められる。

A-9'・10'区は南北に設けられた排水溝は、A-9・10区で東へ約1m直角に折れて堀のほうへ延びるが、途中で以前の古い排水溝と一つになっている。これらの排水溝は底を目塗りしてある。

A・B-8'・9'区は池水と見られる凝灰岩質の縁石は、切石をモザイク状に組み合わせられているがその一部は抜いてある。これに接する東の建物跡からは排水溝に通ずる土管の排水施設が判明する。建物跡で軽石を栗石に使った遺構は少なくとも新旧の2時期が推定される。

G-4' 区の東側階段に設けられている排水管は二回屈曲していることが判明する。

河口貞徳県文化財保護審議会委員来訪

12月5日(月)～12月10日(土)

d-15' 区の中央排水溝は、北へ約2m延びて終止する。この蓋石の面は粗雑で本溝SD2の場合と大差ない。H～J-16'・17' 区に建物が存在したことを知る若干の手掛かりを得る。

a・b-16'・17' 区に小さい排水施設を認める。これは曲折してb-15' 区に至ることが判明する。I・J-5'～8' 区の畳石の下の礫石に似た栗石を検出する。中央排水路の東側、クラ2棟、畳石などの実測。

1月9日(月)～1月14日(土)

A・B-7' 区、C・D-7'・8' 区の遺構は、まばらで一つの構造物になるのかまとまらないのかははっきりしない。ただA～G-7'・8' 区の栗石は、粘土を10～20cmに盛った地業を施した上にあることが判明する。

G-23' 区に建物跡の所在判明するも規模等ははっきりしない。

C～F-8'～10' 区に位置する建物跡の掘り方は必ずしも明確ではないが、坪地業は確実に行われていることが認められる。

各遺構の実測

1月17日(火)～1月21日(土)

B・C-12' 区、A-12' 区等西半分の精査。

b～d-13' 区に見られる南北方位に積んだ凝灰岩の切石の縁の東西方位は外御庭の線と軸をひとつにすることも見込まれる。F～O-17'・18' 区の排水溝の側石・底石の取り上げ及び各遺構の調査。

N～P-19'～21' 区の掘下げおよび排土の運搬。

遺構実測

1月23日(月)～1月28日(土)

A・B-8'・9' 区の精査。古い時期の掘り方が真線状で検出される。

N・O-21'・22' 区の掘り下げおよび排土の運搬。

R-21'～23' 区の排水溝は18'・19' 区に続くことが判明する。クラ以前の建物の所在も推定される。

L・M-7'・8' 区の内側には栗石を詰めてあるが何れも同質ではない。

A・B-16'・17' 区遺構の断ち切り。布基礎は10～30cmで割合に浅い。

E・F-16'・17' 区の栗石は深さ約1mにおよびA・B-16'・17' 区に比べかなり頑強な地業を施している。

N・O-17'・18' 区南側の水道は、N-18' 区で北に曲折しO-18' 区で中央の水道に接する。北側はN・O-17' 区でやや北に寄りながら東へ延びている。

各遺構の精査および実測。

1月30日（月）～2月4日（土）

K～M-18' 区の水道2本の掘り上げ。

O～P-18' 区の水道3本の掘り上げ。

P～R-16' 区の積石は、ラムネ工場の張り床から約50cm下に位置することが判明する。

O・R-21'～23'区井戸の掘り上げ。切り石の枠は5段が残っていたが、最上位は井戸の中に投げこまれていたのが本来は6段であったことになる。木枠は高さ約1mで2箇所に竹輪の「タガ」がはめてある。

b～f-12' 区, A～C-11' 区, J-10'～12' 区, e-12'～15' 区の調査。

2月5日（月）～2月10日（土）

N・O-15' 区虎口北側の石垣は4段積みで最下段は枕木の上に並べてある。枕木の木口は方形で土中に埋没している。

2月5日（月）発掘作業は概ね終了したので、遺物取り上げ、実測、図面整理、写真整理等を行う。

2月13日（月）～2月18日（土）

解体した石管水道の搬出。

実測図250枚をはじめ写真等諸記録の整理。

2月20日（月）～2月25日（土）

二之丸関係資料、実測図、写真の整理および実測図の一部補足訂正。

2月27日（月）～3月4日（土）、3月6日（月）～3月11日（土）

二之丸関係資料、実測図、写真等諸記録の整理および実測図の一部補足訂正。

3月13日（月）～3月18日（土）、3月20日（月）～3月25日（土）

上記作業のほか遺構分布図（S = 1 / 100）の作成

3月27日（月）～4月1日（土）

上記作業点検のほか水道、排水溝の石材及び出土遺物の取扱について関係者の話し合い。

鹿児島大学舎屋の撤去に伴う調査器材、器具および出土遺物の搬出準備開始。

4月3日（月）～4月4日（火）

出土遺物の搬出準備および搬送

4月10日（月）～4月15日（土）

内濠実測の準備。（排水を含む）

4月17日（月）

収蔵庫で出土遺物の荷解き。内濠の実測。

4月24日（月）～4月28日（金）

内濠実測（27日完了）

調査用具の整理および搬送、現地での作業終了。

第2節 調査の組織

1 昭和52年度における発掘調査の組織

調査主体者	教育長	国分正明
調査責任者	文化課長	島元牧雄
	課長補佐	荒田孝助
調査企画	専門員	本蔵久三
調査担当者	文化財研究員	諏訪昭千代
	主事	弥栄久志
	文化財調査員	西田茂
事務担当者	係長	中条亨
	主事	伊知地千晴
	主事	天達京子

2 平成2年度における発掘調査報告書作成の組織

調査主体者	教育長	太田務
調査責任者	文化課長	吉井浩一
企画	課長補佐	濱松巖
	主幹	立園多賀生
	主任文化財研究員兼係長	吉元正幸
担当者	県立博物館学芸主事	諏訪昭千代
	主査	弥栄久志
事務担当者	主幹兼係長	濱崎琢也
	主事	末永郁代

3 直接の担当ではなかったが発掘調査や報告書作成に参加した文化課の職員

平田信芳, 出口 浩, 戸崎勝洋, 新東晃一, 立神次郎, 池畑耕一, 青崎和憲, 吉永正史
牛ノ濱修, 長野真一, 中村耕治, 中島哲郎, 井ノ上秀文。

4 指導・助言者

発掘調査

県文化財保護審議会委員 河 口 貞 徳

九州芸術工科大学教授 沢 村 仁

文献

県文化財保護審議会委員 五 味 克 夫

建物

県文化財保護審議会委員 土 田 充 義

第Ⅱ章 遺跡の位置及び環境

第1節 遺跡の位置及び立地

今回調査した鹿児島城二之丸跡は鹿児島市城山町5-1に所在する。

遺跡の所在する鹿児島市は鹿児島県本土の中心にあたり、50万都市の県都で九州南部の玄関として発展している。

九州南部の鹿児島県本土は西の薩摩半島と東の大隅半島に分けられ、間に鹿児島湾(錦江湾)が奥深く南北に入り込んでいる地形をしている。

鹿児島湾は火山活動でつくられたといわれる湾で、地質学でいうカルデラ形成によってつくられている。南に位置する阿多カルデラ、北に位置する始良カルデラ等がその例である。

始良カルデラは約2200年前にできたもので、沢山の火山灰を吹き上げている。鹿児島によく見られるシラスはこの火山の火山灰で地質学的には火砕流と呼ばれるものである。

シラスは標高約250~280mの台地を形成しているが、水には弱く侵食谷があちこちに形成され、高い台地や低い台地がある。特に鹿児島市周辺は標高100~150mのシラス台地を形成している。

鹿児島市のシラス台地には北に伊敷や吉野の台地、西に小野や西別府の台地、南に坂之上の台地があり、その台地の間を大小河川が入り込みそれに伴った大小の台地と侵食谷を形成している。鹿児島城の城山もその一つである。

城山は伊敷の台地と小野の台地の間に流れる甲突川の侵食と、伊敷の台地と吉野の台地を割って流れてきた稲荷川の侵食でできた台地の南端部に位置する。

鹿児島城の城山は地質学的には城山層といわれる火山灰が基盤となっており、その上に、シラスが積み重なっている。

城山は標高108mで、北東から南東にまで約1km、奥行約400mの山である。山の北側は「岩崎谷」が、南側は「新照院の谷」が入り込んでいる。ここは、城で言う「野首」あたる場所で通称「新照院口」といわれている。

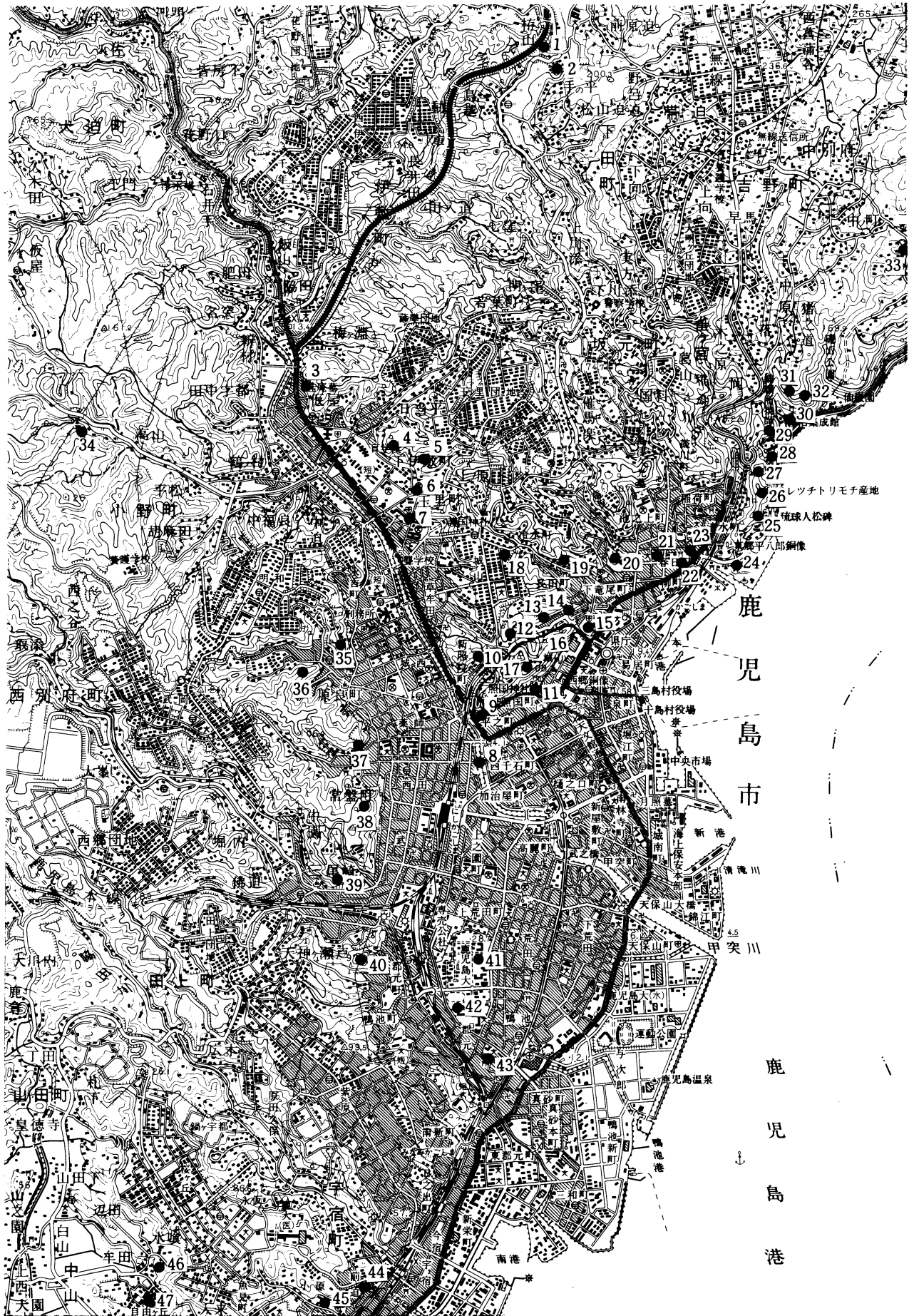
鹿児島城の居館は、この城山の南東面につくられたもので、二之丸の位置で標高約9m、本丸の位置で標高約11mの微高地にあり、東西200m、南北700mの規模である。

このことは、鹿児島城は平時の館と有時の詰め(山城)を合わせた形態と言える。

第2節 周囲の環境

鹿児島城より北側には、内城、清水城、東福寺城等、中・近世の城郭があり、歴史のある地域として知られている。その中の内城は鹿児島城築城前の城として、政治を行ったところで、その地域は、鹿児島城前から北側の地域で侍屋敷があったところで、鹿児島で言う「麓」の形態をしている。それは、甲突川よりも北側にあたり、城下町を形成している。

また、周遇には縄文時代・弥生時代・古墳時代の遺跡も多く、シラス台地や沖積地に立地している。次の表は、鹿児島市北部の遺跡分布地図と遺跡地名表である。

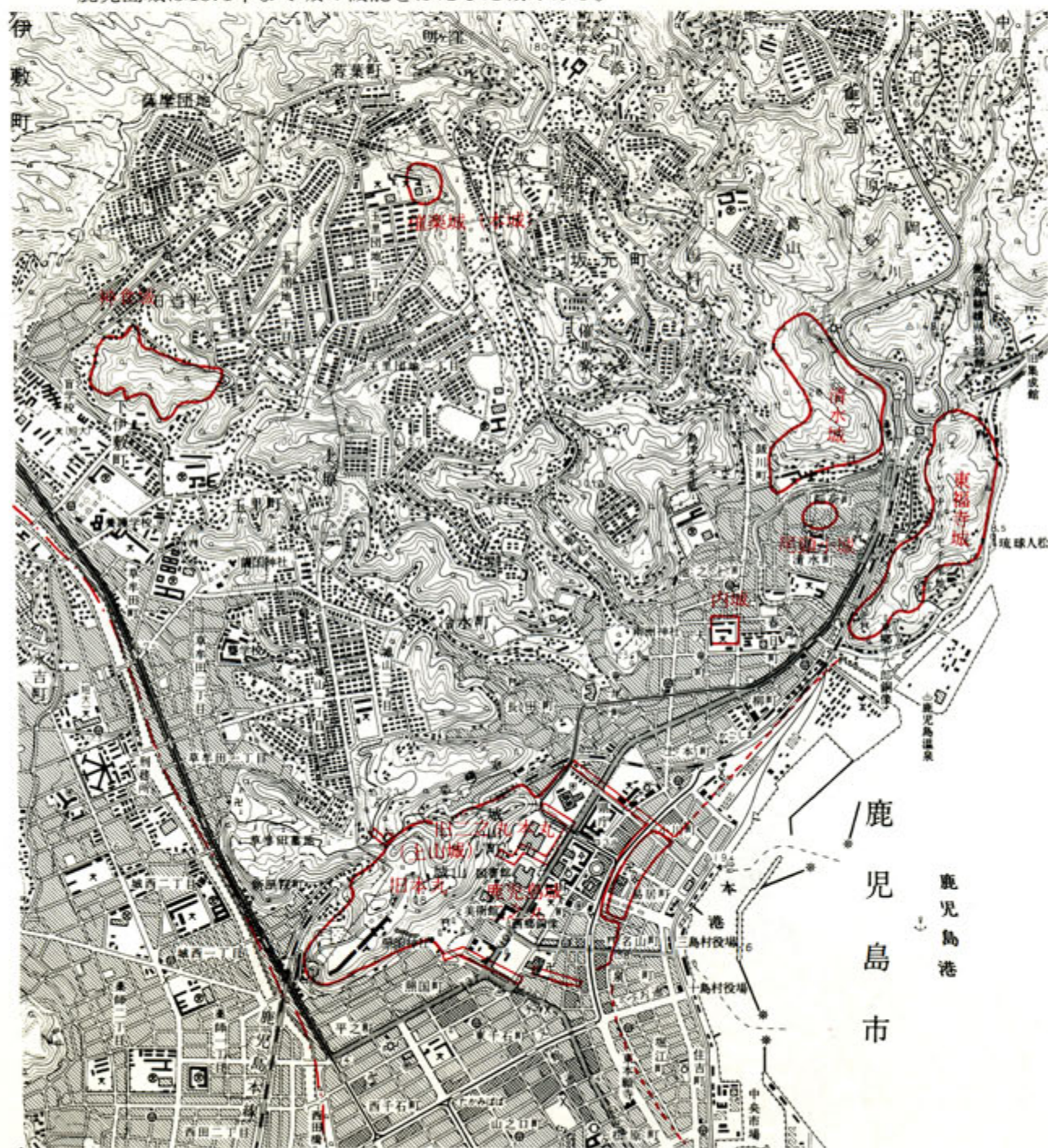


第1図 周辺遺跡

鹿兒島城の周辺の城としては神食城(969~1353)、催楽城(? ~1343)、清水城(1410~1550)、尾頸小城(1341~?), 東福寺城(1053~1410)、浜崎城(1347前後)、内城(1550~1602)、上山城(1352~1369)等があり、中世の動乱を示している。(第2図参照)

鹿兒島城はこの地域で最後にできた城で1602年に造り始め、築城主は島津家久である。特徴は上山城をとりこんで築城し、上山城に本丸・二之丸を造り山城とし、下場に居所である館を建ている。そして、外濠や内濠等を海側に造り居所を守っている城である。

鹿兒島城は1871年まで城の機能をはたした城である。



第2図 周辺の城

第1表 周辺の遺跡

番号	遺跡名	所在地	地形	時代	遺物等	備考	旧番号
1	加栗山	川上町加栗山	台地	旧石器・縄(早・前)中世	細石核・細石刃・石坂式・吉田式前平式・曾畑式・土師器・青磁・染付・湯釜・石臼・住居址群	「九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書V」 鹿児島県教育委員会1981(川上城)	1-05
2	川上城跡	川上町	山陵			川上氏	
3	桂庵墓	伊敷町230(桂庵公園内)	台地下	推定戦国期		(国)昭11.9.3(史跡)	014
4	伴掾館跡	伊敷町上伊敷				伴掾大監兼行桂庵墓附近?	
5	妙国寺	下伊敷町					
6	玉里邸茶室付庭園	玉里町3382-1	平地	江戸		(市)昭49(名勝)	040
7	玉里	玉里町旧練兵場跡	平地	弥(前)	高橋丁式・有溝石包丁	麻生考行「有溝の石包丁」『鹿児島県考古学会記要』1952 鹿児島県考古学会	22
8	西田橋	鹿児島市西田町				指定年月日 1953.昭28.9.7	
9	平田鞠負屋敷跡	平之町	平地	江戸		(県)昭29(史跡)	028
10	隆盛院	新照院町					
11	南泉院	照国町	台地下	江戸		照国神社付近	
12	夏陰城跡	草牟田町	丘陵			城山団地 消滅	
13	西郷隆盛洞窟	城山町19-9	山腹	明治		(市)昭49(史跡)	035
14	西郷隆盛終焉の地	城山町12-7	山腹	明治		〃	036
15	私学校跡石堀	城山町6-1	台地下	江戸		(県)昭43(史跡)	030
16	鶴丸城跡	城山町7番地	山腹	慶長7(1602)	建物礎石群・水道石管・排水溝・雨落・溝・井戸・池・近世陶磁器瓦・古銭・釘・他多数	島津実久『鹿児島(鶴丸)城本丸跡』1982県教委『鹿児島(鶴丸)城二之丸跡』(美術館敷地)1983市教委『鹿大史学26』『城山百話』『城山城郭大系』第18巻	
17	上山城跡	城山町	山陵	文和元(1352)	土塁・空堀	上山氏『古代学研究』『三国名勝図会』『島津国史』	
18	坐禅石	城山一丁目45-27		江戸		(市)昭52(史跡)	
19	興国寺	冷水町		江戸		南風病院の上	
20	南州神社	上竜尾町南州神社	台地	縄(早)・江戸	前平式石匙・石鏃・浄光明寺	『鹿児島市史』I 1969昭31年発掘	8
21	大龍	大竜町11番44号	低段丘	縄(前・中後・晩)弥生~古墳中~近世	深浦式・並木式・阿高式・指宿式市来式・鐘ヶ崎式・西平式・納曾式・上加世田式・入佐式・成川式土鈴・土錘・石斧・石錘・石匙・石鏃・石皿・軽石製品・スイジガイ	『大龍遺跡』1979 鹿児島市教育委員会『大龍遺跡』1982 鹿児島市教育委員会〔大龍寺〕〔内城〕	23
22	春日町	春日町5番地	微高地	縄(前・中後)	春日式・阿高式・指宿式・西平式鐘ヶ崎式・市来式・有孔軽石円盤	河口貞徳・河野治雄「鹿児島市春日町遺跡発掘調査報告」『鹿児島県考古学会紀要』第4号1955鹿児島県考古学会	

番号	遺跡名	所在地	地形	時代	遺物等	備考	旧番号
23	若宮神社	池之上町若宮神社	微高地	縄(後)	西平式・市来式・御領式	『鹿児島市史』1969	7
24	祇園之州砲台跡	清水町10-7	沖積世	江戸末		(市)昭49(史跡)	039
25	東福寺城跡	清水町	山陵	天喜元(1053)	本丸・空堀・土塁	『三国名勝図会』『島津国史』 浜崎城ほか	0
26	浜崎城跡	田之浦町	山陵				
27							
28	キイレッチ トリモチ産地	吉野町	台地			(国)大10(天然記念物)	019
29	旧鹿児島紡績所 技術館	吉野町磯	平地	江戸末		(国)昭34(史跡) 昭37(重要文化財)	017
30	旧集成館	吉野町磯	平地	江戸末		(国)昭34(史跡) 昭37(重要文化財)	016
31	月船寺	吉野町磯	台地	不詳	石塔残欠		
32	雀ヶ宮	吉野町雀ヶ宮	台地	弥～古	土器片	工事中出土	24
33	七社	吉野町七社7461番地	台地	弥～古	成川式 須恵器・土師器 土錘・線刻土器	出口浩「吉野町七社遺跡」 『鹿児島考古』第8号 1973 上村俊雄・出口浩「吉野町 七社遺跡(2)」『鹿児島考古学会紀 要』第2号 1952 鹿児島県考古学会	
34	原良城跡			天平年間 (1346～69)			
35	谷峰城跡	原良町		延元4 (1339)		島中国長	
36	千眼寺	常盤町		延元4 (1339)	空堀	肝付兼重	
37	武岡城跡	常盤町	台地下	江戸		人骨出土	
38	茶磨宮	田上町武岡	台地			詳細不明・団地化	
39	唐湊城跡	田上町三尾崎				詳細不明・団地化	
40	釘田	鴨池町				宅地化	
41	県立医大	鴨池町鹿大構内	沖積地	弥～古	成川式・須恵器・木器 住居址・石器	昭50.51 鹿大・県文化課調査	02・03 04
42	一の宮	鴨池町鹿大附属中学校	平地	弥(後)	土器片	河口貞徳「鹿児島県の弥生式諸遺 跡について」『鹿児島県考古学会 紀要』第2号 1952 鹿児島県考 古学会	20
43	波平城跡	郡元二丁目4-17 一の宮神社境内	微高地 平地	弥(中・後)	一の宮式・石斧・石鎌 堅穴住居址4基・軽石集 大永の名号板碑 弥生式住居跡	河口貞徳「一の宮遺跡報告」 『考古学雑誌』37-4 1951 (県)昭34(考古資料)	18
44	波平城跡	上福元町波ノ平		観応年間 (1350～01)		島津貞久・場所不明 『西藩野史』『島津国史』	
45	笹貫	上福元町笹貫湯貫迫	台地	弥～古	成川式(笹貫) 須恵器・石錘	河口貞徳「鹿児島県の弥生式諸遺 跡について」『鹿児島県考古学会 紀要』第2号 1952 鹿児島県考古学会	35
46	椿山城跡	上福元町武迫	丘陵			内城・応永24年義久に改略される 団地化	
47	椿城跡	中山町	台地			破壊	

第三章 調査の概要

第1節 調査

1 調査計画

鹿児島城本丸跡は1871（明治4）年に鎮西鎮台第二分営が置かれたが1873（明治6）年に焼失し、その後は鹿児島学校、尋常中学校造士館、第七高等学校、鹿児島大学文理学部、次いで同大学医学部用地に供用されたのち今日に及んでいる。二之丸跡の推移は本丸跡の陰にあってははっきりしないが、本丸跡と同様の軌跡を辿ったに違いない。すなわち、第二分営当時は操練場、第七高等学校以後は運動場（グラウンド）として改廃浮沈を本丸と共にしたことになる。

鹿児島城は島津氏の居城であっただけでなく、薩摩・大隅の二国に日向の国の一部を加えた地域の軍事、政治、経済、文化、宗教統治の戦略的中枢にあった上に江戸幕府によって組織された厳しい幕藩体制の統制下にあったから城内秘匿で記録が乏しいことは否めない。また、二之丸は本丸に対してその占める地歩は著しく低かったこともその一因になっているように思われる。ところで明治政府以後に設置された各種教育機関では二之丸跡地は校舎・舎屋等の主要施設を設けることなく運動場（グラウンド）であった。そのため各種施設に必要な地業や工事は今日と違って人力に頼り、それに障害となるものの除去は、経費、工期、労働力の制約から最小限にとどめる必要があったことなどが考えられる。このことを勘案したとき、二之丸跡は調査前にかんがりの遺構を包蔵している可能性の高いことが推定された。また調査当時、鹿児島本丸跡には明治百年記念館（現鹿児島県歴史資料センター黎明館）建設計画の策定が進められていたので、鹿児島城本丸・二之丸跡に城下枢要部を合わせて一体的な調査ができることを基本に調査区画の設定に臨むこととした。それが第1図の鹿児島城二之丸跡の調査区割り図である。ここでは鹿児島城本丸跡と二之丸跡を画する南側城壁の南面と天端の二つの面が結んだ角を東西方位の基軸（概ねN-43°-W）とした。また南北方位の基軸は、さきの本丸南側城壁と東側城壁が合する南東の隅から西方へ70mを経る線とした。それぞれの基軸は5m毎に区画して起点から東側はA～S、西側はa～f、南側は1'～25'、北側は1～25とした。区画した各調査区は縦（東-西）軸と横（南-北）軸の組み合わせた（アルファベット+数字）を呼名とすることにした。従って二之丸跡の調査区は、東西がf～Sで南北は1'～25'になる。

鹿児島城の東側は今日は本丸・二之丸跡共に、国道10号線で限られる。国道の東側は文政4年頃の絵図によると島津図書、島津美作、入来院隼人等島津藩上級武士の屋敷があったところに相当する。二之丸城跡の南限は鹿児島県立博物館に沿う南側の排水路まで、東は国道に沿う排水路が限りになっている。この排水路の側壁は鹿児島城跡のいたるところで使用してある凝灰岩と同質のものである。また、排水路の底は平らな凝灰岩切り石を敷いてある。これも鹿児島城の随所でみられた技法である。こうした今日に残る遺構は、さきの調査区の南側を当該遺構の在所まで延長して作図すればその遺構は鹿児島城と一体的なものとして把握することができる筈である。

なお、5 m四方を1区画とするこれまでの区割りは適宜拡大伸長して利用すれば、鹿児島城を中心とした遺跡の位置を把握することが可能である。たとえば町人が商いをした納屋馬場、鍛冶職人の鍛冶屋町など近世城郭の城下町のより正しい町割りとの関わりを知る上でさきの区割りは活用できると考える。

2 確認調査

二之丸跡は遺構が存在している可能性が推定されたときに記したけれども、実際の発掘調査地は近年まで鹿児島大学医学部のグラウンドであって、当然のことであるがここに遺構を推知できる遺物は認められなかった。遺構・遺物の状況と分布を正確に把握するために、トレンチはある程度は密であることに越したことはなからう。ただ、この遺跡は近世城郭であり当然のことながら家屋等の構造物は概して規模が大きく、それ以外の遺構もかなり長大なものが想定された。しかも、発掘調査予定地の面積は約15,000㎡で広いことを配慮する必要があった。それで、事前踏査にもとずき第2図に示したとおりのトレンチを設けて確認調査をすすめることとした。

トレンチの特徴はf～Q-7'～21'区は10m×2mで東西方位の千鳥型を基本としつつ、b-2'～4'・E-2'～5'・K-2'～5'の3区は3本を設けたことである。それは、この3区は今日平坦地であるが、人文ほどの雑草があって旧状を推知できる状況にはなかった上に、成尾常矩の絵図ではこの所に濠が明示されていることを配慮したからにほかならない。結果をさきに述べるならば、トレンチが通り一遍の千鳥型に終止していたら濠は見落としたか、発見は著しく後になったに違いない。また、3箇所の特レンチの何れも1'区に及んでいないのは現存する本丸後南側城壁に影響しないように配慮したこと、この部分を試掘しなくても確認調査の目標には十分到達できると卓上プランで判断したことによる。

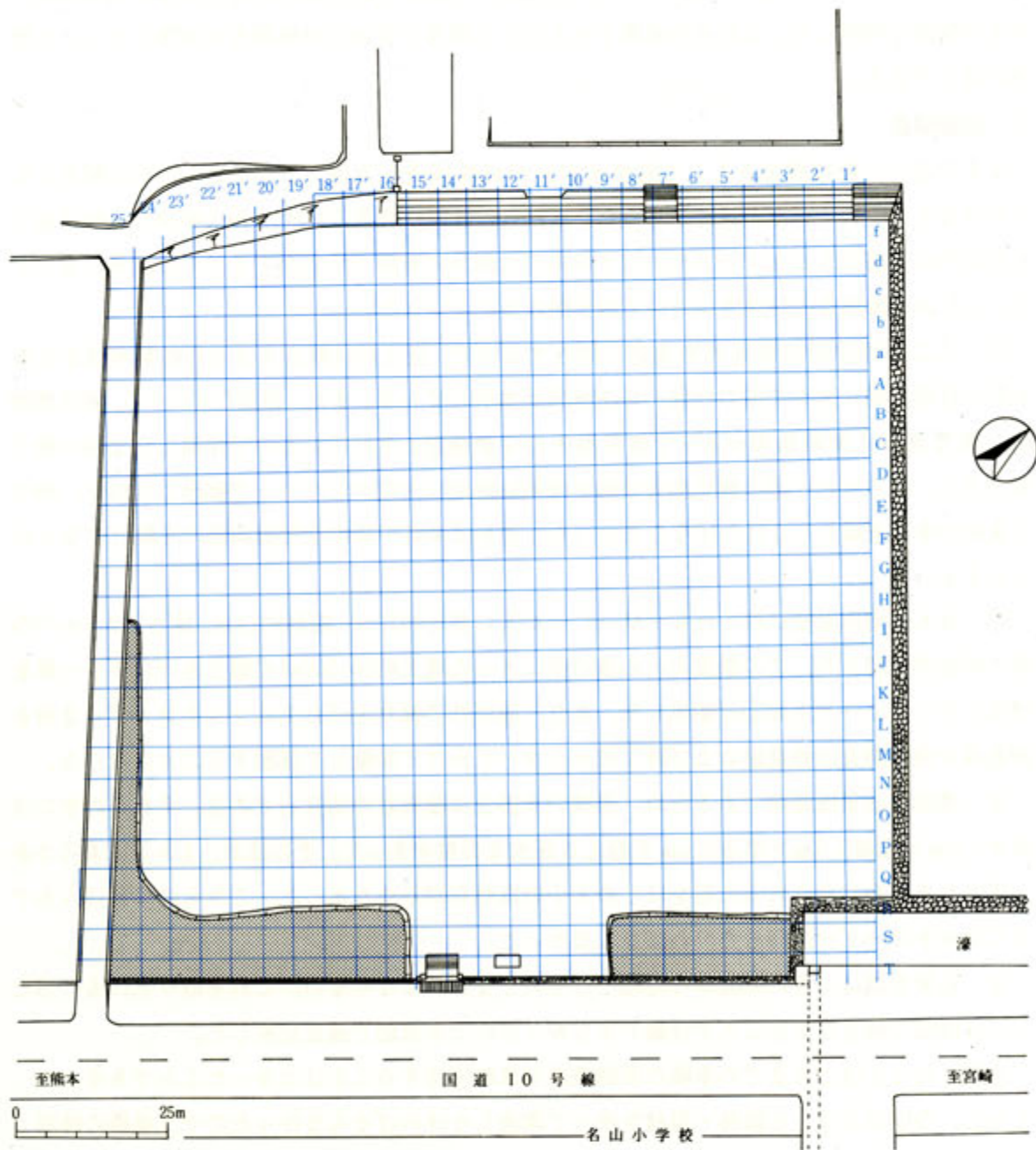
確認調査では、高台の内側に「福」、「大明成化年製」を記した磁器が発見されたほか、凝灰岩切石の所在を随所で確認することができた。これらの凝灰岩切石は連続した一つの遺構と見られるものや、凝灰岩を薄く平たい方形に整え畳石のように敷き詰めた所などの遺構が発見され、鹿児島城二之丸跡のうち調査予定全域の発掘調査を必要とすることが判明した。それで先史・古代遺跡の発掘調査とは若干異なり、二之丸跡或いは二之丸跡を含む鹿児島城に係わる文献・絵図など関係資料の収集と一部未確認地域の確認調査を調査員2人が分担し、全域の発掘調査に併行しながら臨むことにした。

この確認調査で得られた成果は次の通りである。

b-4'区に2mを越える凝灰岩切石3本を検出。

b・c-7区に南北にのびる軽石円礫群が確認されたほか、これと同じような礫群がF・G-7'区でも判明した。

J-7'区に凝灰岩を縛のように整えて石畳のように敷き詰めた遺構、L-7'区に凝灰岩切石が検出されたほか、N-7'区に石垣の積み方の一つである間知積みの基部とみられる積石列の所在が明らかになった。また、これ以外のトレンチではa・A-19'区のように建物跡が推定さ



第3図 調査グリット図

れる瓦列，B・C-15'区からE・F-15'区に続くと推定される凝灰岩切石列等の石造遺構の所在が随所に判明した。これらの成果をもとにして調査予定地の発掘調査を実施したことは既述の通りである。

3 発掘調査

今まで述べた確認調査をもとに調査予定地の発掘調査を実施したがそのためには解決しなければならないいくつかの課題があった。それらの課題は調査の途次，逐次解決し当初予定した期間内に完掘することができた。以下本県の大部分の遺跡では当面することは滅多にないと考えるこの発掘調査の特異性について若干触れることにした。

① 二之丸跡は旧市街地の中央部に所在するので，近くには県庁をはじめ県警本部などの本県の行政機関に加えて国の行政・司法機関が集中している。また，県文化センター，県立博物館，鹿児島市立美術館等があって鹿児島市の文教地区とされているので発掘した土砂の捨て場がなく，捨て土の一部は鹿児島大学医学部病院跡地に大型ダンプカーで搬出したほか，残りは遺跡の中で遺線りしなければならなかった。言わば本県の都市型発掘調査の先駆けになったと云える。

② 本丸跡南側城壁に沿ったa～M-1'～3'区に長さ約77m，幅員約13m，深さ約2.0mの内濠の所在が確認され，この調査のため濠の中にあった埋土約10,000m³の掘りあげにクレー車を使用しダンプカーで上記①に搬出した。また，濠以外で掘り上げた土はマルチローダー2台を調査員が発掘調査の始業前および終了後から夕べにかけて操縦して運搬することになった。

③ 遺跡は近世城郭跡であるため，遺構の大部分は凝灰岩の切り石である。それらの中には長さ1.5m×幅員0.5m×厚さ0.5mを越える長大な石材があった。そのほか，1トンはあろうかと思われる庭石にみられる大石をはじめ大小の自然石がかなりあった。これらの移動は人力でなくマルチローダーに頼らなければならなかった。

④ 石管水道は，その機能から連結したものでなければならない。これを取り上げるに当たっては漆喰で接合したところで分離できなかったため木挽鋸で適宜切断した。

上記したことはこれまでの本県の発掘調査で常時使用することはなかったことである。しかし，今回はこうした器具・器材を使って調査しなければならなかったため，遺構の種別・内容・出土遺物の年代と共に，本県考古学史の1ページに銘記すべき発掘調査であったことは間違いあるまい。

第2節 遺 構

1 概 要

検出されたそれぞれの遺構は同じ二之丸跡にあっても規模が異なるばかりでなく，それなりに特有の構造・機能・性格を備えていたと見られるものである。今，それらの配置を示すと第46図の通りである。

発掘調査によって検出された単一の遺構で規模が最も大きいものはa～M-1'～3'区に所在する濠である。この濠は南側の2箇所A・B-3'・4'区とG-3'・4'区に石段があった。C

～F-8'～11'区は建物の基礎石を置いてあったとみられる軽石礫の栗石が詰まった坪地業跡36箇所があった。この軽石栗石の西側B-8'・10'区と南側B～D-10'区には曲尺に折れた凝灰岩切石列が発見されている。A・B-16'・17'区は、幅員0.8～1.2m、深さ0.8～1.0mの掘り方に凝灰岩角礫と軽石礫を栗石に用いた長方形の布基礎が発見されている。L・M-7'・8'区には長方形の凝灰岩切石を積重ねた方形の石囲い、N・O-7'・8'区には栗石の方形枠の内側に間知積みの基礎1段のみが残ったとみられる方形の石囲い、f～b-12区には角柱状凝灰岩の列f～P-15'区及びf～M-18'・19'区、A-4'～11'各区には排水路、f～J-18区に埋設した2本の石管水道があって東の方角へ蟻蟻している。K～L-18'・19'区には矢来御門に通ずる段段が判明している。さきほどの2本の石管水道をこの石段のところを抜けているなど、検出した遺構はここで例示する暇がないほどである。これらの遺構は次の区分に沿って逐次説明することとする。

建物跡	S B
社殿跡	S S
門 跡	S G
濠	S K
石管水道	W P
井戸	S E
排水路	S D
塀跡	S P
石垣	S A
通路	S R
その他	S X

2 建物跡

SB1 (第10図)

SB1はC-9'・10'、D-8'～10'にあって、西と南の二方はSF1に囲まれた建物跡である。礎石は勿論所在しないが礎石を置くための坪地業に用いた凝灰岩栗石や同質の割石が21か所で検出されている。その中にはNo.9のように細かく破碎されたところやNo.13のように原位置から明らかに移動したと見られるものがあるほか、同じ線上にあるものでも必ずしも他のものと相応するところに検出されていないものが5か所ある。以下は検出された栗石遺構の概要である。

No.1は0.9×0.6でほぼ隅丸方形を呈する。石材は全て軽石礫を用い、その多くは拳大の大きさであるが中には径0.3mの大きいものもある。これらの軽石礫(は外周近くに割合大きいものを置き、その殆んどが当初の形を殆んど損っていないのに対し)中央部は少々凹んでいるだけでなく破碎されたものや亀裂のあるものが認められる。これからしてこの軽石栗石の上に礎石が置かれたことを疑う余地はないと云ってよい。次に、この軽石栗石の西端近くには3個体の陶磁器片が検出されている。

また、この栗石から南へ0.6mの所には一辺0.2mの方形の木杭1本が知られている。木杭の近くからは鉄斧と見られる鉄製品1本が出土している。栗石の中心から外構S Xの外側までは約2.0mの距離である。

No. 2

No. 2は底辺約0.8m・高さ約0.7mの三角形に似たものである。この場合も軽石栗石を用材にしていることはNo. 1同様である。しかし、この場合は長さ0.4m幅員0.3mのものをはじめ0.2mを超える割合に大型のものが西側に、小型のものが東側に多く検出されているところに特徴がある。No. 1との心心距離は2.0m（6.6尺）である。

No. 3

No. 3は前二者に比べ規模は小さい。栗石は径0.2mのもの以外は小型のものであるが前2例次の広がりからこの右のものを含むことも考えられる。また、栗石は何れも軽石礫である。No. 2との心心距離は1.8m（6尺）が見込まれる。

No. 4

No. 4は長径0.75m余り、短径0.5mの半円に散在したような状況を呈しているが、これから少々離れた西側3個の辺りまでがこの栗石の範囲に推定されなくてもない。栗石は総て軽石礫である。No. 3との心心距離は約1.0m（3.3尺）である。

以上西面に検出された栗石No. 1～No. 4はS F 1の外縁から約2.8m離れた地点でほぼ南北方位の同一線上に検出されたものである。No. 1～No. 4の心心距離は2.0m（6.6尺）+1.8m（6尺）+1.0m（3.3尺）である。

No. 5

No. 5は径0.6mの円形で検出されたものである。これは外側と下位にあるものは円礫であるが中央の上面は破碎してあって殆ど細片になっている。用材は軽石栗石である。

No. 6

No. 6は径0.1mの凝灰岩礫が0.5mの範囲に検出されたものである。No. 6とNo. 5は約4.9mの間合であるのでこの間に西側のNo. 2・No. 3に相応する位置に栗石があることも想定したが検出できなかった。

No. 7

No. 7は上面が欠損したと見られる凝灰岩切石及び同質の角礫7個からなるがその分布範囲は必ずしも広くはない。また、上石の下に小さい栗石を置くような工法は施してない。

No. 8

No. 8は欠損した凝灰岩2個からなると見られるものである。二つの凝灰岩は高低が多少相異している。凝灰岩二個の下に栗石は詰めてなかった。No. 8とNo. 7の心心距離は1.9m（6.3尺）である。

No. 9

No. 9は東西0.2m・南北0.3mの範囲に検出された凝灰岩礫細片の集まりである。細片は礎石

を安定させるため突固めたことを示している。No. 8 との心心距離は2.0m (6.6尺) である。これはNo. 1 とNo. 2 の間にほぼ等しい。

No.10

No.10は長径0.8m・短径0.4mの範囲に検出されたものである。石材は凝灰岩礫を用いてある以外に格別の知見は得ていない。No. 9 との距離は1.9m (6.3尺) である。

No.11

No.11は東西0.7m, 南北0.5mの範囲に欠損した凝灰岩切石及び同質の角礫のほか, 軽石円礫が混入したもので一応のまとまりをもち中央部は破碎されたものが多い。No.10との間合は1m, No. 6 とは約2mの間合である。

No.12

No.12の栗石は外周りに大きい凝灰岩礫, その内側に小振りの軽石栗石を置いた東西0.8m・南北0.7mの楕円状にまとまったもので, 中央部は外周に比べ少々凹んだようになっている。No.11との心心距離は2.1mで西側2列目に比べ北に長くなっている。

No.13

No.13はNo. 7～12の組列のNo.10, No.14～17組列でNo.10に対応する位置のほぼ中間に検出されたものである。これは欠損した凝灰岩切石2個の間に軽石栗石があるが, 何れも土地から遊離したような状況を呈しているので別のところから播出したことも考えられる。これが推定される本来の場所はNo.14～17の軸線とNo.3・No.10を結ぶ軸線を約2.0m延長した両方の軸線が交叉する辺りであろう。

No.14

No.14は長さ0.42m・最大幅0.36mと長0.34m・幅0.28mの凝灰岩2枚からなるもので, これまで述べてきた栗石遺構とは構造及び様相を異にしている。この二つの上面は若干高低差が認められるが, 下位は共に土中であって安定した状況を示している。SF1の外縁との距離はNo. 7と同じ2.1mである。またNo. 7 との心心距離は2.0mである。

No.15

No.15は長さ0.4m・幅員0.23mの折損した凝灰岩切石のほか凝灰岩2個からなるが, この下には破碎された凝灰岩に陶片を含む0.1mの層があるが掘り方があったのかははっきりしない。No.15の東西方位はNo.1・5・8を結ぶ軸線上に位置するが, 南北方位はNo.14・16・17を結ぶ軸線からは若干東に偏している。多分西側は一部が抜き取られたと推定しても不都合はないと考える。

No.16

No.16は長方形に似た形状を呈するもので各頂点は東西0.8m・南北1.0mの範囲にある。長方形の四隅に相当するところには割合に大きい凝灰岩礫4個を配し, それらに囲まれた内側には余り大きくない凝灰岩礫を置いてある。ここに用いられている栗石は殆ど地上に表出していないが地表から約0.16mの深さまでは破碎された凝灰岩の細片が詰まり, この下約0.2mは凝灰岩礫が突固められて固定されたような状況を呈していた。No.16はNo.14・17を結ぶ同軸線と

No. 2・9・19を結ぶ同軸線が交叉するところに位置する。No. 9とNo.15の心心距離は共に2.0 mである。

No.17

No.17は長さ幅員共に0.3mの凝灰岩礫を中心に、その東西に検出されている数個の同質凝灰岩礫の集まりである。東西の二つはほぼ同高であるが中央のものは少々低い。また、この遺構の栗石は南北両面には発見されていない。これはNo.15同様に後世抜き取られたものに違いない。

No.12との距離はNo. 9・No.16と同じ2.0mである。

No.18

No.18に検出された栗石は破碎した凝灰岩礫4個でNo.14と同じ方法を用いたものである。これはSF1から北へ約2.2mに所在し、さきのNo. 7・14と同軸線上にある。No.14との間合と同じ2.0mである。

No.19

No.19は長さ0.3m・幅員0.1に満たない凝灰岩礫と同質の小礫からなる遺構である。これは東西0.6m・南北0.6mの範囲のまとまりをもっているが、東側と北側の一部は広がり欠き取除かれたようになっている。No.18からは概ね4mの距離にある。

No.20

No.20は長さ0.3m・幅員0.24mの折損した凝灰岩切石1個のみである。この周囲では東側に凝灰岩礫1個が出土しているがどのような関わりがあるのかはっきりしない。この下部に栗石は知られていない。また、これまで検出されているNo.10・No.12及びNo.13の想定される本来の位置とNo.17の間に栗石は知られていないことから、これが礎石とどのように関わるのか明確でないだけでなく寧ろ否定的でさえある。

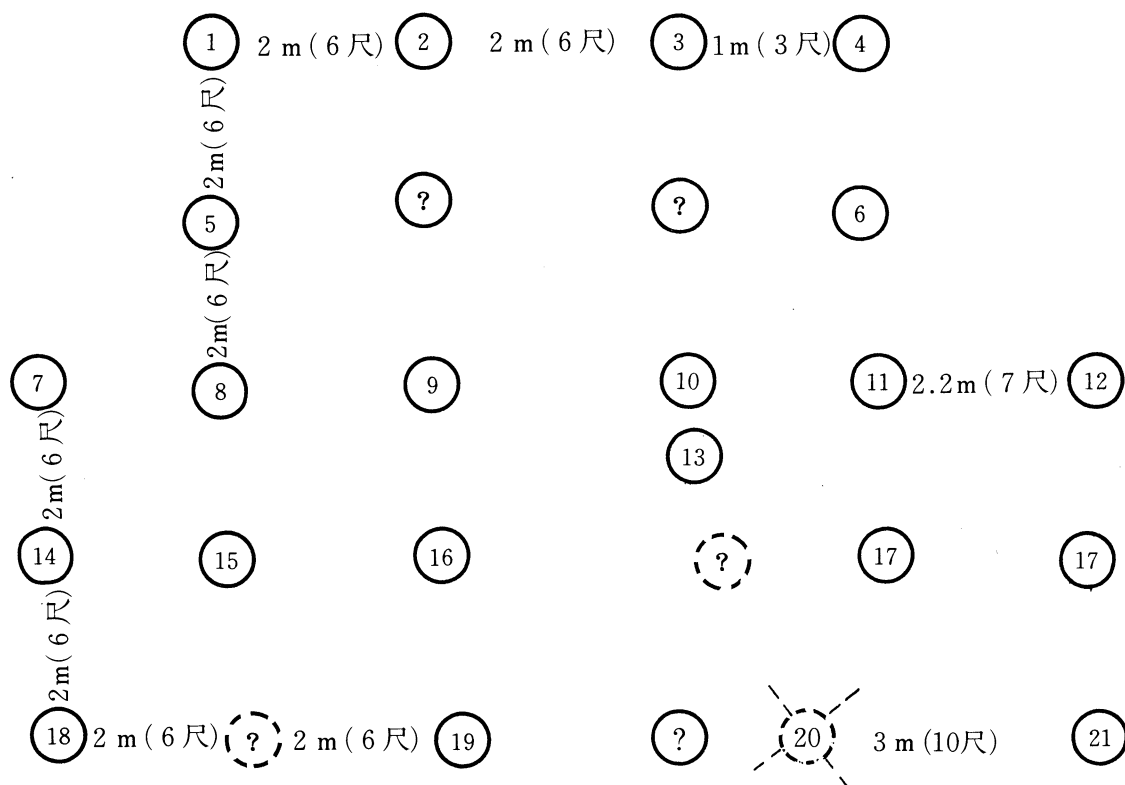
No.21

No.21は長さ0.4m、最大幅員0.2m、厚さ約0.1mの折損した台形状凝灰岩切石を主とする遺構である。この場合周囲の凝灰岩礫は先のNo.20と異なり、No.12・17と同じ線上に位置することからSB1の東北隅の礎石を置いてあったことは明白である。

SB1は①西側のNo. 1～5 栗石のように軽石円礫を主とするもの、②No. 6・11のように凝灰岩礫を主とするもの、③No.12・14・16のように折損した凝灰岩切石と同質の礫を合わせ用いたものなどがある。No.18は折損した凝灰岩切石のみが検出されているけれども、実際はこれだけでなく凝灰岩礫を合わせ用いたに違いない。このようにSB1の礎石があったと見られるところの栗石とした用材は何れも同じようなものではなかった。その中には廃材になったものを多用
次にSB1は桁行5間に梁行2間を基本にするけれども、西の桁から更に桁行2間と梁行3間
次にSB1は桁行5間に梁行2間を基本にするけれども西の桁から更に桁行2間と梁行3間の張出（造出）がついたものである。桁行は南から2m（6尺）+2m（6尺）+2.0m（6尺）+3m（10尺）であるから最も北の1間は9尺間であるが他の4間は6尺であったものと考え
る。また梁行は2間の何れも2m（6尺）である。そして西の張出しは桁行は東から2m（6尺）

+1.8m (6尺) の2間であるが、梁行は南から2 m (6尺) + 2 m (6尺) 1 m (3尺) の3間である。

以上のことをひとつにまとめると次のようになる。



第47図 建物1の復元図

西の張出の先は外構SF1に続いて石畳があり、これから5 m西には御門に推定される遺構が検出されていることからすると張出はSB1の出入口であり、これに続く桁行5間、梁行2間がSB1の本間であったものと推定する。これは城内館にしては規模は決して大きい建物でないことは明らかである。「城山南面屋方前之図」(紀行篇画帖所収)

なお、建物の規模はともかくとして方位は「天保年間鹿児島城下絵図」(鹿児島市立美術館蔵)と殆んど同じである。

SB2 (第11図)

SB2はE~G-9'・10'区に検出されたもので、SB1同様折損した凝灰岩切石と同質の角礫及び軽石円礫を栗石として用いた遺構である。栗石を確認したのは確認調査から推定される31か所のうち18か所である。次は礎石が置かれていたと見られるところの概要である。

No.22

No.22は長さ幅員、共に0.6mの凝灰岩角礫の囲りに10個余りの同質の小礫を配したものであ

る。凝灰岩は平らな面を上にして下部の0.3mは地中に埋没している。

No.23・24

No.23・24は共に凝灰岩礫3個が所在する。特にNo.23の3個とNo.24の近接する2個は土地から遊離していないので概ね原位置から動いていないと見分したものである。しかし、栗石はこの3個のみであったとは考えられない上、No.24は分散しているので栗石が置かれた場所はNo.22・23の同一線上の北方それぞれ2.0m（6尺）を中心とする半径0.5mの3個及び2個を含むところに推定されるものとする。

No.25

No.25は長さ0.46m・幅員0.32m、長さ0.5m・幅員0.28mの凝灰岩切石にその西に所在する長径0.3mの凝灰岩礫からなるものである。3個の中で土地に密着しているものは凝灰岩円礫のみである。凝灰岩切石2個のうち西側のものはとかく、東側は凝灰岩礫からかなり離れたところにあるので原位置にあるのかどうか疑わしい。また凝灰岩礫3個の間には凝灰岩小礫、軽石円礫の何れも検出されていない。No.24と土地に密着している凝灰岩礫の間合いは約1.9m（6尺）である。従って、西側の推定を含む柱列の心心距離は南から1.5m（5尺）+2.0m（6.6尺）+2.0m（6.6尺）+2.0m（6.6尺）の4間である。

No.26

No.26は凝灰岩の細片小量が認められたところである。ここはこの東にある凝灰岩割石や同質の角礫があったものと推定される。

No.27

No.27は長さ0.44m・幅員0.3m・厚さ0.36mの1個だけからなるものである。これは上面が若干斜めであるだけでなく半分以上が地中に埋没した状況を呈している。周囲から凝灰岩礫・軽石円礫などは検出されていないので、この切石1個のみを礎石に用いたのか些か疑問がなでもない。西側柱列の延長線からは1.8m（6尺）である。

No.28

No.28は径0.5mの円形上の範囲に発見された凝灰岩礫・軽石円礫8個からなるものである。これら8個の高さは中央にあるものが低く外側は高いいわば中凹みの状況を呈している。No.27との間合いは1.5m（5尺）が推定される。

No.29

No.29は長さ0.3~0.4m・幅員0.2mの凝灰岩円礫3個とその周囲に検出された凝灰岩小礫からなる一群である。この栗石とNo.28との心心距離は2.0m（6.6尺）である。

No.30

No.30は長さ0.3m・幅員0.1m余りの凝灰岩切石1個を中心とするものである。しかし、この凝灰岩切石1個が栗石に代り得ないことは明白であり、周囲には凝灰岩及び軽石などの小礫は知られてはいないが、本来この周囲に栗石を置いてあったものと見るほかはあるまいと想定される。間合いは2.0m（6.6尺）である。

No.31

No.31は長さ0.4m・幅員0.3m、長さ0.3m・幅員0.2mの凝灰岩切石2個を主とするものである。これはNo.25・27・29同様検出されているものは凝灰岩切石のみで、栗石はこの周囲や下には確認されていないのである。しかし、先にも述べたようにこのように切石1個或いは2個の上に礎石を置いたのか大いに疑問である。従って、ここでも、もともとは栗石はあったが後に取除かれてしまったと見るのが妥当であろう。No.30と計測出来る心心距離は2m(6.6尺)である。

No.32

No.32は長さ0.8m・幅員0.5mの範囲に検出されたもので栗石の分布状況はほぼ方形である。断面に見る栗石は浅い凹みの中に小礫3個を置き、その上に長径0.3mのものを重ねたような状況を呈している。SF1の外縁からは約1.8mの距離がある。

No.33

No.33は長径0.3mを超えるものと径0.2m余りのもの2個に小礫2個を加えたものであるが、その数は極めて少ないから一部は取り除れたことが推定される。No.32とNo.33の心心距離はNo.27・No.28同様1.5m(5尺)である。

No.34

No.34は東西南北共に、0.9mの範囲にあるが栗石の分布状況は概ね方形である。栗石は内外共に廃材と見られる割合大きい凝灰岩切石を配し、その周囲は凝灰岩小礫を詰めたようにして充たしてある。栗石全体は外周が高く内側は凹んでいるから礎石の荷重に因ったものと見られる。またこれまでは、栗石を置くための掘り方を設けたのかどうか明確でないものが多くを占めていたが、この場合地面は浅く凹んでいるが、掘り方でなく地固め地業によるものであろう。No.33との心心距離は2m(6.6尺)である。

No.35

No.35は相近接している凝灰岩切石2個からなるものである。この周囲にはこれと一体をなすと見られる石材は検出されていないから、栗石の範囲及び中心は明らかでない。しかし、No.35は凝灰岩切石2個を西端にしてここから東へ概ね0.5m、そしてこれと交叉するNo.32～34の中心線の南北それぞれ0.5mの範囲に推定される。栗石は後に取除かれたものであろう。凝灰岩切石の所在地はNo.34からの心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.36

No.36は東西0.9m・南北0.9mの範囲に検出されたものである。これらは0.2～0.3m・幅員～0.2m前後の凝灰岩礫を外側に、内側は同質の小礫を配したものである。外側は内側に比べ少々高く礎石の安定を確保できる状況になっている。栗石のある中央部は土地が浅く凹んでいる。これは掘り方でなく礎石及びそれにかかる荷重によるものであろう。No.35からの心心距離は2.0m(6.6尺)で、西側に所在するNo.25・26を結ぶ同軸線上に位置する。

No.37・39

No.37は長さ0.25m・幅員0.2mの中程で折損した凝灰岩切石1個を中心とする地点に推定され

るものである。この範囲を明らかにするものは知られていないが、これから東0.3mのところ
に検出されている凝灰岩礫の辺りまでが考えられよう。これはNo.22～37を結ぶ同軸線上に位置し
No.33からの心心距離は1.9m (3.5尺) である。

No.39は土地に密着している長さ0.4m・幅員0.2m・厚さ0.2m 余りの凝灰岩切石1個を中心
を中心とするとところに想定されるものである。これはNo.37同様にその範囲を知ることができる
ものは知られていない。しかし、No.38からはこの西側3列の場合と同じところにあるだけでなく、
同3列のNo.24・30・35同様凝灰岩切石1個または2個が検出されている点は共通する特徴とし
て指摘できる。No.38との心心距離は2.0m (6.6尺) である。

No.38

No.38は長径0.8m・短径0.45mの長楕円を呈するもので規模はあまり大きくはない。この遺構は
最も大きい長さ0.2m 余り幅員0.1m 余りの凝灰岩礫のほか、同質の10余個を主に外周りに
配し内側には僅かに3個を置いてあった。その状況は外周が高く内側は少々低いものでこの上
に礎石があったことを推知させる。No.37からの心心距離は2.1m (6.7尺) である。

No.42

No.42は東西1.3m・南北0.9mの楕円状に検出されたものでSB2 関連の栗石では最も規模の
大きいものである。この遺構は東側の長さ0.3m 余りの2本を囲むようにして周囲に検出され
ている凝灰岩小礫でこれに接する西側の凝灰岩小礫の出土状況は若干相異しているようである。
特に、西側の場合はNo.27・32とほぼ同軸線で、しかも地固め地業の直上にあるのに対して東側
は外枠に位置すること、この北側にこれと対応する栗石がないことから栗石とは異なる別のも
のであったことが考えられないでもない。No.32との間隔は約3.0m (10尺) でこれまでの例外である。

No.43

No.43は長さ0.4m・幅員0.3mの凝灰岩礫とそれを囲むようにして周りに検出された径0.9m
のものである。これらの栗石はNo.28・No.34などと同じように、外周にあるものは内側に比べ若
干高い。また栗石には地中に埋没したものの確認されている。これは栗石にかかる荷重もさること
ながら地固地業によって埋没したものに違いあるまい。No.43は東西方位はNo.22・28・33・37
を結ぶ同軸線上に位置するけれども、No.37との柱間は2.4m (8尺) で較差がある。また北側で
これに対応する栗石はNo.42同様知られていない。

No.44

No.44はNo.43から0.2m 東に所在する。この場合もNo.43と同じように凝灰岩礫の周りを囲むよ
うにして凝灰岩礫を配してある。東側に発見されていないのは後に取り除いたためであろう。
外周の栗石は内側のものに比べ少々高いところにある。No.43と同軸線上に位置する。両者の心
心距離は0.8m (2.7尺) でこれまでの心心距離に比べ狭く異例である。

No.45

No.45は一辺0.3mの凝灰岩の周りに長さ0.4mの台形のものを含む10個余りのものからなる。
この場合も東側半分には知られていないからNo.44同様後で取除かれたものと見て差支えある

まい。栗石の検出状況は外周りにあるものは内側と比べ少々高いことはこれまで述べた他の例と同じである。No44との心心距離は4.0m（13.2尺）で中間に栗石は知られていない。

以上SB2に関わる栗石の個々の大方を述べて来た。これから想定される建物は栗石No24・30・35に床東があったことが考えられないでもないけれども本柱のみが置かれたのであれば柱間4間である。柱間4間の心心距離は南から1.5m（5尺）+2.0m（6.6尺）+2m（6.6尺）+2m（6.6尺）である。一方、栗石No24・30・35が床東であった場合の柱間は2間で心心距離は南から3.5m（11.5尺）+4m（13.2尺）、梁行は柱間2間である。柱間それぞれの心心距離は、西から1.9m（6.3尺）+1.8m（6尺）である。

次に東側柱からは張出を設けてある。張出は桁行3間、梁行1間である。桁行の柱間3間は西から1.9m（6.3尺）+2.2m（7.3尺）+1.0m（3.3尺）である。梁行は3m（10尺）である。この張出はSB2の東にSF1が囲繞しているだけでなく、その内側に木戸門が想定されることからSB2の玄関間であったと見ることが最も妥当であると考え。SB2とSB1を比較した場合、桁行の柱間は同じ4間である。しかし、SB1は南端の柱間が2m（6.6尺）であるのに対し、SB2は1.5m（5尺）で0.5m（1.7尺）の違いがある。またSB1の北端の柱間は3.0m（10尺）であるがSB2は1.8m（6尺）で1.2m（4尺）ほど長い。さらに、張出はSB1の桁行は柱間2.0m（6.6尺）の2間、即ち4m（13.2尺）であるが、SB1は1.8m（6尺）+2m（6.6尺）+1.0m（3.3尺）の4.8m（15.9尺）で0.8m（2.7尺）長いだけでなく柱間1つが多い。一方梁行はSF1が心心距離2.0m（6.6尺）+1.8m（6尺）+1m（3尺）の柱間3間であるのに対し、SB2は3m（10尺）の1間であるからSB1とSB2は本間はともかくとして、張出は位置、形状規模の何れも異質であると云ってよい。

SB3（第11図）

SB3はSB2の北1.9m、SF1の東南から2m西に離れたF・G-8'・9'区に検出された栗石など7か所から推定される東西3m（10尺）・南北6m（20尺）の建物跡である。以下は礎石があったと見られる7か所の所見である。

No40

No40は荒割りした一辺0.6m×0.3mと一辺0.3m×0.3mの凝灰岩2個のみで、この周りには凝灰岩小礫・軽石円礫などの栗石は発見されていない。二つの凝灰岩割石は東側のものが若干低くなっている。

No41

No41は0.4m×0.3mと0.3m×0.24mの2個からなることはNo1同様である。二つの凝灰岩は隙間がないと云える程近接し、両者が接する中央は恰もこの上に重量物があったことを示すかのように凹んでいる。No40との心心距離は約1m（3尺）である。

No51

No51は東西0.9m・南北1.0mの範囲に検出された凝灰岩割石と同質の小礫及び軽石円礫を栗石に用いたものであるが、北側の凝灰岩割石2個を含むのか南側のものだけであるのか個々の

断面図でははっきりしない。しかし、No.53を含む南北の断面は北側の2個が埒外にあることを示している。No.41との距離は3 m (10尺) である。

No.53

No.53は長さ0.4 m・幅員0.3 mで亀甲形を呈する凝灰岩とこの周りにある数個の角礫からなるものである。No.53との距離は1 m (3尺) でNo.40とNo.41との距離に等しい。

No.46

No.46は一辺0.65 m×0.3 m・厚さ0.18 mの凝灰岩切石とこれに接する同質の角礫1個からなるものである。上面は平らで安定していることからこれのみでNo.46は礎石として用い、直接この上に柱を据えられる可能性は十分にあると考える。No.40との心心距離は3 m (10尺) である。

No.49

No.49は長さ0.4 m・幅員0.2 m・厚さ0.26 mと長さ0.28 m・幅員0.14 m・厚さ0.2 mの凝灰岩割石2個を用いてある。二つの割石は高低差があつてNo.46のようにこの上に柱を直接据えることは到底できないものと見られるので、この上に礎石があつたことを考えざるを得ない。No.5との心心距離は3 m (10尺) である。

No.56

No.56は中央の長さ0.5 m・幅員0.2 m・厚さ0.34 mの割合に大きい凝灰岩割石の周りに軽石円礫を配したもので、その規模は径0.9 mである。礎石は軽石円礫が密集している割石の東側が平らで安定を保つ状況にあるからここに固定されたものと見られる。No.49との距離は1 m (3尺) である。また、これに対応する西側No.4との間合は3 m (10尺) でNo.40とNo.46に等しい。

以上SB3で礎石が推定されるところNo.1～No.7の特色は述べたとおりである。これらは、
①凝灰岩割石1個或いは2個からなるもの (40・41・46・49)

②凝灰岩の周りに軽石円礫を栗石として配してあるもの (51・53)

の二つに分けられる。この二つの違いがどうして生じたのか残念乍ら明らかにすることはできなかった。しかし、①グループの場合凝灰岩割石の周囲とその直下に軽石円礫及び凝灰岩角礫などの栗石が殆ど知られていないから、後世取り除いたものと見ることは難しく当初からなかったと見るほかはないと考える。

次にこの建物は桁行6 m (20尺)、梁行3 m (10尺) で南北が妻になり、建物の方位はSB1、SB2と同じである。建物の東側柱間の心心距離は南から3 m (10尺) + 3 m (10尺) の2間であるが、西側は1 m (3尺) + 4 m (13尺) + 1 m (3尺) で柱間は3間である。特に東側は中間に礎石が推定されているのに対して西側では検出されていない。一方、西側は南北がそれぞれ1 m (3尺) のところに礎石があるけれども東側には知られていない。また、梁行の場合、棟木を支える棟持柱が想定される位置には礎石は確認されていない。棟木は構造上は南北の梁に棟束柱を置くこともできよう。しかし、中央に東西両側と棟木を支える棟持柱の礎石がないことに加えて、床束柱の礎石などが検出されていないので、これを住家と見ることは妥当ではないと考える。

SB 4 (第12図)

SB 4はD-9', D~G-10'区にあって、SB 1・2 一部の下に検出された一連のものである。検出された栗石は18か所である。栗石それぞれのあらまは次のとおりである。

No. 1

No. 1は長さ・幅員、共に0.1m内外の凝灰岩礫と軽石円礫10数個を栗石に用いたものである。栗石の形状は一辺0.5mのほぼ方形である。栗石は外側に比べ中央が密である。

No. 2

No. 2はNo. 1同様、長さ・幅員共に0.1mの凝灰岩礫と軽石円礫10数個を用いたものである。しかし、形状はNo. 1とは異なり長さ0.6m余り、幅員0.4mのグループと4個が纏った二つのグループからなっている。両者の間に栗石は検出されていない。No. 1との間合は心心距離1.8m(6尺)である。

No. 3

No. 3は長さ・幅員、共に概ね0.1m前後の凝灰岩礫20個からなるものである。その形状はひとつの定形をなすようなものではないが中央は外周に比べ割合密である。No. 2との心心距離2.1m(7尺)である。

No. 4

No. 4は長さ0.1~0.2mの凝灰岩と同程度の軽石円礫2個を含むものである。この形状は長さ0.4m・幅員0.3mの長方形である。No. 1との心心距離は1.8m(6尺)である。

No. 5

No. 5は長さ0.6m・最大幅員0.4mの砂岩を中心にその周りがある同質の円礫と軽石円礫各1個からなるものである。大型の砂岩は平たい面が多い方を上にして埋設されていたが掘り方ははっきりしていない。この大型砂岩の近くには凝灰岩角礫4個が検出されているので何れが栗石であるのか即断し難たい。しかし、大型砂岩は18か所の栗石が何れも凝灰岩角礫を主用材とすること、No. 1とNo. 3、No. 1とNo. 4の距離に比べ大型の砂岩は4個の凝灰岩礫以上に相応する距離に位置しないことなどから、礎石があったのは大型砂岩でなく4個の凝灰岩礫とすべきであると考えられる。

No. 6

No. 6は長さ0.15m・最大幅員0.1mの軽石円礫のほか、同質の円礫や凝灰岩角礫若干からなる小規模なものである。

No. 7

No. 7は長さ0.25m・最大幅員0.2m・厚さ0.2mの凝灰岩割石の周りに、同質の角礫2個と軽石円礫2個が検出されたものである。凝灰岩割石は検出状況から浅い掘り方の中に置いたあとその上から地固めしたものと想定される。No. 6との心心距離は1.9mでNo. 1とNo. 2の間合と大差はない。

No. 8

No. 8 は長さ0.1～0.2mの凝灰岩割石2個と同質の角礫2個が1列に並び、その横に同じような凝灰岩割石1個が検出されたものでこれまでの栗石**No. 1～4**とは形状を異にするが**No. 1・4・6**と同一線上に位置する。**No. 6**との心心距離は1.75m(5.3尺)である。

No. 9

No. 9は軽石円礫の周りに凝灰岩角礫など10個を配したものである。栗石の形状は**No. 8**と同じように1列に並んでいるが一端はあたかも枝別れしたようになっている。

No.10

No.10は長さ0.1m前後の凝灰岩角礫及び同程度の軽石円礫合せた10余個からなるものである。形状は一辺の長さ0.4mの平行四辺形に近い。凝灰岩角礫は中央に多用してある。**No. 9**との心心距離は2m(6.6尺)である。

No.11

No.11は長さ・幅員、共に0.1m前後の凝灰岩角礫約30個を用いたものである。栗石の形状は径0.5mの円形に近い。また、栗石は疎密がなく全体的に均等である。

No.12

No.12は凝灰岩角礫7個が纏まったものである。栗石は長さ0.4m・幅員0.2mの概ね長方形に近く規模は小さい。

No.13

No.13は長さ0.1～0.2mの凝灰岩割石及び角礫20個余りからなるものである。

No.14

No.14は長さ0.15～0.2mの凝灰岩割石を始め同質の角礫を合せて10余個の纏まりである。これは長さ0.6m・中央の幅員0.3mあるが両端は枝別れしたようになっている。幅員は概ね0.7mである。角礫は中程に小振りのもの、両端に大きいものを配してある。中程は密である。

No.15

No.15は長さ0.15m前後の凝灰岩割石5個のほか同質の角礫、軽石円礫を含むものである。これは3辺がほぼ0.7mの三角形に近い形状を呈するが、栗石は頂部と底辺の2か所に分断したように分布し、両者の間は空白である。

No.16

No.16は長さ0.3m・幅員0.5mの凝灰岩割石のほか、長さ0.15～0.2mの凝灰岩割石数個及び同質の角礫20余個を含むものである。栗石は径0.8mの円形に近く、その分布状況は外周に多く中程は疎である。**No.14**、**No.18**の中間に位置し心心距離は、共に2m(6.6尺)である。また**No.15**との心心距離も前二者と同じ2m(6.6尺)である。

No.17

No.17は長さ0.2mの台形状の凝灰岩割石のほか、これよりも若干小さい同質の割石3個と同質の角礫10余個を用いたものである。栗石は径0.7mのほぼ円形を呈するが、その分布は大型の割石は外周りにあって、中程は割石1個と角礫若干が認められるだけである。

No.18

No.18は長さ0.3m・幅0.15mの長方形凝灰岩割石1個にこれと同じような同質の割石2個のほか、これより若干小さい凝灰岩角礫10余個からなるものである。栗石は底辺0.8m・高さ0.4mの台形状を呈し、その分布は全体の纏まりはなく中央部が若干密である。No.17と共にこの建物の栗石では最も東に所在する。またNo.17との心心距離は2.0m（6.6尺）である。

以上18か所で検出された栗石はS R 4の全部ではないから、これだけでS Bの規模・性格を推知することは難しい。しかし、東西方位に並ぶNo.9・11・12・13・15・17, No.1・4・6・8・10・14・16・18・の2列から東西方位の柱間の心心距離は西側から1.9m(6.3尺)+2m(6.6尺)+2m(6.6尺)の9間である。そのうちNo.12とNo.13は心心距離が1.0m(3.3尺)で他に較べ著しく狭小であるので、同一の建物をこのような不等間隔で造作したのか疑問がないでもない。また、No.6とNo.8, No.8とNo.10の間合いは、共に1.4m(4.4尺)であるから、この場合も前者同様柱間をこのように不等に造作したのか重ねて疑問が生ずる所以である。

次にNo.1・4・6・8の南側は、No.9・11・12・13と同軸上に栗石は発見されていない。これに加えてNo.14・16・18の北側でもNo.2・7の延長上に所在が推定される栗石は検出されていないので、先に述べたようにS B 4の規模・性格等を推知することは難しい。それでもこの建物の北にはこの建物と同じ方位の築地、あるいは漆喰塀が推定される帯状の凝灰岩礫が知られている。これからするとS B 4はこの帯状凝灰岩礫の南の区画にあったことは確かである。従って、このS B 4は東西方位が桁行であったことになる。桁行は39m(117尺)、柱間は9間が見込まれる。そして、18か所の栗石はS B 1・S B 2の下層から検出されたものであるから、確実に創建時の遺構と見分できると考える。

次にS B 11の東北隅には北側長辺と西側短辺は煉瓦積、他の長・短2辺及びこれに近い東に凝灰岩角礫、煉瓦積の北側に凝灰岩を組合せた排水溝を伴う遺構が検出されている。これらは別々のものでなく一体的なもので主要部は長方形である。そのうち煉瓦を主とするところは東西2.4m、南北1.6mである。煉瓦積の西側の北面と西面は外周が高く、内側は1段低いので外縁を設けたような形状である。東側は煉瓦3段を重ねてある。西側に続く東半分は台状に煉瓦を重ねてあるが全体が残っていないので本来の形状を推知することは容易でない。ただ、これら煉瓦の一部はタール状の固形物が付着していたほか、この下には凹みがあって木灰が詰っていた。

煉瓦積と対照的位置にあるのが規矩形の帯状凝灰岩角礫である。これはところによっては広狭が全くない訳ではないが、幅員はほぼ0.3mである。角礫の密度は概ね同等である。

凝灰岩を組合せた排水溝は長さ1.3m余り、幅員0.1m余で煉瓦積の下位から始まるが、規模の程度や末端は明らかでない。またこの帯状凝灰岩角礫に較べ幅員は少々狭い。これが規矩形の遺構とどのように関わるのかははっきりしない。しかし煉瓦を用いこの一部にタールが付着していること、床は漆喰張であること、近くに水槽があること、排水溝を設けてあることなどから調理場的機能の場所が推知される。成尾の城内指図はこの辺りに「御台所」を示してあるの

で煉瓦積等をもつSB12はその御台所跡に比定すべきものとする。

SB5 (第23図)

SB5はA・B-16'・17'区にあって、凝灰岩と軽石栗石を用いた東西約8.5m南北約6mで四面を囲った上、中程に南北両面を結合するような今1本を渡したものである。その形状はあたかも「日」字形を呈する。また、中央遺構の東側には同質の石材からなる径1.4×1.2mの若干楕円形の遺構が近接している。

この遺構は幅員0.6~0.8m・深さ0.8mの掘り方に凝灰岩礫を投入したのち、上から突固める作業を数回繰り返す地業を施した布基礎である。それで凝灰岩・軽石栗石、共に破碎されたものが多く所によっては細かく砕かれて粉末状に近いものが多々見られた。これはこの遺構全体に通ずることである。また、布基礎のところどころ及び布基礎内側のところどころにはかなり大きい凝灰岩礫や損壊したとみられる凝灰岩切石が含まれているので、布基礎の施行に際しては石材の一部は廃材を利用したことも考えられる。そのほか東面に近接する中央東には、石管を連結した石管水道が検出されている。これはSB4の施工によって壊されたのか別の場所から持って来たのか明らかでない。また東面と北面が接する隅からは5本を接合した石製排水管1本が検出されている。これはその位置、排水管と云う遺構の性格及びSD2に注ぐようになっていること次のSB5にこのような排水施設が知られていることなどからしてこのSB5に付くものであると考える。

SB6 (第24図)

SB6はSB5から東へ約12.5m離れたE・H-16'・17'区に所在する布基礎の遺構である。これは東西約16m・南北約7.5mで、SB5に比べたときその規模は南北はともかくとして東西は2倍近く大きい。地業は掘り方に凝灰岩礫と軽石栗石を投入し、その上から突固めてあるほか四面の中央にも周囲と同質の凝灰岩礫及び軽石栗石をもって坪地業してある。その規模は径約1.2×0.7mの楕円形である。布基礎の中央に坪地業があることはSB5の場合と同じである。次に北面の西の隅から東へ約1.8m行ったところには長さ約3.3m・幅員0.45mの凝灰岩製U字型排水溝がある。これは布基礎のところから始まってSD2に及ぶものであり、他にこの凝灰岩排水溝に直接結びつく遺構はこの周囲には確認されていないから、これはSB6に設されたものであることは疑いない。(No.127・128・129)

SB7 (第25図)

SB7はH~L-15'・16'区検出された礎石があったと見られる凝灰岩角礫栗石及び同質の石材を使った坪地業跡から推定される建物である。この遺構で礎石があったと見られる栗石が判明しているのは、北側柱列の5か所である。No.1はK・L-15'画線上にあって最も東側のものである。これは幅員0.5m・深さ0.5mの掘り方にシラスと凝灰岩礫を投入して突固め、その上に大小10個余りの凝灰岩礫を置いたものである。凝灰岩礫は0.8×0.7の楕円になっている。置いたものである。凝灰岩礫は0.8×0.7の楕円になっている。

No.2はK-15'区のSD2の南側約2.0mに検出された1.0×0.8mの楕円形の凝灰岩礫の集り

である。No. 1 との心心距離は3.6mである。(No.199)

No. 3 は J-15' 区に発見された半円に並ぶ大小6個の凝灰岩礫からなるものである。これは栗石の分布及び地業の状況から0.9×0.8mの規模が推定される。No. 2 との心心距離は概ね5.2mである。

No. 4 は I-15' 区に発見されたもので一部は抜取られているが、半円になっている10個の凝灰岩角礫群がそれである。栗石の径は1.0mが推定される。No. 3 との心心距離は3.1mである。

No. 5 は H-15' 区に発見された一群の凝灰岩礫である。これは大部分が WP 5 を敷設した折に栗石の一部を取除いたのか、石管水道を折損した同じ時期に取除かれたのか明確ではない。しかし、石管水道や凝灰岩礫の検出状況は後者であることを示唆している。No. 4 との心心距離は3.2mである。このように東西方位に並ぶ凝灰岩礫を栗石に用いた遺構の心心距離は東から3.6(12尺) + 5.2(18尺) + 3.1(10尺) + 3.6(12尺) で柱間は4間である。

北側に対応する南側柱の栗石は2か所は検出されているが他の3か所は確認するに至っていない。先ずNo. 1 に対応する南側のものは L-17' 画線に位置するNo. 6 としたものである。No. 6 は K-16'・17' 画線近くの K-17' に所在するものである。これはNo. 2 に相對する。

SB 8 (第25図)

SB 8 は S 2 北側の M-15'・16' の画線の中にした M-15'・16' 区に凝灰岩礫を栗石にした遺構が1か所づつ知られている。先づ M-15' 区のものゝ凝灰岩礫を密に置き、周囲はこれを取り囲むように疎に配した中凹みしたものである。栗石の規模は0.8×0.8mでその形状は円に近い。M-16' のものは径0.8×0.8の範囲に凝灰岩礫と軽石の細片が検出されている。これは中央部上位のものは破碎されて細片になっているが、周囲のものは小さく碎かれるまでは至っていない。また断面が浅い掘り方のようにになっているのは、本来の掘り方でなく坪地業の際に凝灰岩礫と軽石栗石を交互に投入して突固めたため凹んだものであろう。両者の心心距離は1.8m(6尺)である。次に栗石遺構に接した東側には凝灰岩板石6枚を南北方位に並べてあるほか両者の中間には SD 21 が検出されている。この切石6枚のうち2枚の上には M-16' 区の栗石の細片が散在した状態で検出され SD 21 はこの板石の下に設けてある。従って、M-15'・16' 区では性格或いは機能と時期が異なる2種の建物があったことになる。この栗石遺構の西の L-15'・16' 両区には10枚足らずの凝灰岩切石と同質の角礫群が出土している。凝灰岩切石の間隔は概ね1.8m(6尺)で凝灰岩礫群の心心距離に等しい。凝灰岩切石群と同礫群の間は共に3.6m(12尺)であるから、ここに東西柱間1間桁行2間、南北柱間1間梁行1間の建物があったことになる。

SB 9 (第26図)

北側柱列

SB 9 は SD 3 の南の b~e-19'・20' 区に検出された北側6か所、南側6か所の凝灰岩礫の栗石(推定を含む)からなる建造物である。先ず北側柱列を構成するもので最も東にあるものは b-19' 画線近くに位置するNo. 1 である。No. 1 は SD 3 の南側側石に隣接しているだけでな

く、内側の栗石を囲むように外側に置いた栗石を取外したような状況を呈している。栗石は大小10数個の凝灰岩10数個を径0.9×0.8mの楕円に突固めてある。

No. 2は**No. 1**、**No. 3**～**No. 5**がほぼ等距離にあることからここに推定したものである。**No. 3**は**b・c-19'**の画線から東へ約0.6mのところを位置するものである。これは10個足らずの凝灰岩礫でもって出来ているが形は余り整っていない。**No. 4**は**c-19'**区の中程に検出されたものである。これは中央の長さ0.5m・幅員0.4mの大きいものの周りに小さいもの数個を配してある。**No. 5**は径0.5×0.3mと径0.6×0.2mの凝灰岩2個、同質の小礫3個からなるものである。**No. 3**・**No. 4**・**No. 5**の心心距離は概ね3.6m(12尺)になる。さきの**No. 2**はこの数値をもとにして推定したものである。**No. 6**は**b・f-19'・20'**画線上に所在する南側柱列6か所のうちの西端に対応するものとして推定したものである。**SB 9**の柱間は南側・北側の何れも3.6m(12尺)の5間である。桁行は60尺(10間)である。また梁行はこれも3.6m(12尺)である。**SB 9**の北側6か所の栗石はさしたる掘り方もなく、地面に凝灰岩礫を置き基礎固めしたような形状をとどめているので簡易な坪地業を施したものである。

南側柱列

No. 7は、南側柱列の最も東は**a・b-19'・20'**画線上に位置する。これは凝灰岩礫を栗石代りにしたため小さく破碎されたものは下位に、破碎されていない礫が上位に検出されている。凝灰岩礫の広がりには0.6～0.8の範囲にあるが形は不定形である。

No. 8は栗石が検出されなかったので**No. 7**、**No. 9**・**1**の関係から推定したところである。

No. 9は**c-19'・20'**の画線に確認されたものである。これは10個前後の栗石からなり規模は小さく形も歪であるが中心にあるものはしっかり固定されている。**No. 10**は**D-20'**の画線から約2.0m西に検出されたものである。これは栗石が今までのものと比べてかなり少なく僅かに6個を確認しているに過ぎない。しかしこの凝灰岩6個は7～9と同一線上にあること、固定された状況にあること、北側柱列**No. 4**に対応する位置にあることなどから**No. 7**、**No. 9**と同じような性格のものであることは疑いない。**No. 9**との心心距離は3.6m(12尺)である。**No. 11**は**d・e-19'・20'**区の画線から約1.2m西へ行った線上に位置するものである。これは中央の長さ0.3m・幅員0.2mの凝灰岩礫の周囲に同質の角礫10数個を配したものである。**No. 10**との心心距離は3.8m(12尺余)である。**No. 12**は**e・f-19'・20'**画線から東へ約1.1mのところを検出されたものである。これは**No. 10**と同じように栗石は少ないが土地に密着した状況を呈し、栗石の間には破碎された凝灰岩の細片及び粉末状になったものがあつた。**No. 11**との心心距離は3.7m(12尺)である。このように**b～e-19'・20'**に確認された凝灰岩栗石は東西の線上にほぼ等間隔であると共に、北側柱列とは概ね3.8～3.9m(12～13尺)の距離にあるのでひとつの建物跡としたものである。従つて**SB 9**は桁行60間、柱間5間、梁行2間柱間1間の比較的簡易な建物であつたものと考えられる。その構造は「片流」か梁に棟持の束柱を植えた長屋風で「切妻型」が考えられようが、後者がより大きい比重を占めるものと見られる。このことについては後で触れることにしている。

SB 10 (第26図)

北側柱列

SB10は**SD3**の南側に沿った**A～E-19'**区に東西方位に点在する6か所の栗石遺構をもとに構成される建物跡である。最も東の**No.1**は**E-19'**画線の南約1mのところの位置する。これは軽石栗石が径1.0×0.9mの楕円状になったもので突固めてある。栗石に接して凝灰岩切石1本が発見されているが栗石の中に敷込んだのかははっきりしない。**No.2**は**D・E-19'**画線から約1.7m西に所在する。この形状は径1.3×0.8の楕円状のもので、北側は**SD3**の側石に近接している。**No.1**との心心距離は概ね3.6m(12尺)である。**No.3**は**C・D-19'**画線の西0.3mのところのものである。軽石栗石を用いてあることは先の1・2と同じであるが規模は少々小振りである。**No.2**との心心距離は3.6m(12尺)である。**No.4**は**C・B-19'**の画線上に位置し、**SB3**の側石に接しているの側石の裏込石のようなものもあるが建物跡の栗石に一括した。用材は凝灰岩礫で規模は径1mの円に近い。**No.2**との心心距離は3.6m(12尺)である。**No.5**は**A・B-19'**画線の東約1.1mに位置する。これも**SD3**の南側石に接しているが、これまでのものに比べ少々纏まりを欠いている。しかし、中央部のはしっかり根固めしてあった。**No.4**までの心心距離は3.6m(12尺)である。西端の**No.6**は**a・A-19'**画線から2.2m東に位置する。これは底辺0.4m・高さ0.5mの割合に大きい凝灰岩を中央に置き、その周りに同質の礫を配するなどの特徴をもつものである。これら6か所の栗石は同一線上に点在する。その心心距離は東から3.6m(12尺)+3.6m(12尺)+3.6m(12尺)+3.6m(12尺)+3.6m(12尺)の等間隔であるから柱間はそれぞれ3.6m(12尺)の5間、桁行は60間で**SB8**と同じ規模になる。

SB10の北側柱列は**SD3**の南に東西ほぼ同一線上にしかも等間隔で検出されていることはこれまで述べたとおりである。しかし、これに相対する南側柱列があったと見られる栗石は**B-19'**区のもの**No.5**に対応しないでもないが両者は1.8m(6尺)を距て余りにも近接している上に、これと同じ線には同様の栗石群が検出されていないこと、**B-19'**区の栗石様集石と**No.5**との間隔は1.8m(6尺)あって北側柱間に比べ狭小で著しく均衡を失していること、また桁行が**SB10**と同規模の**SB9**と対比した場合**B-19'**に所在するものは対応しないこと。**SB10**の桁行は**SB9**と同じであったので、梁行が同等であれば**SB10**の南側柱列は北側柱列から3.6m(12尺)隔てた同じ線上に位置していたことが想定される。その場合**No.1**に対応する**No.7**は**SF4**に沿った1m北側に検出されなければならないことになるけれども、その線上及びこの近くには確認されていない。これから約1m南には**SF4**に関わる凝灰岩礫が帯状に連らなっているが、この中に**SB10**南側柱列の栗石を特定することは難しい。しかし、3か所で栗石らしい特徴が認められた。そのひとつは北側柱列に**No.3**に対する**No.9**である。これは**C・D-20'**の画線から1.2～2.0m西に所在するものである。これは大小10個の凝灰岩礫が径0.8×0.8mの範囲に纏ったものであること、この東側1.8mは同質の礫は検出されていない上に西側も比較的少ない中で固定していることから想定したものである。北側柱列とは心心距離は4.5m(15尺)である。

No.11

No.11は北側柱列No.5と対応するものである。これはB-20'画線から1.0~2.0mの間にあつて径約1.0m(推定)の礫群である。この礫群は中央の一部が放射状、周囲は同心円状を呈し、東西に検出されている帯状凝灰岩礫と様相を異にしていることから北側柱列No.5に対応するNo.11としたものである。No.12はA・B-20'画線から2.4m西へ行ったところを中心に東西0.95、南北0.8m(いずれも推定)にある凝灰岩礫群である。これはNo.11と同じように中央の2個は放射状、外側のものは同心円状でNo.11と同じよう形状を呈し、凝灰岩礫の並びがNo.11同様この周囲と異なるので地業或いは工法が別のものであるとして北側柱列のNo.6に対応するNo.12としたものである。No.12とNo.11の心心距離は3.6m(12尺)、No.6との間隔はNo.11と共にNo.9と同じ4.5m(15尺)である。

このほか北側柱列のNo.1・No.2・No.4に対応するNo.7・No.8・No.10の栗石群は残念ながら確認するに至っていない。それが明治以後の廃城によって消滅したのか知る由はない。しかし、後の項で述べるようにSF4の造作に伴うものでないことは明らかである。また、栗石を用いた坪地業の痕跡をとどめないところはSF4に使用した凝灰岩礫に手を加えないままに転用したのではあるまいか。

SB10北側柱列が柱間5間、総桁行18m(60尺・10間)、梁行4.5m(18尺・2.5間)の建物跡と考える。その構造はSB6同様簡易な切妻造りが推定されよう。

SB11

SB11はF-20'区の南端からF-21'区に連なる石積列とF・G-24'区の画線に沿う長さ約18mの石積列、H・I-23'~25'区にあつて連続或いは連続すると推定される石積列から想定される建物跡である。E・F-21'画線に沿う石積列は、長さ4.0mで凝灰岩切石6本の木口を合わせてある。両端にはこれと合するやや大きい切石を置いてある。次にF・G-21'~24'区の画線上にある石積は、長さ0.5~0.8m・幅員0.2mの凝灰岩切石の木口を合わせ接ぎしたものであるが、その間に一辺0.35mの正方形に整えた同質の切石3個が発見される。F・G-21'区にあるものNo.1とF・G-22'区にあるNo.2との間隔は心心距離4.5m(15尺)である。またF・G-22'のNo.2とF・G-24'区にあるNo.3との間隔は心心距離9m(30尺)であるが、中間にあったものが欠失していると思われるので2間が等距離であったとすれば各々の心心距離は4.5m(15尺)である。また北の隅とNo.1との間隔は4.5m(15尺)である。従つてそれぞれの位置に柱があったとすれば各柱間は北から4.5m(15尺)+4.5m(15尺)+4.5m(15尺)+4.5m(15尺)の4間である。しかしH・I画線に沿っている石積の南端はNo.3に比べ今1間分南に位置しているからこの建物は南北5間であったものと想定する。H・I-23~25の石積列は随所に欠失が見られるのでこの建物跡の規模を推定する手掛りを見出すことは困難である。次にH-21'区には長さ約3.5m・幅員1.8~2.3mの範囲に漆喰の張床が知られているのでこれがこの建物と一体的であることは云うまでもあるまい。なおO~G-20'・21の画線に沿つて11か所の凝灰岩割石を使った栗石が検出されている。この凝灰岩割石の栗石はこの建物跡とSBNo.12に及んでいることに留意すべきであると考えらる。

SB12(第35図)

S B 12はI～M—20'～25'に検出された一群の栗石50余か所、と凝灰岩角礫を栗石、煉瓦積遺構、漆喰床推定地に栗石群が検出されなかった7か所、などから推定される建物跡である。54か所の栗石は規模、用材に特徴が認められる。以下はその概要である。

No. 1・2

No. 1は長さ0.1m前後の凝灰岩角礫10余個が径0.6mの範囲に纏ったものである。角礫の配置は概ね疎で隙間を埋めるような凝灰岩礫や軽石円礫は認められなかった。この凝灰岩角礫の栗石は径約0.7m・深さ約0.3mの掘り方がある。No. 2はNo. 1に接するところに長さ0.6m余り・幅員0.4mの凝灰岩礫を用いた栗石と見られるものである。これは長さ0.1m前後の同程度のもの10数個を用い形状は長方形に近い。この二つは余りにも近接したところにあるので同じ一つの建物に関わるのか必ずしも明確になっている訳ではない。

No. 3

No. 3は長さ0.7m余り、幅員0.4m余りのほぼ長方形の広がり呈するもので、長さ0.1m前後の凝灰岩角礫を用いてある。No. 1との心心距離は1.95m（6.5尺）

No. 4

No. 4は長さ0.36m・幅員0.3mの凝灰岩割石の周りに長さ0.15～0.2mの同質の角礫10個足らずを概ね円形に配したものである。No. 2との心心距離は2.0m（6.6尺）である。

No. 5

No. 5はほぼ中央で二つに折損した凝灰岩割石1個のみである。これはもと長さ0.38m・幅員0.2mの大きさであったと見られるものである。中央で二つに折損したのが地業によるのか、この上に重量物があったことによるのかははっきりしない。しかし、割石の周りに栗石はなく地業が行なわれたことは認められないから、この上に重量物によって折損したと見るのが妥当であろう。No. 3との心心距離は1.4m（4.6尺）である。

No. 6

No. 6の栗石は長さ0.9m余り幅員0.8mで規模は大きく形状は方形に近い。用材は0.15～0.2mの凝灰岩角礫30数個であるがその状況は濃密と云うまではない。No. 4との心心距離は1.5m（4.7尺）でNo. 3とNo. 4との距離に近似している。またNo. 3とは2.5m（8.3尺）である。

No. 7

No. 7は長さ0.38m・幅員0.2mの凝灰岩割石のほか同質の割石6個及び同質の角礫若干からなる。その規模は径0.7～0.8mでほぼ円形を呈する。また形状は栗石を外周に多くを配してあるのに対して中央は少々疎である。

No. 8

No. 8は長さ0.36m・最大幅員0.2mの凝灰岩1個と凝灰岩角礫からなるもので、外縁を結んだ形状は楕円に近い。しかし、これらの角礫は凝灰岩を取り囲むように配してあるのではなく一方に偏し、他方には全く検出されていないから栗石は凝灰岩を主とするものであることは云うまでもあるまい。No. 7との心心距離は1.95m（6.5尺）である。

No.9

No.9は凝灰岩割石5個からなるものである。この5個は長さ0.38m・最大幅員0.2で三角形に近いものを始め五角形を呈するものなどさまざまで、中心は大型のもの3個が接する中間に求められるものと考ええる。

No.10

No.10は長さ0.6m余り・幅員0.3mの長方形を呈する凝灰岩割石と長さ幅員、共に0.3mの同質凝灰岩割石の2個から推定されるものである。凝灰岩割石2個の近くにある同質の角礫は、これと同じような大きさのものがこれ以外には検出されていないから、これらは本来は同一の遺構を構成したものであって後世掻き出されたものに違いない。

No.11

No.11は凝灰岩割石2個と同質の角礫の数個からなるものである。これは用材が比較的小さいだけでなく数も少量であるため径0.3mの小規模である。

No.12

No.12は長さ0.3m・最大幅員0.3mの砂岩と凝灰岩割石及び同質の角礫が径0.8mのほぼ円弧状に検出されたものである。円弧の中心近くに凝灰岩角礫3個が認められる以外に栗石と見られるものは検出されていない。しかし、この内側は周りよりも0.0m高いだけでなく、その下には幅員0.5m・高さ0.2mの凝灰岩割石を埋設してある。No.12との心心距離は1m(3.3尺)である。

No.13

No.13は長径0.4m・最大幅員0.3m・厚さ0.2mの卵形砂岩1個と、凝灰岩割石5個でなるものでこれらの頂点を結んだ形状はほぼ円形に近い。しかし、凝灰岩割石は片方に偏し他方には全く認められない。No.13との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.14

No.14は長さ0.6m・最大幅員0.38m・厚さ0.2mの大型砂岩の周りに凝灰岩割石や砂岩礫を配したものである。栗石は長径0.8m・短径0.6mの規模であるが中央の大きい砂岩がこの核であることは明らかである。No.14との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.15

No.15は凝灰岩割石5個で構成されている。5個は中央に1個、周囲に4個を配してある。中央のものは長さ0.23m・幅員0.2m・厚さ0.2mの表面が平らなものである。栗石の下の地層は栗石の裏面に沿って凹んでいるが掘り方と見ることは難しく、栗石の上からの重圧による沈下によるものと見るのが妥当であろう。

No.16

No.16は径0.6~0.7mの範囲に検出されたものである。これは中央の長さ0.2~0.3mの凝灰岩割石2個を中心にほぼ円形に配してあるがその状況は密ではない。礎石は多分中央に置かれたのであろう。No.15との距離は2.0mである。

No.17

No.17は中央の長さ0.3m・幅員0.18mの凝灰岩割石を中心に長さ0.6m・幅員0.4mの五角形に近い規模で形状されたものである。No.16との心心距離は約1.6m(5尺)で、No.4とNo.5の間合に近い。

No.18

No.18は10個余りの凝灰岩割石とその近くにある同質の割石1個で構成されたと見られるものである。しかし、これはNo.19～24と同じ軸線上の位置しないばかりか、この東に所在するNo.25は2.2m(7尺)、西のNo.10は1m(3.3尺)それぞれでNo.11側に偏しているのでここが原位置かどうか疑念がないでもない。しかし1個の割石が推定地近くにあること、廃城後に掻き寄せたことも考えられるので番号を付けたものである。

No.19

No.19は長さ・幅員共に0.2mの砂岩とその周りの凝灰岩割石数個からなるものであるが、この周囲に栗石と同質凝灰岩の細片が散在しているので若干規模が大きかったことは確かである。

No.20

No.20は幅員0.44m・高さ0.42mで心葉形に近い砂岩1個のみである。No.19との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.21

No.21は長さ0.18m・幅員0.18mの凝灰岩割石の周囲に同質の割石5個のほか角礫3個を配したものである。形状はほぼ円形で径0.5mの規模である。No.22との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.22

No.22は5個の凝灰岩割石が一部を欠くけれどもほぼ半円形を呈するものである。凝灰岩割石5個は何れも等大のものを素材としている。No.24との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.23

No.23は長さ0.24m・最大幅員0.24mの砂岩をはじめ同質のもの1個、凝灰岩角礫2個を用いた小規模の部類である。No.24との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.24

No.24は長さ幅員共に0.2mの凝灰岩割石の周りに同質の割石・角礫を配したものである。栗石は少々離れたものがあって疎密の差が認められないでもない。No.23との心心距離は約3.55m(12尺)でNo.19～23と距離は異なるが、No.3・No.6、No.9・No.10とは等距離である。

No.25

No.25は一辺がほぼ0.58mの方形を呈するものである。素材は凝灰岩礫を多用してある。その状況は一部を除き、外縁が鎖状をなしているのに対し内側は疎である。

No.26

No.26は内側中央に長さ・幅員共に0.1mの凝灰岩割石1個と若干の角礫、外縁は長さ0.2m・

幅員0.16～0.16の凝灰岩割石3枚、同質の割石及び角礫を鎖状に配したNo.11類似のものである。外周を含む規模は概ね0.9mである。

No.27

No.27は長さ0.36m・幅0.24mの砂岩の三方に凝灰岩割石や砂岩を配したもので、全体の形状は長方形に近い。規模は長さ0.6m・幅員0.5mである。

No.28

No.28は中央に位置する長さ0.6m・幅員0.38mの凝灰岩割石とこの近くにある同質の角礫とこれを囲繞するように配した外縁の割石及び角礫からなる。栗石はところによって疎密がある。その形状は長径1.0m・短径0.9mの楕円である。

No.29

No.29は長さ0.43m・最大幅員0.3mで杓子形を呈する砂岩1個のみである。No.28との心心距離は2m(6.6尺)である。

No.30

No.30は中央部に比較的小さい凝灰岩割石を置き、その外周に中央部のものよりも大きい割石を配してある。栗石全体の形状は菱形に近い。

No.31

No.31は中央の長さ0.48m・幅員0.4mの砂岩の割石を囲むようにして、長さ0.7m・最大幅員0.38mの同質の割石と長さ0.4m・幅員0.2mの凝灰岩割石など割合大型の石材を用いたものである。SB12の栗石では規模が最も大きく径は1.5mと1.0mである。No.32の心心距離は、No.25・No.26同様3m(10尺)である。

No.32

No.32は凝灰礫10数個を数珠玉を連ねたような径0.6mの外周だけである。この内側には他に何も検出されていない。No.27、No.40とは同軸・同距離の2m(6.6尺)である。

No.33

No.33は凝灰岩割石4個及び同質の角礫若干からなるものである。この栗石の中心は折損したとも見られる2個であることは間違いなからう。

No.34

No.34は長さ0.74m・最大幅員0.55mの砂岩とその上及び周りにある同質の円礫からなるが、実際は単独でも使用可能と見られないでもない。大型の砂岩はSB12の場合、他にも例はあるが大きさではこれが最大である。

No.35

No.35は砂岩4個からなる。4個のうち3個は長径0.16～0.20mの同じような大きさであるが1個は小型である。

No.36

No.36は小型の砂岩礫4個が散在するほか、破碎された同質の細片が長径0.48m・短径0.38m

の範囲に検出されたものである。

No.37

No.37は長さ0.4m・幅員0.38mを最大とするもの1個と拳大の凝灰岩割石3枚からなるものである。

No.39 No.38はNo.62の後にある。

No.39は一辺0.16mの方形に整えられた台座形で栗石でなく礎石である。この周囲は漆喰いで床張りしてあって、No.39は此の中に一部埋め込まれたように固定してあった。石材は安山岩質のものである。No.34～39の軸線からは約0.5m西にあるが東西方位のNo.5・9・26・33と同じ軸線上に所在する。No.33からの心心距離は1.6mである。

No.40

No.40は幅員、高さ共に、0.48mの三角形に近い砂岩1個のみである。このような例はNo.22・31があることは既に述べたとおりである。

No.41

No.41は長さ0.4m余り、幅員0.2m余りの凝灰岩割石2個を始め、これよりも小さい同質の凝灰岩割石や角礫20余個からなるものである。凝灰岩角礫の周りには、これと同じ細片が厚く積もっているため、それを含めると径0.9m近い大型になる。しかし中央部は栗石は少ないNo.41との心心距離は1m(3.3尺)である。

No.42

No.42は長さ0.36m・最大幅0.16の凝灰岩割石と同質でこれより小型のもの5個からなる。No.41との心心距離は2.0m(6.6尺)である。

No.43

No.43は底辺0.4m・高さ0.36mの台形状砂岩の周囲に凝灰岩割石10数個を配したもので、高さ・幅員共に0.9mであるが、この場合栗石の検出状況から中央に位置するものが核であることは明らかである。

No.44

No.44は一辺0.2mの方形状に整えた凝灰岩割石と、周りの同質の割石10個前後からなるものである。栗石は概ね長径0.6m・短径0.5mの楕円状に検出されている。

No.45

No.45は長さ0.4m・幅員0.2mの凝灰岩割石2個のほか、長さ0.2m前後に幅員0.15～0.20mのもの数個及び多量の凝灰岩角礫を用いてあるのでその状況はかなり稠密である。栗石は径0.9mの規模でほぼ円形を呈している。

No.46・47

No.46は長さ0.24m・最大幅員0.16mの長方形に近い凝灰岩割石1個のみである。これはNo.11・18・25・32・40と同じ軸線からは少々離れるが栗石としたものである。No.47は長さ0.35m・幅員0.2mのほぼ方形に整えた凝灰岩割石の周りに、これに近い大型の割石3個のほか凝灰岩角

礫若干を置いたものでその形状は概ね長径0.6mの楕円に近い。

No.48

No.48は2本の亀裂がある長さ0.4m・幅員0.28mの砂岩1個とこれに近接している若干の凝灰岩礫からなるものである。次にNo.49が想定されるところには径1.65mの大桶が検出されている。大桶の下に栗石は確認していない。

No.49

No.49は長さ・幅員共に0.28mの凝灰岩割石1個とその周りの同質凝灰岩割石及び角礫5個からなるものである。

No.50・51

No.50は長さ・幅員共に0.1～0.2mの凝灰岩割石及び同質の角礫からなるもので規模は比較的小さい。No.49との心心距離は0.8m（2.7尺）で両者の間合いは狭い。これはNo.46～49の同軸線上にあるだけでなく、東西方位も同軸線上に位置する。

No.51はNo.50同様長さ・幅員、共に0.1～0.2mの凝灰岩割石及び同質の角礫からなるものである。No.50との心心距離は1.2m（4.3尺）で、No.50とNo.51の間合いに比べ少々広い。

No.52・53

No.52は長さ0.2m余りの凝灰岩割石2個の周りに同質の角礫を置いたものである。栗石全体はほぼ一辺0.4mの方形の形状である。これはNo.46の推定位置から0.6mの心心距離にあるので、何等の都合で移動したことが考えられないでもない。しかし検出状況は造営当時のまを保っていると思分したとおり、これが原位置であることは明白である。

No.53は底辺約0.3m・高さ0.36mの台形状凝灰岩割石1個と長さ約0.2mの凝灰岩割石3個の4個からなるもので角礫は用材にしてない。No.53はNo.11・18・25・32・40・46のそれぞれと同軸線上に所在するけれども、前者が何れも心心距離2m（6.6尺）であったのに較べNo.46とNo.53は0.6m（2尺）、No.52とNo.53は0.8m（2.7尺）で遥かに及ばない。

No.54

No.54は長さ0.56m・最大幅員0.4mの凝灰岩割石1個の周りに同質の割石及び角礫を配したもので、全体の形状は概ね径0.8～0.9mの円に近い。しかし、凝灰岩割石と角礫は均等に検出されているのではなく、一方は濃密であるけれども他方は全く疎である。

No.55

No.55は中央の凝灰岩割石を同質の割石で数珠のように繋いで長径0.8m・短径0.4mの円弧にしたような形状のものである。これに類するものにNo.12・32などがある。

No.56

No.56は一辺0.16mの凝灰岩1個のほか、同質の角礫が径約0.7mの円形状に濃密に検出されたものである。栗石の密度はSB12では最も濃密である。

No.57・58

No.57は概ね0.1～0.2mの凝灰岩割石や角礫10個余りを三角形に配したもので、全体の規模は

底辺0.4m・高さ約0.5mである。

No.58は中央の凝灰岩割石を取り囲むようにして、同質の0.15～0.2mの割石や角礫が円弧状をなして検出されたものである。全体の規模は概ね0.6mである。これはNo.4～57とほぼ同じ軸線上に位置している。No.55～57は心心距離2.0m（6.6尺）で同等であったけれども、No.57とNo.58の間合いは1m（3.3尺）であるからNo.4とNo.51を結ぶ東西の同軸線から外れるのは当然のことである。

No.59

No.59は底辺0.4m・高さ0.36mの砂岩を囲むように凝灰岩割石や角礫を配したものである。その形状は底辺・高さ共に、概ね0.5mの三角形に近い。No.11と53を結ぶ東西軸線の延長にあり、それぞれの間合いは心心距離1.8m（6尺）或いは2m（6.6尺）であったのに対して、No.53とNo.59は1.8m（6尺）、No.54とNo.55の南北軸延長地点からは1m（3.3尺）である。

No.60

No.60は凝灰岩割石4個と同質の角礫からなるものである。栗石の形状は一辺0.5mのほぼ方形で余り大きいものではない。これはNo.60がNo.13とNo.55を結ぶ東西軸の延長上に位置するのに対し、No.7とNo.54を結ぶ東西軸の延長上には所在せず0.5m南に偏している。

No.61

No.61は長さ0.4m・幅員0.3mの凝灰岩割石とその周りの角礫若干を含むものであるが砂岩の周囲にある角礫を含む所まで地業が行なわれた形跡が認められ凝灰岩割石の下には砂岩を置いてあった。次に、このNo.61はNo.14とNo.56を結ぶ東西軸の延長上に所在する。No.56との心心距離は1m（3.3尺）である。またNo.60との間合いは心心距離2.5m（8.25尺）でNo.59・60と同距離である。

No.62

No.62は最大幅員・高さ0.36mの砂岩1個である。これはNo.59と同じ線にあるけれども、両者間合いは0.8m（2.7尺）であるから栗石同様に取扱ってよいのか疑問がないでもない。

No.38

No.38は台形の凝灰岩を囲むようにして同質の凝灰岩割石及び角礫を配したものである。栗石は長さ0.6m・幅員0.4mのほぼ長方形でその一辺は漆喰を張った床と接する上、これに対応する栗石は検出されていないからここに建物自体の礎石を置いたのか疑問がないでもない。特に漆喰張り張りの床に接していることを合せて勘案すると屋内構造物に関わるものであることが考えられないでもない。

以上述べたSB12の栗石は、その構造や用材をもとに

- ① 大型の砂岩或いは凝灰岩角礫1個だけのもの（20・29・40・46・61・62），
- ② 凝灰岩割石2～4個に若干の角礫がつくもの（5・9・17・23・27・33…），
- ③ 凝灰岩割石1個を中央に置きこれを圍繞するように同質の割石及び角礫を配したもの（14・16…）
- ④ 数珠玉を連ねたような円弧状のもの（1・12・32・59…），

⑤ 円或いは方形の中に凝灰岩角礫が隙間なく置いてあるもの（2・30・45・57）

のような類型化が可能である。そして、これらの栗石を基にした建物は次のように推定してもよいのではなかろうか。

先ず建物**S B 11・12**は**No.12・19・26・33・41・47・54**と同じ東西方位が桁行である。柱間は東から2 m (6.6尺)+ 2 m (6.6尺)+ 2 m (6.6尺)+ 1.9 m (6.3尺)+ 1.8 m (6尺)+ 1.8 m (6尺) の6間である。この南の**No.11・18・25・32・40・46・59**は縁側柱列であろう。梁行は南北方位で柱間は南から2 m (6.6尺)+ 2 m (6.6尺)+ 2 m (6.6尺)+ 2 m (6.6尺) の4間である。従って**S B 11**は桁行6間×梁行4間を基本にするものであって、栗石**No.14・21・28・35・43・56**の並びが棟持柱列になる。このうち**No.14・28・43・56**の4か所は**No.21・35**に較べ栗石の径が大きいだけでなく、栗石の中央には大型の凝灰岩を置いてあるからここに根太や棟木を支える本柱があり、**No. 21・35**本柱の中間に根太を支える束柱があったに違いない。従って、棟持柱列は柱間6間であったことになる。

東の梁行側柱列の外にある**No.59・60・61**の3か所は側柱から何れも1.0 m (3.3尺) のところに所在するだけでなく、それぞれの間合いは2.45 m (8.1尺) であるから縁側或いは東側の出入口が推定される。

次に西側梁行側柱から3 m (9.9尺) 離れたところに所在する。このうち**No. 7・8・9**は**No. 1～6**を含めて、北側桁行側柱の外方にある**No. 6・10・24・31・39**と共に後世拡張した部分であろう。その場合**No. 2・5・17・38**がどのような目的で置かれたのか確かなことは判らない。ただ、**No. 5・17**はそれぞれの桁行の同軸上にあり梁行上も相対する位置に検出されているので、この栗石は建物の内部構と関係した簡単な作り付けに必要としたものであったのではなかろうか。この構造物を造作したのは漆喰張りの床に固定した方形擬宝珠形台座が**No. 6・10・24・31・39**と同軸上に位置しているので、これと連続した煉瓦積遺構及び凝灰岩角礫布状遺構などと同期であることは間違いあるまい。

次に**S B 12**は栗石**No.48**と**49**の間に推定されることから径1.7 mの大桶1個が出土している。また建物の東4 m余りのところからは一辺1.2 m×1.0 mの凝灰岩を刳貫いた水槽**S X 10**1個も検出されている。

ところでこれまでたびたび引用した成尾常矩の鹿兒島城指図はこの位置に「御台所」を明示してある。同図では御台所は東西が長く、南北は短尺に描いてあるが建物としては二之丸では最も大きい。実際検出された栗石から復元される建物跡では最大であるだけでなく、位置、方位の何れも指図と符節を共にしているので**S B 11・12**の栗石の説明は独立した建物とする見解が提示されたこともあって分けたが、先に述べたことと遺構を再検討し最終的には「御台所跡」に特定できるものとする。ただ幾度かの増改築・改修などで建物は当初に較べ規模が大きくなっている。そして、最後の改修は煉瓦積遺構の所在から島津藩が煉瓦を初めて用い嘉永5(1852)年以前には遡上らないことは明らかである。

S B 13 (御葉園方) (第38図)

S B13は**P・Q-19'・20'**区に検出された栗石及び栗石が、地業で破碎されて粉末状になっているところを合わせた27か所のうち16か所で構成される建物跡である。以下は各栗石の概略である。

No. 1・2・3

No. 1は長さ0.6m・最大幅員0.4mの範囲に検出されたもので、下底0.38m・高さ0.36mの台形状を呈する凝灰岩割石と同質の小礫1個からなる。凝灰岩小礫は割石の周りがあるのでなく一方にまとまり他方は1個のみである。

No. 2は底辺0.6m・高さ0.7mの凝灰岩割石の周りに大小3個の割石と角礫を径約0.8mの範囲に配したものである。この中の最大の割石は直接柱を置くこともできようが、この構造からは栗石に充てるべきものであろう。**No. 1**との心心距離は2m(6.6尺)である。

No. 3は凝灰岩割石2個と同質の小礫3個からなる少量小規模のものである。**No. 2**との心心距離は2m(6.6尺)である。

No. 4・5

No. 4は**No. 2**同様割合大きい三角形の凝灰岩割石を主に、この尖端を囲むようにして10余個の凝灰岩と軽石円礫を配したものである。栗石は長さ約1.0m・幅員0.65mで、**No. 3**との心心距離は2m(6.6尺)である。**No. 5**は凝灰岩割石4個からなるものである。

No. 6・7・8・9・10

No. 6は径0.6mの範囲に地業で破碎されたと見られる凝灰岩の細片が検出されたので、栗石同様に取扱ったものである。**No. 1**との間合いは2m(6.6尺)である。**No. 7**は凝灰岩割石3個が1か所に纏ったものである。この周りに小礫などは発見されていないからこの上に礎石を置いたことになろう。**No. 2・No. 6**との距離は共に2m(6.6尺)である。

No. 8は割合に大きい凝灰岩割石3個の隙間とその周りに同質の角礫を配したものである。栗石の中には軽石礫1個のほか瓦片5個が含まれ、その形状は約0.8mである。**No. 3・7**との間隔は心心で何れも2m(6.6尺)である。**No. 9**は**No. 8**と**No. 3**にあつて長径0.7m・短径0.4mの範囲に検出されたものである。これは中央に位置する2個の凝灰岩割石を囲むようにして小礫を配してあるが、その中には瓦の破片2個が含まれている。**No. 10**は長辺約1.0m・短辺0.6mのほぼ長方形を呈するものである。これはかなり風化した砂岩質礫及び凝灰岩質小礫を用材にしてある。その中で最も東側の**No. 11**に近接している礫は、**No. 11**左の割石の上にあつて若干重なっている。**No. 9**、**No. 10**の心心距離は1.4mであるから、これまでの**No. 1～No. 8**の心心距離と同列に見ることは極めて難しい。

No. 11・12・13

No. 11は長さ0.6mの凝灰岩割石2個とその周りに検出された同質の小礫からなり、小礫の間には破碎された軽石細片が確認されている。また、左側の大きい割石に掛るようにして**No. 10**の小礫があったことは述べたとおりである。**No. 4・No. 8**との心心距離は共に2m(6.6尺)である。

No. 12は風化した凝灰岩礫9個が長径0.8m・短径0.6mの範囲に纏まったものである以外に知見は得ていない。**No. 5**、**No. 11**の距離は同じ2m(6.6尺)である。**No. 13**は長さ0.8m・幅員0.1m

の凝灰岩割石に近接した径0.5m余りに纏まった礫群である。この礫群は概して中央部に規模の小さいもの、外周に大きいものを配してある。長さ0.8mの凝灰岩割石と小礫との関わりは必ずしも明確でないが、この近くには外周と同程度の礫がないことからこの割石を礎石の代替したものとする。No.11との間は0.8m、No.12とは約1.4mであるので両者と直接関わるものではないと思われる。

No.14・15・16・17

No.14はNo.6同様地業で破碎したと見られる細片の集まりである。その径は概ね0.9mである。No.15は底辺0.6m・高さ0.3m余りの三角形に近い凝灰岩割石とこれに近接した長さ0.6m・幅員0.2mの凝灰岩割石及びこの東に検出されている凝灰岩礫3個からなるものである。凝灰岩礫の間には瓦片4個も含まれている。No.7との間合は心心の2m(6.6尺)である。

No.16は長さ0.3mの凝灰岩割石4個とその間にある小礫からなるものである。しかし、これは今まで述べたNo.2・No.7と同軸線上に位置しない上に、後述のとおりNo.14・15、No.17～19の線上に位置しないことに留意することとする。No.17は長さ0.6m・幅員0.3～0.4mの凝灰岩切石と長さ0.6m・幅員0.3mで六角形を呈する凝灰岩割石の二つからなるものである。割石二つの間には角礫1個が知られているだけである。No.8、No.15との間合いは、共に2m(6.6尺)で差は殆んどない。

No.23・24・25

No.23は1.0m×0.8mのほぼ方形を範囲とするものである。これは中央は磨耗した凝灰岩割石と小同質の小礫を詰め、これを囲むようにして小礫よりも大きい角礫を置いてある。角礫の間には軽石1個と瓦片3個が知られている。No.15との心心距離は2m(6.6尺)である。No.24は底辺0.5m・高さ0.4mで三角形に近いものと、その近くにある長方形の割石、角礫2個からなるもので規模は大きくはない。No.23とNo.24の心心距離の最大は2m(6.6尺)である。

No.25は長径0.8m・短径0.6mの楕円状を呈するものである。これは中央の長さ0.8m・幅員0.6mの凝灰岩割石の周りにはかなり大きい同質の割石及び角礫を配してあるが、No.26の一部がこの上に重なっている。このことはNo.18とNo.20、No.19とNo.20の関係と同列である。

No.26・27

No.26は概ね長径1.0m・短径0.6mを範囲とするものである。これは外周を径0.15～0.2mの凝灰岩礫が圍繞しているが中央部は破碎された凝灰岩の細片が多く、礫石は？個が検出されているに過ぎない。またNo.25に接する外側の？礫はNo.25の栗石と重複するがNo.26が何れも知られている。No.20との心心距離は2m(6.6尺)、No.27上である。これと同じ軸線上に位置するものはNo.20、No.27の場合は1.2m(4尺)で等距離でない。

No.27は凝灰岩礫10余個を密に配したものである。規模は径約0.6mで余り大きくない。これと同軸線上にはNo.13、No.21、No.26の三つが知られている。そのうちNo.13・No.21・No.27三者の心心距離は、共に2m(6.6尺)であるから同じ構造物の一部分であることが考えられたいでもないがこれにNo.27が加わるのか定かでない。

No.18・19

No.18は径0.9mの範囲に纏ったものである。これは長径0.5m・短径0.4mの凝灰岩を取り囲むようにその周りに凝灰岩礫など数10個を配してある。この中には若干の軽石円礫が含まれる。外周の小礫はNo.20の栗石と近接し、中には重なり合ったものもある。No.19は摩耗した？岩2個とこれを挟むようにして南北方位に並ぶ凝灰岩切石からなるものである。中央部2個の？岩に近接する栗石のうち、西側の2個と東側の南北位に並ぶ4個は両者の上にあるので栗石であるのかどうか明確でない。このような凝灰岩切石を併せもつ栗石は、SB13には知られてないから、遺構と時期が異なることも十分考えられるところである。No.18とNo.11・17、No.19とNo.12・No.18の心心距離は、共に2m(6.6尺)である。

No.20・21・22

No.20はこれまでの例と異なり中央部は、凝灰岩と砂岩質の小礫及び風化した砂岩質細片の周りをこれより大きい礫で囲んだように配したものである。栗石の範囲は長さ1.0m・幅員0.8mの矩形に近い。栗石の中にはNo.18のところで述べたように、No.18に極めて近接しているだけでなく、No.18の上に重ねたようなものも見られるのでSB13一連の栗石であるかどうか疑問である。No.21は10個あまりの凝灰岩礫からなる長軸1.0m・短軸0.4mの小規模なものである。この中には瓦片3個も含まれている。これはNo.14～No.19の同軸線上に位置していないからSB8とは別の遺構であることは明らかである。

No.22はNo.19に近接し径1.2mの範囲に凝灰岩礫約20個からなるものである。その状況は中央は密に同程度の大きさのもの周囲は若干大き目のものを置いてある。こうした特徴はNo.20に通ずることである。No.20・21・22の間合は南から心心1.2m(4尺)、0.8m(2.6尺)の不等であるが、No.20・22・26の距離は何れも2m(6.6尺)である。

以上SB13及びその遺構内にある栗石それぞれの特徴を羅列した。これらは用材及びその規模から

- ㊦ かなり大きい凝灰岩割石1～3個からなるもの (No.2・7・15・17・24),
 - ㊧ 大きい凝灰岩割と同質の角礫を用いたもの (No.4・8・11・18・19・23・25),
 - ㊨ 凝灰岩礫を主とするもの (No.9・20・21・22・27),
- の3つに分けることができる。

次に、これら栗石は最も東に位置する1例以外は何れも南北同軸線上に5か所が判明しているので、南北方位を桁行東西方位が梁行であると考え。桁行の心心距離は共に2m(6.6尺)であるから柱間は南側から2m(6.6尺)+2m(6.6尺)+2m(6.6尺)+2m(6.6尺)の4間である。梁行の柱間は西側から桁行同様の2m(6.6尺)+2m(6.6尺)の2間である。また、東の側柱と桁との間はこれまで同様2m(6.6尺)である。更に、側柱の間合はこれまたそれぞれ2m(6.6尺)であるから、2m(6.6尺)+2m(6.6尺)の2間である。梁が東の側柱までの「通し」であるのかどうかははっきりしないけれども、東側の張り出しはSB13の出入口になっていたものに違いない。従って、この建物跡は成尾常矩の絵図に示されている「御葉園方」に推定してよい

のではないだろうか。

このほか**No. 9・No.10**の栗石と見られるものもある。しかし、この二つは間合が1.2m(4尺)であるだけでなくこれに相応するものが他に知られていないので建物を構成するののはっきりしない。

次に**No.13・21・27**の東西に並ぶ3か所が判明している。これら三つの間合は西から2m(6.6尺)+2m(6.6尺)であるが、これ以外に対応するものはないから建造物の規模・性格などを知ることは困難である。また**No.20・21・22**の三つは南北位の同軸線上に位置する。三者の間合いは南側が1.2m(4尺)で北側は0.9m(3尺)の不等であり、しかも**No.21**が**No.13**と**No.27**にあって先に述べたとおりであれば、三者をひとつの遺構の一部とすることは出来ない。また**No.20・No.22**、**No.20・No.26**の間合は何れの場合も2m(6.6尺)である。しかし**No.13・21・27**同様これに十分対応する栗石が判明していない現状で建造物の規模・構造を推知することは難しい。ただこれが建造物跡であれば、**SB12**に先行するものであることは明白である。

SB14 (第38図)

SB14に関わると見られる栗石は19か所が判明している。以下はその概略である。

No. 1・2・3・4

No. 1は長径0.8m・短径0.7mを範囲とするものである。これは外側は径0.1m前後の砂岩が囲むような状況で検出され、その内側は破碎された軽石の細片が纏まっている。軽石細片は外側の砂岩礫の間にも認められるので地業で破碎されたことは確かである。また、栗石の中央下位は長さ0.2~0.4mの砂岩礫が地中深く沈下した状況を呈している。掘り方があったのかどうかははっきりしない。**No. 1**に接する南には凝灰岩礫からなる栗石の纏りが検出されている。この径はほぼ0.7mで円に近い。両者は石材が異なるだけでなく、凝灰岩礫を用材とするものは概ね同じ高さに揃っているので**SB14**に関わるものであるか疑わしい。

No. 2は長径0.8m・短径0.6mの楕円を呈する。栗石は何れも砂岩であるが中央部上位のものは小礫である。しかし下位の2個は長さ0.3mを超える大きさである。この2個は坪地業で沈下したものであろう。**No. 1**との心心距離は2m(6.6尺)である。

No. 3は長さ0.7m・最大幅員0.4mの範囲に検出された砂岩10個からなるものである。砂岩に接する西側には砂岩の細片が確認されているので、この栗石はもともと径0.6~0.7mの範囲にあったものであることは確かである。地業によって中央の2個が沈下している。**No. 2**との間合は心心距離2m(6.6尺)である。

No. 4は長径1.2m・短径0.7mで楕円状に広がったものである。これは外側に割合いに小さい角礫、中央は大き目の凝灰岩割石を置いてあるが北側は破碎された細片が凝灰岩礫から0.6mのところまで及んでいる。凝灰岩礫の中央上位のものは上面を揃えたように平らである。しかし、その下位には同質の割石2個がかなり深くまで沈下した状況にある。**No. 3**からの距離は2m(6.6尺)である。

No. 5・6・7・8

No. 5は長さ0.72m・最大幅員0.32mの砂岩とこの周りにある数個からなるものである。砂岩は

中央部の亀裂で三分されている。砂岩の周りには円礫5個が検出されているが、これらがひとつになって栗石の機能の役割を果しているのか砂岩が礎石として用いられたのかは明らかでない。No.1との間合は2m(6.6尺)である。次にNo.5に接する左上方には凝灰岩角礫数個からなる小規模の纏りがあるが、No.5と同じ建造物に関わるものであることは見込めない。

No.6は凝灰岩角礫数10個からなるものである。角礫は長径0.9m・短径0.6mの範囲に検出されている。角礫は外側に大きなもの内側は小さいものを配してある。No.2・No.5との間合は、共に2m(6.6尺)である。

No.7は長径1.0m・短径0.7mの楕円を呈したものである。これは中央に凝灰岩割石があり、この周りには破碎された軽石の細片がかなり検出されているほか凝灰岩礫が一つの塊りをなしている。No.3・No.6との間合は2m(6.6尺)である。

No.8は長径0.8m・短径0.6mの楕円形である。これはNo.7と同じように凝灰岩割を中程に置き、その周りに砂岩質小礫を配したものである。両者の中間は破碎された？岩質の細片がかなりあった。No.7との間合は2m(6.6尺)である。

No.9・10・11・12

No.9は20数個の凝灰岩礫を主に、同質の小礫及び細片からなるものである。凝灰岩礫は栗石遺構の外側に、小礫と細片は中央寄りに検出されている。その状況は地表から0.6mのところには平らな凝灰岩2枚があり、その上には同質の凝灰岩礫4個がある。この凹みが掘り方であるのか、地業によるのか明らかでないが浅い掘り方と見るべきであろう。凝灰岩の細片は地業によって破碎されたものであることは確かである。No.9・No.5は心心距離1m(3.3尺)の距離にあって両者の中間に位置するが、No.1・No.5・No.13の同軸線からは南へ0.4mずれているので後述のように別の遺構の可能性もある。

No.10は一辺0.8m×0.6mの矩形に近い形状のものである。用材は何れも凝灰岩である。凝灰岩は0.5mを超える割石を始めさまざまな角礫である。これらは深さ0.5mの凹みの中央に方形の割石があり、その上に同質の割石が重なっていた。上位の割石の周りには同質の礫が詰めたようになっていた。それらの上面はほぼ同じ高さである。No.10・No.9との間合は2m(6.6尺)である。

No.11はNo.10に似て一辺0.8m×0.6mのほぼ矩形に近いものである。これは幅員1.0m・深さ0.4mの凹みの中に長さ0.5m・厚さ0.05mの凝灰岩割石とこれより若干小さい同質の角礫を置き、その上に同じような小礫を詰めたものである。最下位の栗石の状況は、坪地業の折に地突きが行なわれたことを明示している。栗石の上面は地表とほぼ同高である。No.10との間合は2m(6.6尺)である。

No.12は径0.9mの概ね円形をなすものである。これに用いられている栗石は何れも凝灰岩の割石である。その形状は底辺0.5m・高さ0.5mで台形状のもの、一辺0.4mの矩形に近いもの、板状のもの、角礫などさまざまである。栗石は深さ0.3mの掘り方に、長さ0.3m・厚さ0.26mの凝灰岩割石を投入し続いて大小10個の割石を投入したものと見られる。最下位の栗石の状況はNo.11同様ここでも地突きが行なわれたことを物語っている。No.11との間合は2m(6.6尺)

である。

No.13・14・15・16

No.13は底辺0.8m・高さ0.7mで台形に近い形状のものである。この上面は外側に砂岩の円礫を繞らしてあるがその中に軽石円礫1個が含まれている。内側は密に砂岩礫があるところ、疎になっているところがある。この地業は径1.0m・深さ0.4mの掘り方に、長さ0.8m・厚さ0.3mの砂岩を置きその上に同質の円礫2個を重ねてある。円礫2個の上には破碎された軽石細片が厚さ0.08の塊状になっていた。

No.14は径ほぼ0.7mの円形を呈するものである。これは中央部に割合大きい礫、外側は小さいものを置いてある。地業は径0.9m・深さ0.5mの掘り方に幅員・厚さ共に、0.4mと幅員0.2m・厚さ0.45mの砂岩2個を据えその上に円礫5個を重ねてある。5個の円礫は内側の3個は概ね同高であるが外側の2個はやや高いところにある。

No.15は径ほぼ0.7mの円形に近い形状のものである。上面は破碎された軽石の細片が層をなしており、外側が栗石の輪郭をとどめるに過ぎない。しかし、地業は幅員0.8m・深さ0.4mの掘り方に、幅員0.2～0.35m・高さ0.4mと幅員0.15m・高さ0.2mの砂岩礫を据えたあと、小さい礫の上には小礫2個を重ね大きい礫とほぼ同高に揃えてある。軽石の細片はこの上にあつたのでその上の荷重によるのではなく地業最後の地突で破碎されていたものであることは明らかである。No.14との心心距離は2m(6.6尺)である。

No.16は0.7m×0.7mの隅丸方形に近い形状のものであるが上面は外側の角礫がおおよその形状をとどめるのみで、中央部に至っては軽石細片が層状に堆積して旧状を知ることは難しいけれども、地業のあらまはは断面で知ることができる。即ちNo.16は幅員約1m・深さ約0.4mの掘り方に中手部の長さ・厚さ共に0.3mと最大長0.4m・同厚さ0.23mの？岩礫2個を置き、その上に軽石礫を重ねて地突きしたと見られる。軽石の細片は礫の間だけでなく外側にも充填したように詰った状態であった。No.15との間合いは2m(6.6尺)である。

No.17・18・19・20

No.17は一辺0.35mのほぼ三角形に近い形状のものである。栗石の上面外側は軽石円礫があるが、中央部は破碎された軽石細片が層状の塊りになっている。No.17の地業は幅員1.2m(推定)・深さ0.35mの掘り方の底面に長さ0.5m・厚さ0.15m余りの？岩1個を置きその上に軽石を重ねた後地突したものと見られる。No.17と一部が重複するところに径0.8mでほぼ円に近い今一つの栗石が検出されている。この栗石もNo.17同様外側の一部は旧状をとどめているけれども、内側のものは砂砕された凝灰岩の細片のみである。これは幅員1.1m・深さ0.2mの掘り方に長さ0.1～2.5mの凝灰岩割石を投入し、その上に凝灰岩礫を重ねた後地固めしたと見られる布基礎である。凝灰岩礫はNo.17と用材を異にするだけでなく、No.17の軽石栗石の一部及び掘り方を覆っているからNo.17以前の遺構でないことは明らかである。

No.18は長径0.9m・短径0.7mのほぼ楕円に近いものであるが、上面の栗石はこれまで述べたNo.13～No.17に較べ破碎されたものは少ない。上面は長さ0.45m・最大幅員0.4mの軽石円礫、長

さ0.4m・幅員0.2mの凝灰岩割石のほか軽石礫や凝灰岩礫を混用してある。地業は幅員1m・深さ0.3mの掘り方に、先の軽石円礫・凝灰岩割石の上面がほぼ同高になるように置いてある。3個の間は不等でその間に礫などは見られない。No.17との間合は2m(6.6尺)である。

No.19は長さ0.6m・幅員0.5mである。これは外側の軽石栗石の一部は形をとどめているが、それ以外と内側の軽石栗石は破碎された細片である。地業の状況を見ると推定幅員0.8m・深さ0.3mの掘り方の底に長さ0.55m・中央部の厚さ0.2mの凝灰岩割石を置き、この側面に凝灰岩礫を配すると共に、割石の上は凝灰岩礫と軽石栗石を重ねたものである。軽石栗石は地突で破碎され、細片は厚さ0.1mの層状の塊りになっている。No.19に接する南側には長さ1.1m・幅員0.7m前後で同じような栗石の布基礎が検出されている。これとNo.19との関わりを見ると南側のものは、推定幅員0.4m・深さ0.3mの掘り方の中に長さ0.3m・厚さ0.15mの凝灰岩割石を始め同質の割石3個を投入し、その上に凝灰岩礫を重ねたものである。この凝灰岩礫は地突で破碎されて粉末状になり、割石の上や間に塊っているだけでなく隙間に詰っていた。また、この栗石は上面の一部がNo.19の上まで及んでいるにも拘らず最下位の割石はかなり控えてあることからして、No.17とその南に位置する小布基礎より若干後のものであると見分する。No.18との間合いは2m(6.6尺)である。

No.20は栗石を確認していないが栗石の所在が推定される場所である。

以上SB14及びこの中に検出された他の遺構2つを含む栗石のそれぞれの特徴を述べて来た。

SB14に関わると見られる栗石は用材に

- ア．砂岩及び砂岩礫を主とするもの
- イ．軽石礫を主とするもの
- ウ．凝灰岩割石と軽石礫を混用したもの
- エ．凝灰岩割石及び同質の礫を主とするもの

などさまざまである。また、検出した栗石の規模は大小はあるがその中にはNo.3・No.4のように、周りに細片が確認されている場合があるので一概には言えない。しかし大方は径0.8m前後である。

次にこれらの掘り方の径は0.3mから0.5mの間にあり0.4m前後のものが多い。同様に深さは0.2mから0.5mの間にあるが大抵は0.4m前後である。

栗石19か所と所在が確実視される20か所の柱間の心心距離は桁行・梁行共に、2m(6.6尺)+2m(6.6尺)+2m(6.6尺)の柱間3間であるので、何れの並びが桁行であるのか梁行であるのか確認し難い。しかし、SB1・SB2のほかこれと接するSB9の例から南北方位の柱列が桁行、東西方位の柱列を梁行に想定してよいのではなかろうか。このSB14のような桁行・梁行3間の発見例は二之丸では異色の構造であること、整った出入口がないことなどの特徴もっているので非住家の建物跡であったことは確かである。成尾常矩は御薬園方の南西に「クラ」を示してあるがこれがそれに相応するのかどうか明確ではない、しかし、御薬園方は南北方位の切妻でありSB14が同方位の切妻のクラであれば、両者の距離は近いものの建造不能の間隔

ではないのではなからうか。

次に栗石No.9～12は柱間の心心距離は何れも2m(6.6尺)である。この4か所に対応するものはNo.1とNo.5に接する南側だけで他には知られていないから、どのような規模及び構造のものであったのか知ることは難しい。しかし、これ以外に遺構は検出されていないからSB14以前の建物跡であったことは確実である。

更に、栗石No.17・No.19の近くにある布基礎の場合は、栗石No.17・No.19と較べ時間的に後であることは先に述べたとおりである。その時間差は工程上の範囲にとどまるのか、建物の改修や新規建替までを含むのが明確でないけれども、工程の範囲であれば二つの布基礎はSB14の出入口左右の縁石及び廂の支柱があったところと見るほかはあるまい。

SB15 (第13図)

SB15は西側の一辺がI・J-5'-8'画線沿いの同区画に設けられた南北16.0m・東西4.0m余りの遺構である。これは東西南北の四面に特徴があるだけでなく中央部にも特徴が見られる。以下はそれぞれの部位の概略である。

東 側

東側は凝灰岩が主に表出している南側と軽石栗石だけの北側、軽石栗石の近くに凝灰岩切石があって二つの用材が発見されている両者の中間などかなりの相違が見られる。南端の軽石栗石は東面と南面の交点が角をもつように軽石栗石を並べたあと凝灰岩切石を組み合わせモザイク状に敷詰めてある。この石畳は軽石栗石の南端0.3mから始まり長さは5.7mである。この幅員は均一でなく大半は1.0m、広い方は1.28mである。また中間に位するところは先の凝灰岩の畳石に次いで長さ2.0m・幅員0.4mの軽石栗石群、次いで軽石栗石の内側に凝灰岩畳石がある。この二つは乱れた状況を呈している。北端に群在する軽石栗石は長さ2.1m・幅員0.25～0.4mでまとまって検出されたものである。終りにこの面の軽石栗石と凝灰岩切石との関わりを明らかにしておきたい。切石は地面に直かに置いてある。ただ造成した地表と切石との間は少々隙間がある。細砂を入れて切石の安定を図ったことも考えられる。

なお、凝灰岩切石の外縁はほぼ真直ぐであるが軽石栗石を主とするところは膨んだようになっていることを付記しておきたい。

西 面

西面は幅員0.3～0.5の帯状に軽石栗石を並べ、その中央線から内側に凝灰岩切石を0.7mの巾でモザイク状に敷いたものが基本的構図であると見られるけれども、その検出状況は東面同様画一的でない。先ず南側2.7mの軽石栗石は面になる外面はほぼ真直ぐに並べてある。この部分の幅員は一部であるが0.5mを計測できるので他もほぼ同等の幅員が推定される。そして4個の凝灰岩切石は、軽石栗石の概ね中央に外縁を揃えてある。このような状況はこれに続く北側3mの場合も基本的には同じであるが、J-6・7'画線を中心とする南側0.8mと北側0.8mは凝灰岩切石と軽石栗石が混在して本来の形状をとどめていない。しかしこれに続く北側は軽石栗石と凝灰岩は、共に外側を揃え南側と同じような状況を呈している。またJ-5'・6'画線の両

側は軽石栗石は、概ね纏っていて原状に近いと見られるけれども、凝灰岩切石はバラバラであるだけでなく中には形状を異にするものも含まれている。この面の軽石栗石と凝灰岩切石との関わりを最も明確にしているのは**J-8'区**の南端である。ここでは軽石栗石を地表に並べその上に凝灰岩切石を乗せてあった。こうした軽石栗石と凝灰岩切石の組合せが**SB15**の東面・西面の最も基本的なものであったものとする。

西側は軽石栗石・凝灰岩切石共に東面のもの、西面のものに加え、その中間のひとつがある。軽石栗石は当然のことながら東面及び西面の南端に、凝灰岩切石は軽石栗石の中央から内側に、共に面を揃えてある。北面は軽石栗石が東西の軸線上に散在し、凝灰岩切石1個がその内側に出土しているほか顕著な知見は得ていない。

中 央

軽石栗石は2か所に少々のもまとまった状態で検出されている。凝灰岩切石は**J-7'・8'画線**の北側0.6~2.6mの間にあるものが原状をとどめているものと見られる。その幅員は1.12mで何れも殆んど移動していないと見られるから、これが中央部畳石の本来の構図ではなかったかと想定する。これ以外の中央部に出土している凝灰岩切石は大きさ及び配置、共にバラバラで旧状を知り得る状況にはない。

SB16 (第5図)

SB16は**SB17**に接する**H・J-5'**の2区に所在する東西約7.2m・南北約4.2mが推測される遺構である。石材は軽石栗石を主とし一部に凝灰岩礫を用いてある。

東面は北面との角近くに凝灰岩角礫があるのをはじめ、同質のものがほぼ同じ線上に点在しているほか漆喰の小片がところどころに検出されている。特に、北面との角近くには0.9×0.4mの範囲に濃密な塊状になった漆喰片が検出されている。

西面は東面と同じように1か所に軽石栗石とこの近くに凝灰岩1個が検出されているほか、漆喰いで接合した凝灰岩製排水管の所在が判明している。

南面はほぼひとつの線上に軽石栗石が所在する。そのうち西面の2か所には10個足らずの軽石栗石が群在しているけれども東面の分布は粗でないにも等しい。しかし、南面は此の遺構を西に迂回する凝灰岩製排水管(50)がここまで及んでいる。

北面は東面との角に当るものを含め四群の軽石栗石がある。これらの分布状況は粗密の違いがあって全て均一同質ではないが、東面栗石群の中には漆喰の小片に次いで軽石栗石が最も濃密な北面でも掘り方は確認されていないから軽石栗石は当時の地表に直に置いたことになる。北面栗石の垂直分布は**SB16**の場合と殆ど差が認められないことはそれを証するものである。この他遺構の中央には掻均したと見られる漆喰の小片が1.6×1.3の範囲に確認されている。このように軽石栗石の間の漆喰といひ中央部の漆喰のかなりの量が検出されていることは、この遺構が漆喰を用い、しかも排水管を必要とした建物であったことを明示している。

SB17 (第5図)

SB17は**H・I-4'区**に検出された東西約8.7m・南北約3.2mの範囲に帯状に連なる軽石

栗石からなる遺構であるが北面は確認されていない。これと相対する南面の軽石栗石は団子状に群れている3か所と東面に接して数個があるほかは殆ど分布していない。また3か所のうち東にあるものと東面近くには凝灰岩礫がひとつずつ発見されている。これらの軽石栗石は東面のもの以外は同じ高さにあって差は認められない。東面の幅員は0.3~0.5mである。軽石栗石の分布は均一でなく、ところによって粗密の違いがあるほか焼けたものも含まれている。これら北面の半分の断面は高低差は殆んどなく、ほぼ同じ高さであるが南面は若干の起伏が認められる。西面の幅員は0.4~0.5mである。軽石栗石は東面に比べ形の大きいものを用い分布は濃密である。これらの軽石栗石は一部沈下したと見られるもの以外は殆んど同じ高さ。

SB17を構成する軽石栗石の概要は以上述べたとおりであるが、これ以外にこれらの軽石栗石は掘り方に詰めたのではなく当時の地表或いはその真近くに置いたと見られること、軽石栗石の多くは破碎されたものでなく原形に近いものであるなどの特徴が認められる。(図No.40・41)

SB18 (第7図)

SB18は **a・A-7'~9'** 区に検出されたもので、幅員0.4~0.6mの軽石栗石で囲まれた東西約10.6m・南北3mの遺構である。この遺構の主体をなす軽石栗石の西側は **a-7'・8'** 画線から南へ1mのところから始まり、**a-7'・8'** 画線の南4mまで連続するものでこの長さは約7m・幅員は0.4mである。また、北端から2.8m離れた線上にも一群の軽石栗石が発見されている。両者の間には黒色の漆喰片がかなり出土している。検出されている軽石栗石は処によっては大小の違いや分布密度の濃淡が少々認められるが概して均質である。軽石栗石で破碎されたものは殆んど含まれていない。これから東へ約2m離れた**A-7'** 区から**A-9'** 区の中央部には先の軽石栗石に対応すると見られるものが所在する。この南端には**SC1**の凝灰岩側石をはじめとする一連の切石があって、軽石栗石は検出されていないから**SD1**の施工の際に取除いたものに違いない。それで東側の場合も西側同様旧状はこれよりも1m程南へ伸びていたことになる。また、この軽石栗石は**A-8'・9'** 区の画線から北へ幅員0.5mで約4.6m続き1.0mの間断があったのち、約1.3mの軽石栗石、更に1.2mの間断があって幅員約1mの軽石栗石が同一線上に出土している。北側二つの軽石栗石の周りには黒色を帯びた漆喰の小片が検出されているが軽石栗石の知見は西側と同様である。またこの**SB18**は先に掲げた**SB16**東西の軽石栗石の知見に、次の三点を付加えることができる。①軽石栗石は掘り方があってその中に詰込んだものでないこと、②大部分の軽石栗石は当時の地表或いは極めて近い面に1個ずつ高がないように置いたと見られること、③黒漆は軽石栗石の間合及び下位の瓦に包蔵されている。(No.31・32・35) このほか東西の軽石栗石及び中間の南北両端には凝灰岩切石が出土している。

SB19 (第7図)

SB19は **A・B-7'・8'** 区の画線を中心に幅員0.4mで、東へ約2.4m・西へ0.9m・南へ約1.3m・北へ約2.0mの規模で軽石栗石を敷詰めた遺構である。東西軽石栗石の南北面端の間には、この二つを結ぶような同質の軽石栗石の所在が知られている。また、**A・B-8'** 画線に近い**B-8'** 区の軽石栗石の内側に陶製土管の残欠1本、東側軽石栗石列上には破碎したとみられ

る黒漆喰の残欠2個、軽石栗石の外側に凝灰岩切石の残欠1本が発見されているが遺構にどのように関わるのか明確ではない。ただ**SB18**の軽石栗石の知見は**SB16**と対比した時、軽石栗石の分布及び軽石栗石の検出状況は破碎されていない、高低差は認められない、掘り方は認められないなど通有の特徴をもち本質を異にする知見に及んでいないのが現状である。

SB20 (第7図)

SB20は**A・B-8'区**から**A・B-9'区**にあって凝灰岩角礫を用いた遺構である。この遺構で凝灰岩角礫が密に連続しているのは4.2m余、幅員0.2~0.4mの東側であるが、その分布密度は必ずしも均一でなく、概して南半分は粗北半分は密である。また凝灰岩礫の中には欠損した凝灰岩も含まれている。これからするとこの角礫は周りの凝灰岩切石北側の凝灰岩角礫は移設以前(旧SD1)と移設後(新SD1)のSD1の間に群在するものである。これは第7図で見るとおり南半分はかなり濃密に分布しているが北半分粗である。この角礫の間に長さ0.8m・幅員0.2mの二つに折損した凝灰岩切石(1本)と、この南に出土している長さ0.8m・幅員0.1mの切石も二つに折損した凝灰岩切石、短いがこれと同質の切石が検出されている。このことは大きな意義をもつものである。

南側は**A・B-9'**の画線から0.5m南にあって、東西に連なる遺構で確認されているのは約3.8mの長さであるが本来の規模は概ね5.2が推定される。そしてこの南側は**SD1**によって遺構が切断されたと見られ、今一つは滑らかに研磨した?質の石を接合した浅鉢状遺構の真上に凝灰岩角礫を確認している。このことは他の遺構では確認していない意義深い知見であると云える。

北側は東端から長さ1.3mの範囲に幅員0.4mで分布している一群と新・旧**SD1**の間にある数個の凝灰岩角礫からなる一群の二つからなると見られるものである。新・旧**SD1**の間の凝灰岩はどこまであったか明確でないが南側のように東へ延びていたのであれば新SD1によって損壊されたことは明らかである。

次に**A・B-8'画線**に近いところには凝灰岩10個余りが2か所に群在している。このうち南側の一群は研磨して接合した花崗岩製鉢形の直上で南側同様検出されたものである。北側にあるものは岩製浅鉢形遺構と一体をなす凝灰岩切石の直上でこれまで発見されている。それで**SX5**が所在する**A・B-8'・9'区**は既に取上げた**SD1**、**SB20**との関わりで述べた構造を異にする三種の遺構が明確にされている。これら三つの遺構のうち**SD1**は施工に際して**SB20**と**SX5**の一部を切断しているので**SD1**は**SB20**、**SX5**に比べて後になる。また**SB20**に係る凝灰岩角礫は岩製浅鉢形遺構の直上にあるから**SB20**は**SX5**より時期は後れることになる。従って構造が相違する三種の遺構の造作は少くとも**SX5**、**SB20**、**SD1**の順と云うことになる。

3. 排水構

SD1 (第7図)

SD1は**A-4'~11'区**にあってほぼ南北方位に設けられた長さ約36m・幅員約0.6mの暗渠

型排水溝である。これは最も南側のA-11'区では西からSD③が流入するのをはじめ、東西方位から土管1本ずつを導いてあるなどの特徴が見られるので、それらの概要は次のとおりである。

A-10'・11'区

SD1の南の端にある。ここではSD1-③が西方から流入する。両者の接点はSD1-③からの流水を滑らかにするため、曲折りになるのを避けて板石2枚を斜めに固定してある。

A-10'区にあるSD1-2はSD1に直交しているほか格別の知見は得られていない。SD1-②とSD1-③の間は長さ0.77~0.86m・幅員0.26~0.4mの凝灰岩切石10枚をもって溝を覆ってあるが10枚の南端にあるものは転用したものと見られる。SD1のこの部分の幅員は0.46mである。ただこの部分の側石とA-11'に食み出している側石を比較すると西側にあるものはそれまでの溝に直接関わるものではないと見られること、東のものは暗渠部側石の延長上に位置していること、SD1-③に近い西側4枚の下の側石と同じ線にあることなどからSD1は本来はこれよりも南へ延びていたことが推測される。

次にA-10'区SD1の東側には凝灰岩の板状切石で囲った遺構がある。これは長さ3.4m余り、幅員0.5mのものでSD1の蓋石とほぼ同じ幅員であること、蓋石とこの遺構の間は0.15~0.2mの較差があること、板状切石は斜面に埋設してあったことなどから石段を兼ねた土留石であったと見分する。

A-10'区はA-11'区と異って蓋石はなくところどころに底石が残存していた。この状況はA-9'区の中央部までは殆ど同じであった。

A-9'区

A-9'区で特徴が認められるのはA-8'・9'区に近い北側である。A-11'区から始まったSD1はA-9'・10'区は曲折することなく真直ぐであったが、A-9'の南約0.7mで曲折れになって流路を東へ変更する。この部分の溝幅は約0.7mでこれまでより幅員は多少は増している。しかし、溝は蓋石があるところ無いところ、底石のあるところ無いところのほか、周囲はかなり雑になっていてA-10'区とは状況を異にしている。A-9'で流路を東へ変えたSD1はそこから概ね10m行って再び北へ流路を変える。此の間の距離は約1.5mで蓋石があるところ無いところまちまちである。ここでは流路が再び北へ変り形状が揃った蓋石を被せてある。これだけでなく、ここではそれ以上に重みをもった知見が判明している。その第1はSD1の西側のA-8'・9'区に3個の凝灰岩切石が検出されていることである。この3個の切石はA-8'~11'区の側石と同じ線上にあるだけでなく、A-4'の南側からA-6'区北側を結ぶ同じ線上に位置する。このことはSD1は本来A-6'の南側からA-9'の始めに見るように迂余曲折ものでなかったことを明確にするものである。両区を結ぶ同じ線上に所在するSD1と同質の遺構の所在はその事を決定づけると共に不動のものにしている。ところでSD1の流路変更を必要としたものは何であったろうか。それは、この旧流路上に検出されている軽石栗石からなる布状基礎とそれと同様のものからなる一連の遺構(SB18)であったことは明らかである。つまりSB16の

造作の折りに既存のSD1を移設しなければ計画を進める上で支障があったのである。

第2はA-8'・9'の旧排水路SD1の間には、この二つの遺構とは異なる凝灰岩角礫群これとは異ってほぼ直交或いはそれに近い状態の凝灰岩切石が検出されている。これらの凝灰岩礫はB-8'に検出されている凝灰岩礫、直交する板状凝灰岩切石はSD1東側のものと同類のものである。従って、SD1は凝灰岩角礫と板状凝灰岩などからなる二つの遺構を廃棄した上で移設したことになる。(No.17, 61, 62) なお、A-8'・9'の間は蓋が揃っていた。

A-6'・7'区

この区間ではA・a-6'・7画線のところで流路が西へ変ると共に、その屈折するところに他のところでは認められなかった土管2本が判明している。西側のものは長さ0.4mと0.7m(何れも推定)に今1本を接合したものでSD1に導いてある。この近くには凝灰岩切石に開けた排水溝が検出されているが土管との関係ははっきりしない。多分土管以前のものであろう。また東のものは長さ0.7m(推定)のもの2本に0.4m(推定)のものを接合し先端は三方に分岐している。

A-5'・6'区

A-5'・6'区は蓋石の欠けたところどころ見られるがその部分は底石を隙間なく敷詰めてある。溝の底石はこれまでA-9'・10'などに若干検出されていたので推定されなくてもなかった。しかし、このように隙間なく敷詰めてあることが確認されるに及びSD1は床張りの排水溝であったものと見做されよう。

A-4'区

A-4'中央からA-6'中央まで直線を呈していた。SD1はA-4'から西側へ若干幅寄せすると共に幅員を狭くしてある。これはこの東側に何等かの構造物があってこれを避けなければならなかったため、このような窮余の方法を採ったのではなかろうか。SD1の末端は内濠に注いでいたに違いない。

SD2 (第21・22図)

SD2はf~p-15'区にあって二之丸中央部を西から東へ流れる排水路である。その全長は約106m・幅員は場所によって広狭の違いはあるが概ね0.7~1.3mの暗渠である。そして遺構は

- ① 平らに整えた凝灰岩の割石を2~4段所によっては6段に木口積みしてある。
- ② 蓋石は凝灰岩を長さ1.0~1.2m・幅員0.2~0.3mに整えたものを使用してある。
- ③ 側石と掘り方の間隙には同質の凝灰岩角礫を後詰めしてある。
- ④ 底面は栗石敷であって切石を用いた畳石敷ではない。

などを通有の特徴とする。

しかしかなり長大な遺構であるばかりでなく遺構の始終をはじめ、所々にそれぞれの特色が認められるのでその部分について概略する。

f-15'区

SD2の西端はF・G-15'区にあるがここには鹿児島大学グラウンド外構のコンクリート測

溝を設け、その上は高さ約5mの土手になっているので今回の調査は明らかにできなかった。しかし、下図のように一部に凝灰岩切石の木口積2段が残りG-15'に及んでいるので、若干は西へ伸びていたことになる。本溝のf・e-15'の画線内側の北側々石は、扁平な凝灰岩を木口積みしてある。またこの南北内法の幅員は0.3mで差程広くない。蓋石の一部は溝に直交し一部は斜めになっているほか、欠損したものや長短不揃いでかなり粗雑に施工してある。F-1'~15'の全区はかなりの湧水がある上、この西の上段は本丸大奥の南側に当り御庭方があったところとされているのでそれらの雨水処理は不可欠のことであり、調査時にあっても家庭水道を半開した量にも等しい流水があったことからすれば、本溝がその役割を果たしていたのではなからうかと推知する。

d-15'区

d-15'区の区寄りにはSD⑩が注いでいる。その部分を見るとSD⑩の蓋石2枚は互違いに近いけれども、共にSD2の蓋石の上方にあるのでSD2の後に取付けたものと見ることができよう。次にd-15'区の蓋石は割合均質なものをを用いてあるが、東側約1.2mは蓋石が破碎され溝中に陥入した状況で検出された。なお、発掘調査ではその手掛かりを得ることはできなかった。

C・D-15'区

C・D-15'区の北側々石は3段或いは4段で殆ど起伏がないばかりか蓋石もほぼ均質である。そのうちC-15'区ではB・C-11'区から続くWP2を施工の際に断ち切ったことを示しておりSD2とSW2及び14との前後関係を推知することができる。

E-15'区

E-15'区は側石に凝灰岩の切石と若干の円礫を3段積みまたは4段積みした上に長さ0.8~1.0m・幅員0.4~0.6mのかなり揃った凝灰岩切石を蓋石にしてある。また、この区ではこれまで以上に北からSD⑮、南からはSD⑯の2本の排水路2本が殆ど間合を置かないところに流入している。

H-15'区

H-15'区の東端近くの北側側石の北側には凝灰岩切石で囲った長さ約1.6m・幅員約1.0~1.2mの柵囲が接して検出された。この中には同質の凝灰岩切石7個と共に、角礫が認められたけれども遺構の性格や用途は特定できなかった。

K-15'区

K-15'区の東半分になると幅員は今までの1.0mから0.7~0.8mに細まっている。ここでは側石は4段積み或いは5段積みにしてその分だけ深さを増しK-15'区では0.75m余りになっている。またこの区の東側は蓋石の上に凝灰岩の切石を所によっては1列、ところによっては2列或いは3列並べてあるが何を意図したものかはっきりしない。

L・M-14'・15'区

L・M-14'・15'区で特異な部分はL-15'の画線から東へ約2.0mのところにあるものとL・

M-14'・15'画線の西約1.8mのところ始まって**M・N-14'・15'**の手前約2.0mに及ぶものの二つである。

先ず**L-15'区**の南側には長さ0.8m・幅員0.4mの排水溝**SD⑳**が本溝の近くまで及んでいるが、続いてはいない。この**SD⑳**の中には破碎した凝灰岩の切石4個があつて廃棄したことを示している。また、**SD 2**に近いところは欠いたようになっているので当初は本溝に深く関わるものであったにしても、後には使用しなくなっていたことも考えられる。用途ははっきりしない。

次に、**L・M-15'区**には**SD 2**を中心に左右を凝灰岩の切石を積上げて設けた長さ約4.1m・幅員約2.8mの石囲いが所在する。この石囲いの西側は**L・M-14'・15'**の画線の西約1.05mの所で**SD 2**にほぼ直角に取付けてある。(第25図) **SD 2**と石囲いの間は右側が約0.6m、左側も約0.6mほぼ等距離であるが、左側の内側は真直ぐで格別の施設がないのに対して右側は**SD 2**に直交する北の隅から東へ約1.1mのところと2.4mのところとに長さ約1mの飾石を嵌込んだ3段の石段を設けてある。**SD 2**はこの間は蓋石のところどころに、凝灰岩の切石を置いてある。側石は飾石とほぼ同じ大きさの切石を3段積みしてあるが積石の間の目塗りはしてない。また石囲いの積石は何れもほぼ同じ厚さの細長い凝灰岩切石を3段及至8段積重ねてあるが、ここの漆喰等の目塗りは認められない。

M・N-14'・15'区

石囲いの東の**14'・15'区**の東側一部と**N-14'・15'区**は溝の幅員はこれまでに比べ一段狭くなって0.3m前後である。それに即して蓋石は小さいが乱れは殆んど見られない。また、側石は長さ0.3m～0.4m・高さ0.2～0.3の直方体に整えた凝灰岩切石の木口を丁寧に合わせてある。上段の積石の直上には瓦片10個があつた。多分蓋石の動きを防ぐために嵌込んだものであろう。

SD 3 (第14・26・27・28図)

SD 3は**SD 2**同様**f-19'区**の東側3mから始まり**M-19'区画**を7m超える全長約90mに及ぶものである。これは東西方位のほぼ直線に近い遺構で、所によっては留意すべき構造が認められるので以下略記する。

e・f-18'・19'区

検出された**SD 3**の末端は**e・f-18'・19'**画線から約2m西にある。末端南側の側石は幅員0.2m前後長さ0.2～0.9mのものを用いてある。それらの側石は何れも旧状を保っていると見られるけれども北側は抜きとられて発見できなかった。溝の底に敷いた底石は取りあげてあつて確認していないので、溝の終末構造共に確実な幅員は把握していない。しかし**f-18'・19'区**の溝の幅員はこれに続く**e-18・19'区**の状況からして、この区と同程度の0.7mが推定される。その構造は底石を敷設したのち底石の両側に同じ高さで固定したもののようで、これから東側の施工法とはやや相違する。

e・f-18'・19'区の側石は何れも整った切石を用いているのに対して、底石は形の不揃いのものを多用してある。

SD 3の幅員は南側の側石や底石の並び方からして、**d-18'・19'**全体を通して殆ど広狭の変

化はないものと思われる。この区で顕著なことがらは溝の北側側石はことごとく抜かれてい
ることである。側石を抜いた事由が何であるのかははっきりしない。しかし、これに続くC-18'
・19'区の東半分はかなり幅広のしっかりした側石を用いてある。

d-18'からc-18'の北側側石の位置に沿って幅員0.8~1.2mの掘り方が検出されているが、
何ものであるかはっきりしない。

A-18'・19'区

A-18'・19'区はこれまでに比べ幅員はこれまでに増して0.9mである。この区の特徴は幅員
0.36~0.46の長方形に整えた凝灰岩の1枚石を底石に用いてあること、南側は厚手の側石を置
いてあるのに対して北側の東半分から以上は薄手の板石を使用していることなどである。(図
No.204)

C-18'・19', D-18'・19'区

C-18'・19'とD-18'・19'を合わせた約5mは、底石全部を抜き取ってあってこの間は1
枚も遺存していなかった。それらの底石は何時抜き取ったのか知る手掛りは得られなかった。
またD-18'・19'区からは幅員0.2~0.3mの細い掘り方があって、ここには凝灰岩角礫が詰っ
ているが、これが掘り方であるのか抜き方であるのか今一つ判然としない。

E~J-18'・19'

E~J-18'・19'区はE-18'・19'区の西側半分、H-18'・19'区の大半、I-18'・19'区
の東側のように底石の一部を抜き取ってあるところとF-18'・19'区の東半分、G-18'・19'
区、J-18'・19'区のように殆ど全部の底石を抜き取ったところがある。またH・I-18'・
19'区画線を中心とした東西約2.5mは底石だけでなく北側側石も抜かれていた。さらにE~J
-18'・19'区は側石の後方に凝灰岩礫が詰っているほか、ところどころに0.2~0.8mの溝状の凹
みに沿って認められた。これらがSD3の施工に伴うものであるのか底石や側石の抜き取りに
関わるものであるのかははっきりしない。しかしC-18'・19'区、D-18'・19'区の掘り方の性
格は場合によってはこの溝の断面から推し測ることができるものとする。つまりSD3の基
本的施工法は同じであるが、西高東低とは云っても較差が少ないこの二之丸にあって溝水機能を
果たすにはそれなりの勾配がなければならないのは当然である。従って、H・I-18'・19'区
は3段のうち1段目の側石をこれまで以上に深く埋設し、概ね1段目と2段目の接点に溝の底
石を合わせ上位2段は凝灰岩切石を隙間のないようにして積んである。側石の天端と溝底差は
概ね0.5mである。SD3に沿う礫や溝状の凹みは、こうした工事に必要な掘り方や裏込めに使用
した礫であったと認められるものである。

J・K-18'・19'区

J・K-18'・19'の画線を中心にした区は長さ約1.7m・幅員0.2mの凝灰岩を大割したもの
を南北側石の上に渡してあるほか、北側の先端にも同質の凝灰岩切石をこれと直交する形状に
渡してあるが南側は格別な構造は認められない。しかし、この区の特徴は溝底はともかくとし
て、側石の石積に段差を配慮してあることであり、今一つは堰のような止水の構造が見られる

ことである。前者は第27図に見るとおりこれまでの側石の殆んどが方形或いは長方形を基本としていたのに対し、ここでは台形・五角形などを組み合わせて入念に石積みしてある。また **J・K-18'・19'区**にある切石は高さ約1.5m・幅員0.25~0.4mのものである。

K・M-18'・19'区

J・K-18'・19'区線から東へ約1mのところから、側石の上に長さ1.1~1.2・幅員0.2~0.6mの凝灰岩割石を架けて溝を被覆してある。その西端に近いところは架設した石の両側に溝に併行して切石や角礫を置いてある。これらはどのような用途があつて置いたものか明らかでないが、これから東には見られないことから何か格別の意図があつたと考えられる。

次に、**K-18'・19'区**の東約4mのところには長さ0.65m・幅員0.2m余りのものと長さ0.8m・幅員0.2m足らずの凝灰岩切石2本を接ぎ合わせたようにして蓋石の上に置いてある。この表面の一部は磨耗して滑らかである。**L-18'・19'**の全区は蓋石で溝を被覆してあるばかりでなく、SD3の南側**K・L-19**画線から東へ約0.7mのところには長さ約1.45m・幅員0.15m前後の折損した切石がSD3の南側に発見されている。

次に**K・L-18'・19**画線から約1.20mのところには先の**K-18'・19'区**の東約4.0mのところにあつたものと同じような凝灰岩切石が発見されている。これも同質の凝灰岩2本を接ぎ合わせたものでその長さは約1.5m・幅員はほぼ0.2mである。表面はところどころ磨耗している。この切石に接する南側には破損したと見られる凝灰岩礫が接し、これから約0.4mのところには**L-19'区**に検出されたものと同じ方位にあるので、これらの切石はもともと密接なひとつの構造であつたことを示していると云えなくもない。そのことを裏付けるものは次に掲げる一連の遺構である。即ち、**K・L-18'・19'区**の画線から東へ3.5mのところにはこれまで述べた2つの遺構と同じような形状のものが完全な形で検出されている。蓋石の上に置かれた切石は長さ0.8m・幅員0.2m余りのものと長さ0.4m・幅員0.2mのもの2本でそれを接ぎ合わせたように配してあるだけでなく、南側の先端はこれまでの切石2本と並行して配してある。**L・M-18'・19'区**画線上にあるものもこれまでのものと同じようなものであるが、蓋石の南側にある部分は3本の切石3本からなりこれまでのものと比べかなり長い。また、**M-18'・19'区**にはこのような石組遺構2本が知られている。最下段のものは蓋石の上の長さ約1.3m・幅員約0.3mの1本だけで他は知られていない。

蓋石の上に溝と直交して置かれている切石の遺構は**K-18'・19'区**に1本、**L-18'・19'区**に2本、**L・M-18'・19'区**の画線上に1本、**M-18'・19'区**に2本の計7本である。これらの心距離は西から1.3+1.4+1.5+1.4+1.4+1.4で概ね1.4m±0.1の範囲にある。また切石の上面が磨耗していることも同様である。この検出遺構は、成尾常矩指図及び絵図の矢来御門に至る通路のあつたところに位置するので、溝蓋石の上に設けられた切石遺構は石段に特定すべきであると考え。ところでこの切石遺構は石蓋の直上に置かれていたので石段はSD3と併行して施工したものでありほぼ同じ時期のものであることは誤りないものとする。その時期は貞享元年(1684)の二之丸竣工時のものに違いない。

SD 4 (第14・26・31図)

SD 4はf-20'区からF-20'区まで続く、長さ約56m・幅員約0.5mのものであるがそれ以東は確認されていない。検出した遺構は随所に特色が認められるのでその分について略記する。

f・e-20'区

SD 4の西端は幅員0.5mの底石9枚が現存している。9枚の底石は長方形、矩形、台形などのものを組み合わせてある。底石の2枚は亀裂が認められる。側石は末端の南側に僅少に2個が残存していたほかは総て抜き取ってあるが、底石の左右の角礫の間の空白が側石のあったことを明示している。しかし、終末の構造はSD 2・SD 3同様はっきりしない。

e～b-20'区

此の区はSD 4の抜き方と見られるところに数個の角礫が散在している以外は何も発見されていない。この区の北側に所在する礫群はSD 4の側石に接するところはほぼ面を揃えたように並んでいるから、側石に関係なく溝の底石は抜き取られたことを物語っている。

なお、d-20'区の東端近くでは幅員約0.65mの溝がSD 4と斜めに交叉するように断ち切っている。

A-20'区

A-20'区で残っているのはf-20'区と同じように底石のみである。西端は底石の上に数個の礫が陥入している。

B～D-20'区

此の区はe～f-20'区とほぼ同じで両側に残っている礫群の状況からSD 4の所在が推知される。

E・F-20'区

この両区は共に底石・側石の欠失がなくSD 4で最も良く残っているところである。それと共に、このSD 4は最西端のf-20'区からE-20'区までは曲折することなく直線状に設けられていたがF-20'区でF-19'区寄りに流路を移行させてあるところに他の区に見られなかった特色を持っている。溝幅は最西端で0.5m、この両区もほぼ同じ0.5mであるから漸増することはなかったと見られる。

底石はこれまでのf-20'区、A-20'区のものと同じように必ずしも整ったものばかりではない。また側石は長さ0.7m・幅員0.2m余りのものを多用してある。その工法は先ず底石を敷設し、その上に側石を固定する方法が採られている。(第26・31図)このことはSD 2、SD 3では見られなかった工法である。

F・G-20'区画線にある溝の両端はこれまであった側石は認められず、南側と中央の2か所板状の切石を置き両側に長さ約0.6m・幅員0.3mの凝灰岩切石をそれぞれ置いてある。底石その両側の板状切石、さらにこれを支えるかのような切石は何れも東を面にして一線に揃えてある。F・G-20'画線に南北に連なる切石列も同じ性質のものようである。これは城内地形を画するものではなかろうか。この二つの切石の中間のF・G-19'・20'区で東西方位に板

状切石がある。

SD4はこれまで見て来たようにその構造は間違いなく排水溝である。排水機能をもつ溝であれば始終があるのは当然である。しかし、この**SD4**は**F・G-20'**画線近くで終止し、それ以遠は抜き方その他からも経路は確認されていないのである。

SD① (第7図)

SD①は**B-4'**区の画線近くに検出された長さ約4m・幅員0.6m余りのものである。溝の両側石が揃っているのは北端のみで、これ以外は西側側石8か所、東側側石が1か所で検出されている。これら東西に検出されている側石は、何れも北端のものと同列上にあるので排水溝としたものである。両側石は長短の較差があるばかりでなく厚さも不揃いである。排水溝の内法は概ね0.4mである。次に**SK**に近い北端は側石2枚があったのでこの溝は本来は暗渠構造であったに違いない。また、この**SD①**の一端は濠(**SK**)に至り他の一端を延長したところには井戸(**SE**)1が検出されている、この排水路は井戸から汲み上げた水を濠に注ぐようにしたものに特定してよいと考える。

SD② (第7図)

SD②は**a・A-10'**区に検出された長さ約3m・幅員0.7mのものである。溝の南側側石は長さ0.52~0.9m・厚さ0.12~0.18mのもの3本を用いてあるが、東側のもの以外は何れも折損している。北側側石は長さ0.8m・厚さ0.1mのもの2本と長さ0.3m・厚さ0.1mのもの1本が発見されている。両者の間は厚手の凝灰岩切石4個があるが側石とは異質のものである。溝の底は凝灰岩切石を敷詰めてあるが、完形のもの皆無で何れも亀裂が生じている。また、少し離れたところにある底石は南側側石及び東側敷石に較べ多少方位を異にしているので、本来の場所から北に動いていると見られないでもない。溝の幅員は概して東が西に較べ広い。末端は**SD1**に合して流水はこれに注ぐようになっている。排水溝南側側石の内側東西2か所に凝灰岩礫が検出されている。両者の心心距離はほぼ1.8mである。

SD③ (第7図)

SD③は**a・A-11'**区に東西方位に検出された長さ3.2m・幅員0.7m前後のものである。溝の南側側石は4本を用いてある。北側側石は東は薄手のものを用い外側に厚手の切石を添えて二重になっている。溝の底面は凝灰岩を整えて敷詰めてある。また、溝の東側は流水を排水溝**SD1**に導くための緩衝石を置いてある。また、この溝の東側一部は蓋石で覆ってある。しかし、これ以外は同じような施設は認められない上、これと規模と構造が近似する**SD②**は蓋石で覆ってないので本来暗渠構造であったのかははっきりしない。排水溝北側側石の近くの東西2か所には凝灰岩礫が検出されている。両者の心心距離は約1.8mで**SD②**南側の場合とほぼ同等である。

SD④ (第7図)

SD4は**A-7'**区でも**a・A-6'・7'**画線近くあるいは遺構の一部がこれと交叉するところに検出された土管2本である。2本の土管は東西の両方からそれぞれ排水溝**SD1**に注ぐよう

になっている。

東側の土管は長さ0.7m・径0.10mの2本と長さ0.4m・径0.10mのものを3本接合したものであるが、東の端は南と上方の二方向に土管を漆喰でもって固定してある。それでこの部分は径0.4m程度の塊りになっている。南の方向に向けて固定した土管は長さ0.3mでその先端は凝灰岩切石で覆ったようになっていた。また、上方に固定したものは折損しているのもので旧状は知り得べくもない。土管の西側先端はSD1と少々斜めに取付け漆喰で固定してある。

西側のものは何れも折損或いは短小に切詰めたもの3本からなるので旧状は明らかでない。しかしSD1との取付けは東側の場合同様漆喰で固定してある。

SD④はSD1を中にして相対する東西に所在し別個の建造物に付くことも想定されるので別々の排水溝として取扱うべきであると考えたがここでは構造や規模が近いので便宜上一括したものである。

SD⑤ (第10図)

SD⑤はB・C-9'区にあってSF1西側の石垣と交叉する長さ約2m・幅員0.6mのものである。SD⑤の北側側石は長さ0.6~0.7m・厚さ0.08mのもの3枚を用いてあるのに対し、南側は長さ0.82m・厚さ0.15mのもの1本と長さ0.3m・厚さ0.1mの1本、両者の間に同様の残欠1個の都合3本が検出されている。両側石の内法は中央部が0.26m、外構(SF)1に近いところは0.3mである。東側は側石が抜かれているのではっきりしないが中央部と同等或いは少々細いものと推定する。溝底には長さ0.3~0.46m・幅員0.2m・厚さ0.06~0.08mの大きさに整えた凝灰岩切石5枚が確認されている。東端近くは検出されていないので当初に敷設しなかったのか後世抜いたのかははっきりしない。溝底はかなりの急勾配になっている。外構(SF)1に接するところは凝灰岩切石で覆ってある。外構(SF)1を抜けた西側の南北の側石は、共に長さ0.5~0.6m・幅員0.08mの用いてあるが底石は検出されていない。SD⑤の東には建物(SB)5が知られているほかこの下位には今一つの建物(SB)4も知られている。このSD⑤が二つの建物の何れに関わるのかを見た場合、排水溝(SD)⑤及び外構(SF)1は建物跡(SB)1とほぼ同高にあり、建物跡(SB)4は前三者に較べかなり低いので建物跡(SB)1に関わるものに違いあるまい。また、排水溝は外構(SF)1を抜けたのち程なくして消滅している。それで流水はその先の池溜(SX)4の周りの石畳から排水溝(SD)1に注いでいたことになる。

SD⑥ (第5図)

SD⑥はG-4', G・H-5, H-6区4つに分断された状況で検出されているが、それぞれの管の規模・方位に類似性が認められるので一連の遺構としたものである。

SD⑥の北側の端はH-4区にあってここから濠に通ずる石段東側縁石の下を斜めに潜り内濠石垣の上位に通じている。この手前はG-4'区で折れ土留石の下を抜けた後東南の方位へほぼ真直ぐに延びるが、H-5'・6'区の画線に沿ったかの如く東方へ向きを変えH・I-6区の画線近くで滅失している。この排水管はさきの石管水道よりもやや軟質の凝灰岩を用いてある

が、中央を貫通する隅丸方形孔は石管水道と同じ手法で穿孔してあること、排水管は黒漆喰で接合してあることなど石管水道と技術的に異なるものではないと見られる。

SD⑦ (第11図)

SD⑦はH-6'・7'画線と斜めに交わる長さ3.6m・幅員0.2m~0.3mのものである。これは始終が明らかでないばかりか随所に欠落があったりして全容は必ずしも明確ではないが、他には知られていない特徴が認められる。溝の側石は長さ0.3~0.64m・厚さ0.06~0.1m・高さ0.1mの凝灰岩切石を用いてある。内法の幅員は0.1m余りで割合狭い。この排水溝は大部分を蓋石で覆ってある。その蓋石は、東端から0.9mは小さい凝灰岩切石の上に1枚ずつ並べ覆ってあるが、これに続く西側は長さ0.3mのもの1枚、同0.6mのもの1枚、同1.2mのもの1枚を側石の上に並べ覆ってある。それぞれの蓋石は幅員0.12~0.15m・厚さ0.06~0.08mである。そして、この蓋石の上に両端に切込をもった同質の板石を重ねてある。しかし、上位の蓋石は切込みが上手く噛合っていないことからして順序が当初の目論見と異ったのか、場合によっては廃棄されていた遺構から転用したことも考えられる。

SD⑧ (第11図)

SD⑧はH・I-9'・10'画線と斜めに交叉するものである。これはその構造、方位、規模から本来はひとつの施設であったものと見分されるがH-10'区とI-9'・10'区に分断された状況で検出された。H-10'区のものには長さ約1.4m・幅員約0.24mで、直線に近い。側石は長さ0.5~0.8m・厚さ0.06~0.1m・高さ0.16~0.2mのものが用いてある。底には長さ0.3m・厚さ0.08mに整えた板状凝灰岩を敷詰めてある。溝の内幅は約0.1mで狭いものの一つで東側を低くしてある。I-9'・10'区は長さ約2.9m、幅員約0.3mで石垣の間を抜けているほか、後述のとおり蓋石が多少ずれているので見掛上は広いところがある。また全体は湾曲している。I-9'・10'区の側石及び底石はH-10'区の場合と同様であるが、大部分は蓋石で覆ってある。溝の内幅は末端で見る限り同等である。SD⑧は周囲に建物跡は知られない上に、その始終を確認できなかったため性格等は把握されていない。この溝は先に述べたようにただ石垣の間を抜けているので石垣の設営後のもので、庭園などの部分的営繕に伴って設置されたのではなかろうか。それにしても末端は閉塞されているので廃棄されていたことも考えられる。

SD⑨

SD⑨はI-9'・10'区のSA2の近くにあつて南北方位の同一線上に位置する二つからなる遺構である。これは約1.4mの間合があつて復元現存長は約6.7mであるが規模・形態・位置から本来は同一のものであったことは疑いない。しかし、これは始終だけでなく近くにはSA2以外は知られていないからSD⑨の実際は明確でない。ただ、この場合はSA2から約0.7mのところにあつて、これにほぼ平行して設けてあること、長方形の凝灰岩を刳抜いたものを接合したU字型溝であること、SA2は緩傾斜の二之丸地の中間にあつて土留石と見られることなどからSA2から西側の雨の排水に備えた溝と見るべきではなかろうか。その場合、内濠SKに導かれていたのか、f~o-15'区を西から東に流れるSDO5へ注いでいたと見るべきであ

るのか確証は得ていない。

SD⑩ (第21図)

SD⑩はd-15'区でもd・e-15'区画線沿いに所在し、SD2に注ぐ排水施設では最も西に位置するものである。この排水溝は長さ約2.0m・幅員0.3・溝巾0.2mの狭小なものでこれまで多々見られた側石・底石を組合たものでなく、柱状に整えた凝灰岩の中央部を抉り取って接合したものである。溝の上には同質の凝灰岩切石を直交させるようにして覆ってある。

SD⑪ (第16図)

SD⑪はd-17'区から始まってC-15'区に斜めに注ぐ全長約13mのものである。これは幅員0.6~0.7の凝灰岩切石の中央部を0.3m巾で抉って溝を設けそれを接合したものである。これらの石材は若干の長短がある。接合は黒漆喰を用いてある。溝の形状は曲折することなく南西から北東の方角へ真直ぐ延びている。

SD⑫ (第16図)

SD⑫はb-15'~17'区にあって湾曲して南北方位に続く長さ約8.0m・幅員0.6~0.7(推定)の排水溝で、さきのSD⑪に較べ構造及び接合法など技法の本質的相違は認められない。それだけでなくこの排水溝の性格・機能を知る上で欠かせない建物遺構が明らかになっていないことも同前である。

SD⑬ (第23図)

SD⑬はB-15'・16'区画線を斜行する長さ約3.5mの排水管で若干湾曲して埋設してある。これは両端が消滅しているので始終は確認されていない。ただ、この南側でこれと接するところに位置するSBO4はその形状から関連性を求めることは極めて難しい。従って、SD⑬がどのような建造物と関わりがあるのかは明らかでない。仮に建物と関わるのであればSBO4とは先に触れたように所在位置からは関わりは少ないので別の建造物を想定せざるを得ない。その場合位置・形状などSX17以外に該当する遺構は確認されていないのでこの遺構に関わるものとしたい。

SD⑭ (第22図)

SD⑭はD-14'・15'区にあってほぼ南西-北東方位に埋設された長さ約5.0mの遺構である。この一端はSD2に注ぐようになってはいるが他端は滅失しているので全体の形状及び関連する遺構は不明である。また石材・構造・技法はこれまでの排水管と根本的相違は認められないものの、使用してある石管は何れも短小であるところから再利用した可能性もある。

SD⑮ (第22図)

SD⑮はE-14'・15'区の画線とほぼ交叉する長さ約2.8mのものである。これは南端はSD2の直前で終りSD⑮はそのまま残しても跡地利用上支障がなかったものであろう。ところで南側は先に述べたようにSD2の手前で終止し、以前に敷設されていたことになる。北側はE-14'区の南側で終わっているのでこの遺構の南北が最終的にどのようなになっていたのか確定していないが南側はSD2に注ぐものであったと見ることが妥当であろう。

SD⑩ (第22図)

SD⑩はE-15'・16'区にあって南北方位に設けられた全長約3.3m・幅員約0.4mの排水溝で規模は小さい。この溝の構造及び接合法はSD⑭・SD⑮と同様である。しかもこれは建物遺構SB6と排水溝SD2の間にあってSD⑭に到っていることは事実である。このことについてはのちほど説明するつもりである。

SD⑰ (第25図)

SD⑰はH・I-16'区、J・K- 'の画線を中心としたところに検出された遺構である。これは本来は連続していたものが中程で折損したものであることは明らかである。この西端はSB6の近くまで及んでいるが別の一端がどのようなになっていたのかははっきりしないがこれから約1.2m離れた西側にはSD07の所在が明らかになっているのでこれとの関わりが考えられないでもない。しかし、SB6の西側にはSD16があるだけでなくこのSD⑰とSB6を一体的なものとした場合、同一の建造で相接する場所に同じような同質の様態を二つ設けなければならない。この北側にあるSD2に導かず遠い東側に導く必然は少ないことからするとSD⑰とSD6は時期を異にする遺構と見るべきである。

SD⑱ (第25図)

SD⑱はJ・K-16'区画線近くから始まり長さは約1.5mである。これは柱状凝灰岩の中央を刳抜いたもの本を接合したもので幅員0. m (内法0. m) である。SD⑱に近接した南にはSD⑲が検出されている。

SD⑲ (第25図)

SD⑲は前に述べたとおりSD⑱に近接した南に検出された長さ約1.3m・幅員0. mのものである。これはSD⑱によって断切られた状況を示しているところからするとSD⑱に先行するものでありその方位からは、SD2に注いでいたことは疑いないものと見られる。

SD⑳ (第25図)

SD⑳はL-15'・16'区に南北方位で設けられた長さ約4.5m (推定)・幅員0.4mの排水溝である。溝の構造や接合法等はこれまでのSDと本質的に異なるものではないが、関連する建物ばかりでなく時期は判然としていない。同前である。

SD㉑ (第25図)

SD㉑はM-15'・16'の画線を中心とするところに検出された長さ3m余りのものである。これはほぼ中央部で南北方位に続く板状凝灰岩切石が交叉し、その下に設けられていることからするとSD㉑は、板状凝灰岩切石及びその西に相對するところに検出されている凝灰岩角礫の栗石の遺構に先行するものであることは確かである。因みに板状凝灰岩切石と角礫栗石はほぼ同期のものであると考える。

4. その他の遺構

SX1 (石組) (第19図)

SX1はa・b-1'~4'画線上に南北に並ぶ凝灰岩柱状切石と、主にこの西側の凝灰岩角礫

及び東側の若干の凝灰岩角礫からなる遺構である。この遺構で最先端のものは本丸城壁から1.8m南に位置する。近接する柱状切石は北側のものが長さ0.9m・幅員0.3m、南側は長さ0.8m・幅員0.2~3.6mで面は東側である。これに続くとみられるものは南側のものから約4m離れたところにある。これは他の柱状切石と異って尾部を地中に埋没し、両者の間には柱状切石は検出されず凝灰岩礫が散在していた。これは柱状切石を抜いた後に転がり込んだものであろう。また、この西側にも拳大のものから人頭大の凝灰岩礫かなりが出土している。この凝灰岩礫群に接した南の凝灰岩切石2本は、共に長さ1m余り、幅員0.3mの相似たものである。しかしこの南のa・b-2'・3画線沿いにあるものは長さ0.9m・幅員0.4m余りで短小なものである。この遺構に用いられている柱状割石はこれまで述べたように、長短広狭さまざまであるが1mを超える長いものは少なく大方は1m以下である。これらは何れも長軸を東西に、面は東に揃え隙間を少なくして並べてある。また柱状割石の東側と西側には凝灰岩礫が検出されている。東側のものは連続しているのではなく一か所に纏まったようになっているから、本来の遺構の一部でなく転落したものとも見られる。西側の凝灰岩礫はかなりの量であるが、遺構とどのように関わるのか必ずしも明確でないから後詰め或いは捨栗石と見るほかはあるまい。

柱状割石の南側は東西方位に並ぶ柱状割石の前に1本と後に3本柱状切石が南北に置かれこれまでと様相を異にしている。両端の切石は約2.8mの間合いであるが切石はこれのみであるから、東西方位の柱状切石に南北方位の切石を加えてもこの遺構の性格や規模を明確にすることは難しい。ところでさきにとりあげた成尾常矩の鹿兒島城下絵図及び指図は共に、内濠に近接したところに細線で南北方位の枠を描き、濠の西側部分は櫺子窓のように区切ってある。本丸と二之丸跡は約5mの較差がある。然かもそれに接した本丸には門の印が明示されているところからすると細枠の内側は通路であり、櫺子窓の印が階段を示したものであることは疑う余地は全然ないのである。従って内濠に近接する遺構を階段に関わるものであることは確定的である。本・二之丸の間に通ずる通路は西側に1本は知られているが、本・二之丸二つの城郭を直接結ぶ通路はS1のみである。正徳4(1714)年藩主国許出立の城内経路は「桜之間」,「御中門」,「二丸御門」(後の矢来御門)から城外に出ていることからすれば、内濠の西に所在する遺構はS1と一体をなすだけでなくかなり重要な地歩を占めるものであったことは間違いない。この階段が石造りであったのか、木造であったのか知る由はないが、柱状切石南端の東西に並ぶ2本の縁石からして石段であったものと見分する。柱状割石は階段構築に際して基礎固めに用いたものであろう。

また、この石段の北に印されている十印は本丸と二之丸を画する所にあるので御中門であることは明白である。成尾常矩城下絵図(図版29ページ),同指図(図版30ページ参照)

SX2 (第9図)

SX2はb-7'・8'区の画線上, b・c-8'~10'区, c-11'区に検出されている凝灰岩板状割石などのほかb・c-10'区の凝灰岩割石をひとまとめにしたものである。これらの割石は南北方位に連なる列と東西方位を主とする列の二つに大別されるが、このように分散してい

る二種の遺構が合して一つの建造物になるのか現況は判然としていないとは云えない。例えばC-9'~11'区に判明している南北方位の凝灰岩列のみから一体的な遺構の形状その性格を知るとは極めて難しい。

SX 3 (第8図)

SX 3はb~f-12'区にあってb~f-12'・13'画線に沿った北側1.2mのところを検出された東西約22m・幅員0.8~1.4mの遺構である。遺構に用いられている凝灰岩割石とc・d-12'区の凝灰岩礫群の分布は濃密である。しかし、凝灰岩礫群はここ以外の分布は極めて疎である。就中b-12'区北側のものは破碎されたような細片で僅かに痕跡をとどめているに過ぎない。

d~f-17'区
此の区の帯状凝灰岩礫群の分布は、D-17'区、I・J-17'区のように濃密ではないがa-17'区の東側のように疎でもない。d-17'区はSF 1の北近くに凝灰岩切石数個が出土しているが両者の関わりは明らかでない。この幅員はこれまで述べた。ところと概ね同様である。

a-16・17, a・b-16', b~d-16'区

SF Ⅲはa-17'区の中程で北に折れたのち、a-16'区で再び西に折れb-15'区の東から約3.0mで終わっている。この間凝灰岩礫の分布状況は濃淡の両極をなしている。曲推の隅は確していない。またb~d-16'区は凝灰岩礫群は途絶している。それは遺構G 2が所在した所以であると見分する。

二之丸御門は創設後矢来御門に呼称は変わったが位置そのものは移っていないから、このSF 3は当然幾度かの改修があっても当初の位置に営繕されたものと推知される。

SX 4 (池溜) (第10図)

SX 4はA・B-8'・9'区画線の交点を中心に当初東へ1.86m・西へ2.4m・南へ1.84m・北へ2.85mの範囲に推定した花崗岩を組合わせた遺構である。(第10図)この遺構は凝灰岩切石を用いたSD 1と帯状の凝灰岩礫からなるSB 20などの用材だけでなく構造・様相を異にする三つが重複して検出されたところに特色がある。

SD 1はこの遺構の西側に設けてあって東西方位から南北へ曲折した一部がこの中に含まれるが、多くを占めているのは長さ4m余り幅員0.8mの南北の流路である。

A・B-9'画線から0.5m南には概ね幅員0.3mで東西に帯状に続く凝灰岩礫が検出されている。これはB-8'・9画線から東へ約3mのところを北方へ折れ、約3.5mの間合をおいて今一度西方へ曲折している。また、SD 1の西0.4mのところにもこれまでの帯状凝灰岩礫と同じような礫群が発見されている。この礫群は南側は殆ど乱れはないが北側はかなり広散した状況を呈している。西側の礫群は南側及び北側礫群の延長線以上には及んでいないから、帯状凝灰岩礫群は池溜りを廃棄して造営したものであり、SD 1の東側と同一の遺構を構成したものに違いない。そしてSD 1の造営によって損壊されたことも確かである。西側半分の検出状況はそのことを示すものである。従って、池溜を含めてここには性格・構造・時期を異にする三つの構造があったことになる。このことは以後述べるSX 4の説明で明確にされている。池溜は東側が隅丸方形の内廓、円弧に一部弓形りの外廓及びこれに接する方形の凝灰岩板石からな

る外周の三つで構成される遺構である。内廓は方形2枚と長方形1枚花崗岩切石に接し、その周りに平らな面をもつ廓壁を配してある。廓壁で残っているのは3個である。廓壁は長さ1.1m、最大幅1.6mの長楕円の浅鉢形が推定される。外廓の内側は方形・長方形・五角形に整えた花崗岩切石を組合わせ、その間の目地には漆喰が詰めてあってモザイク様になっている。外周は方形・長方形を主とするが中には台形・五角形に整えたものを用いてある。また外廓近くにあるものはそれに沿うように孤状に調整してある。これらの石材は何れも凝灰岩を用い切石が接する目地にはこれまで同様漆喰を詰めてある。

外周の西側は既に述べたようにSD1の東側側石で限られる。南側はSD1に接して長さ0.5m・厚さ0.15mと長さ1.05m・厚さ0.1mの凝灰岩切石二本を東西方位に置いてある。東側は外周の東端の5個が同じ線上にあり、その近くに長さ0.6m・厚さ0.2mの切石が検出されていることもあって、凝灰岩板石5個の東端に沿って東を画す凝灰岩の縁石を南北方位に置いてあったものに違いない。

北側はA・B-8'画線の南1.9~2.1mの間に長さ2.0と2.05mの切石2本がある。これは北側のものと一体をなすと見られるものがSD1の東側石に近接しているだけでなく、この近くにも同じような切石1個が発見されているのでこの切石はもとは連続していたものと考え。その長さは概ね4.9mが推定される。南側の切石列も北側と同じ構造で同程度のものであろう。

このように見てくるとこの池溜りはSD1に接する東西約5m・南北6.3mの石枠で四方を囲んだ方形の中にSD1に集めた湧水を導いた池溜と見るほかはあるまい。その流路はSD1と弓形りになった外廓の先端が接する辺り、及びSD1から池溜の底石の目地に漆喰を詰めてあるのを見るところから池溜に流入し内廓と外廓の間を流れたのち、SD1の中に残っている三角形の先端を欠いた外廓の左を抜けて再びSD1に注いでいたことが考えられる。

なお、SD1に付設された排水溝もこの池溜の外周りの付近に及んでいるので、ここを通過してSD1に注いでいたことになる。SD1への注ぎ口は三角形の花崗岩に接する二つの長方形切石が並んでいるところである。

SX5 (第10図)

SX5はa・A-11'画線の東2.6m余りのところからB・C-11'区線の東2.6mに及ぶ長さ約10m・幅員0.8mの遺構である。これは0.5×0.4前後の方形に整えた畳石を組合わせ2列に並べた石畳である。石畳はA・B-11'区は格別の工法は用いずに青灰色弱粘質土の上に直接並べてあったが、C-11'区の3か所では径0.1~0.2mの樹木と畳石が交叉するような状況で検出された。樹木は畳石の下0.1m~0.15m下の灰褐色粘質土の中にあつたので畳石を直接支持するようにはなっていない。しかし、城内は客土として造成したため地盤は軟弱であるからこのような工法を用いたとしても決して故のないことではない。このほか西端2枚の畳石とこれから東側0.3m西側0.4mの畳石と同じ高さのところにはシュロ・ヘゴを含む植物片が厚さ0.1mほど堆積していた。多分西の方から流れ込んだものであろう。

このSX5はSG1の約1m南に始まり、SB1の南約7mのところまで続いている。しか

しSX5はSB1に直かに接して両者を結ぶようにはなっていない。こうしたことからこの二つが時期を異にするのであればともかく、同時期のものであってもそれぞれの位置からSG1とSB1に関わりがあると観ることは難しい。

SX6 (第10図)

SX6はC-8'区に検出された柱穴状遺構4個からなる。4個の柱穴は以下のとおりである。p1は0.45mL×0.3mWで平面は円形の一部を裁断した形状に近い。柱穴の深さは0.2mに満たず底は平らに近い。p2は0.35mL×0.30mWで平面は上下共に楕円に近い。この深さは0.2mで差程深くはない。断面は袋状を呈する。p1とp2の心心距離は1.4mである。p3は0.4mL×0.1mW・深さは0.3mであるので、掘り方の平面は上下共に長方形である。断面は逆台形に近い。p4は0.45mL×0.28mWで深さは0.2mで余り深くはない。掘り方の断面は矩形に近い。p3との心心距離は1.3mである。

これら4個のpitのうちそれぞれ南側にあるpit2・4は東西方位を長軸とするのに対してpit1・3の長軸は南北方位にあつて様相を異にしている。しかしこれらの柱穴の深さは0.2~0.3mで較差は少ない。4個のpitは断面は方形を基調するなど相通するものがある。また、柱穴は南北の心心距離が1.2m(4尺)、東西は1.35m(4尺5寸)で10%内外の少差であるから、概ね方形の4本柱からなる方4尺の小規模で簡易な構造物があつたものと推定する。

SX7 (第11図)

SX7はE・F-7'区に検出された凝灰岩礫群からなるものである。発見された凝灰岩礫群は、概ねD・E-7'画線を中心に分布するもの、E-7'区の中央に分布するもの、F-7'区に群在する3つである。このうちD・E-7'画線上にあるものは一辺0.3mの角礫を中心に大小10数個が南北に並んだ部分と一辺0.2m前後の角礫が先の礫群から分岐して「Γ字状」を呈する。これらの凝灰岩角礫は何れも同高にある。E-7'区のもの長さ2.0m・幅員0.6mの範囲にほぼ帯状を呈する部分と、長さ約0.9m・幅員0.3mの凝灰岩割石及びその近くに検出された同質の礫群を合したもので3群では最も濃密である。

F-7'区のものE・F-7'・8'画線上に沿って帯状に連なる角礫群である。

以上3か所の凝灰岩群3か所のそれぞれの検出状況を概略したが礫群個がどのようなものなのか、3群を合した場合どのような遺構になるのか把握するまでには至っていない。更にこの遺構の南には建物跡(SB)1・2・4、東には建物跡(SB)4の4棟の所在が判明している。建物跡SB4は建物(SB)1・2の下位にあるがSX7は建物跡(SB)1・2・3とほぼ同高にあるので時期を同じくするのは自明のことである。それにしてもSX7が建物跡1・2・3の何れと関わりがあるのか、仮に関わりがあるとしたらこの外構は考えられないからSX7の遺構の性格等については留保せざるを得ない。

SX8 (第33図)

SX8はL-20'・21'画線の中にして検出された「く字状」或いは「逆く字状」を呈する角材である。角材は長さ約 m、幅員は概ね0.4mであるがところによって多小の出入りがある。

S X 9 (第38図)

S X 9はK・L-19'・20'画線、K~N-19'・20'画線及びN・O-19'・20'画線上に沿った凝灰岩切石で三方を囲んだようになっている遺構である。これは三方のそれぞれに工法上の特徴が認められる。先ずK・L-19'・20'画線に沿った凝灰岩切石は縦長を主としその間に横長のもの1個を置いてある。この積石列から約2.3m南にも同じような積石が検出されている。これがどこまで伸びるのかははっきりしないが東側に所在するものに相応する長さであろう。切石は長さ・幅員の何れも不揃いであるが面は東側に揃えてある。次に、K~N-19'・20'区画線に沿った部分は長さ16m余りである。ここはほぼ長方形に整えた凝灰岩切石の木口を合わせた積み方である。切石は長さ・幅員は、長短広狭不揃いの上東の2mは欠失している。積石の面は南北の何れにあるかはっきりしない。N・O-19'~21'区の積石は長さ0.6~0.8m・幅員0.3mで嚮の西・北二面に比べ整ったものを用いてあるので列全体は整ったように見える。また、北から約2mの西側に同じような切石1本を配してあるほか、N-21'区の内側2か所にも同質の切石を置いてある。このような切石は支え石であるのか単なる添え石であるのかははっきりしない。次に三面を囲ったこの積石列に隣接した北側にも同じような積石列が検出されている。両者の間隔は狭いところが0.5m、広いところは0.9mである。北側積石列の東西の長さは西端を欠くためははっきりしないが南のものとはほぼ同長ではあるまいか、ここに用いられている切石の多くは長短広狭の不揃いであるばかりでなく積み方もまちまちである。東側約1.6m余りは欠失してない。次にN・O-18'・19'区画に沿った東面の積石列は約6mが判明している。積石は東を面にするが積み方は南側の場合に比べ整っていない。S X 9は南北のそれぞれが独立して遺構を構成するのか、両者が相携えてひとつにまとまるのかこれだけで判別することは難しい。

水 槽 (S X 10) (第42図)

S X 10は御台所跡から約2m東のM・N-22画線上に所在する方形の水槽である。水槽の法量は長辺約1.8m・短辺1.56m・深さ0.3m壁体及び底の厚さ0.14mで凝灰岩を刳抜いたものである。表面は入念な調整を施してあるので全体は内外共に殆ど起伏がなく滑らかである。上縁は二隅の近くに長さ0.24と0.16m・幅員0.04m足らずの切込みを斜めに設けてある。また、北側の壁体には外径0.08m・内径0.04mの円孔1個を穿ってある。円孔は上縁から0.06m・底面から0.12mの位置にある。この水槽は下に台や敷石は認められないので、土に直かに置き、その周囲にも施設は何等検出されていない。S X 10は御台所跡(S B 12)近くの屋外にあるばかりでなく、この周りに建物遺構は判明していないから野外に設けられた洗い場と見られないでもない。しかし、全く上屋がなかったのかいささか疑問である。

大 桶 (S X 11) (第41図)

S X 11はL・M-23'・24'区にあって、御台所跡ではほぼ東に位置するところに検出されたものであり、通常用いられているものに較べ規模が格段に大きいので大桶としたものである。

桶は径1.7m・高さ0.4mで38枚の木枠を用いてある。枠は幅員0.1~0.14mである。底板は10

枚で幅員0.08~0.18mのものを多用してあるが幅員0.3m近いもの1枚も含まれている。また底板は接ぎ合わせた10枚のうち2枚或いは3枚が内側に反っている。木材の乾燥が十分でなかったのか後世湿気を多量に含んだ故か箍の締めが強過ぎたのか何れかであろう。桶の下や周囲には水槽同様台石や栗石など格別留意すべき施設は認められなかった。

S X 11 (第36図)

S X 11はほぼO・P-17'区の画線からS-17'区まで連続する溶結凝灰岩切の石積約16mと、O・P-17'~22'区の画線上で南北に連なる長さ23m余りで凝灰岩切石の上にある同質割石を組合せた重複するものである。東西方位の石積みで現存しているところは、長さ0.4~1.0m・幅員概ね0.3m・高さ0.5mのものを2段平積みしたもので、この隅には木内穴をもつ礎石があるほかは特に留意すべき点は認められない。しかし、O・P-17'~22'区画線に沿ったところはかなり複雑になっているので各調査区ごとに説明することとしたい。

O・P-17'区

O・P-17'区にあるのは概ね1.65mである。このうち隅から1.15mはP~S-17'までと同じような切石を2段に平積みであるが、この南0.4mは様相が一変している。その最北端には長さ0.75m・幅員概ね0.35m・厚さ0.2の凝灰岩割石1枚を凝灰岩切石の上に重ねてある。またこれに接する南は長さ0.7余り・幅員0.46m・厚さ0.1mの凝灰岩切石がある。そして、この上には幅0.14mと0.16mの2枚に丸味をもった凝灰岩礫2枚の都合4枚を重ねてあるので、この部分は下段の凝灰岩切石に次いで幅広で同質の形を整えた偏平の切石、次いで余り大きくない凝灰岩割石2列の3段になっている。また2段目の上及びその西側にある数個の凝灰岩は3段目のものが転落したものと見られる。しかし、これが本来どこにあったのかは明らかでない。

O・P-18'区

O・P-18'区2段目の幅広凝灰岩切石の西側に沿って、長さ0.25~0.8m・幅員0.2~0.3mの凝灰岩切石1列があるが東側には知られていない。また上段の凝灰岩礫は3列のところ、バラバラで列をなしていないところ、長さ0.4m・幅員0.1mの小型のものから長さ0.7m・幅員0.4mの大型のものまでほぼ2列に並べてあるところなどさまざまである。次にP-17'・18'区の画線沿いにはこの画線をほぼ南側の端とする幅員0.6~0.7mの凝灰岩を組合せた遺構が東西方位に確認されている。この部分は約12mである。この部分の凝灰岩礫は、最も西側は大きいものを中にして両に1列ずつ並べてある。これは南側が概して小型であるのに較べ、北側は中央にあるものと南側との中間位の大きさである。この東は凝灰岩割石2列を主に、南に同質の角礫が見られるところが0.7m、次は凝灰岩3列を主とするところが約1.3m、次は一辺0.4mの方形に整えた凝灰岩に同質の角礫を組合せたところが約1.4m、次は凝灰岩角礫及び円礫が3列或いは2列になっているところが約8mである。この東に所在する分岐した石組遺構P・Q-17'・18'区の長さ約4mは下段の石積、2段の幅広凝灰岩の割石があるO・P-17'・18'区と異り土地に直接配してある。凝灰岩礫の下は細砂、シルト質の土層などを含む客土で造成した土層がある。そしてP・Q-18'区ではこの土層から始まり、下位の酸化鉄を多く含む砂層に及

ぶ深さ0.4m弱のものと、同層を切る深さ0.6mの2段の掘り方が知られている。二つの掘り方からは近世陶磁器の破片が層状になっていたので一時陶磁器の捨て場であったことは確かであるがこれ以外の知見は得ていない。

次にP・Q-18'区の西Q-18'区にも長さ0.8m・幅0.6mの突出部がついている。

Q-19'区

Q-19'区はO・P-17'・18'区の画線から南へ約1.5m、Q-20'・21'の画線から北へ約2mと両者に挟まれた中間の約1.5mの3か所で他と異なる特徴が認められる。

先づ北側の1.5mは上位の凝灰岩を、長さ0.3~0.4m・幅員0.1~0.28mの凝灰岩割石で内側に東西方位に並べ、これから0.1m余り隔てた西には長さ0.14~0.54m・幅員0.26mの凝灰岩切石を南北方位に接するようにして並べてあるほか、この二つの間に角礫、凝灰岩切石の西側に沿って同質の割石を置いてある。南側の1.5mは調整した凝灰岩割石を南北方位に、概ね東西の2列に並べ割石の間には同質の角礫を詰めてある。また西側の凝灰岩列沿いには整形した凝灰岩を置いてある。

中間の1.5mは形を整えた凝灰岩割石を南北方位に東西各1列で並べると共に、割石のところどころに同質の角礫を詰めたようにしてある。しかしどう見てもここでの最も大きな特徴は西側凝灰岩割石列に接する2連の円弧状部分の所在である。二つの円弧が西側凝灰岩割石列に接する3か所のうち、北と中央の2か所は、同質の割石や角礫が纏まったようになっているけれども南にはこのような纏まりは見られない。また、二つの円弧の中には長さ0.5~0.75m・幅員0.06~0.12mで棒状に整えた凝灰岩切石各々2本を東西方向に置いてある。2本の石棒は南側の円弧のものが太く北側は細い。更に、南側の円弧の中には径0.7mの今一つの円形の囲みが設けられている。これに用いられている礫は何れも凝灰岩質である。円形で囲まれた中央には方形の礫1個が残っていた。北側石棒2本の手前に角礫3個があった以外知見は得ていない。

Q-21'区

Q-21'区は用材及び構造に随所に相違が見られるけれども、O-21'区の画線の南1.2mとこの南の約1.0m、O-21'・22'区の画線を中心とした南側0.4と北側0.6mの約1.0m、O-22'・22'画線を中心としたところに接する南側の約2.5mに分けることとした。

先づO-21'区の南側1.4mは幅員およそ0.4mで凝灰岩角礫が散在している東側と長さ0.38m・幅員0.28m・高さ0.1m及び長さ0.62m・幅員0.28m・高さ0.1mの凝灰岩切石の上に同質の礫がある西側の二つからなっている。西側には長さ0.38m・幅員0.26mの凝灰岩切石を同質の礫で囲んだ遺構が近接している。

第2は長さ0.44m・幅員0.3mと長さ0.8m・幅員0.3mの凝灰岩切石2個を主とする東側に、長さ0.84m・幅員0.3m・厚さ0.1mと長さ0.5m・幅員0.32m・厚さ0.1mの板状凝灰岩の上にそれぞれ長さ0.9m・幅員0.3m・厚さ0.22m及び長さ0.88m・幅員0.3m・厚さ0.1mの凝灰岩切石があ西側からなる。

第3は凝灰岩割石及び同質の切石を使用してあるところであるが、用材が不定であることもあって組合せに統一性は見られない。これらは土地に直接置いてある。

第4は凝灰岩礫で半截隅丸方形に囲った部分と長さ0.26m～0.6m・幅員0.3m前後・厚さ0.8～0.1mの板状凝灰岩切石を並べたところである。凝灰岩礫で囲まれた内側は軽石が詰めてあり、その下には栗石があった。板状凝灰岩切石の一部には長さ0.4m・幅員0.22m・厚さ0.24mで同質の切石1個に接して小規模のもの1個が検出されている。

以上のとおりSX11は場所によって用材を異にするだけでなく途中で枝分れして東へ延びる部分のほか、長方形の張り出し4か所にアーチ形の張り出し2か所が知られているが、これらは外郭の一部に過ぎず、これと対応する部分に加えて内側の構造を推知できるものが判明していないので、この建造物の規模や性格を現段階で知ることは難しい。ただ凝灰岩礫及び割石の下は、O・P-16'・17'区に始まる凝灰岩切石の石積がO-20'区まで続いていた。この切石と上の凝灰岩割石や礫等が一体となって遺構をなしたのか、はたまた別個のものであったのか明らかでない。

更にP-18'区で東に分岐した凝灰岩礫の下に先に述べた陶磁器の捨場の掘り方があったことは、この遺構の時期を知る上で留意しなければならないのは当然である。

5. 石管水道

WP 1

WP 1はb-12'・13'の画線と斜めに交叉するものである。これは接合した僅か3本だけが現存していた。この3本は直線的でなく、ちぐはぐで不揃いである。これは多分木口の調整に誤差があったためであろう。WP 1は抜き方や石管水道の両側或いは片側に続いていたと見られ同質同規模の石管が検出されていないことなどから、敷設されていた方位や始終は皆目見当がつかない。ただ東側は石管の下に礫が同じ高さに並んでおりこれ以上に延びていたことを示している。

WP 2 (第17図)

WP 2はB-11'区からC-15'区に斜めに続く長さ約21.5mのもので、規模の大きい他の石管水道が東西方向に敷設してあるのに対してこれは南北方向になっていること、石管水道の構造、流路を変える接合法に他のものに見られない特性がある。それはC-15'区に近い長さ15～20cmの4個に見るように全体的に短小の切石を使用していること、C-13'・14'区画線の両側に調整円孔1個がつくもの3個を置き、C-12'・13'画線を中心にして左右に1個の調整孔各1個がつくものとの約5mの間は調整をもつものを使用していないことなどである。このことはC-14'区の場合も同様である。石管の円孔はC-14区・C-15'区の2例以外はどれも木口寄りに設けてあるが、中にはC-12'区の例のように両側に設けたものもある。特にC-12'区を見ると左から5番目の石管を含む同列の右全部は、掘り方の中に埋設してあるので以前は掘り方の近くまで敷設してあったものを延長したことを明らかにしている。そして、掘り方の左端にある凝灰岩は横長で形態が異なるので延長する以前は止水に用いられていたものと思われる。

また、掘り方の中にはU字型排水溝の残欠があり近くには同種の一部が検出されているので、WP 2 延長の折掘りあげられることも考えられる。中央に円孔がつくものは石材が短小のためであろう。次に石管の接合状況を見ると接着剤は漆喰であるが他のものが、木口全体を包み込むように漆喰を塗布してあるのに対して、この場合は木口だけに塗布してある。このことはC-15'区でSD 2 がWP 2 を切っていることから解るとおり、多分石管水道の施工技法が確立していなかった初期のものであったことを示すものであろう。

WP 2 はC-11'区で西へ折れたあと末端を閉塞して北へ流路を変えている。閉塞法は末端に板状の凝灰岩切石を漆喰で接合してある。接合面の他面及び両端と掘り方の間に凝灰岩礫を詰めてあった。これは予め他の場所で閉塞してあったのではなくて現地で施工したことを示している。

次に流路変更の様子を見ると閉塞を施した左にある石管に別のものを重ね合わせてある。その場合円孔が合うようにしなければならないのは当然で接着剤は漆喰である。上位の右管の下には下位のものとの均衡を保つため敷石を置いてある。西方へ向う3番目の石管は1辺約0.5mの方形で、この下には安定を保つためと見られる凝灰岩礫を詰めてある。北側は開孔しているがこれと関連するものは周囲には知られていない。

WP 3 (第23図)

WP 3 はB・C-16'画線と斜めに交叉するものである。これは殆ど損傷していないもの1本と折損して約半分を欠くもの1本で長さは概ね1.2mである。この遺構は側石や敷石のような関連遺構、抜き方などは検出していないので始終は明らかでない。しかし、この西端は建物跡のSB 3 が隣接しているので、場合によってはSB 3 の造作の際に廃棄されたことも考えられる。

WP 8 (第28図)

WP 8 はM-18'の東端とO-18'区の西端に発見された長さ約8mのもので共に両端を欠くので経始と経路ははっきりしない。

WP 4 (第22図)

WP 4 はH-15'・16'画線と斜めに交叉する2本の石管を接合した長さ3m余りのものである。しかし、その始終や埋設状況はWP 3, WP 4 と同じように明確でない。しかし、西側は建物跡のSB 6, SB 7 の普請及び付帯工事によって取り壊したのではないだろうか、そうであればWP 4 はSB 6, SB 7 以前に設けられていたことになる。

WP 5 (第14・26・27・28図)

WP 5 はf-18'区の中央部から始まり、同区東側の約1mのほかa-18'区などの一部を欠くけれども、R-16'区まで至る長さ約122mのものであって検出された石管水道の中では長いもののひとつである。その間I-18'区からは次第に北に振れ、K区では二之丸御門に通ずる階段最上の土留石の下を抜け、L区では同じ通路の土留石3本、M区では土留石2本をそれぞれ抜けたあと、虎口では北に振りながらかなり地中深くに埋設され、末端の状況は城外に通じていることを明示していた。また、WP 5 は階段の土留石をいずれも抜けている。尚、後日国道を隔てた鹿児島市立名山小学校校庭の電柱建替工事の際に石管水道の所在を確認し、名山小

学校の東に建っている県林業会館には、同敷地で発見された石管水道を保管展示してあるので二之丸御門を抜けていた石管水道が城下に通じていたことは明らかである。

またWP 5は石段築城の際に置いたと見られる捨石の直上に並べた敷石の直上に敷設してあるので、石管水道06はこの作事とほぼ同期であったかそれ以前でなかったことになる。

WP 6 (第14・26・27・28図)

WP 6はWP 5と同じようにf-18'区の東側から始まり、d~a-18'区・K-18'区・M・N-18'区の3か所で一部を欠くもののS-17'区に至る推定125mのものである。その間C-18'区とこれに接するb-18'西端までは石管水道の片方或いは両側に置いてある凝灰岩切石が点在すること、b-18'区の大半とA-18'区は抜き方が残っていることから所在したことが判明し、G-18'区から東は並列する3本のうち最も南側のものに接続する。これは二之丸御門に通ずる階段ではWP 8の南に敷設されている。ここでは土留石を取り外し、L-18'区ではWPの両側に、M-18'区ではWPの下方にそれぞれ凝灰岩切石で補強して敷設してある。これはM-18'区の中程で終わっているため、N-17'・18'区で終始が判明していない2本がN-18'区で何れと接続するのか確定的でない。しかし、後述するWP 9は石管水道の大きさが異なるのに対して、WP 9の南に位置するものがこれまでのものにより近い大きさであるところから、連続した一体的なものと推定してWP 7としたものである。WP 7はO・P-17'区ではWP 8の下部にあってこれと交叉しているためWP 8に比べ早く敷設したものである。

WP 7 (第27図)

WP 7はG-18'区の東側から始まりS-17'区に及ぶと見られるものである。その間K-18'・M-18'区で一部を欠くが、この東L・M-18'区では中央に位置する。ここでは階段の土留石の一部を取り外してそこにWP 7を敷設してある。M-18'区では上の石段と下の石段の高低の較差から生ずる間隙を補う。そして二之丸御門の虎口のN-18'区では地中のかなり深いところに埋設し、O・P-17'区ではWP 6の上においてこれと交叉しているため切石を下に置いて補強したところもある。何れにしてもWP 7の敷設の時期は明らかでないが、土留石の一部を取り外して敷設してあるから二之丸作事以後であることは間違いあるまい。またO・P-17'区でWP 8と交叉していることからするとWP 8より先に敷設されたことになるがWP 6以前でないことは明らかである。

6. 石垣

SA 1 (第7図)

SA 1はa-5'区の中程に検出されている1個の台形状切石から始まり、a-9'・10'画線の南約1.4mに所在する方形の切石に及ぶと推定される長さ約24.5mの一連の遺構であるが、a-5'区、a-6'区、a-8'区、a-10'区のそれぞれで分断されている。a-5'区でとぎれている間隔は約1.4mである。ここは抜き方は明らかでないが当初から穿けてあったのではなくて後に抜いたものと見られる。次にa-6'の間断は約0.8mである。ここでは短小の排水溝が近接している。この短小の排水溝は側石を折損して埋設したような状況を示現しているため短小の排水溝

はSA1以後に埋設されたものであることは間違いあるまい。a-8'区で欠けているところは約3mである。またa-10'区の場合は0.6mが欠失している。このように欠失している4か所は先に述べたようにこの遺構は当初は連続したものであったに違いない。この遺構が南北両端を限りとするものであるのか明らかでない。しかしこの西のb・c-8'・9'区に凝灰岩切石及び凝灰岩礫からなる遺構の所在が判明しているので、SA1は少なくともa~c-5'~11'区想定されるSX2の区域を画する外構であると共に、場合によってはa~f-5'~11'区全域の土砂流失を防護するために埋設したのではなかったろうか。

SA2 (第31図)

SA2はF・G-19'・20'区画線に沿って検出された長さ約5mの石積みである。これはSD4の東端とほぼ同じ線に揃えて設けられているが、石積とSD4の間には東西約8mに亘って凝灰岩切石を埋設してあるので両者の本来の機能を明確しているものと見られる。積石は凝灰岩を用いてあるが、方形に整えたもの、割石の一面だけを整えたものなどがあるほか、平を面にしたもの、木口を面にしたものなどがあって石積全体の統一性に劣っている。積石の後方には凝灰岩礫を後栗に投入してある。これから約5.5mのところにはSA3がある。

SA3 (第31図)

SA3はH~J-19'の3区に検出された長さ12.7mに、H-19'区で曲折した部分2.1mを加えた延長14.8mの石積み遺構である。積石はH-10'区の東近くからJ-10'区東端近くまでは丁寧に整えた切石を使用しているが、それ以外は調整したものは見られないが、積石は何れも南が面である。またG・H-10'画線の積石は調整したものは見られないばかりか、東西の何れであるのかははっきりしない。この石積はH・I-10'区は4段からなっているがJ-10'区の一部は3段である。4段の下位3段は長さ0.3~1.1・幅員0.4m・高さ0.2~0.3mのものを用いてある。G・H-20'区画線沿いは一部は3段であるが大方は2段で不揃いである。またこれと同じような積石はG-19'区に曲折したところ、G-20'区に延長部が検出されている。このように用材、工法が同じでない石積みの近くには建造物は確認されていないから、この遺構が建物に直接関わるものでないことは明らかである。しかしこれが3段或いは4段の遺構であるところからすれば、建物の外構ではなく、配置を念頭にした上段と下段、場合によっては南側と北側の土地区画に伴う石垣と見るほかはあるまい。

7. 門

SG1 (第7図)

a・A-9'・10'画線の1.7m南とa・A-10'・11'画線の0.5m南にはSD1に注ぐ暗渠型排水溝のSD②・SD③が検出されている。二つの心心距離は約3.9m(13尺)である。この排水溝の内側側石に近接したところにはそれぞれ相対する東西に凝灰岩礫が検出されている。就中、SD③の西の凝灰岩礫は長さ0.3m・幅0.2mを超えるものでその下方には同質の小礫が所在する。この東のものも同じようなものである。SD②は凝灰岩礫と小礫のみであるが本来は南側のもと同質のものでここに礎石があったことは疑いない。検出された四礫群の心心距離は概

ね東西は1.8m(6尺), 南北が2.7m(9尺)で計測することができる。また北側排水溝から0.5m北には1.5×1.5mの範囲にかなり大きい凝灰岩切石や角礫が出土しているが、これと相対すると見られるものは検出されていないから家屋等の構造物跡でないことは明らかである。

SD1に注ぐ二つの暗渠型排水溝のSD②・SD③は長さが3.0m, 内法幅0.4mで規模が等しいばかりか、底石、蓋石を用いた同一構造のものである。従って二つは同一遺構の「対」をなすものであることは確かである。成尾の城下絵図はこの辺りに「門」の印があるので、この遺構は二之丸大奥の外御庭の間に設けられていた「門跡」に特定することとしたい。門の規模は東西6尺の柱間1間, 南北は9尺の柱間1間で格段に規模の大きいものではない。

SG2 (第16図)

SG2はd-17'区からc-15'区のSD2のところまで斜めに設けられたSD11と、b-17'区からd-15'区に至りここで前者同様SD2に注ぐSD⑫及びこれの近くに検出されている凝灰岩礫群の二つからなる遺構である。先ず西側のSD⑩は長さ7m余り, 幅員は南側が0.7m, 北側は0.5mである。SD⑩の構造は調整が粗雑な凝灰岩切石を側石とし、少々深めに固定したのち側間に同質の切石を底石としたものである。側石及び底石は長さ・幅員・厚き共に、不揃いのものを用い工法によって起伏がないよう上手く調整してある。蓋石は側石・底石以上に粗削りで不定形なものである。このように側石・底石・蓋石がある西側のものは凝灰岩切石を組合わせた内巾0.35mの暗渠型排水溝である。なお、この溝に接した東に長さ4.0m・幅員1.0mに凝灰岩を敷詰めたところがある。これは南側の面が揃っている。東側のSD⑪は長さ約7.0m・幅員概ね0.45mでSD⑩と長さは大差はないが幅員はかなり開きがある。また、SD⑪は北側が折曲ったようになっている。この構造は長さ0.8~0.9m・幅員0.3m・厚き0.1~0.2mの凝灰岩切石を両側の側石とし、底石は同質の切石であるが西側のように隙間なく敷詰めてなく、一部を残し他は抜取った状況を呈しているから底石は当初は全面にあったに違いない。北端は蓋石と見られるものが一部に残っているので、西側同様の暗渠型排水溝であったことは間違いあるまい。内巾は0.2m前後である。北端近くは細く折曲ってSD2に及んでいる。この二つの遺構は構造を同じくするだけでなく規模もほぼ同じ排水溝であるから、二つは同じ建造物に付くものと考え。西側SD⑩に接する東側には長さ約1.3m・幅員0.5m余りにわたって、凝灰岩礫を敷詰めたようなところがある。その中で南端の3個は何れも面は南側に揃えてある。これが建物のどの部分になるのかははっきりしない。また、東側のSD⑪から約1.0m東のところにも凝灰岩礫群が発見されている。これはSF1の一部であることは既に述べたとおりである。SF1は二つの暗渠型排水溝SD⑩・SD⑪だけでなく近接している二つの礫群と関連する遺構であることが推知されるものである。成尾常矩の城下絵図はこの部分に「^{かん}十」の印がある上、同氏の指図はほぼ同じところに「土番所御門」が見えるのでこの遺構は「土番所御門跡」に特定できると考える。

S-16'・17'画線を中心にR-16'・17', S-16'・17'の4区に亘って少しづつ掛る東西及び南北方位の凝灰岩切石積みの遺構である。東西方位は切石3本が残っていた。そのうち東

側のもは長さ約0.5m・幅員0.26~0.3mのものを2段積みし、下段の内側から控積みとも見られる切石1個が検出されている。中央上段のもは長さ0.5m・幅員0.35~0.4mのものである。下段の切石もこれと相後する規模である。西側上段のもは長さ1.4m・幅員0.18~0.2mで下段のもは基礎石である。この積石の内側には長さ0.5m・幅員0.28~0.4mの切石を控石のように内側に置いてある。東西方位に連なるこれらの切石は何れも北側の表面調整を入念に施してあるのでここが面であることは云うまでもない。R-16'・17'画線と並ぶ南北方位のもはこれも切石3個からなる。北側のもは長さ0.62m・幅員0.2~0.3mのもを用い、東西方位のもと接合して隅になっている。中央のもは一辺が概ね0.4mのものである。南側のもは長さ0.5m・幅員0.2mのもを用い、内側には控石1個を置いてある。南北方位の切石は何れも西側に面があるからこれは北側と西側に面がある遺構であることは明白である。ここから約25m西には幅員約24mの石垣があり、その南側は石段になっている。石垣の手前は枳形である。SG4はその東にあり、そこに至る最初の遺構であるから創建時の二之丸御門跡（後の矢来御門跡）であることを肯定したい。

8. 社 殿 (第15図)

SS1 (第15図)

SS1はL・M-7'・8区に所在する一辺ほぼ8mの方形の遺構である。これは四辺共に凝灰岩切石と内側に配した栗石でもって囲ったものであるが、その検出状況は四面の何れにも若干の特色が認められるのでそれぞれについて概略することとする。

東面

積石は切石の面を合わせながら木口が接するようにした平積みである。東面は全長約7.7mである。積石の面は上段下段の2段の何れにも出入は認め難い。また下段は上段と同列に積んであるからこの場合も上段同様真直ぐである。後方は凝灰岩角礫の捨栗でもって積石を調整補強してある。M-8'区の南寄りに長さ0.9m余り、幅員0.4mのかなり大きい凝灰岩切石が放置された状況で検出されているが、ここに用いられているものとは大きさが異なるのでこれが何物か明らかでない。

西面

西面は全長約8.1mで東面に比べ0.4mほど長い。積石は一部を除く殆どが2段の平積みである。その状況は上段下段共に、東面同様直線に近いけれども中央部は僅かに張り出したようになっている。特に下段は北側4番目から上段に比べその度合いが大きい。断面図はそのことを良く示している。地盤が軟弱であったのか地業が不十分であったのか何れかであろう。

西面は南端の積石が乱れているほか1段のところがある。その明確な直接の事由は把握はしていないが遺構SS2と何等かの関係があるのではないだろうか。

南面

南面の積石は四面のうち西面と同じような状況にある。先ず下段の面は概ね真直ぐに並べてある。2段目は東半分は1段目に近い。しかし、中央部から西側は本来は下上段共に東面の

ように同じまたは近接した線上にあるべきであるが、2段目が内側にズレたため若干傾斜している。この部分は検出されている裏栗石の量が少ないので裏栗石使用の多寡が積石のズレに関与しているとも考えられる。しかし、この部分は下段の切石を含めて部分的に隆起しているのでこれが直接の原因をなすものであろう。西端2段目の切石は抜かれていた。

北面

北面は全長8mである。積石は東から4番以外は東面同様整然としている。下段は細砂に設けた余り深くない掘り方に丁寧に整えた面を上やや歪つな面を下にして固定してある。切石のところどころには栗石を置いてある。2段目の積石は東側が下段に揃えて重ね積みしてあったのに対して、ここでは何れもが下段の2つにかかるように重ねてある。裏栗石は西側に多くを用いてあるが東側は割合少ない。

礎石は東側積石から約2.0m離れたところ西側積石から2.5m離れたところにそれぞれ検出されている。東側のものは径0.4×0.26m、西側のものは径0.32×0.28mで両者の間は1.38mである。西側柱穴のまわりには円礫3個が検出されているが、これ以外には何も知られていないから建物等の構造を推知するのは極めて難しい。

地 層

SS1 (第15図)

SS1の在所は灰色の粘質土壌、茶褐色の粘質土壌、海性の細砂などの互層になっている。これはここだけでなくSB1・3・4、SD1・2・3などの遺構が所在する二之丸枢要部と殆んど同質のものである。しかし海性細砂を主とするN・O-1~14'区、泥土、グライ土が多いf~N-19'~25'、O~R-21'~25'区とは異質のものである。またSS1の石垣構築に伴う掘り方、石積、内側の栗石は先に述べた遺構を誤認していなかったことを明らかにしている。

(第15図)

SS2 (第15図)

SS2はSS1から3m余り東のN・O-7'・8'区に所在する。これは一方が概ね8mであるからその規模はSS1と同程度である。その上方位もSS1にかなり近い。四辺の規模は東辺8.4m、西辺8.0m、南辺7.8mでSS1の規模とほぼ同じである。この遺構の特徴はそれぞれ外縁と内縁は拳大の円礫、その間は鶏卵大の円礫を満遍なく敷詰めてあることにある。円礫の幅員は0.5mである。その状況は東辺と西辺はほぼ真直ぐの帯状、南辺と北辺は少々中凹みの状況を呈している。また、東辺の南端近くには長さ0.6m・幅0.26m・高さ0.4mの凝灰岩切石2枚が円礫の外縁に沿う状況で検出されている。その大きさはSS1の東辺及び西辺の積石に近似するものである。さらに北辺の中央から西側半分は円礫の内縁に沿って内側に凝灰岩切石10個を並べてある。これは西端から1.34mのところ南側へ折れているが、円礫栗石の遺構と一体をなすものではないと考える。つまり円礫栗石とひとつになるものは東辺の南端にあった2個の凝灰岩切石である。

SS3 (第15図)

SS3は全長7.6mの東辺、6.92mの西辺と僅かに6個のみを残す長さ約2.0mの東辺、4.4mが残る北辺から**N・07'・8'区**の**SS2**の内側にその存在が確実視される遺構である。四辺の検出状況は少しずつ異っている。以下は各辺の概略である。

東辺

東辺は**SS2**の円礫栗石に沿って残存している6個の凝灰岩切石列からなる。6個の切石は長さ0.4~0.6m・幅員0.3~0.4m・高さ0.3mのもので栗石列の内縁から0.4~0.6m離れた位置に面を外にして並べてある。そのなかには南端から2番目のもののように薄いものもある。切石の後面は不揃いでバラバラである。

西辺

西辺はその検出状況から四辺のうちで、旧状を知る上で最も好都合の場所である。西辺の北端は**SS2**の円礫栗石列に及んでいるが、ここに用いられている切石ははじめから四角の一角に置くことにして形を整えたものを置いてあるほか、それぞれの切石は若干の長短・広狭、方形・隅丸方形など形の違いはあるが面を上揃えて並べてある。(No53・57)

南面

南面の切石は一通りは残っているが、その並び方は北辺が外反しているのに対応するかのよう若干内湾している。しかし、それ以上に切石が欠けていたり、異質の切石を用いてあるなどは他の三辺には認められなかったことである。先ず西端の角にある切石の面に視点をあげれば西辺の切石と合わせて配置したものと思われるが、これに続く東の3個は不揃いのものを面を外側にして並べてある。これと同じような切石が検出されている東側との間1.6m余りの間は、長さ0.9m・幅員0.2m余りの直方体の切石と、その東隣りに第15図に見るとおり外側に面をもたない切石の残欠があるほか一部は欠けたままになっている。二つの切石はこの遺構で多用されているものとは形状を異にするものである。これはその形状からして**SS2**に用いられていたものを転用したとも考えられる。南辺の中央部4個の切石は先に触れたように少々外方へ張り出したようになっている。しかしこれら東側は面を南にした切石をほぼ真直ぐ並べてあるほか、ところによっては凝灰岩切石を裏込めになっている。

SS3三辺の四隅に確認された切石は2か所は西辺の他の切石と形状を揃え、残る1か所が東辺に置かれたそれぞれと長軸を同じくするので他の一隅の場合もこれと同じ方位に置かれていたものであることは疑いないと考える。

SS3は遺構**SS2**の内側にあり、**SS2**東辺の円礫栗石の上には**SS2**の切石とは異なる切石2個が検出されている。また、北辺の西側半分は**SS2**の円礫栗石列の上にあるが、東・西・南の三辺は何れもその内側に設けられ直接の関わりがないばかりか遺構の所在から見ると**SS2**よりも後世のものになることは明らかである。

9. 堀

SF1 (第10・11図)

SB1の外構は**G-7'~11'区**の東面、**B-8'~10'区**の西面、**B~G-10・11'区**南面の三つ

からなる遺構である。この三面はそれぞれ特徴をもっている。以下その概略である。

東面 (G-7'~11'区)

この面は軽石栗石を主に若干の凝灰岩礫が混在した、長さ約20m・幅員1.0~1.4mの帯状の礫群であるが全て画一的でない。先ずG-7'区からG-9'・10'画線の北1mのところまでは、広狭の違いは多少あるが概して栗石の分布密度は同等である。栗石は東側は整っているけれども西側は起伏があって不揃いである。次にG-9'・10'画線を中心とした北側1mと南側の3m余りは、栗石の検出はなく南北の線上に僅かな凝灰岩礫が発見されているに過ぎない。この凝灰岩礫の西には数10個からなる凝灰岩礫のまとまりが知られているがSF1との関係は明らかでない。また、同じ凝灰岩礫の東G・H-9'・10画線上には凝灰岩礫のまとまり4か所が発見されている。この四者は東西に少しずれるものがあったり、間隔が不等であったりでどのような構造になるのか必ずしも明確ではない。また、これから更に1m東には東側を面にした凝灰岩の切石が南北方位にあり、この西にはSB1が所在するのでここに簡易な出入口があったとしても不都合な場所ではない。

G・H-10'・11'区画線沿いの南側はG-7'~9'区より少々東にずれるだけでなく、少々東へ折れたような形状を呈している。この南端には凝灰岩2個が置いてある。南面との隅に用いたものであろう。

西面 (B-8'~10'区)

SF1の西面の南端はB-9'・10'画線から南へ2.6mのところ、北端はB-7'・8'の画線から1.6mのところ検出されているからその長さは約12m(40尺)である。ここは長さ0.8m余り幅員0.2mの凝灰岩切石を隅をなすように南面のものに密着させてある。この延長にある他にも北端から11.6の間はこれと同程度の切石を用い同じ手法で敷設してある。これらは何れも西側が面である。隅の内側には、10数個の凝灰岩礫が認められる。次にこの遺構の西側B-9'・10'区には3列からなる長さ2.7m、幅員1.02mのSXが続いている。この切石の天端はSXの中央のものに比べ低いところにあるから、外構の西側は凝灰岩切石を1段並べたもので石垣ではなかったことは明らかである。

B-8'・9'画線の0.6~1.2mの間には幅員0.5余りの排水溝(SD5)を設けてある。この池井はSX4の周りに注ぐようになっている。排水溝の北側約3.2mの間の切石はこれまでのものと異なり、長さ0.54~0.62m・幅員0.2~0.5mの比較的厚手のものを置いてある。また、これに沿う内側にも凝灰岩礫が発見されている。

南面

南面はB-10'の西面南端からG・H-11'画線沿に続くものである。ここは形が整った凝灰岩切石が面を揃えて連続し、その内側に沿って凝灰岩礫が検出されている西側半分と、凝灰岩の間に方向の定まらない同質の切石が出土している東側半分の違いがある。

西端のものは長さ0.42mで隅に置くため南面の平と西面の木口を整えてある。これに続く東側10.2mは西端のものと同規模の切石を用いてある。これらは何れも南側が面でここを同

じ線上に揃えてある。ところで、この南面は西端から東へ6.2mのところまで南へ曲折したあと、さらに2.5m先で再び曲折してF-10'・11'画線のところまで及んでいる。この間、遺構の基本的組成はそれまでと同じであるが、終りの1.3m余りは凝灰岩の切石は小さいものが使用されている。また、G-10'・11'画線の東側は凝灰岩切石が検出されず礫のみである。その礫は所によっては細く所によっては跡絶えているが、同じ線上に切石1個が検出されているので、ここがこの遺構の東端であることを示している。そこは東面と同じ線上に位置する。

S F 2 (第8図)

S F 1はd・c-12'画線近くからa・b-12'画線までの、長さ12.5m余・幅員概ね1.0mの範囲に検出された若干の凝灰岩切石及び同質の礫からなる遺構である。ここに検出された凝灰岩及び同質の礫の分布状況は、ところによってかなり濃淡の違いがある。先ず礫が最も密集しているのは、この遺構の西端のd-12'区である。ここは凝灰岩の小礫が主で、これに続く東は凝灰岩切石及び大型角礫の間に同質の小礫がかなり多く出土している。このような状況はC-12'画線の東1.5mまでであって、ここでS X 3の西側側石とほぼ同じ線上で跡絶えたようになっている。しかし、約0.4mの間合いを置いたあとはa・b-12'画線まで五月雨のように纏まりなく続いている。ただそうした中で大き目の凝灰岩角礫がS X 1の東側側石を延長したところ近くに集まっていること、この中の凝灰岩割石で長方形のものは北側に多くを用いてあること、しかも長辺を東西方位に置いてあるなどの特徴が指摘される。これからするとここにあった建造物は北側を面とし、S X 1の上を跨ぐような構造になっていたことが考えられる。成尾の城下絵図はここに相当するところに格別の建物は示されていないが、同氏指図には細長い御裏藏を掲げてあるのでこの遺構はこれに相当する可能性が全くないでもない。

S F 3 (第26・27図)

S F 3はほぼL・M-17'の画線からH・I-17'画線までの約20m、D・E-17'画線からa-17'中程までの約25m、D-17'の中程からF-17'区の東2mまでの約10mで3か所に所在する遺構であるが同一の線上に位置していること、栗石の分布は殆ど広狭の別なく帯状になっていることなどから関連する同一の遺構としたものである。しかし、部分的にはそれなりの特徴が認められる。以下はその概要である。

K・L-17'区

S F 3の東端はL-17'区にあってS 2の中程と相応するところになる。ここは石垣の内側に大小の凝灰岩角礫が若干の纏りをもって検出されているがこれから東にあるものは纏まってはいない。しかし近接したところに同質の礫を用いた遺構はないからS F 3の一部に違いない。これに続く西側は石段に並行する北側に長さ m・幅員 m・高さ mの凝灰岩切石を置き、更にこの北側は凝灰岩切石に沿って同質の角礫が出土している。このような状況はK-17'区の中程まで続くが、その間の幅員は概ね0.6~0.7mである。この西端は石垣の切石のみで角礫は殆ど出土していない。石垣北側の凝灰岩切石及び角礫は柱穴は検出されていないが、漆喰塀の基礎に用いられたものであることは確かである。

K-17'区

K-17'区の西側半分は凝灰岩切石はなく、割合に大きい凝灰岩礫と同質の角礫が石垣及び内側の切石・角礫とほぼ同じ線上に検出されている。これはH・I-17'画線のところまで及んでいる。

A~H-17'区

帯状凝灰岩礫群はSB6のところはともかくとして、E-17'区の西側半分とH-17'区の大部分から検出されていないだけでなくそれを推知できるものも知られていない。それで、この間は始めから漆喰塀は設けてなかったのか確定的でない。A~D-17'区のうちC-17'区の東半分とD-17'区は凝灰岩礫群の分布は濃密である。しかし、ここ以外は疎である。就中、B-17'区は破碎されたような細片で僅かに痕跡をとどめているに過ぎない。

SF4 (第14・26図)

SF4はf~E-20'区の間を検出された凝灰岩礫からなる長さ約55m・幅員約0.7mの帯状遺構である。これはほぼ同じ線上にあるがa-20'区の中央からd-20'区の西端まで、B-20'区の東側から東端のE-20'区までは検出状況に若干の相異が認められる。

a~e-20'区

a・b-20'画線の東約3.0mからe-20'区の間は、幅員0.5mの凝灰岩角礫が帯状に連なっている。その状況はところによっては密、ところによっては粗で必ずしも均一ではない。しかしそれでもこの遺構南北側の礫の大部分は南側は面を南に、北側は面を北にして同じ線上に揃えてある。この帯状凝灰岩礫の中にはA-20'区のSB10の柱穴No.12、B-20'区のSB10の柱穴No.11の礎石があったと見られるところも含まれるので、これらの栗石は以前の建造物に用いられていたものを転用したことも十分考えられるところである。

e~a-20'区

SF4の西端はd・e-20'画線から4.75mのところにある。ここは長さ0.8m・幅員0.3mの凝灰岩切石は三つに折損したものである。これは北側のものでこれに接する南側には知られていない。これに続く東の状況からすれば抜き取られたことは確かである。この遺構のうちe-20'区は南面・北面の何れも大型の凝灰岩は外側に面を揃え、その隙間は小礫で埋めてa~E-20'区以上に入念に施工したような形跡をとどめている。しかし基本的工法は同じであることは云うまでもない。こうした相違はこの造作に当たった職人集団の違いによることも考えられる。このように工法を同じくする長さ55m・幅員0.7mの凝灰岩の帯状遺構が漆喰塀の一部に推定にされるものであることは疑いない。

南側は概ね揃えてあるが北側は不揃いである。凝灰岩角礫はb-12'区とc-12'区の東半分は南側にかなり大きいもの、e・f-12'区は大小のものが割石に沿って混在していた。また、北側はb-12'区西半分からd-12'区の東半分に角礫が検出されているのに対してd~F-12'区はこれと対照的に少ない。こうした状況はこれらの角礫が凝灰岩割石の土台固めに用いられた「捨栗石」であった観を呈している。遺構の西端には南北方位に並ぶ割石列と直交する今ひとつの割石3本が検出されているのでここがこの西端であることは間違いあるまい。東側はこ

れほどはっきりした認められないが、東端の割石或いはこれから更に東へ1.2m間にある角礫が遺構の東端に相当するものとする。

このように捨栗石で基礎固めした上に凝灰岩切石の木口を間にして揃えた遺構は、当二之丸跡では他に類例のないものであり、これだけで単独の遺構であったのか、これから約2m北にあって東西に続く凝灰岩礫群からなるSX3或いはSF12と何等かの関連があるのか発掘調査で得た知見のみでは明確にすることは容易ではない。

寛永21(1644)年江戸幕府は全国諸大名に城絵図の提出を命じ、諸大名はこれに応じたと云われている。所謂「正保の城絵図」である。その中のひとつで近年に所在が判明した鹿児島城絵図によると、創建当時の濠は今回確認されたSK以外は様相を全く異にするものである。既に当時の濠はf-1'~3'区まであり、d-fの幅員で曲折したままdf-15'区に及んだあと、更にf~d-13~15の幅員で曲折して約50m西側へ延びていたことになっている。SX3は丁度その曲折のところに相応すると共に、成尾の城内指図はここに塀を設けてあるのでその頃は創建時の濠は埋立てられていたことは明らかである。それで凝灰岩割石を東西に連ねたこの遺構は塀の沈下を防ぐために置かれた基礎と見るほかはあるまい。とすればここに設けられた塀は板塀の如き簡易なものでなく、少なくとも漆喰塀の如きものであったと見るほかはあるまい。その場合は同じようなSF2はこれに先立つものではなかろうか。

SE1 (第39図)

10. 井戸

このSE1から1.2mあまり隔てた北東にはここからSKに注いでいたと見られる推定長4mのSD④が判明している。SE1とSD④は本来一体をなすものと見られるが、ここでは二つを切り放してSE1のみについて述べることにした。

SE1は凝灰岩切石4段を積み重ねた上部と杉板を桶巻きにした下部の木枠の二つからできている。最上部凝灰岩井戸枠に接する南面と北面及び西北隅には、板状に整えた板状凝灰岩を置いてあるほか東南隅には同質の角礫3個が検出されている。

凝灰岩の井戸枠は4本を組合せた方形である。4本のそれぞれの長さは東側0.96m西側1.0m、南側0.98m、北側0.88mで少しづつ異っている。井戸枠の厚さは0.1mの近似している。また高さは0.32~0.34mで3段目が最も低い。4段全体は1.7mである。四本が接合する四隅は平と木口を組み合せるのではなく、それぞれが密着するように隅切りした上、その接合面には漆喰を詰めてある。また4段を重ねた各目地は内外共に漆喰を詰めてある。凝灰岩井戸枠の最下段の下には長さ0.2m・厚さ0.2mと0.08mの凝灰岩礫を置いてある。東側のものは木製枠の一部がかかっているが西側のものは木製枠から離れた外側にある。この礫は凝灰岩4段を支持するために置かれたものと見られる。凝灰岩井戸枠と木枠は約0.1mの間がある。この間には拳大の円礫を並べてある。上部径0.8m・下部径0.78mで高さは0.68mである。その内側には拳大の円礫を置いてあった。桶巻きの木枠は2段目は上部径0.76mで高さは1.00mである。また3段目は上部径0.74m・上部径0.70mで3段からなるが、あたかも下位の木桶に上位の木桶を被せるようにして重ねた被せ積みしてある。上段の桶巻木枠は下段最上位まで重なっている。判明した木桶

全体の高さは2.46mである。1段目の木桶は0.05～0.15m、厚さ0.01mの杉板25枚を桶巻きしたものである。竹の内側をへぎとって組んだ幅員0.02cmの籬は4本がある。最上位の籬は木桶の口縁下ほぼ0.02mのところをめぐるしてある。最下位の籬は木桶の下縁近くにある。籬4本の間隔は上から0.08・0.4・0.26mである。下の2段は上段と比べ規模は少々小さいけれども上段は同じような細工を施したものである。

枠は間は支石を置いていることもあって概ね0.1mの間合がある。この間は方形の凝灰岩枠と円形の桶巻木枠の隙間には拳大の円礫を詰めたようにして置いてある。桶巻木枠で調査できたのは3段である。木枠の最上段上部径0.8m・下部径0.78mで高さは0.68mである。2段目は上部径0.76m・下部径0.74mで高さは0.8mである。3段目は上部径0.74m・下部径0.70mで0.97mである。三つの桶巻木枠はあたかも下位の木桶に上位の木桶を被せるようにして重ねてある。被積みした木枠の高さは2.46mである。桶巻木枠の1段目は幅員0.05～0.15m・厚さ0.01mの杉板25枚を円く組合せ、その上に竹を組んだ幅員0.0mの籬4本を繞らしてある。最上位と最下位の籬は枠の上下の縁にあるが、別の二つは両者の間に繞らしてある。これら4本の間隔は上から0.08・0.4・0.26mである。下の2段は最上段に比べ規模は少々小さいけれども同じ細工を施したものと考えられる。

井戸の上面は当時の地表から0.2m余り高いところにあったものと推定されるが、この井戸は周囲の土層図からして更地に設けられたのでないことは明らかである。

尚SE1から1.2m余り隔てた北東にはここからSKに注いでいたと見られる推定4mのSD④が判明している。

11. 濠 (第4・5・6図)

SK

SKは本丸南側城壁に沿ったa～M-1'～3'区にあって、本丸と二之丸を実質画すものと云ってよい。濠の規模は東西の長さ約73m・幅員約13mの内濠である。内濠と外濠の間は石垣で閉塞してある。この遺構は二之丸跡で発見された遺構では規模が最も大きく随所に特徴が認められるので、それぞれについて最奥部から順次東へ概略したい。

なお、発掘調査したうち、このSKは保存するため原状を変更することなく埋戻して今日に及んでいる。また、外濠との間の石垣は本県の「史跡」に指定されていることもあって今回は発掘調査の対象から除外した。

a-1'～4'区

内濠の西側擁壁はa-1'～4'区に凝灰岩切石を7段重積みして造作したものである。これらの切石は、幅員0.2mに満たない小さいものから0.5mの大きいものまでさまざまであるが大抵は0.3～0.4mである。それら個々の長さはこの遺構を保存することになっていたので計測していないが6段目の0.8m、7段目の0.7mとほぼ同程度の直方体に整えたものが推定される。しかし、最下位のものは上面だけを整え、他の3面は荒割の面を残している。この上に2段から7段目は面になる木口を内側に揃え、稍々の調整を加えながら平積みしてある。積石7段の高

さは2.2m 足らずである。その積み方を見ると最下位のものは、径0.2mの丸太の上に面を揃えて並べ、その上に8段を重ねてある。そのうち下位3段は積石と積石に隙間が見られるのに対して4～7段は上手く調整して隙間は少なくなっている。その断面は台形の法面とは少々異って中等位が若干膨んだようになっている。積石の間に生じた目地には黒漆喰を目塗りしてある。この黒漆喰が湧水を抑えようとしたものか、それとも漏水を防ぐためであったのかははっきりしない。西側北端は本丸城壁に密着するように一部を削取ってある。また7段目及び8段目積石の後方は人頭大を超える凝灰岩角礫を捨栗石のように投入してある。これと相對する南端は南面が西面の前に迫出しているので詳細は明らかでない。発掘調査の後半から実測の期間は湧水期であったが、積石の間からはかなりの湧水があるのを実見した。

a・A-3'区 (第4・5・6図)

この区は西側擁壁と濠に下る西側石段までの6m 余りである。ここは石段に近接した一部が6段である以外は積石5段からなる平積が基本になっている。積石は西面と南面が合する隅と3か所に特徴が認められる。先ず隅は西面・南面の両者がほぼ中間で接合するように調整したものを南面の4段目までは使用してある。

次に隅から東へ約6mの間は木口を方形に整えたものを多く用い、石段以西では最も整っている。5段目の天端は殆ど起伏がない。ただ、その中で3段目までは他の4段とは少々異っている。これに続く東の2.8mは、木口の幅員0.16～0.42・高さ0.22～0.36mのものがあるほか形状も方形・長方形・台形・逆台形などさまざまのものを組合わせて造営してある。下位2段は高低が不揃いであるが、その上は整えてある。5段目の天端から0.3m上にSD1の末端がある。

石段に接する東側1.5mは、下段の2段はこれまで述べたことと違いはない。しかし、3段目は石段との接点に長大のものを用いてある上、この段から石段に近づくに従って少しづつ左上りになっている。4段目・5段は、更にその傾向を一段強くしている。また4段目までは積石の前面が法をもつように少しづつ後方にズラしてあるが、5段目は0.04m 近く後に控えてある。最下位にある積石の前に人頭大前後の凝灰岩礫数個が発見されている。この区的最下位の積石は池底と隙間がある。それは西側石段その他で見るように枕木の上に最下位の積石を並べたからにほかならない。

西側石段

西側石段はA・B-3'・4'画線の1.3m 東から同画線の西1.4m に設けられた幅員2.7mのものです。9段の積石からなる。石段最下位のものは径0.1m位の枕木の上に面を揃えて並べてある。それらは2段目から上のものに比べ、これまでのもの同様隅丸方形のものが多い。また、最下位の積石の前方及び東西の両側には人頭大の凝灰岩礫が散在している。2段目から上位の段は幅員0.3～0.4のもの7個或いは8個を並べてあるが、中には幅員0.2mの小さいもの、0.5mを超える大きいものも含まれている。各石段の高さは概ね0.3mであるが4段目・6段目の2段は0.25mである。

石段に用いられている前面の凝灰岩切石は各段共に、長さ0.6～0.7mの大型の切石を使用しているほか、最下段に至っては0.9mのものもある。

B～D-3'区

この区は石段に接するところから**B・D-3'区画線**の西1.5mまでの、約13.6mで積石は大部分が4段である。その中で石段と接するところは7段の積石が残っていた。ここは最下位の積石の前方に凝灰岩礫を置いてあるほか下位5段は西側同様平に積んであるが、6段目・7段目は石段に近づくに従い右上がりである。最上段の2個はこれまで見られなかった大きいものである。これから東側は6段目と共に抜いてあって確認されていない。5段目は**B・C～3'区画**から0.5mまでを残しているに過ぎない。4段目の積石は長さは概ね0.6mである。この間は最下位の積石が石段の西側のものに比べ方形のものを使用している以外に知見は得ていない。また、最下位の積石は径0.1～0.2mの松の丸太の上に並べてある。

E・F-3'区

E・F-3'区は**D・E-3'画線**の西0.5mから、東側石段までの12m余りである。この間は**F・G-3'区**の東側の積石が1段であるほかは下位2段が検出されている。積石の後方には後詰と見られるかなり大きい凝灰岩が放置されたのか散在していた。最下段の積石は長さ約0.7m・幅員0.3m・高さ0.2mの同じような石材を使用していてあって、当然のことながら基本的構造及び工法はこれまでと同じである。

東側石段

東側石段は**G・H-3'・4'**を中心にした4区に所在するが、大部分は**G-3'・4'**の両区に属する。ここは下段3段が原形を保っていると思われる以外は、大部分が損壊されているので旧状を知ることは難しい。まず最下段は東側3枚、西側4枚は殆ど損傷していないが、中央の積石は先端の一部が欠落している。西側は中央部が盛上がっている。この段の損壊していない積石、大部分が残っている積石には同質の凝灰岩礫11個の所在が判明している。これらは多分この石段を撤去する折に転落したものであろう。3段の石段は直方体に整えた凝灰岩を格別の細工なしに積木のように置いてある。この積石は長さ0.4～1.1m・幅員0.2～0.4mで、長さは長短幅員で広狭の違いはあるが、高さは概ね0.28mである。その中で規模の小さいものは大きいものとそれに準ずるものとの間に配してある。3段目の後方は破碎された大小の凝灰岩礫が検出されている。**G-3'・4'画線**及び**H-3'・4'画線**の両側には長さ2.6m・幅員1.2mの範囲に密集している。それらの中には長さ0.6m・幅員0.5m・厚さ0.15mのかなり大型のものが含まれている。この板状凝灰岩礫はこれまで見た石段の各段に用いられたものと同じでないことは明らかである。これに類するものはSB13にかなり多く出土しているので、それらをここに投棄したことが考えられないでもない。

この凝灰岩礫の両端のそれぞれには縁石と見られる凝灰岩切石2本が並行しているほか、東側の切石の下を**SD6**が**SK**へ通じている。西側の縁石は3本が検出されている。3本の縁石は南側から長さ0.6m・0.8m・0.7mで、それぞれに長短がある。幅員は0.17m前後で同程のも

のである。また中央と北側縁石に近接して凝灰岩切石が出土している。これらは何れも浮遊した状況を呈しこの上の縁石もそのような状況にある。これは原位置にあると見られる東側の縁石と同高にあることからすれば、石段及びSKの積石の抜取りによって生じたことは明白である。東側の縁石は3本が現存している。そのうち南端のものは長さ0.7m・幅員0.2m、これに隣接する2番目は長さ0.7m・幅員0.26mである。さきのD・P8はこの縁石の下を通り末端が積石の上位にあってSKに通じていたことを示している。北端にある縁石は、これまでのものに近い幅員であるが先端幅員を広くしてある。縁石の先端であると考え。2番目と北端の縁石の間は抜いてある。その部分にD・P8の一部が確認されるので、SD6は時期はともかく敷設の順位はSKに至る道路の造営以前に遡上することは明らかであるが、実際はSK、SKに至る石段及びSD6の造営は併行して進められたと見るのが筋である。三者は何れも1680年代前半の二之丸創建時のものであることは明らかであると見分する。

H～K-3'区

H～K-3'区に含まれるのはG-3'区の東2m余まりとL-3'の西側若干の22m余である。この区間で確認されたSKの積石は最下段のみである。これらの積石はB～H-3'区と異なり幅員0.7mのものがあったり、0.4mのものがあったり、0.2mのものがあったりで用材のバラツキが著しい。H-3'区は最下段から1.0～1.5m上に凝灰岩切石が5個検出されているが、この切石はSKのD-3'区までに確認された下位4段の積石と高さだけでなく形状を異にするのでSKの積石と見ることは難しい。

間仕切 (第6図)

間仕切としたものはL・M-1'～3'画線を中心にL-1'・2'区、M-1'～3'の3区に及ぶ天端の長さ約14.3m・底の長さ約13m・同幅員約2.1m・高さ2.1mの逆台形遺構(但し、調査不能のところは除く)である。

間仕切の東面は凝灰岩8段の平積み石積みである。最下段は丸太材を確認してないので、幅員0.3mから0.6m・高さ0.25mの凝灰岩切石を濠底面に敷いた小礫・細砂の上に直接並べたものと見られる。2段目は最下段に比べ方形に整えた割合大きいものを用いてある。3段目は2段目とほぼ同様であるが、4段から上方は木口が方形のものは少なく方形・台形・長方形・逆台形を組合せて石積みしてある。6段目は長方形のものを多用してある。その積み方は外側のもの全体が台形になるように少しずつズラし、内部は外側と同じような切石を密着させるが間隙と目地は、共に黒漆喰が詰めてある。この内部構造は原状保存が確定していたので、外面の記録にとどめたこともあって明らかでない。M・N-2・3画線沿いのM・N-2'区に幅員約1.0mの間合いを設けてある。この下位は幅員0.6m・高さ0.4mの暗渠型排水溝になっている。排水口は外濠石垣の下位に設けてある。

間仕切の西面は先に述べた東面に比べ構造及び工法に基本的違いをもっている。その最も大きな相違点は間仕切の土台とも云うべき張出しがあることにある。この張出しは底面からの高さは1.0mである。最下段の仕切門から北側は凝灰岩切石8枚がある。これらの凝灰岩切石は丸

太材の上に並べたものか確認していない。しかし西面・南面の何れもが丸太材の枕木を使用していること、城廓外から土を搬入したので土地の支持力が弱いことなどからこの場合丸太材を使用したものと推定して差支えないと考える。その8個の凝灰岩は長さ0.45～0.85m・高さ0.4mのものを用いてあるが、本丸城壁に接するものは城壁土台に合わせて調整してある。また、南側のものは仕切水門の入口に末端が合うように側面は削いだようになっている。2段目は10個の積石からなっている。これらは最下段のものに比べ低く高さは0.3mである。西端のものはこれまた最下段のものに揃えて削いである。3段目の積石は下位2段と同じように施工してある。この3段目は間仕土台の最である。これは本丸城壁の土台と同高である。各段とも積石の隙間及び目地には漏水に備えて漆喰を詰めてある。この土台の上には積石6段を重ねてある。この6段は方形のものを中心に台形などの切石を密着させてあって殆ど隙間は認められない。石積みの積上げ勾配は仰角70°で面は直線に揃っている。次に、間仕切土台の南端には濠の水底から約0.2mのところ径0.15mの円孔を設け木栓を詰めてあった。木栓は長さ0.3m・径0.1mであった。円孔から0.4m上にある凝灰岩の上面は平滑である。凝灰岩上面から間仕切の天端までは幅員0.6mを隔てて南北に分れている。間仕切のほぼ中央には幅員0.14mの切込みがある。これは凝灰岩切石の上面から間仕切の天端まで及ぶものでその高さは1.9mである。間仕切南北側面の切込みから0.6mの先には暗渠の入口がある。暗渠の高さはこれまた0.6mである。この暗渠は土で埋めた東側石垣の間を経て既に述べたように外濠に注ぐようになっている。切込みは堰板を差込むために設けたものである。このように見るとこの間仕切は内濠の水量調節のためのものであり、円孔は濠の水量全部を外に導くために設けたものであることは明らかである。

石垣西面

石垣はM・N-1'～4'区に設けられているが西面はM-1'～3'区に所在する。この面の積石はこれまで見て来た方形或いは長方形を規矩とするものは、上位2段のみに用い他の大部分は円味をもった凝灰岩である。最下段は円味をもつと云っても、中央部を含む北側のものは一部を削って隅丸方形に整えたものである。これに対して南側は偏平な凝灰岩3個を並べてある。2段目は1段目の積石にほぼ見合うものを1段目に合わせその上に並べてある。3段目以上の積石は大小不特定の凝灰岩を用材にしているので、縦横共に整然とせず積石の間は隙間が多い。こうした隙間は漆喰を目塗りしてある。ただ本丸城壁と接するところは隅丸方形に整えたものを多用し、南側は殆どそのままの用材とするなど部位によって用材を使い分けしてある。上位2段のうち下段は長さ0.5～0.9m・幅員0.4m・高さ0.3～0.4mの凝灰岩切石9枚を並べてあるが、南から2枚目と3枚目の間は0.1mの隙間があって漆喰を詰めてある。最上段の積石で中央から南側には、長さ0.8m～1.1m・幅員0.25～0.4m・高さ0.25mのもの5本を2段目に揃えて並べてある。最上段の積石は本丸城壁側では確認されていない。

②当初の内濠は西側城壁に接するところから、再び南へ曲折りしてf～d-15'区の半ば曲りまでであった。この長さは29間(52.2m)で幅員は13mである。

③当初の内濠はd～f-15'区の半ばを南の限りとし、三度曲折り西へ至り城山山麓の石垣が

概ね西の限りになっているものとする。その長さは32間(57.6m)で幅員はこれまでと同じ13mである。

②③は先に述べたようにこれまで所在が判明している絵図等にはなかったものである。この新たに齊らされた資料によって発掘調査の限界と不備を指摘されることは否めない反面、内濠の閉塞、二之丸の拡張が行なわれたとする別項のとりの考古学上の知見が事実であったことを明らかにしている。

④寛文年間のものと言われている城下絵図は鹿児島城本丸東側内濠は二之丸中程辺りまで濠が続いていたことを推知させないでもない。しかし、これと相前後する正保の城絵図、元禄9(1696)年及び正徳3(1713)年御城絵図には銘記してない。また、本丸東側内濠が二之丸東側に及んでいたのかこれを確定できる地点は調査していないのでこの結論は今後の調査結果によらざるを得ない。

東側城壁

東側の石垣は鹿児島城創建時連続していた外濠と内濠を閉塞するため設けられたと見られているもので、石垣西面までを含むと考えるが城壁保存上支障のあることを予見したので調査しなかった。この東壁には内濠から通ずる幅員0.6m・高さ0.2mの排水口が外濠の上に覗いている。内濠と内濠は寛文16(1670)年頃までは続いていたが元禄9(1696)年の大火で鹿児島城本・二之丸共に罹災したので復旧再興しなければならなかった。その際二之丸は東側は約10m拡張したと見られるところから、内濠と外濠は時を同じくして閉塞されたことは確かである。このことはSS1がSKの東壁とSX29を結ぶ線の西から東へ移動していることから明らかである。

〔付記〕

SKは既に述べたようにa-1'~3'区に西を限りで見られる凝灰岩切石の平積擁壁が発見されたので、本丸南城壁はこれから25m余り西へ続くがSKはここで終止するものと判断したこと、e・f-4'・5'区で行った確認調査では漆黒の埋土瓦溜りと共に、著しい湧水があつて遺構の所在を把握できなかったこと、更に、調査に最初に着手したc~f-9'~11'区のうちc-9'~11'区に溝状遺構SX1が検出された以外は遺構を確認できなかったこと、e・f-4'・5'の確認調査に当たって得ることができた城下絵図及び城内指図等にあつても建造物の所在を推知する記録は見られなかったことなどからd~f-1'~11'区及びd~f-13'・14区は調査しなかったところである。しかし、1990年に奇しくも「正保の城絵図」が発見されるに至り新たな知見を得ることになった。その要点は次のとおりである。

①築城当初の内濠は外濠から西へ曲折して本丸南側城壁の西端のf-1'~3'区に及んでいた。その長さは52間(193.6m)西の限はf-1'~3'区である。幅員は13mである。

SR (第27・28図)

SRはK~M-17'・18'区画線に沿って東西14m余り、南北各々約5mの7段からなる石段である。これと接する北側の石垣の一部がSF3と一体であることは既に述べたとおりである。この遺構で最も東側の最下段は幅員7.5mM・N-18'・19'画線の西約2mのところ

する。石段の幅員は約7.5mで長さ0.4m～0.8mの凝灰岩切石数本を接ぎ合わせてある。石段南端の切石は長さ約1.6m・幅員0.2mでSD3の蓋石の上に置いてある。この段の土留石北端から1.4mのところでは、これまでと同じようにWP6が下部を抜けて曲輪に到っている。また最も南側のWP7と前者との間にはWP8の2本を敷設してあるが、この2本は最下段でも上段同様土留石の一部を抜きそこに置いたものである。この土留石はSD3の南側で終止し、2段目から6段目に見るように側面をも上下できるようにはなっていない。しかし、これは建設当初に置かなかつたのでなく、以後に欠損したものであることは2段目～6段にあることからして明白である。最下段から曲輪に通ずるところの地下0.3～0.5mには、長さ0.8m・幅員0.2mの凝灰岩切石がかなり検出されている。その一部は3本を接ぎ合わせたと見られるものもあるが、他の多くはあたかも遺棄したように無雑作な状況を呈していた。

2段目は最下段から約1.5m西に埋設してある。ここでは、1本の凝灰岩切石を用いてあるほか、最下段がSD3の南側で終止していたのと異なり切石3本を接ぎ合わせ西へ折ってある。長さは約1.5mである。2段目は最下段同様WP6・7・8の3本がここを通っている。3本のうち北側のWP6は土留石の北端から2番目の下、中央のWP8は5・6番目のところ、南側のものは南端から2番目のところ、南側の南端から1番目を抜き取って敷設してある。この工法は最下段の場合と同様である。このほか階段中央部表土の下には、凝灰岩切石及び同質の礫が一か所にまとまって検出されている。しかしこれは規模化したものは含まれていないから階段の構築に用いた捨栗石の一種であろう。

3段目の土留石はL-17'・18'区画線とM-17'・18'区画線上に位置し、2段目の土留石からは約1.3mを隔てている。ここに見られる工法及びWP6・7・8が通っていることは2段目と同じであるが、WP6が階段で最も北寄りに敷設し土留石の最北端の下にあること、WP8がWP7に接近したところに設けその間は土留石を取り除いてあること、土留石から西へ約0.4mのところ幅員0.20～0.8mの凝灰岩切石の面を東に揃えて並べ、その後方は捨栗石と見られる凝灰岩礫を詰めた状況を呈していたことなどがこれまでに得られなかった知見である。

4・5段目はWP3本以外に格別の知見は得ていないが、強いて指摘すれば4段目の土留石はこれまでのものと比べ長短があつて不揃いが見られること、5段目は厚いもの薄いものを区別なく使用していることであろう。

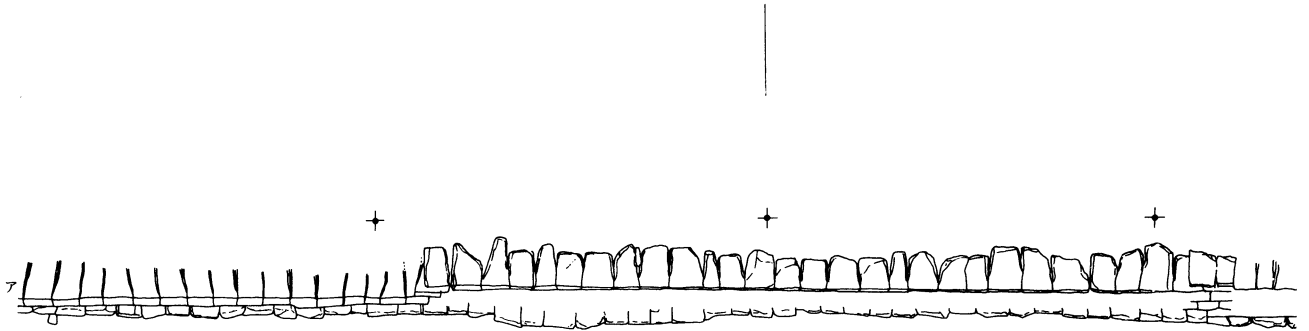
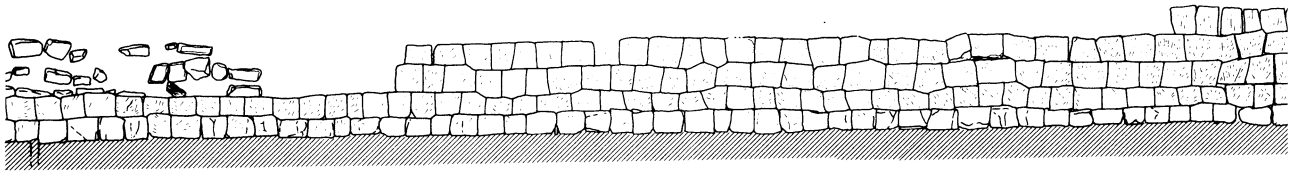
6段目の土留石は北側半分の5本が検出されていること、SF3の石垣との間の不足を補うため同質の凝灰岩を嵌込石として用いてあることWP7・8は土留石とほぼ同じ高さにあること、WP6はここでも土留石の下に検出されていることなどがここで得られた知見である。

最上段7段目は南北両端近くの土留石は欠失していて確認していない。WP6・7・8の知見は6段目の場合と同じである。

ところでSRはこの遺構とWP6・7・8の埋設時期を推知する手掛りを内包している。即ちWP6・7・8のうちWP6は最上段の7段目では土留石の直下に埋設してあつたけれどもWP7・8の周囲では土留石は確認されていないから土留石を取り除き、そこにWP7・8を

埋設したに違いない。このようにWP 6とWP 7・8の二つに見られる土留石の有無の相違は最上段の7段目だけでなく6段目から最下段までの各段に見られる通有の特徴である。それで土留石を取り除いた後で埋設したと見られるWP 7・8がSRの建設以降のものであることは疑い得ないところである。一方1～7段目の土留石の直下に検出されているWP 6がSR建設に並行して埋設したものであることは明らかである。このことは先に述べた3段目の検出状況が確定的であることを示している。そうしたことからWP 6は本丸の普請と併せ行なわれた二之丸造営の頃、つまり慶長6(1601)年〔或いは同7(1602)年〕～9(1604)年のものと推知してよいのではないだろうか。また、WP 7・8は6・7段目では相近接したところに埋設してあるが、5段目から下位は間隔が広く別々であるから同時埋設と見ることは難しい。両者に時期差が認められるのであればP-17'区のWP 7・8の関係からWP 8が先行することになる。

7'

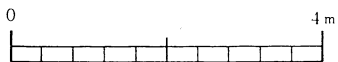
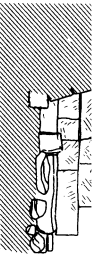


E-3'

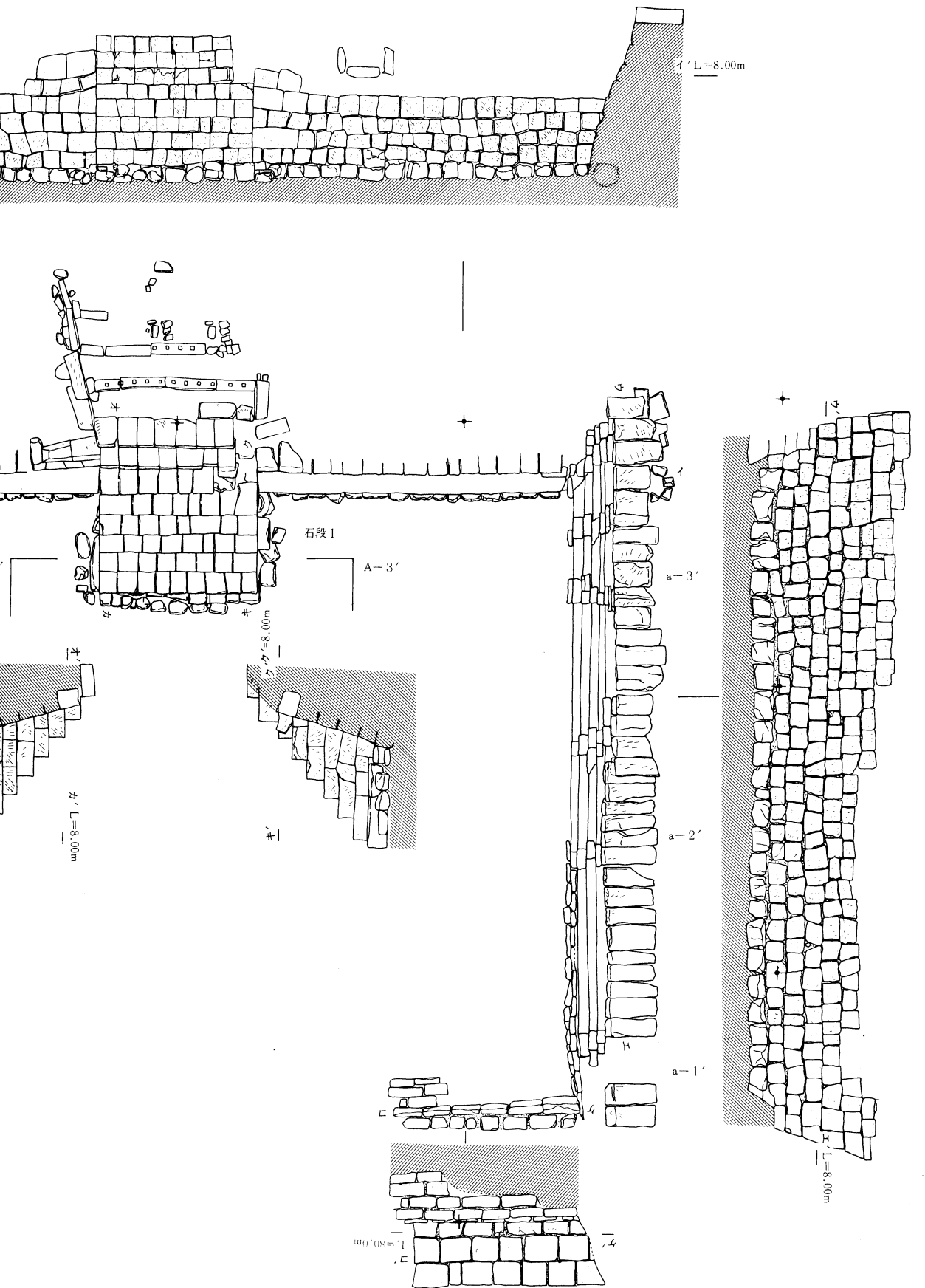
D-3'

C-3'

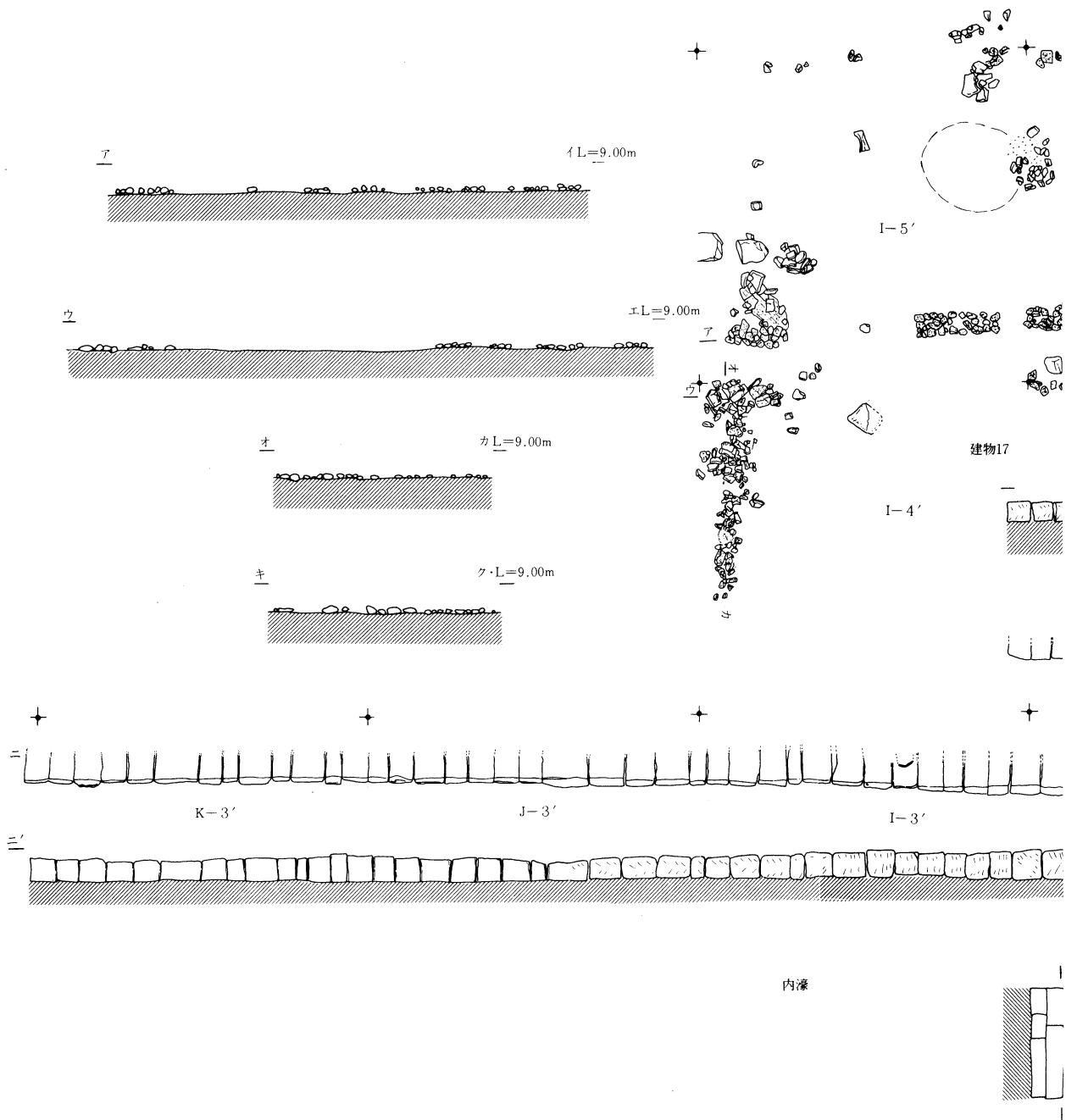
B-3'



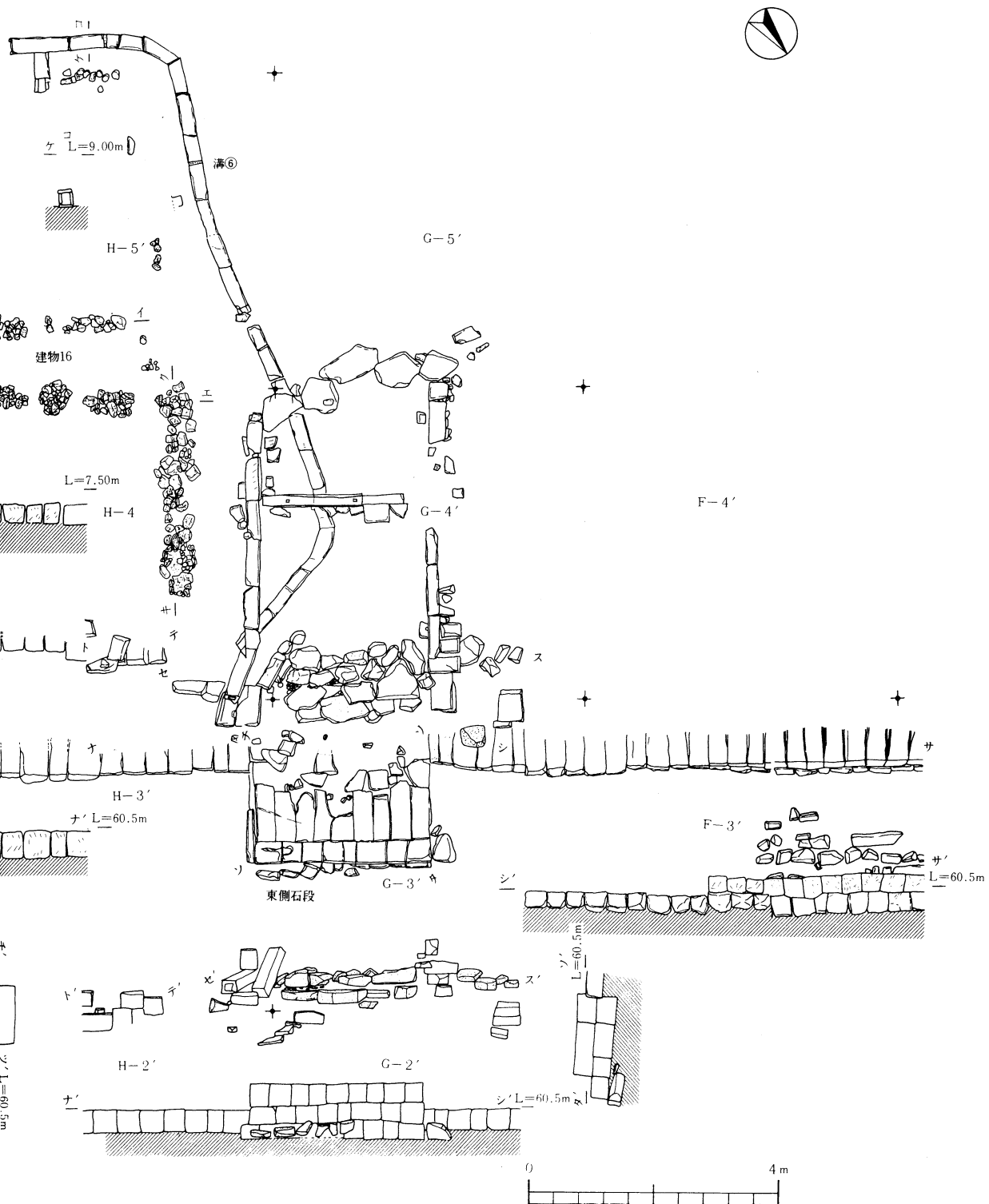
第4図 内濠・

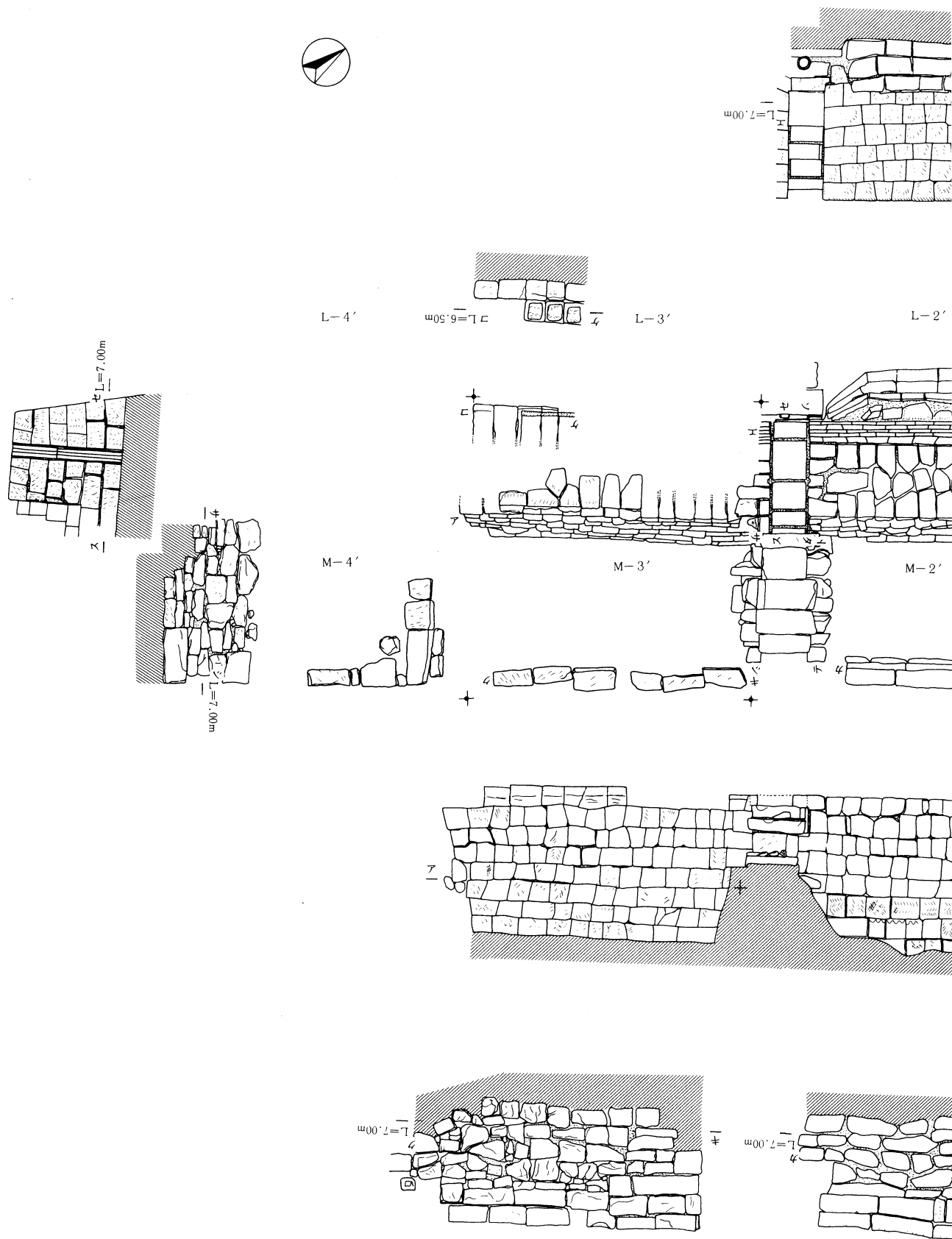


西側石段と間仕切

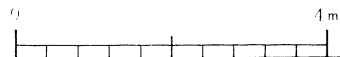
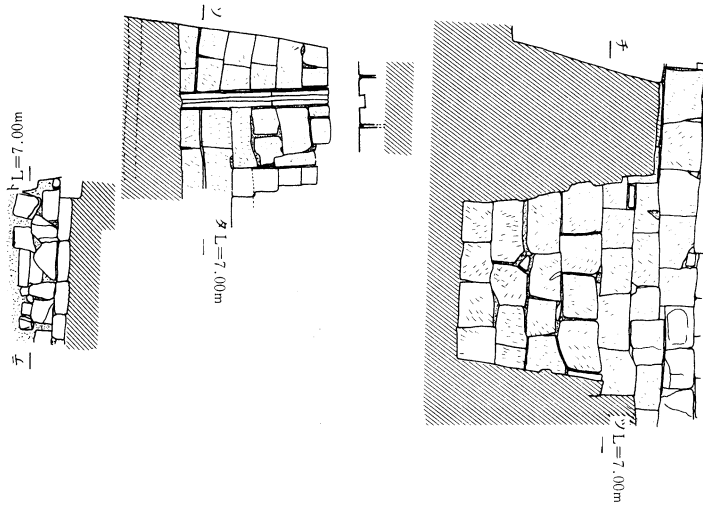
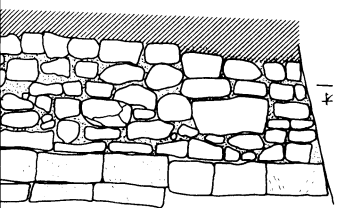
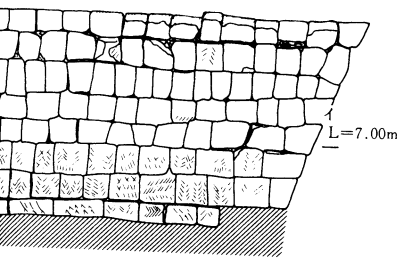
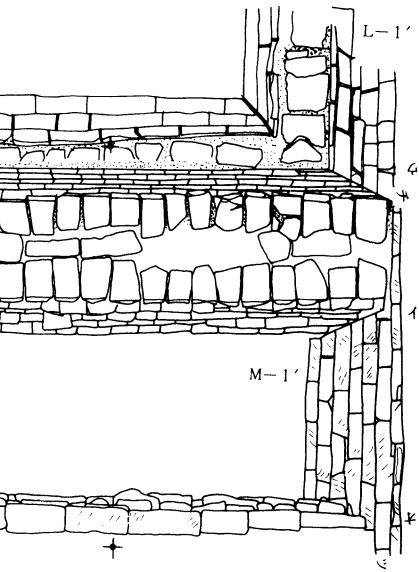
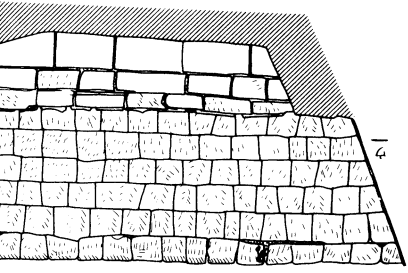


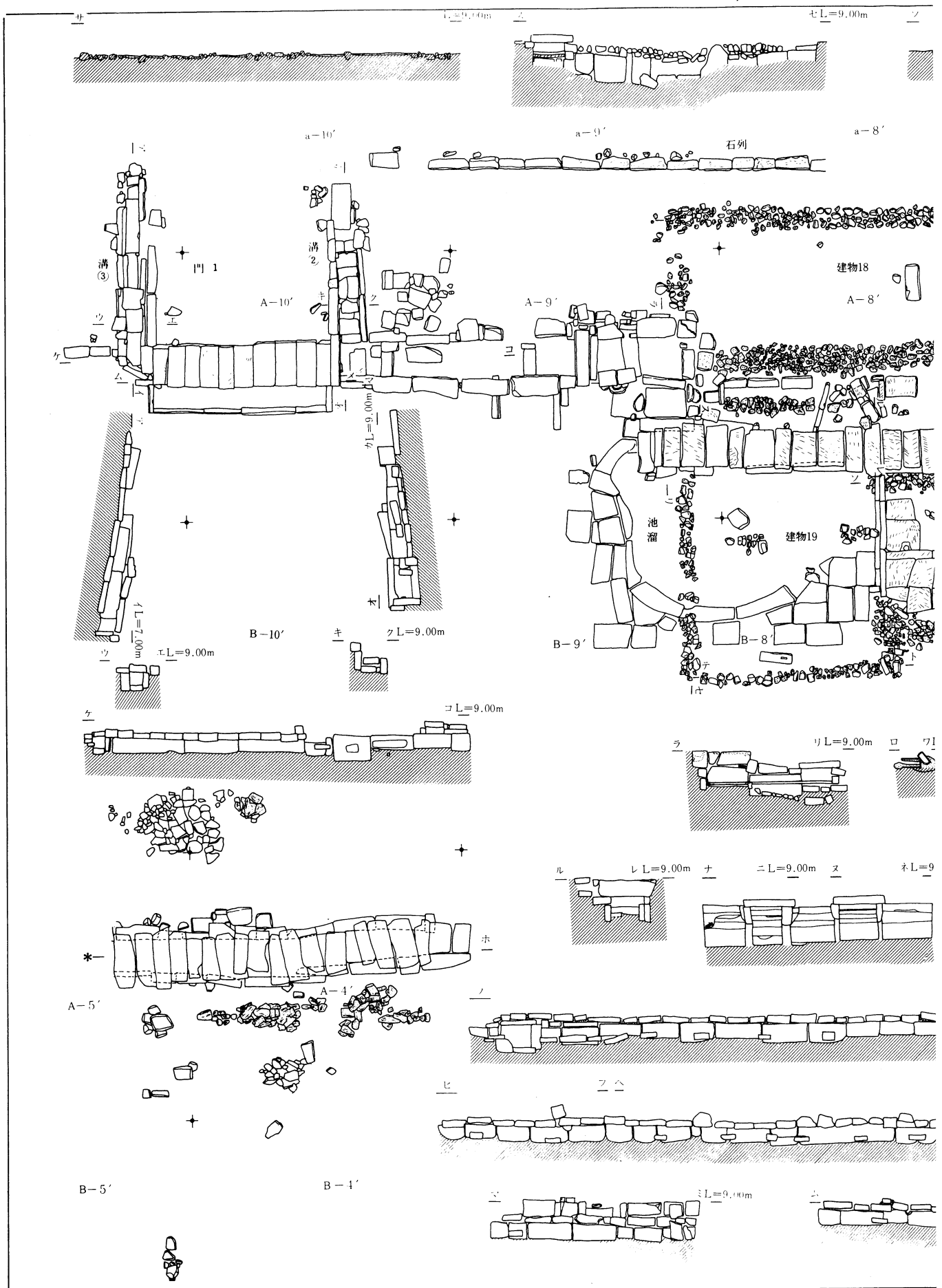
第5図 内濠・東側石段・廻



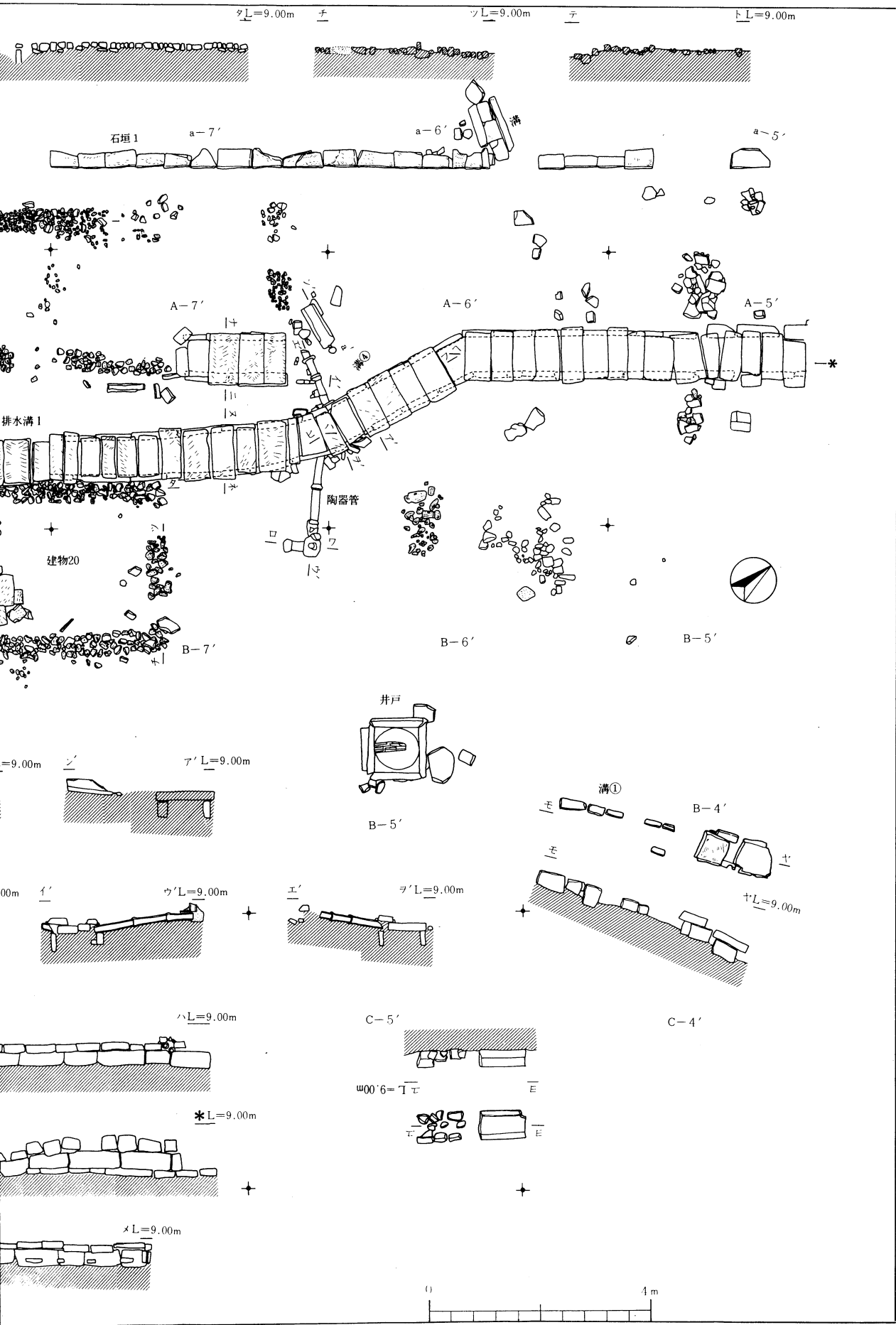


第6図 内濠・





第7図 排水溝1



タL=9.00m

ツL=9.00m

トL=9.00m

石垣1

a-7'

a-6'

a-5'

A-7'

A-6'

A-5'

排水溝1

建物20

陶器管

井戸

9.00m

ア'L=9.00m

B-5'

溝①

B-4'

00m

イ'

ウ'L=9.00m

エ'

カ'L=9.00m

キ'L=9.00m

ハL=9.00m

C-5'

C-4'

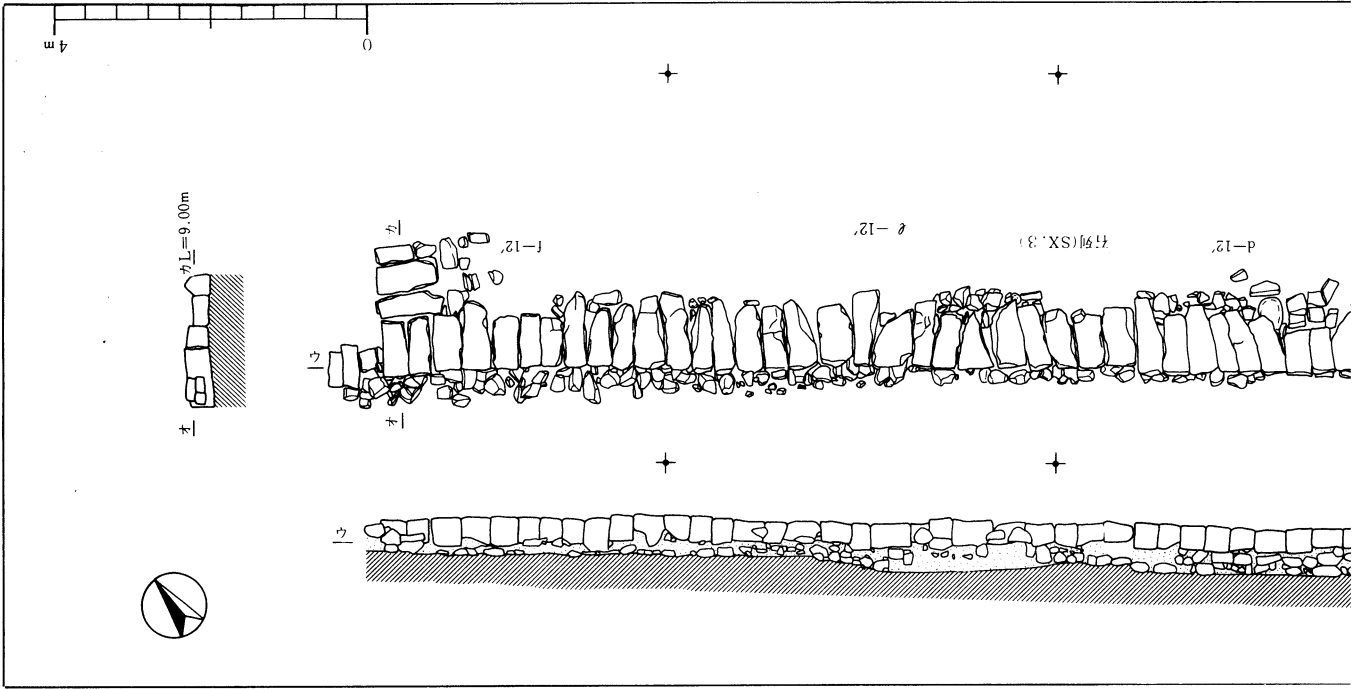
*L=9.00m

ω00'6=1

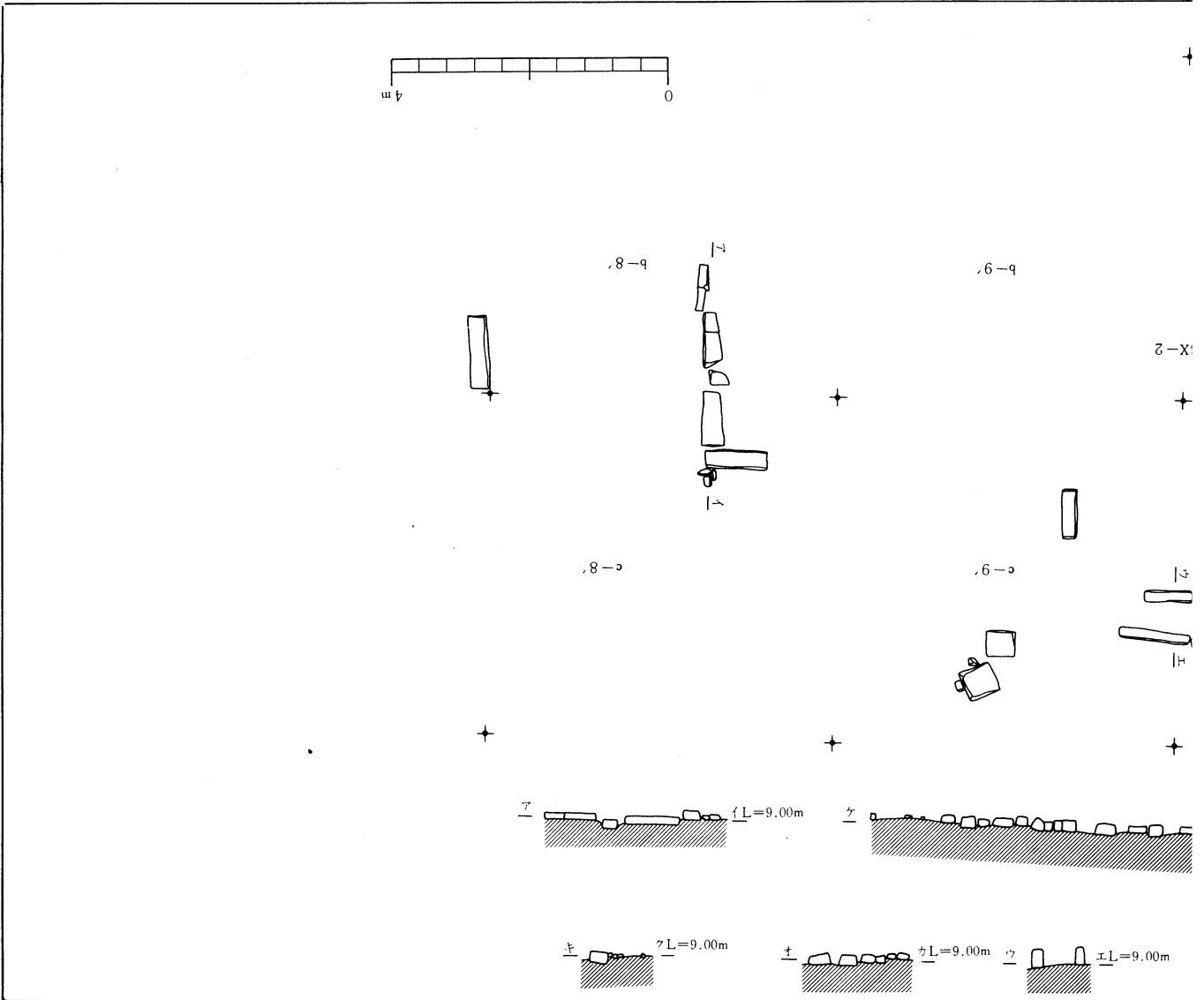
×L=9.00m



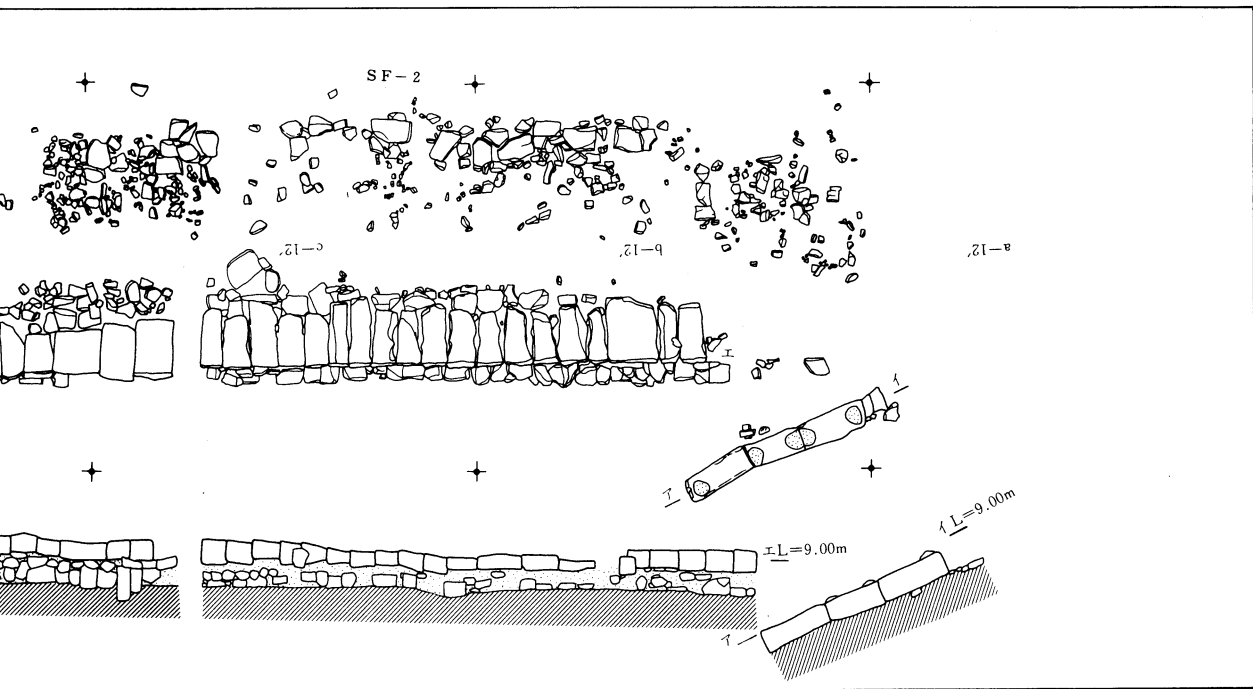
・建物18~20・井戸1



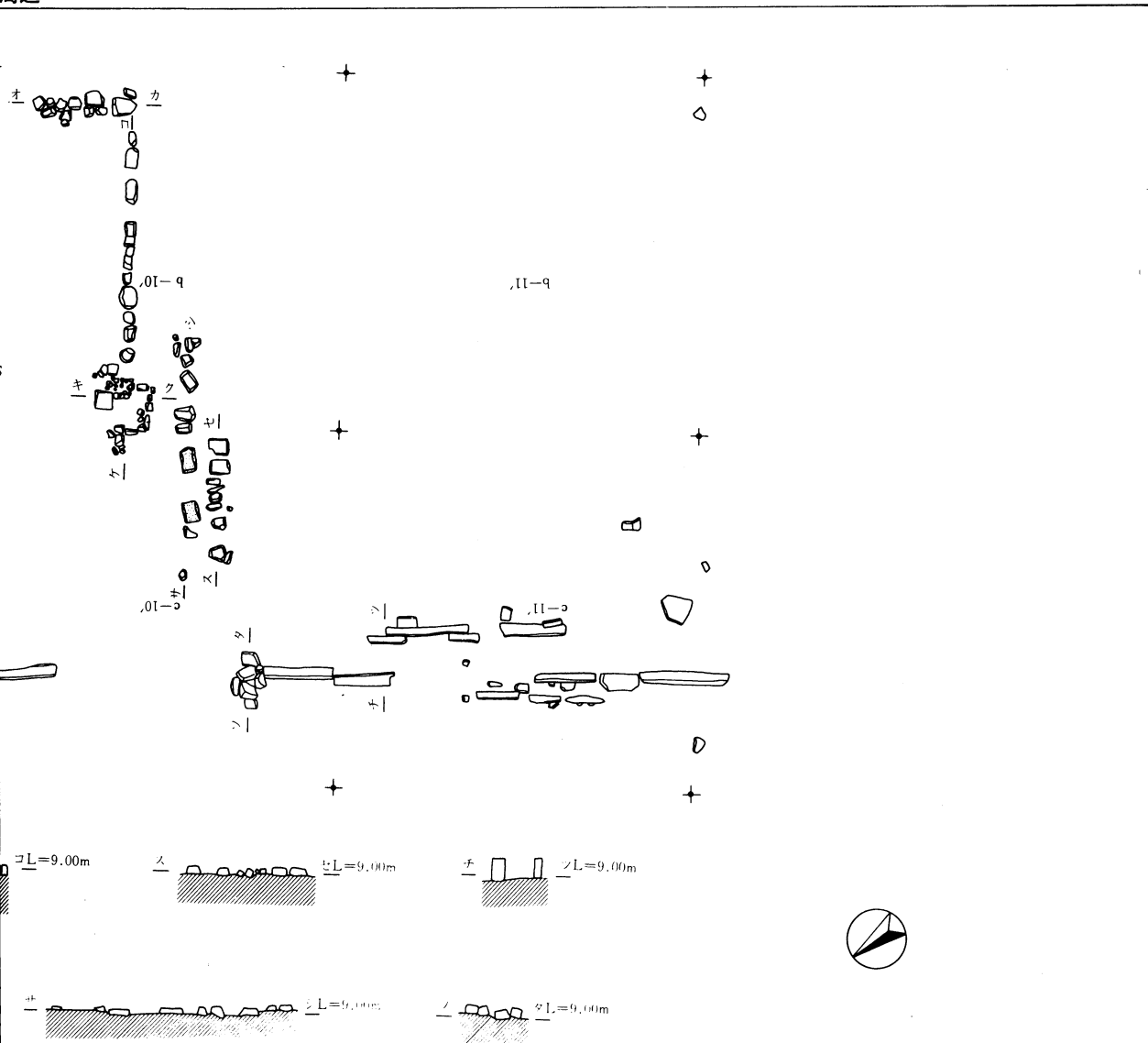
第8図 SX3とその



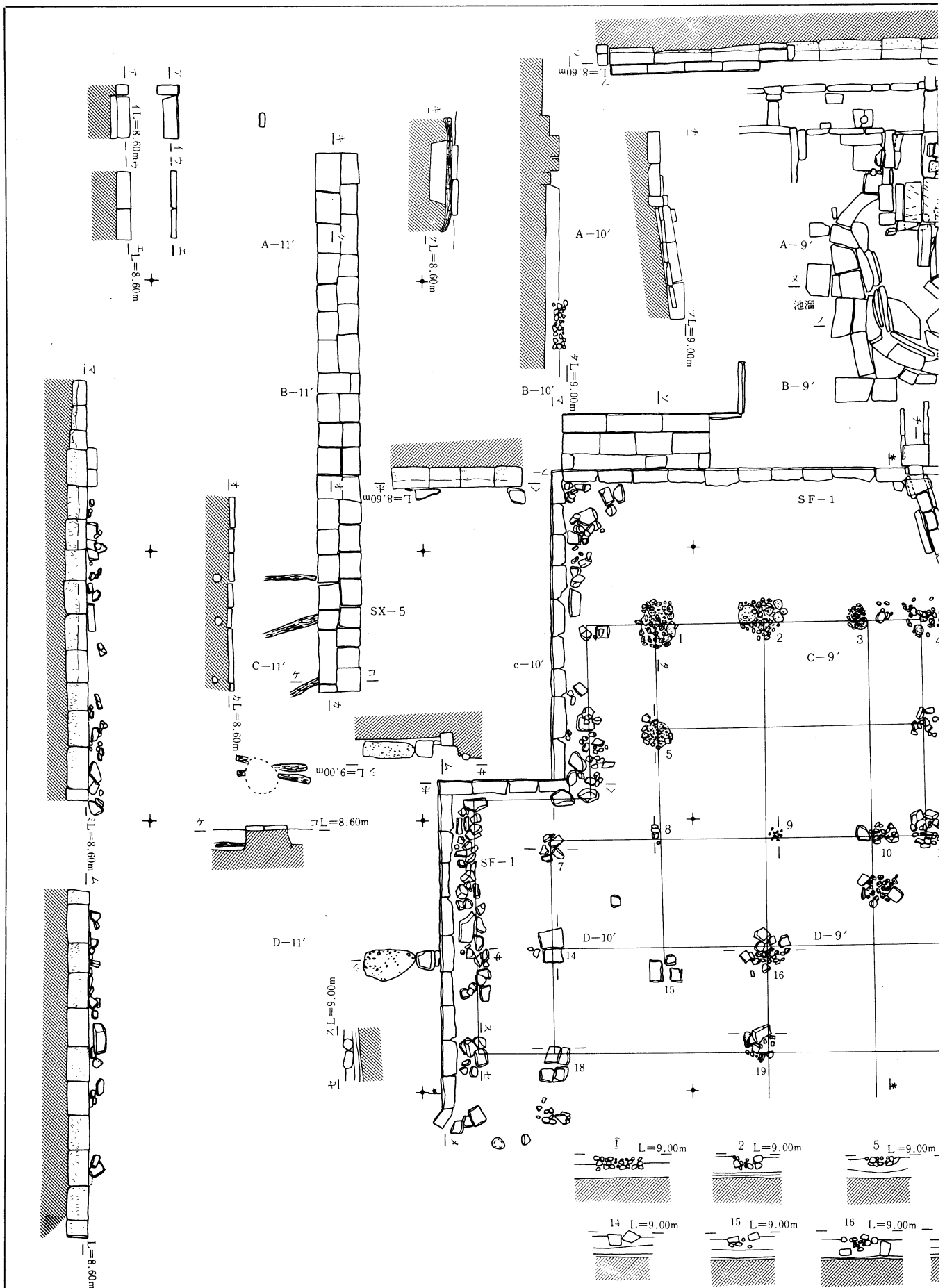
第9図 SX2



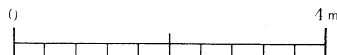
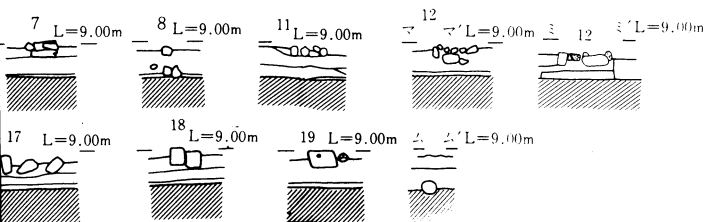
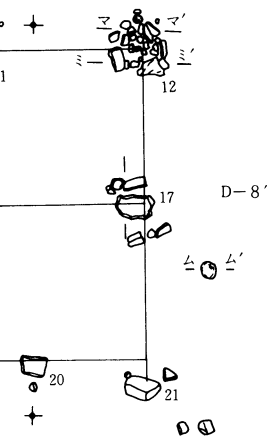
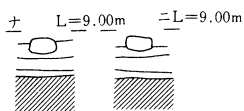
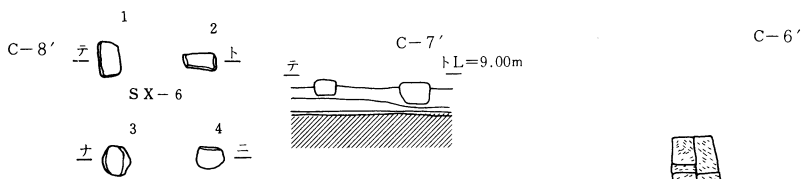
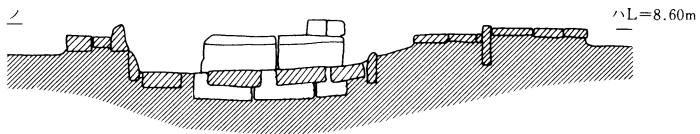
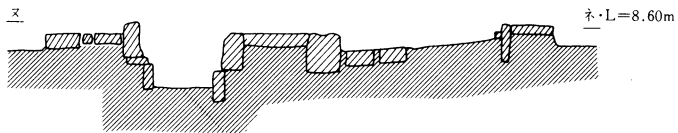
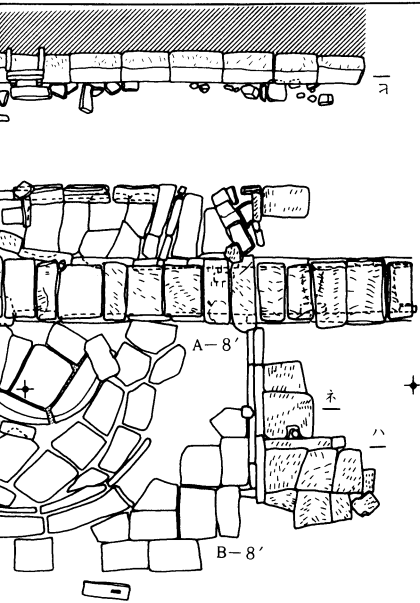
周辺

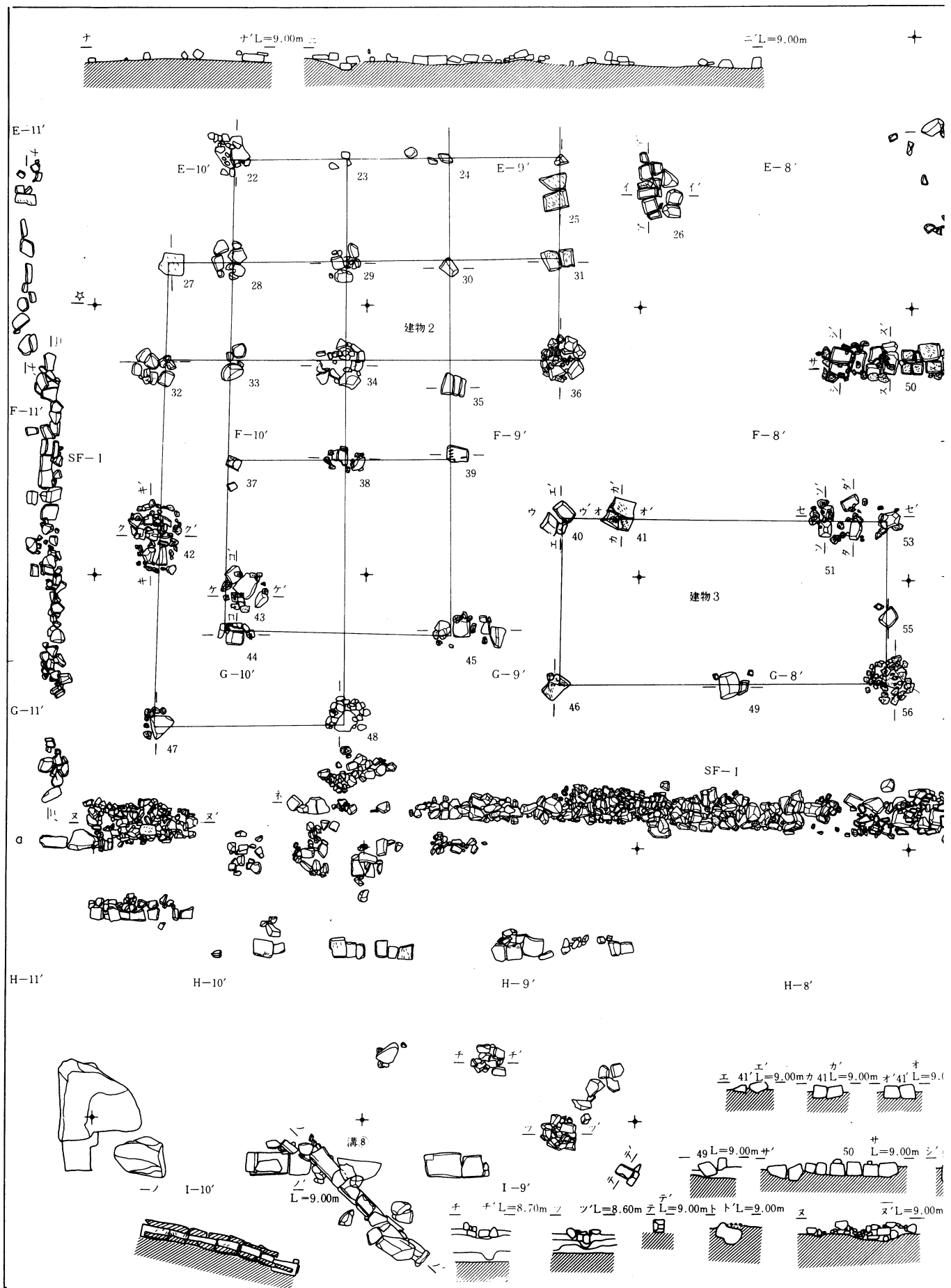


とその周辺

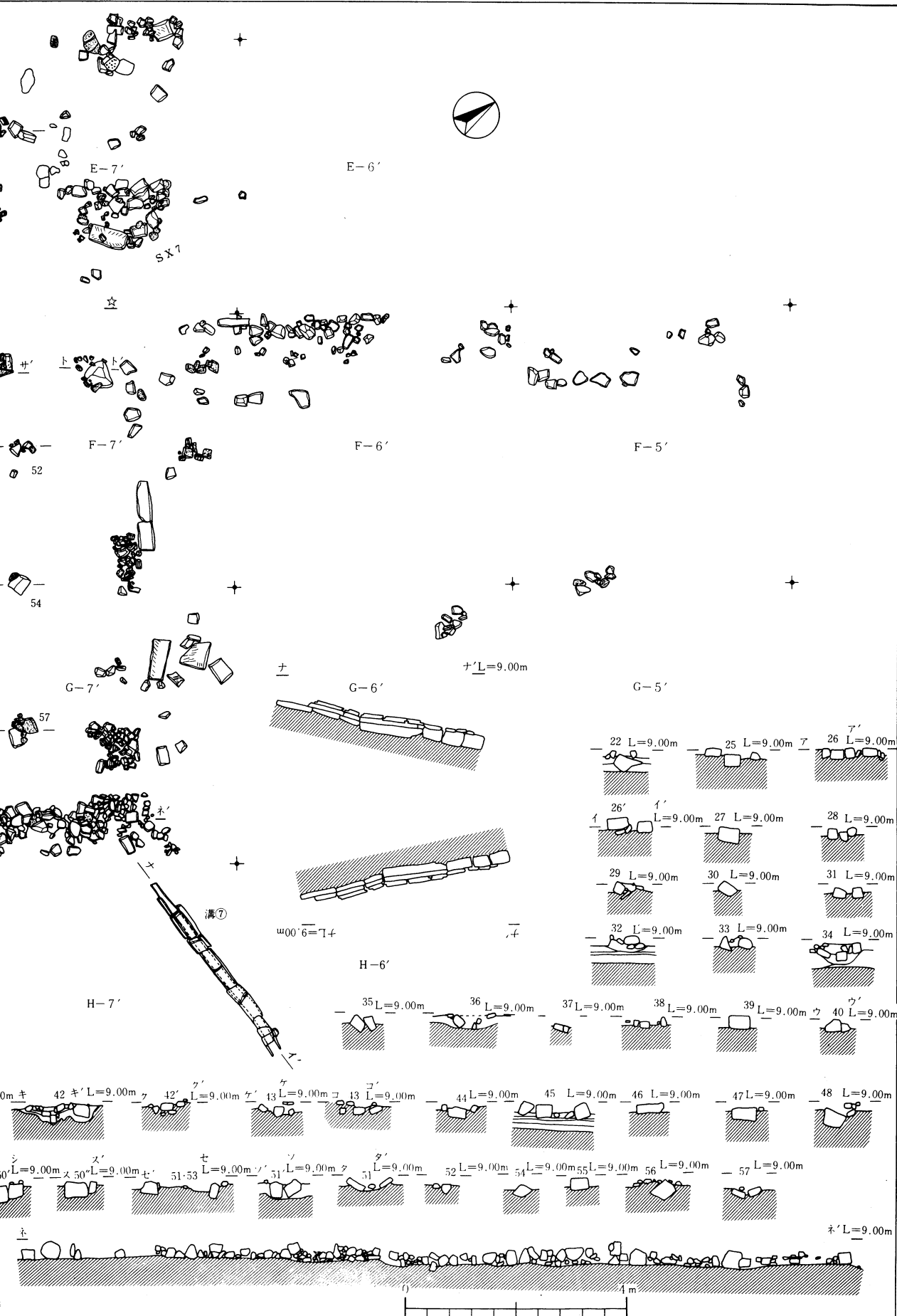


第10図 建物1とその外





第11図 建物2・3



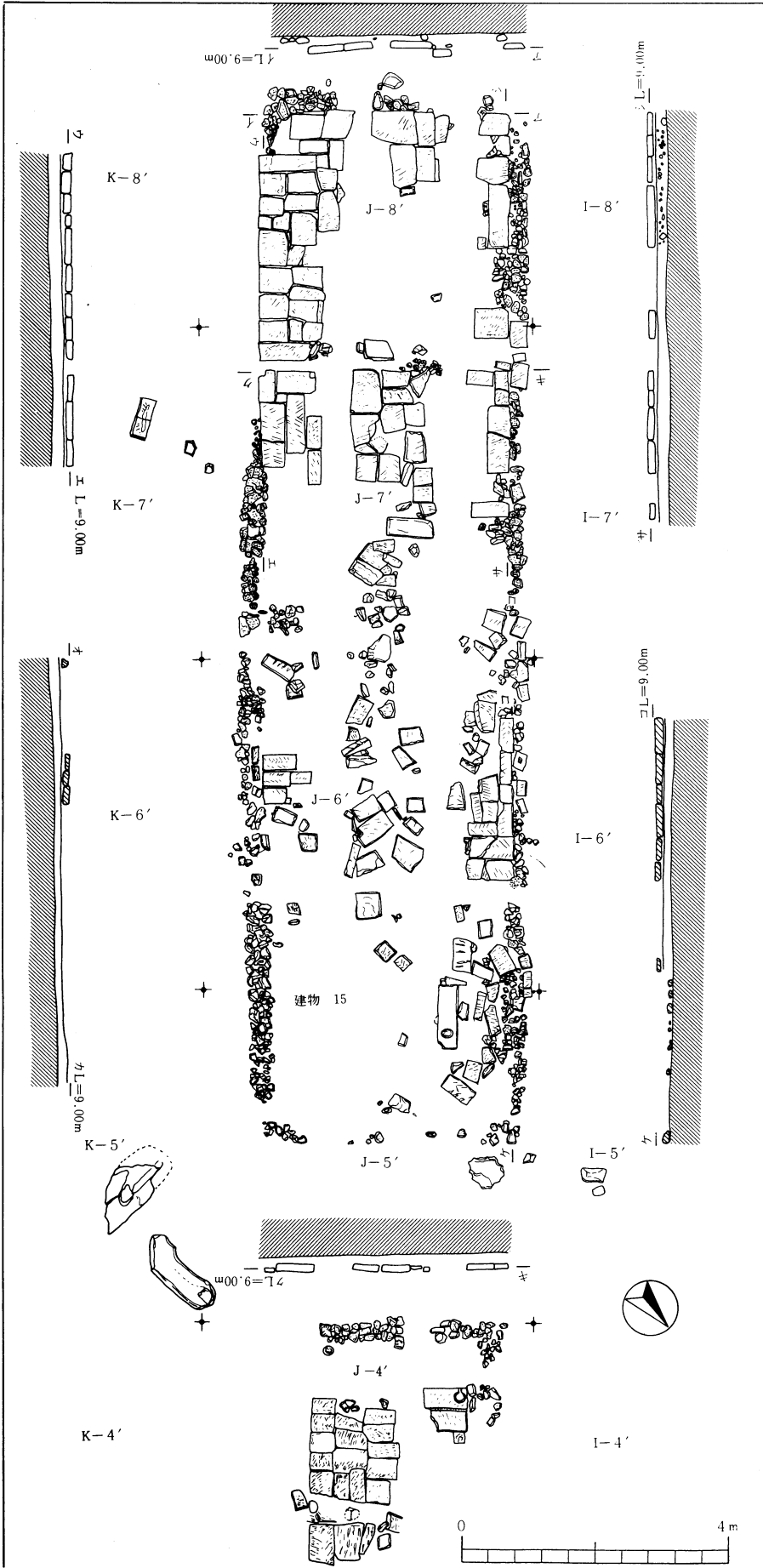
とその外構周辺



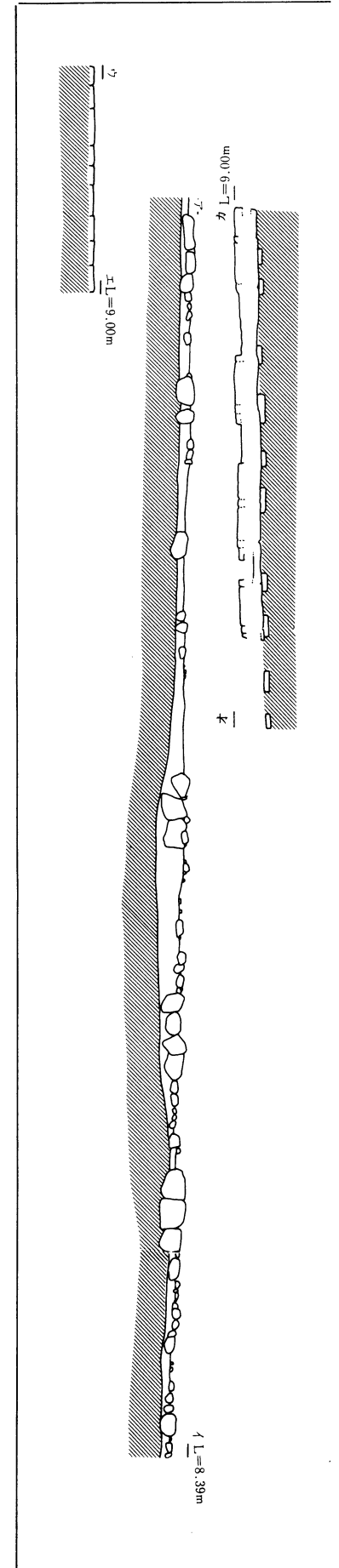
第12図 建物4・建4



物1~3の基段



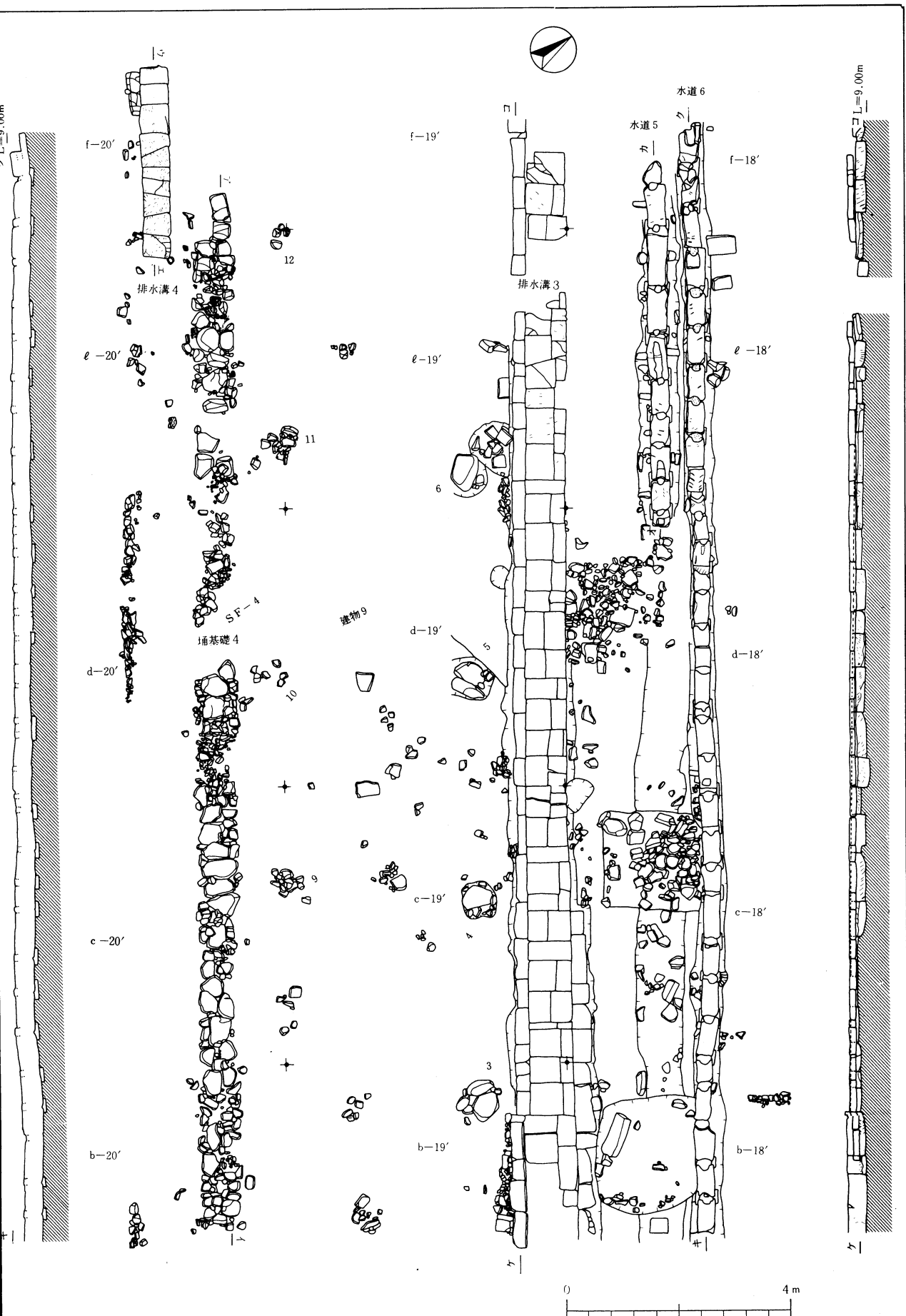
第13図 建物15



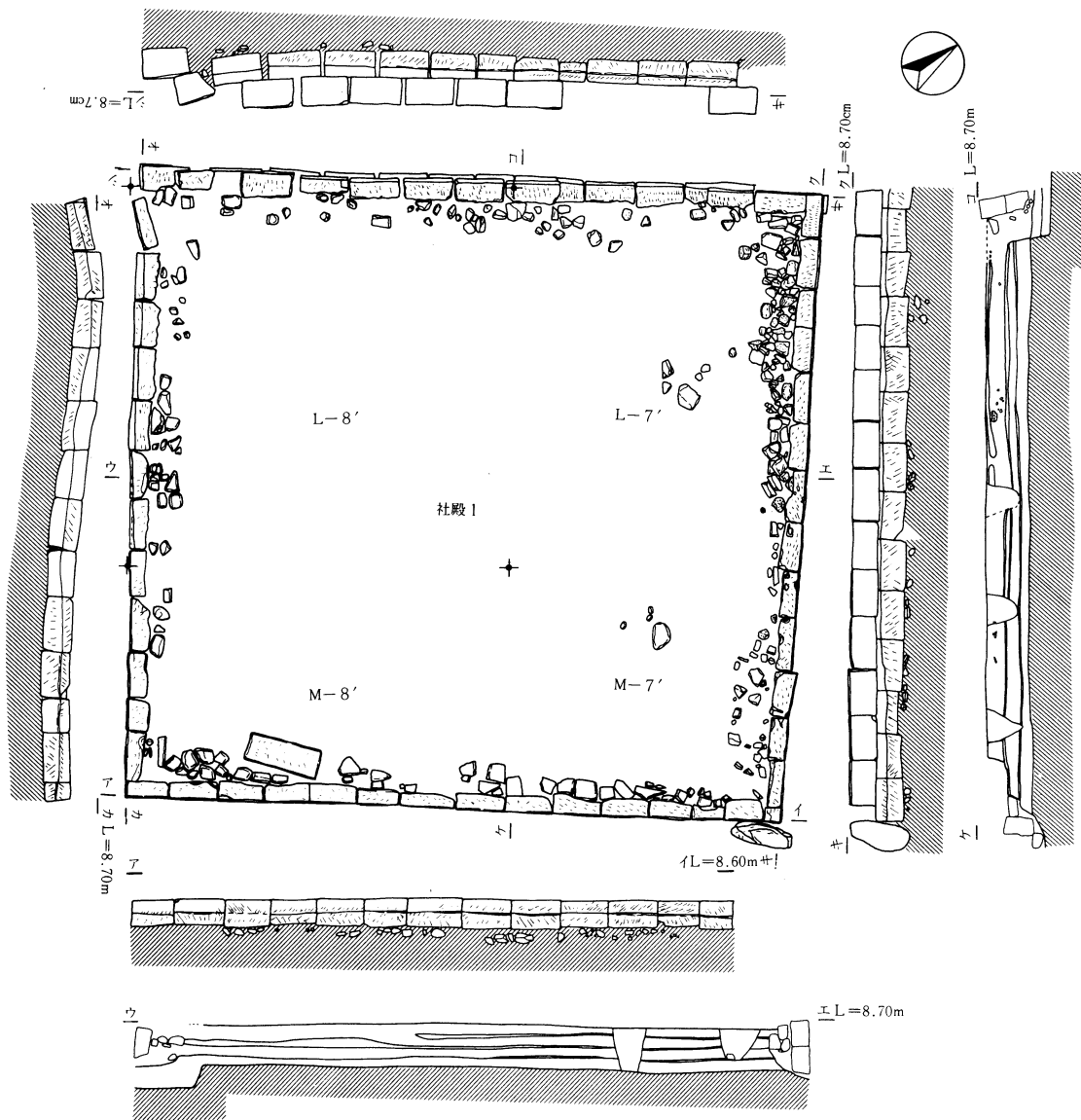
第14図 排水溝 3・4・水

L=9.00m

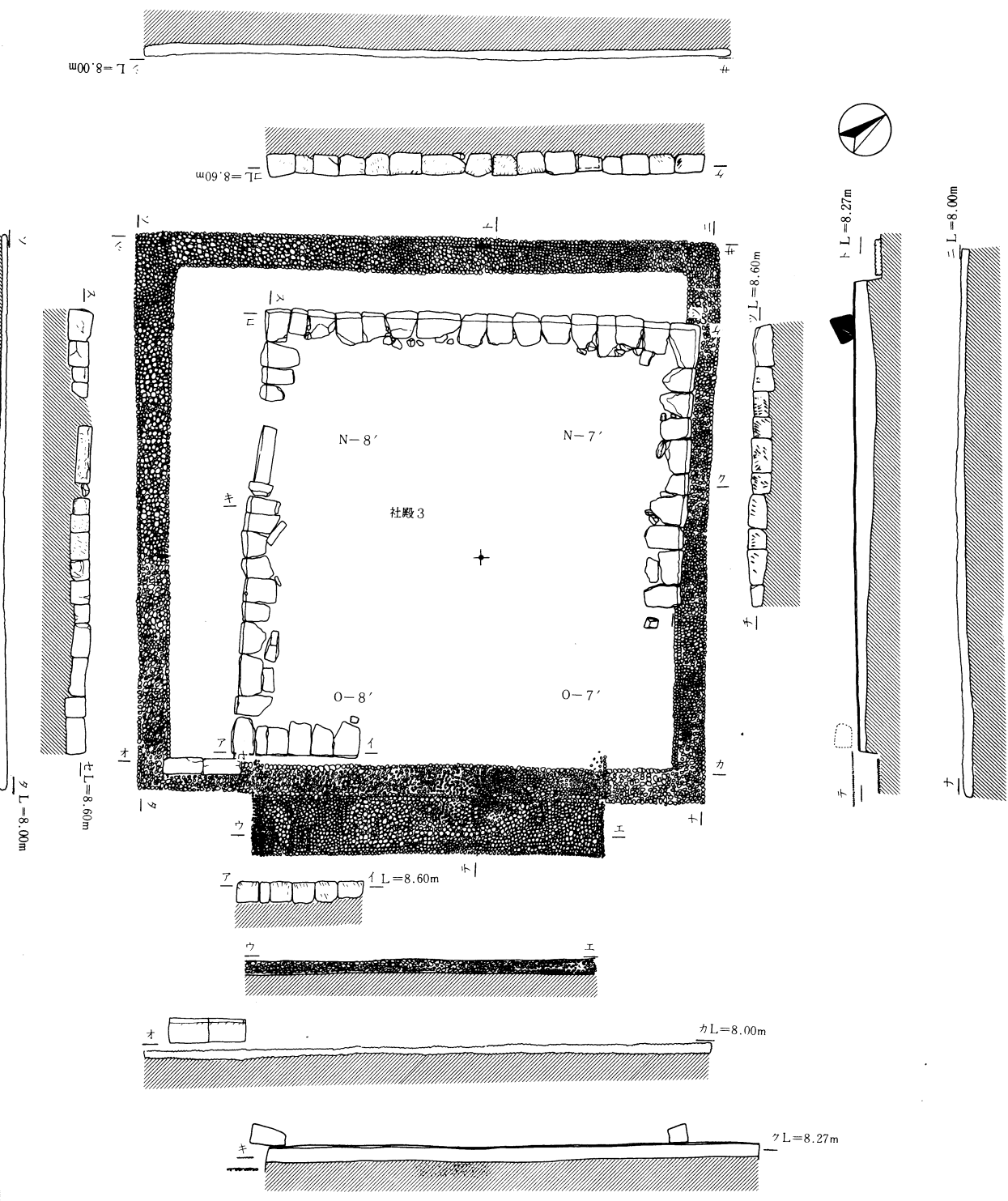
L=9.00m

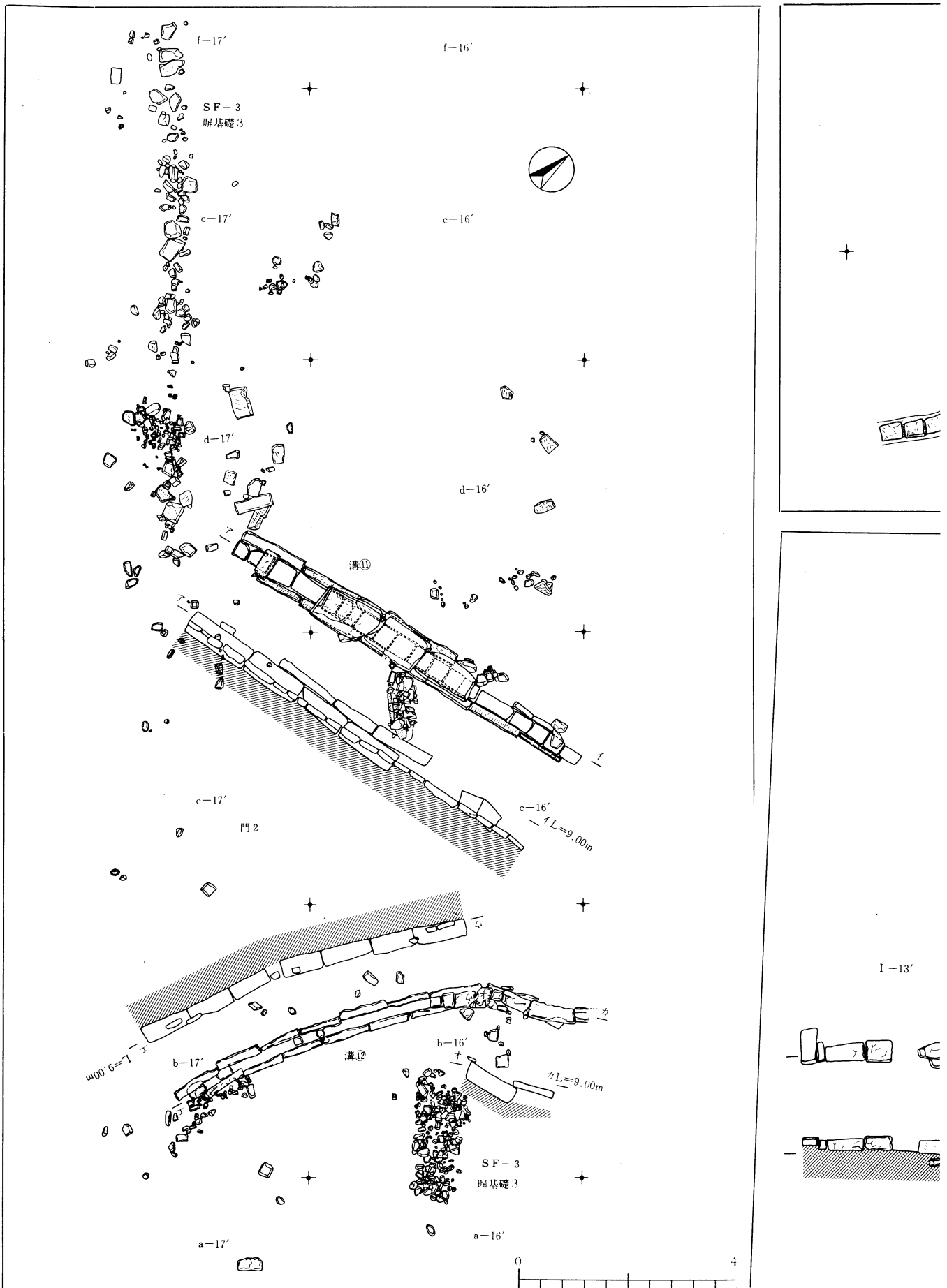


道・基礎 4・建物 9

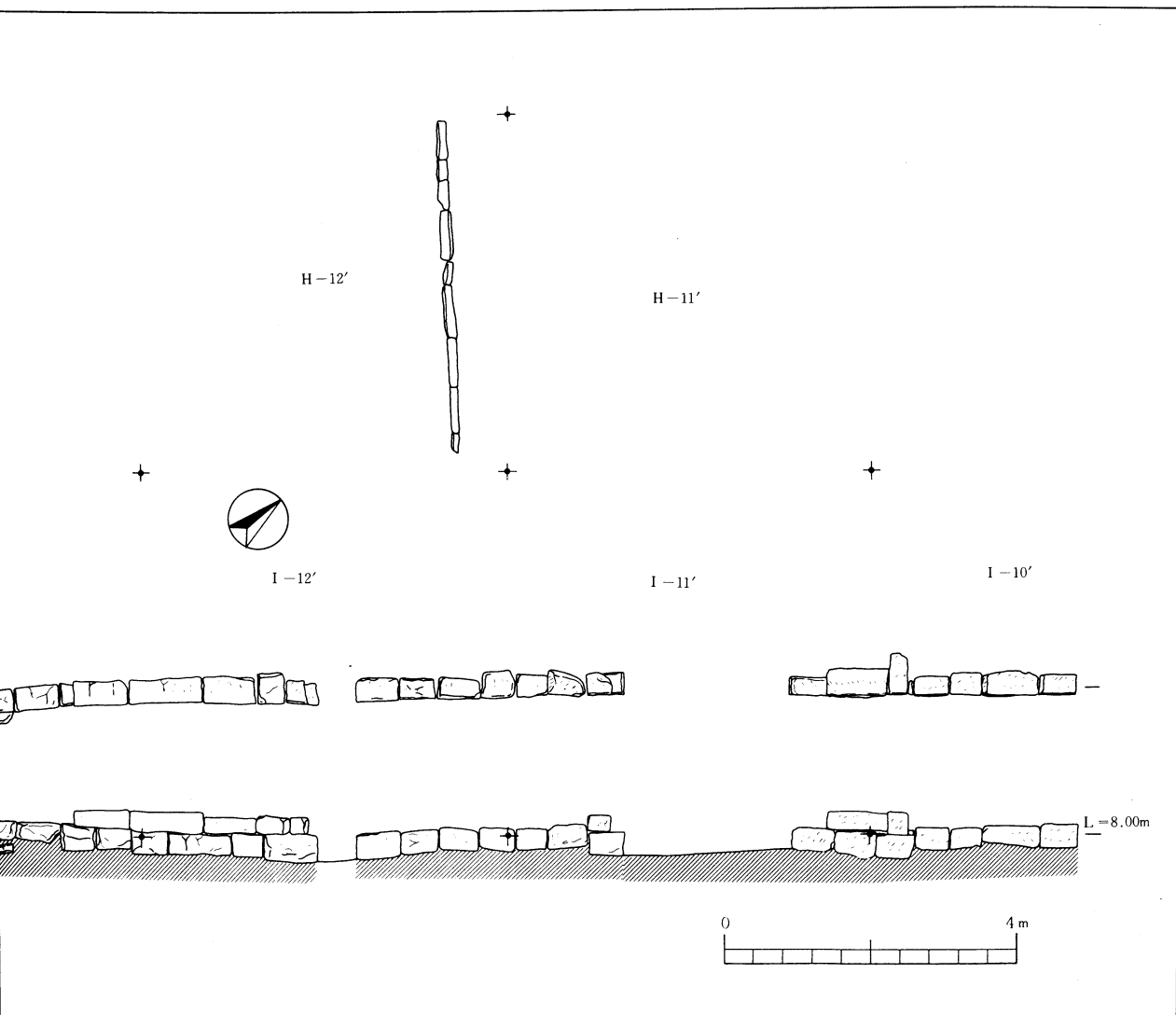
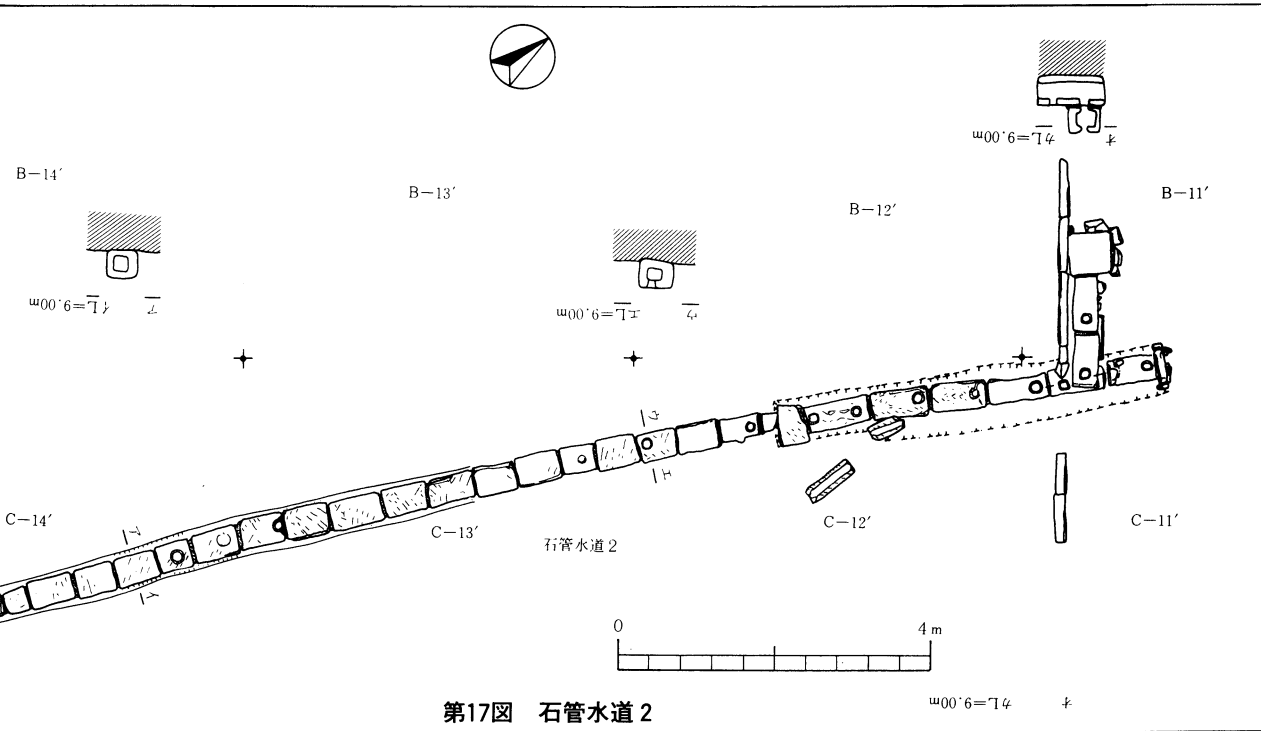


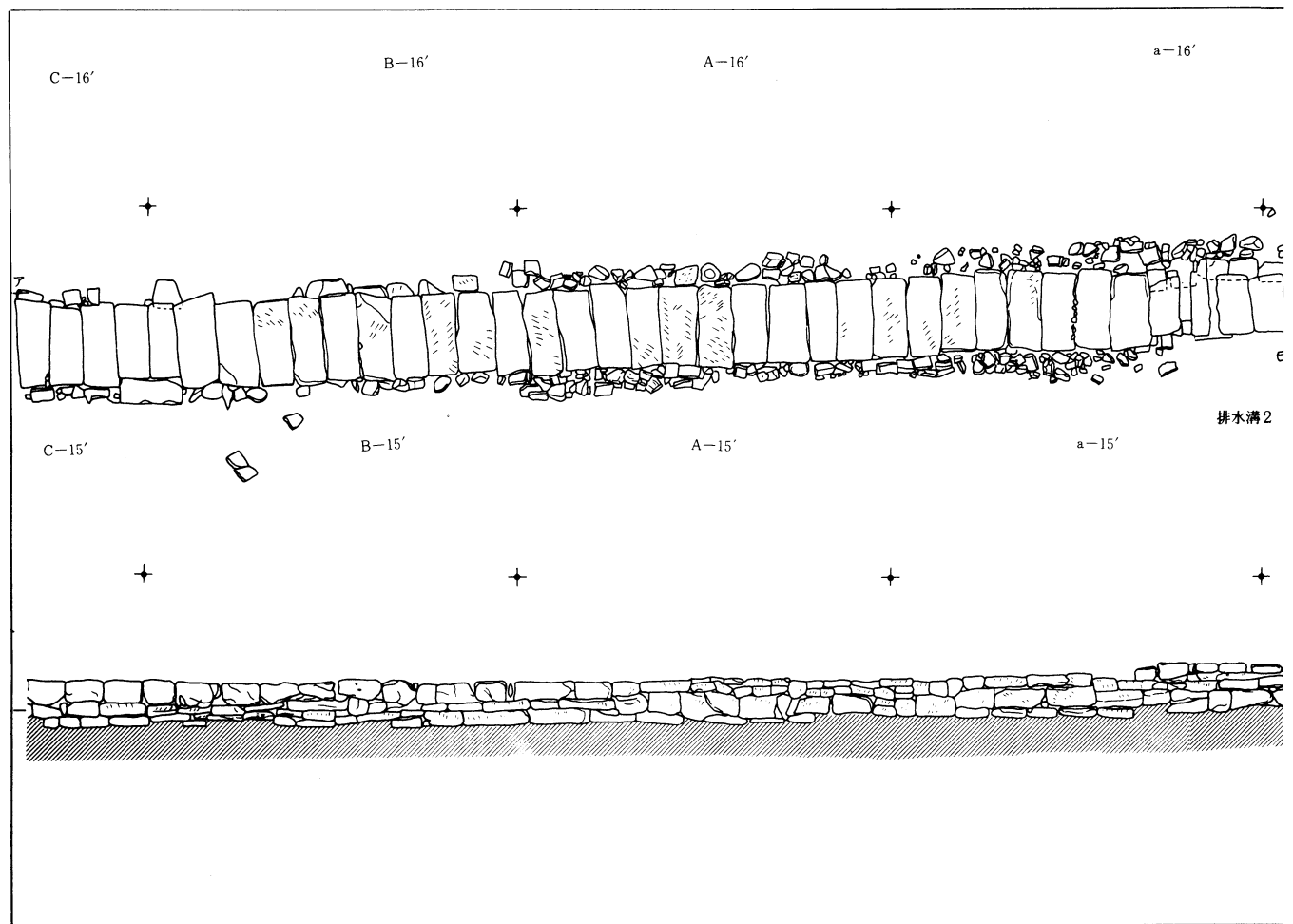
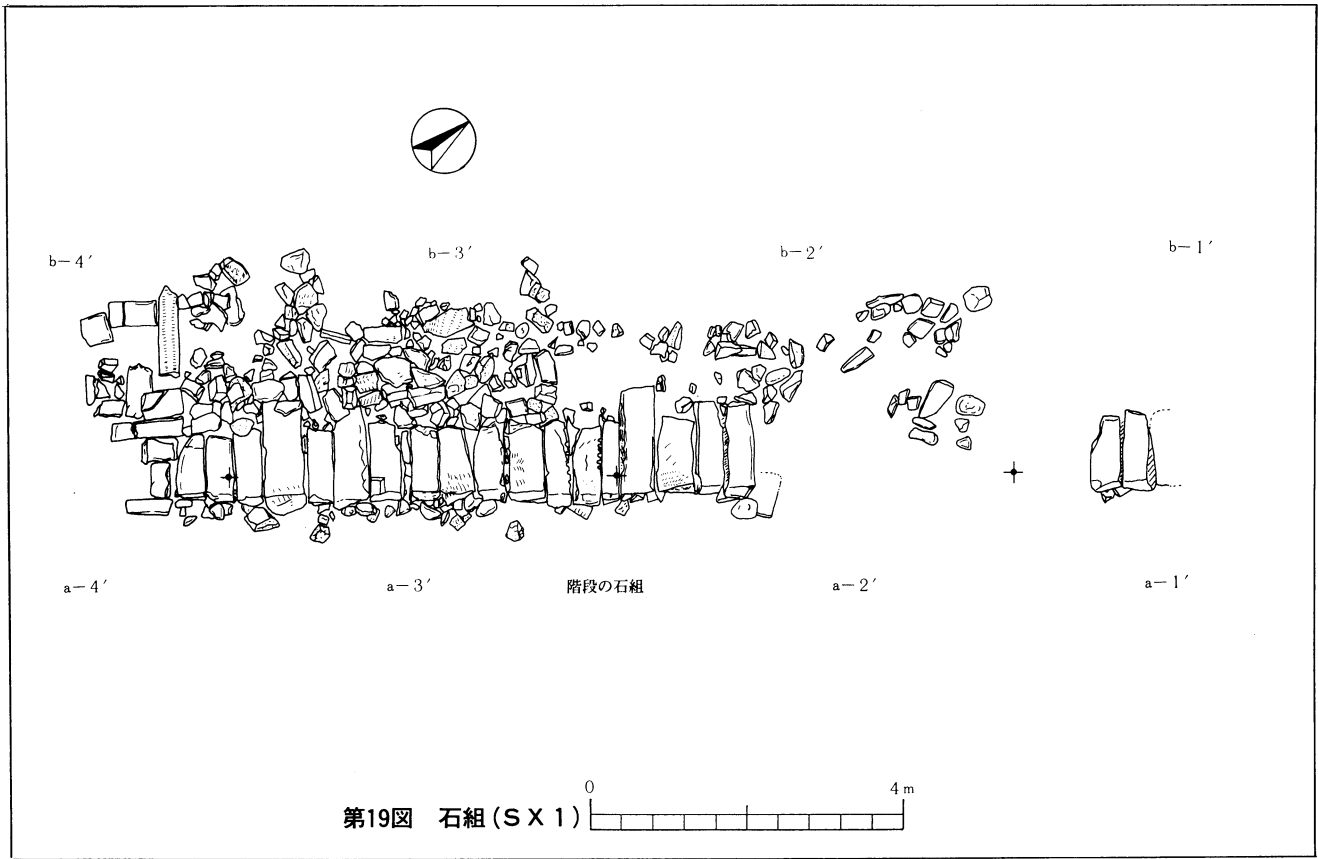
第15図 社殿 1



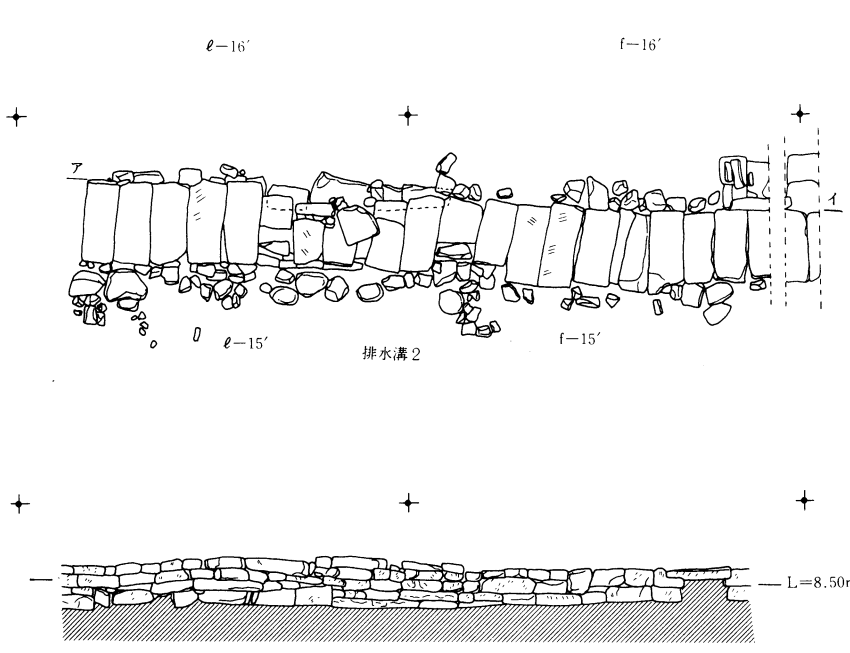


第16図 門2と堀基礎3

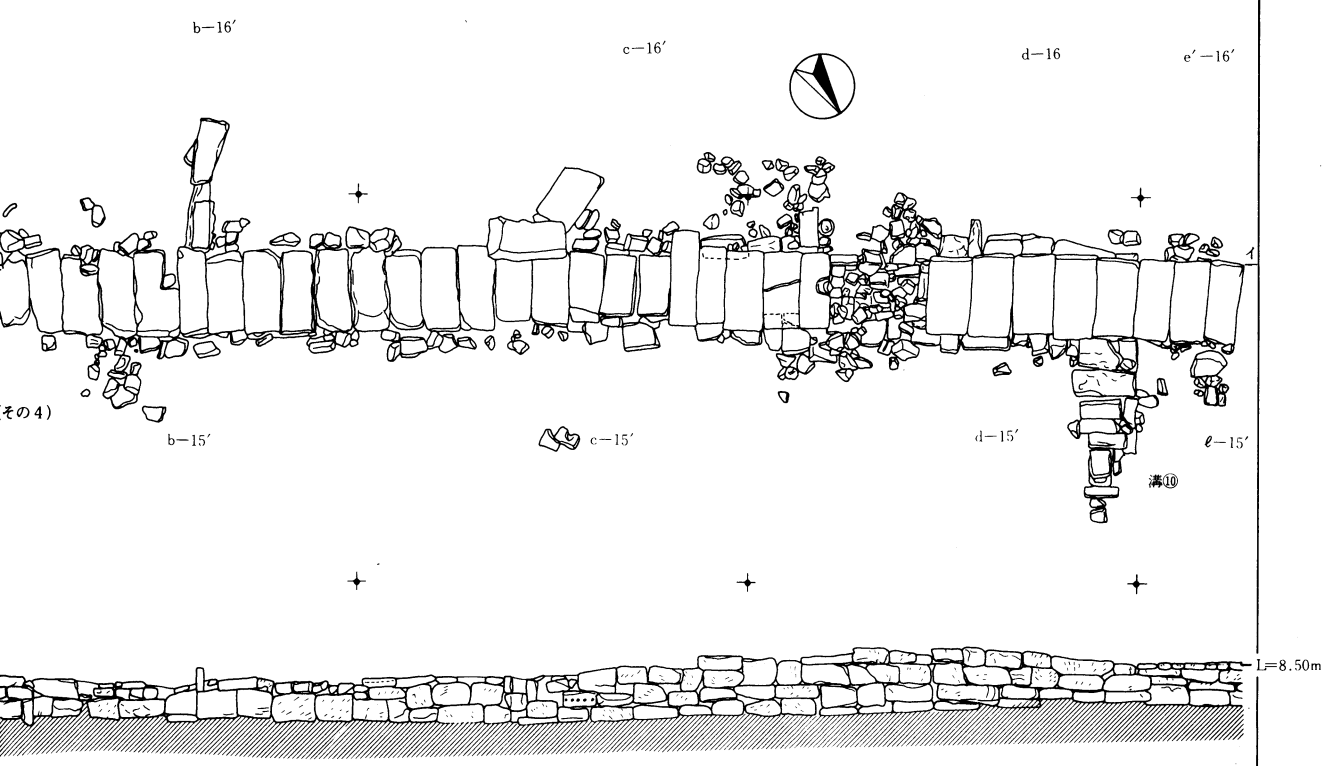
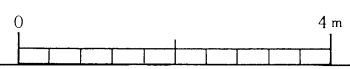




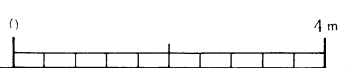
第21図 柱

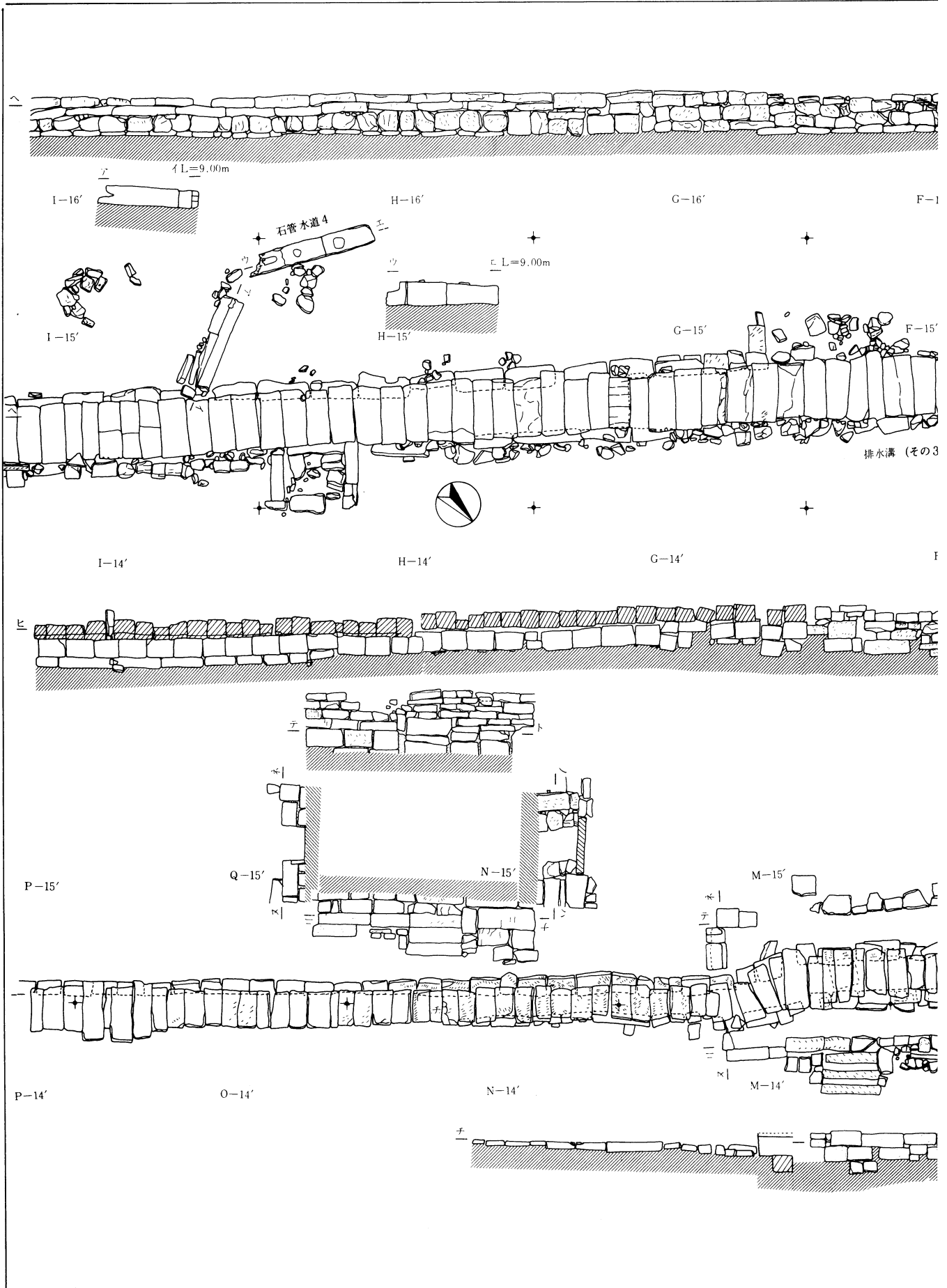


第20図 排水溝 2

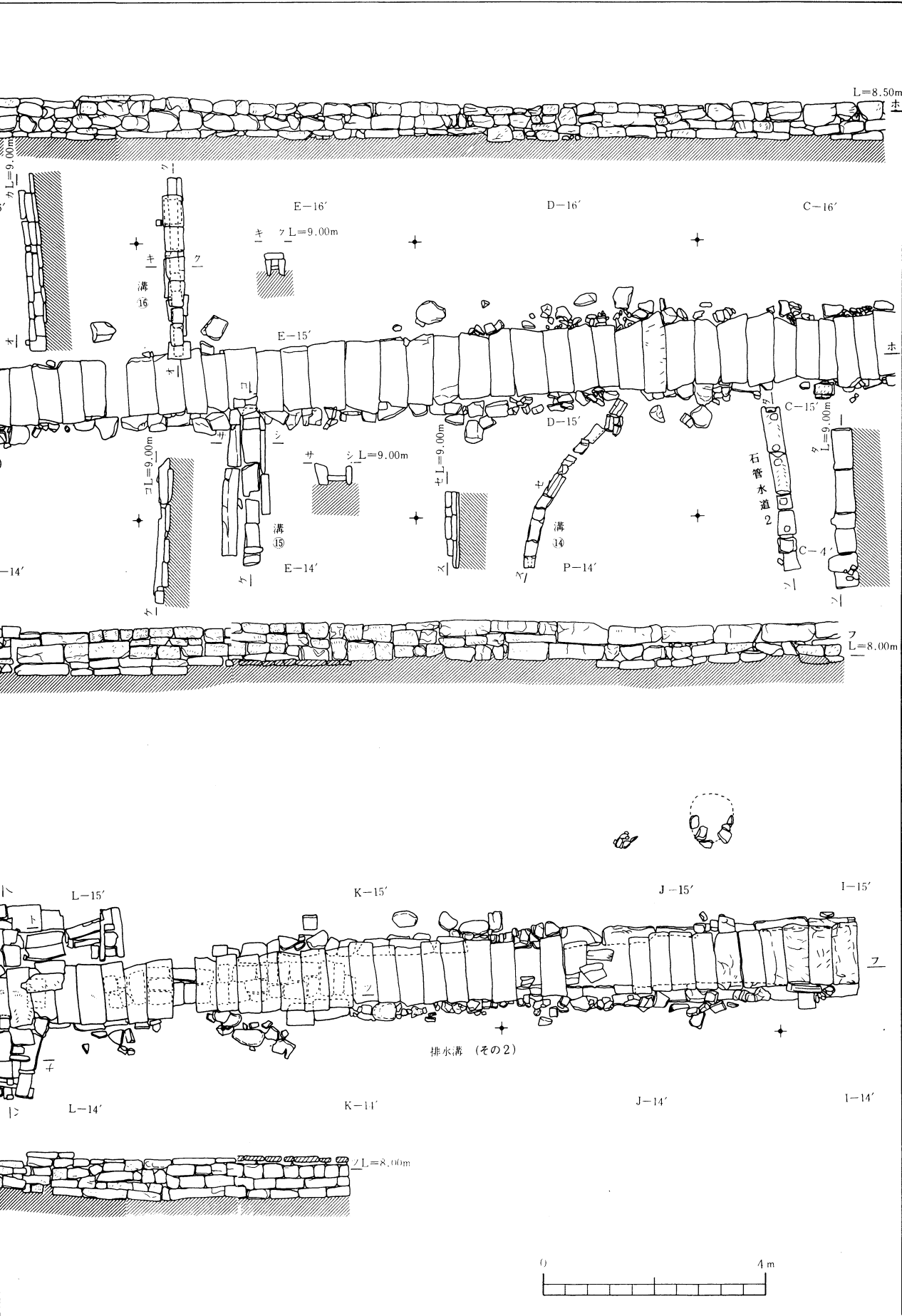


排水溝 2

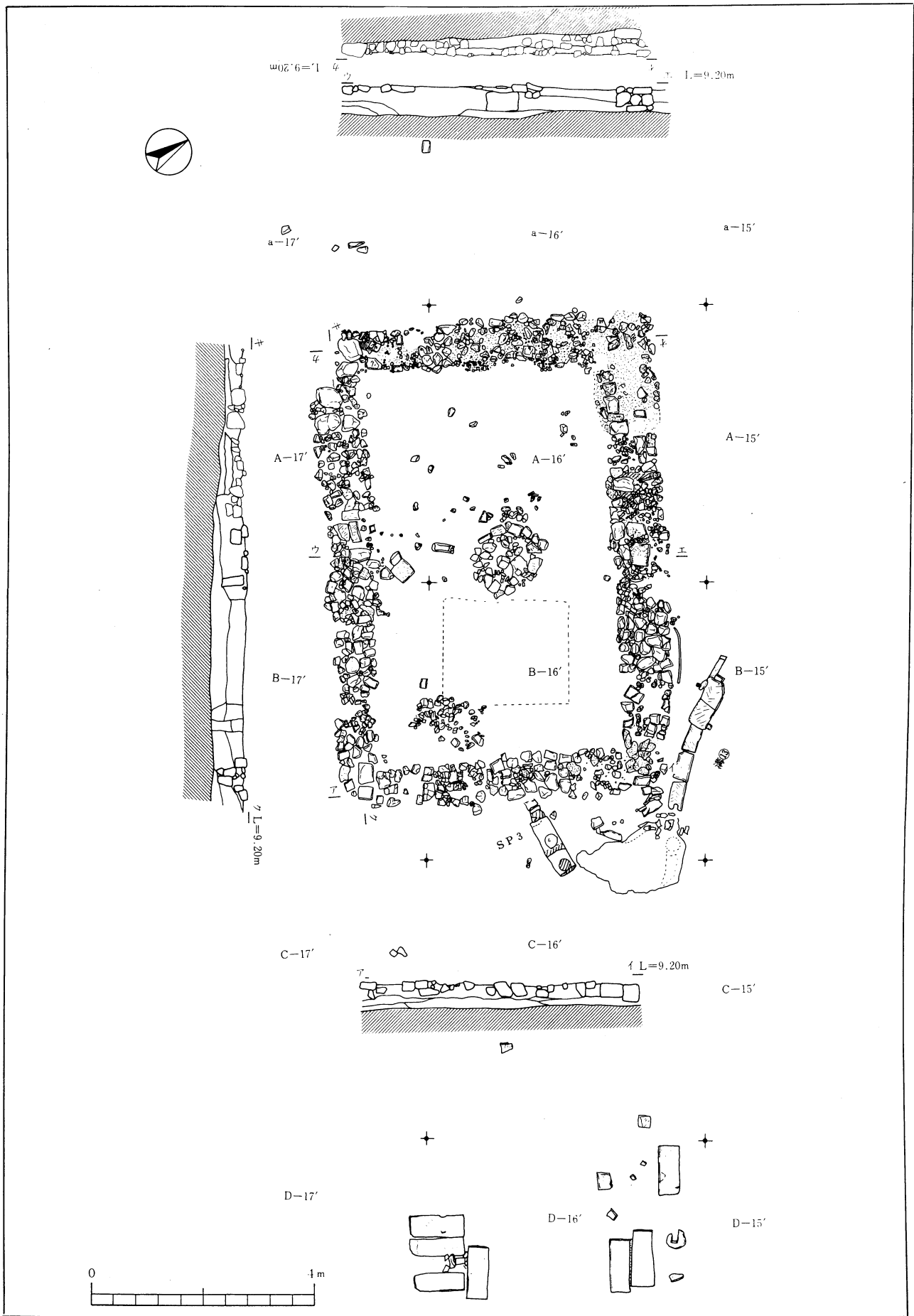




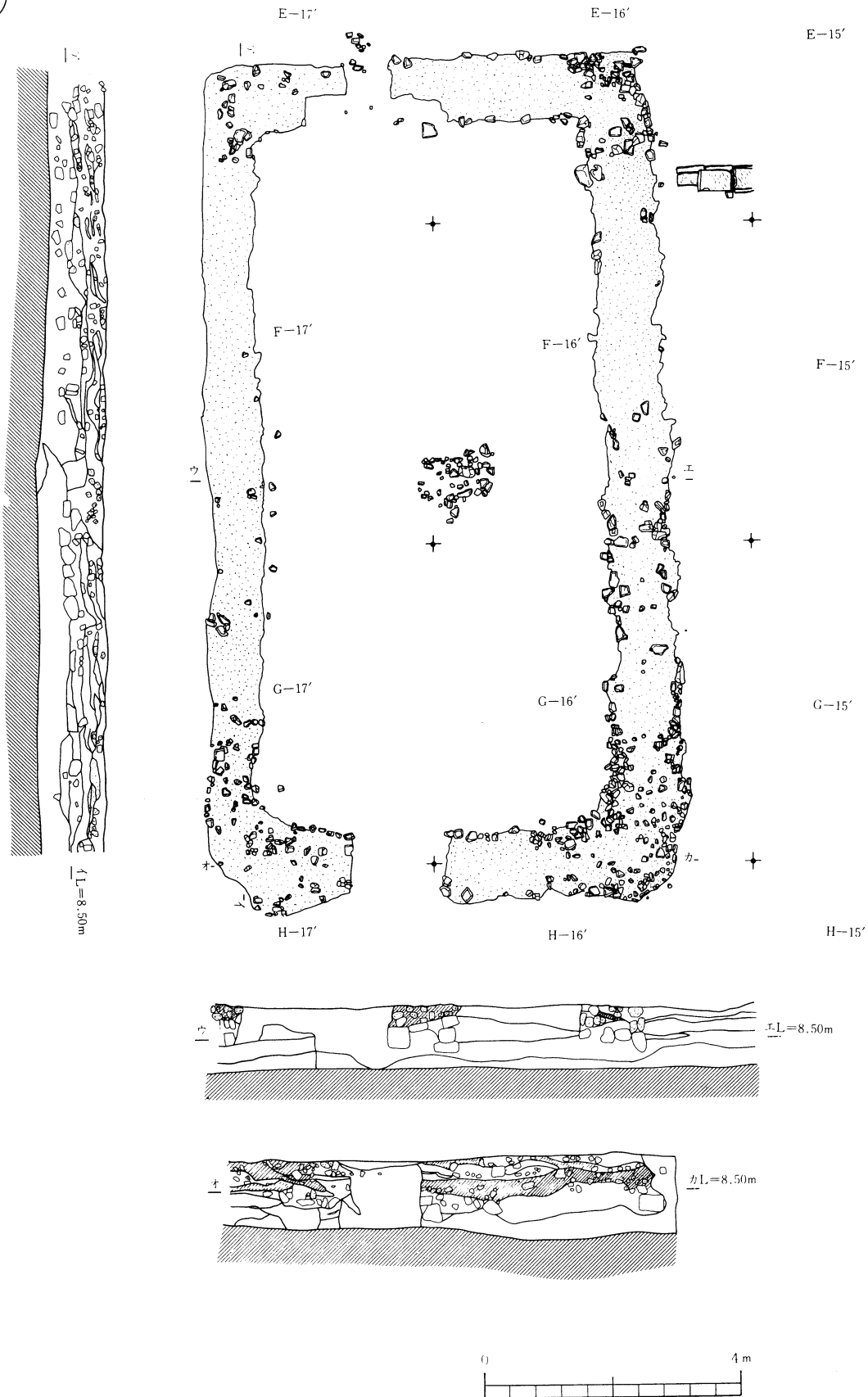
第22図 排



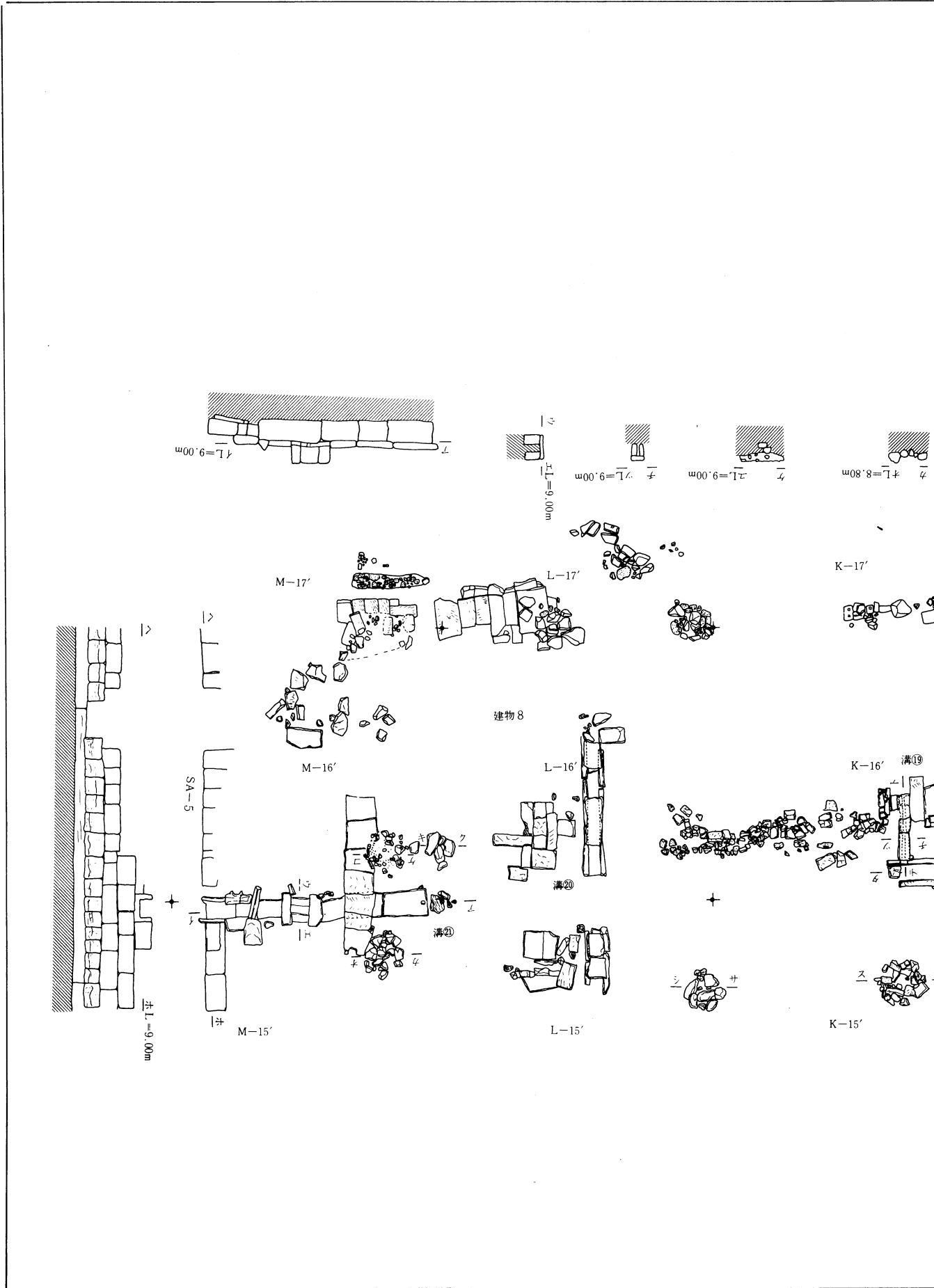
水溝 2



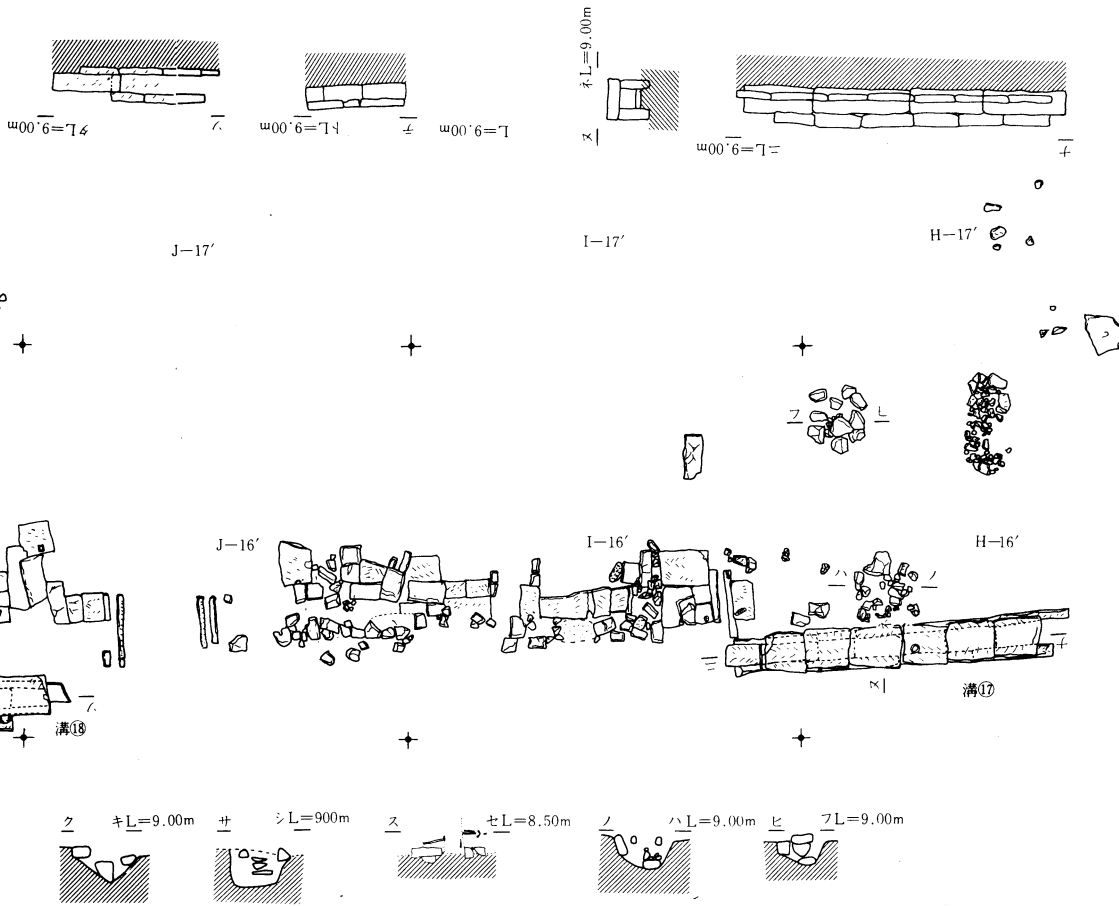
第23図 建物5

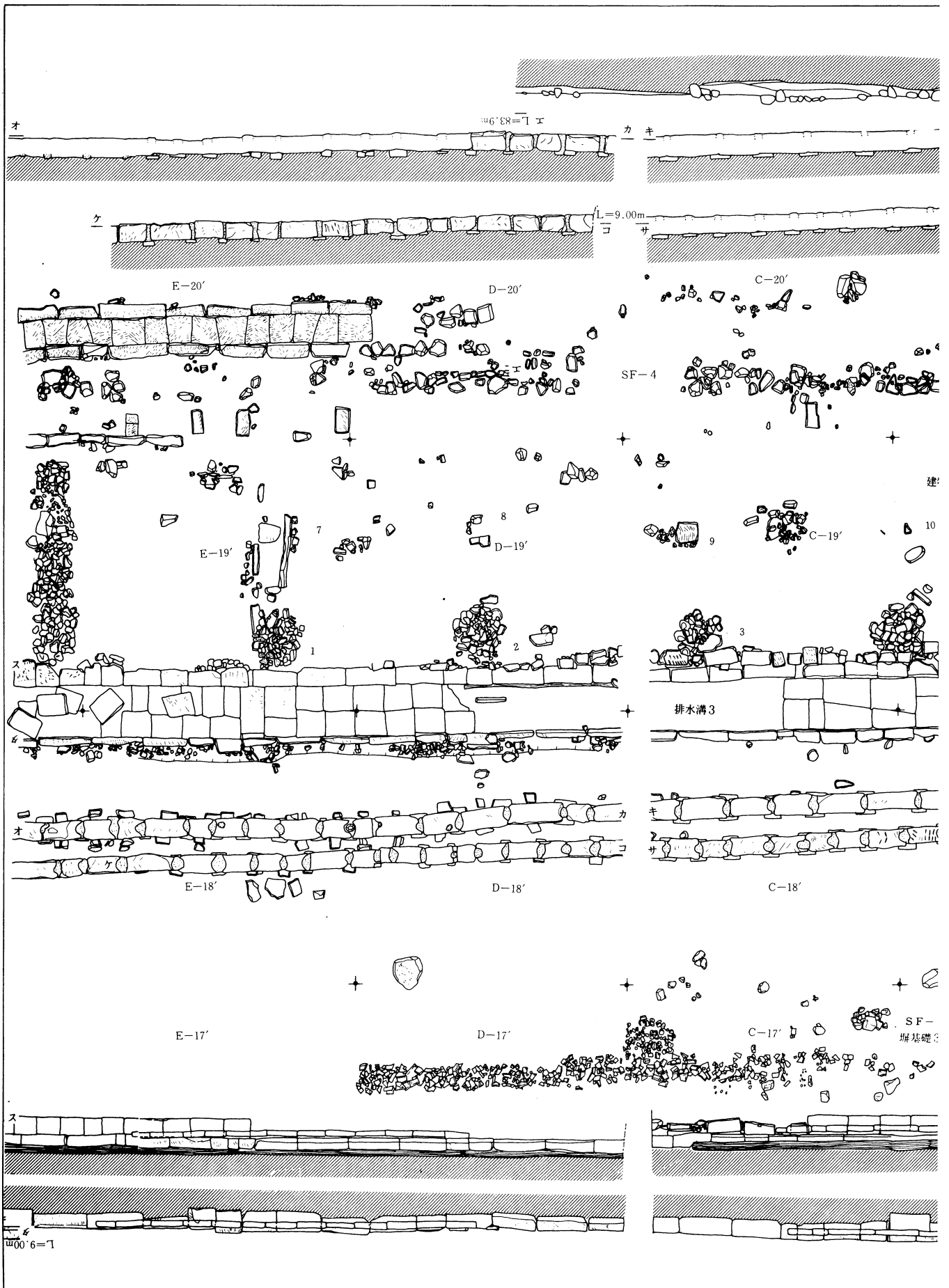


第24図 建物6

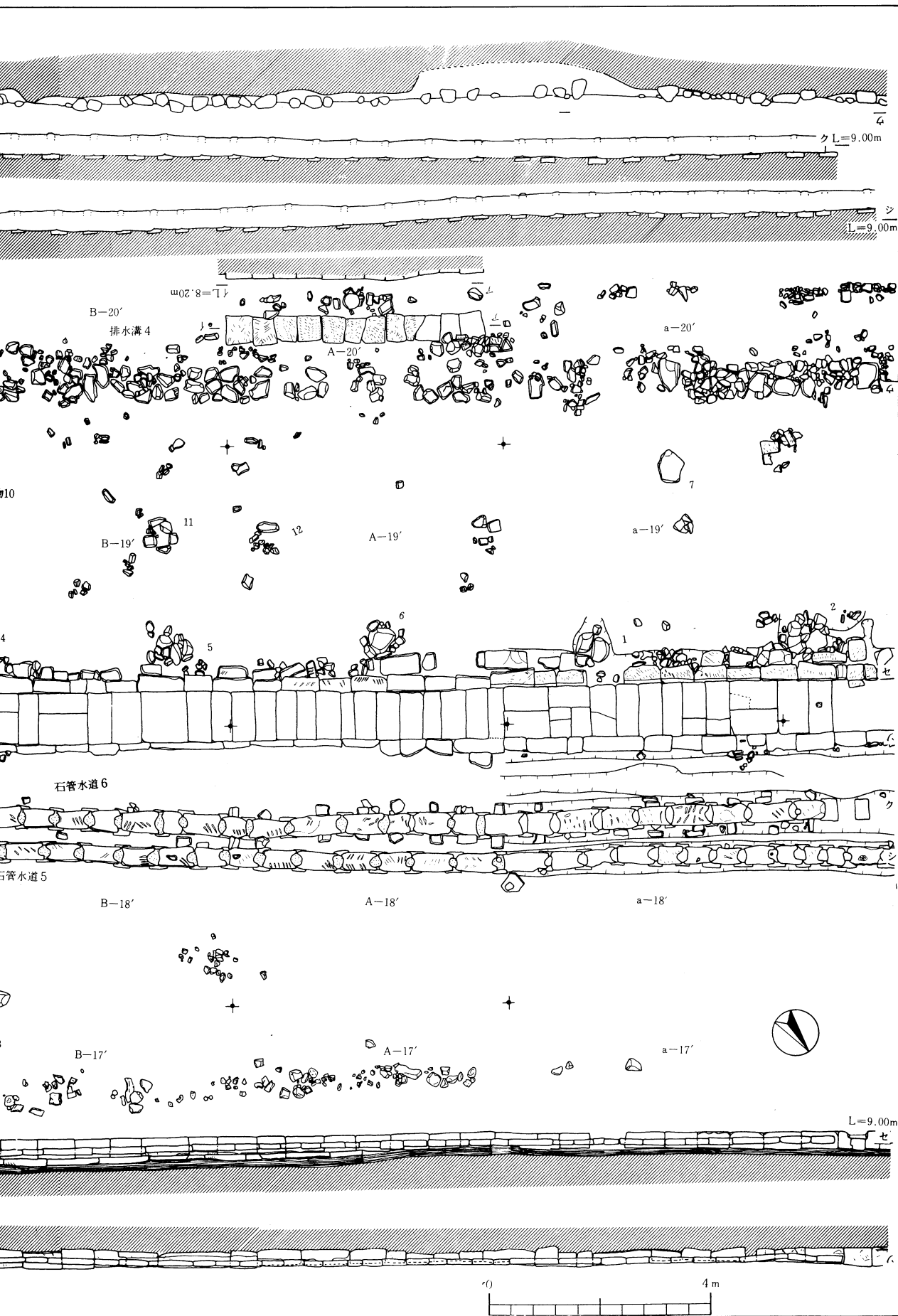


第25図 建物7・

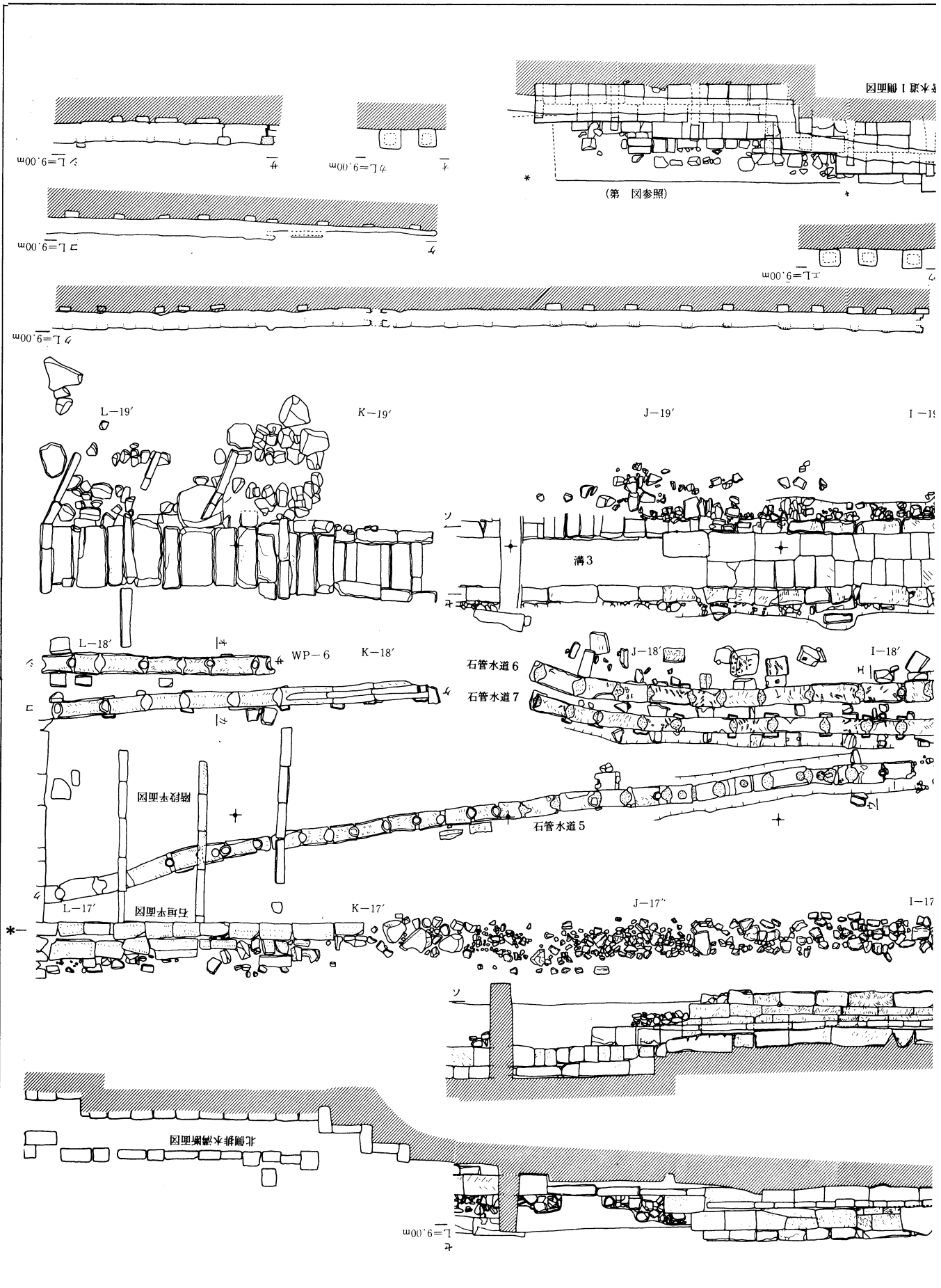




第26図 通路3・排水溝3・4・水

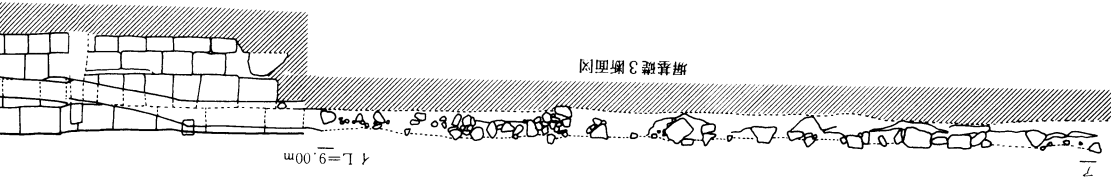


道・堀基礎 3・4・建物10

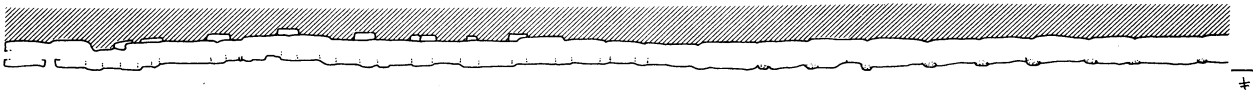


第27图 通路·坝基础 3

石垣・溝



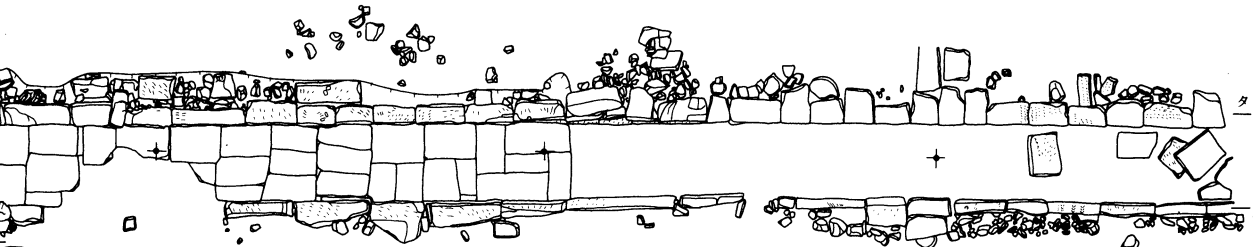
石管水道5断面図



H-19'

G-19'

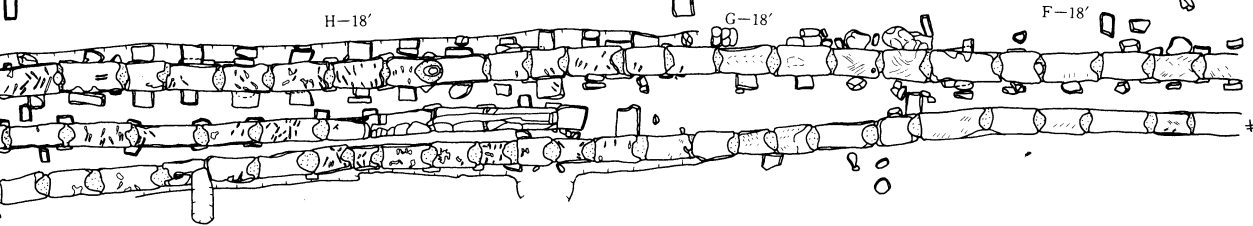
F-19'



H-18'

G-18'

F-18'

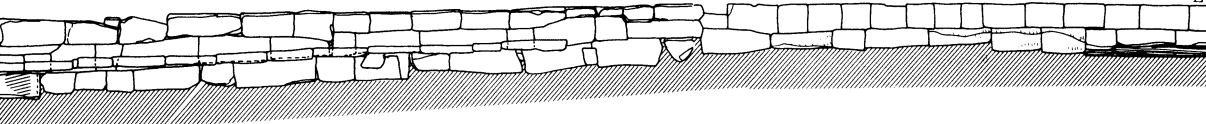


H-17'

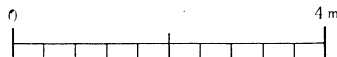
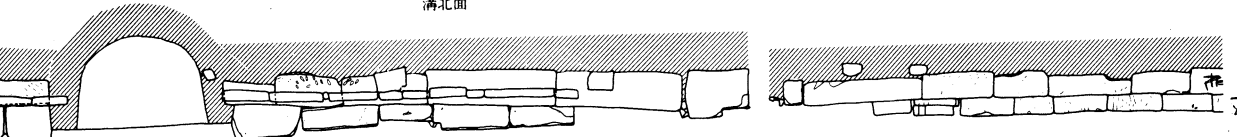


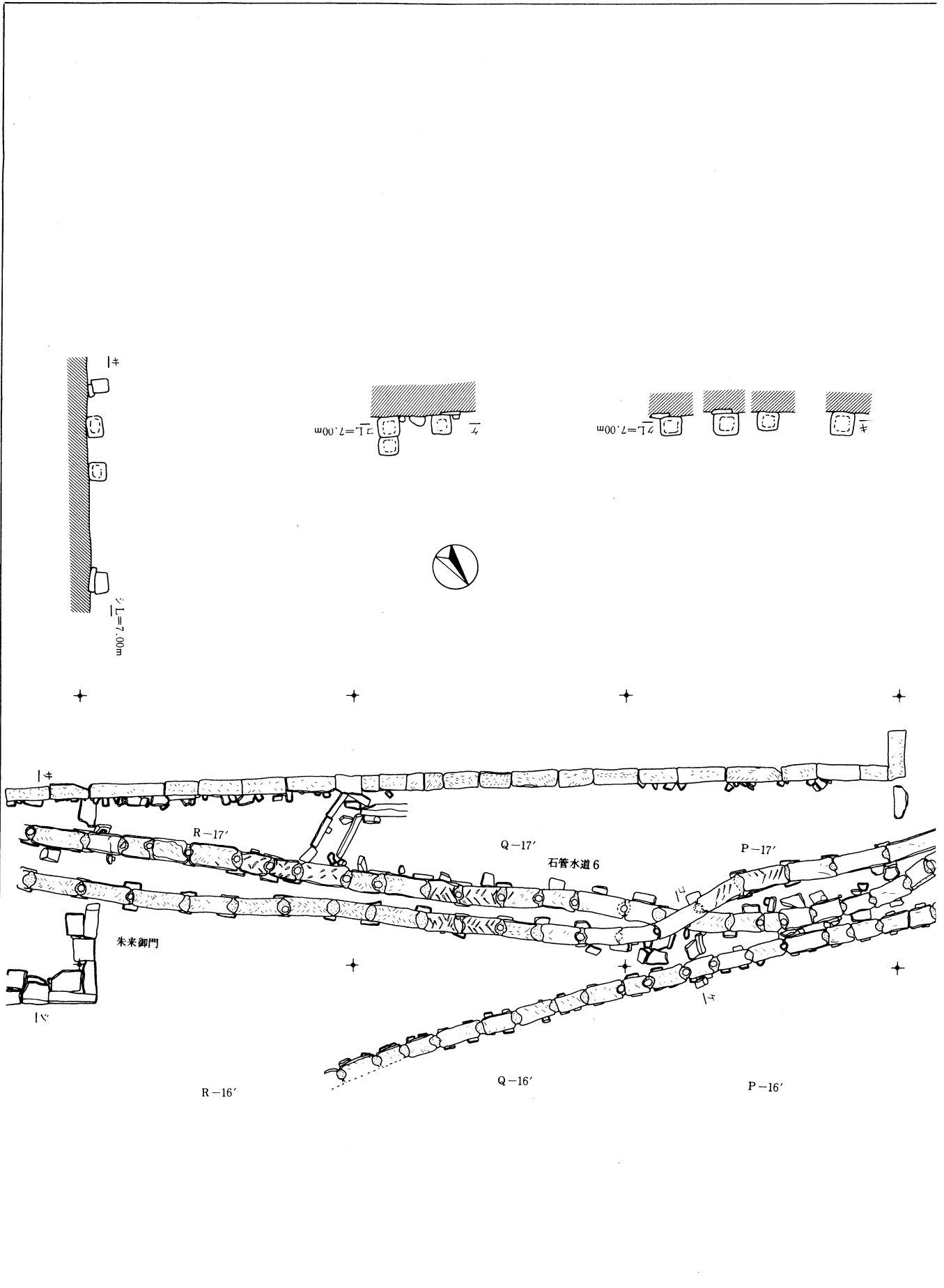
溝南面

夕L=9.00m

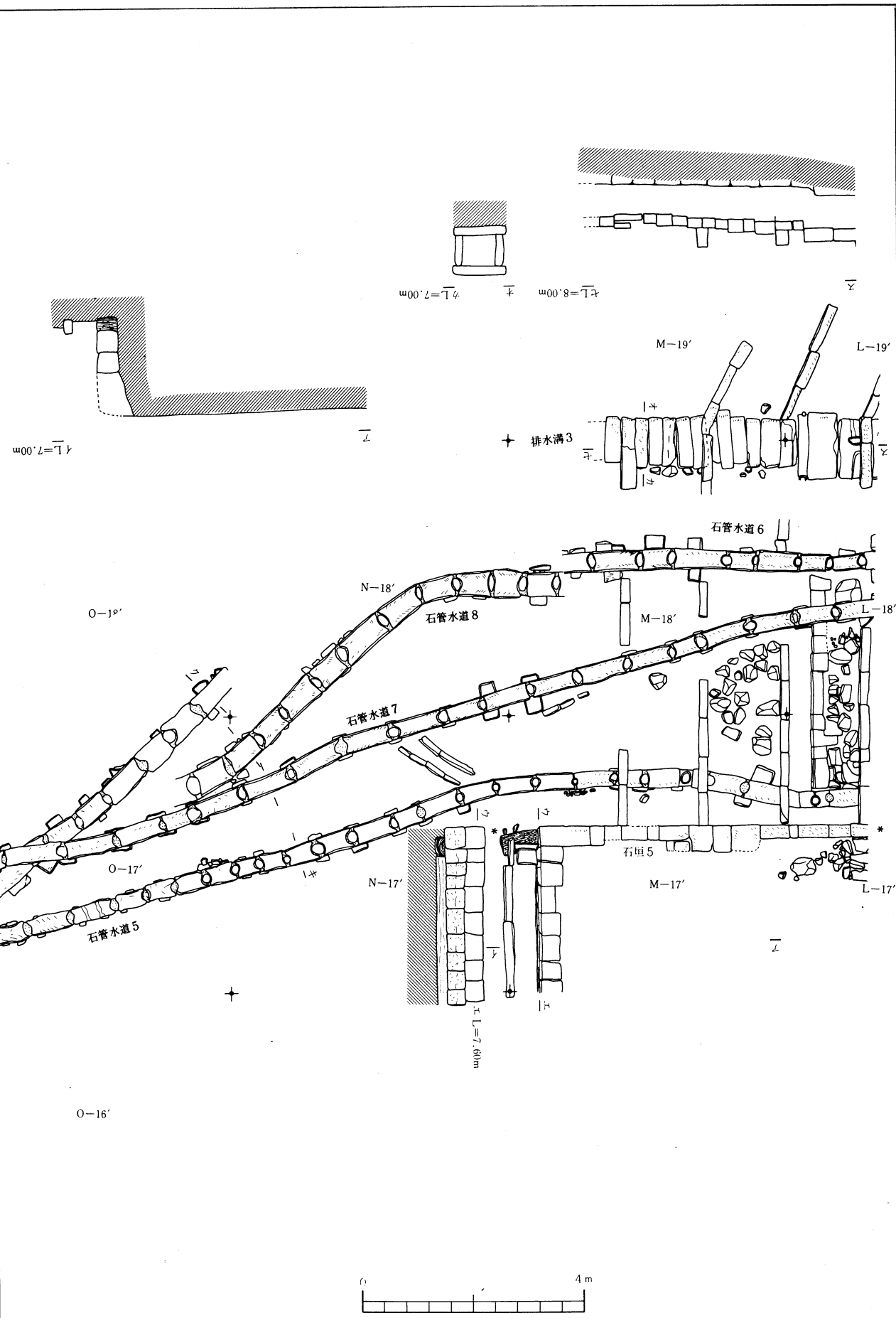


溝北面

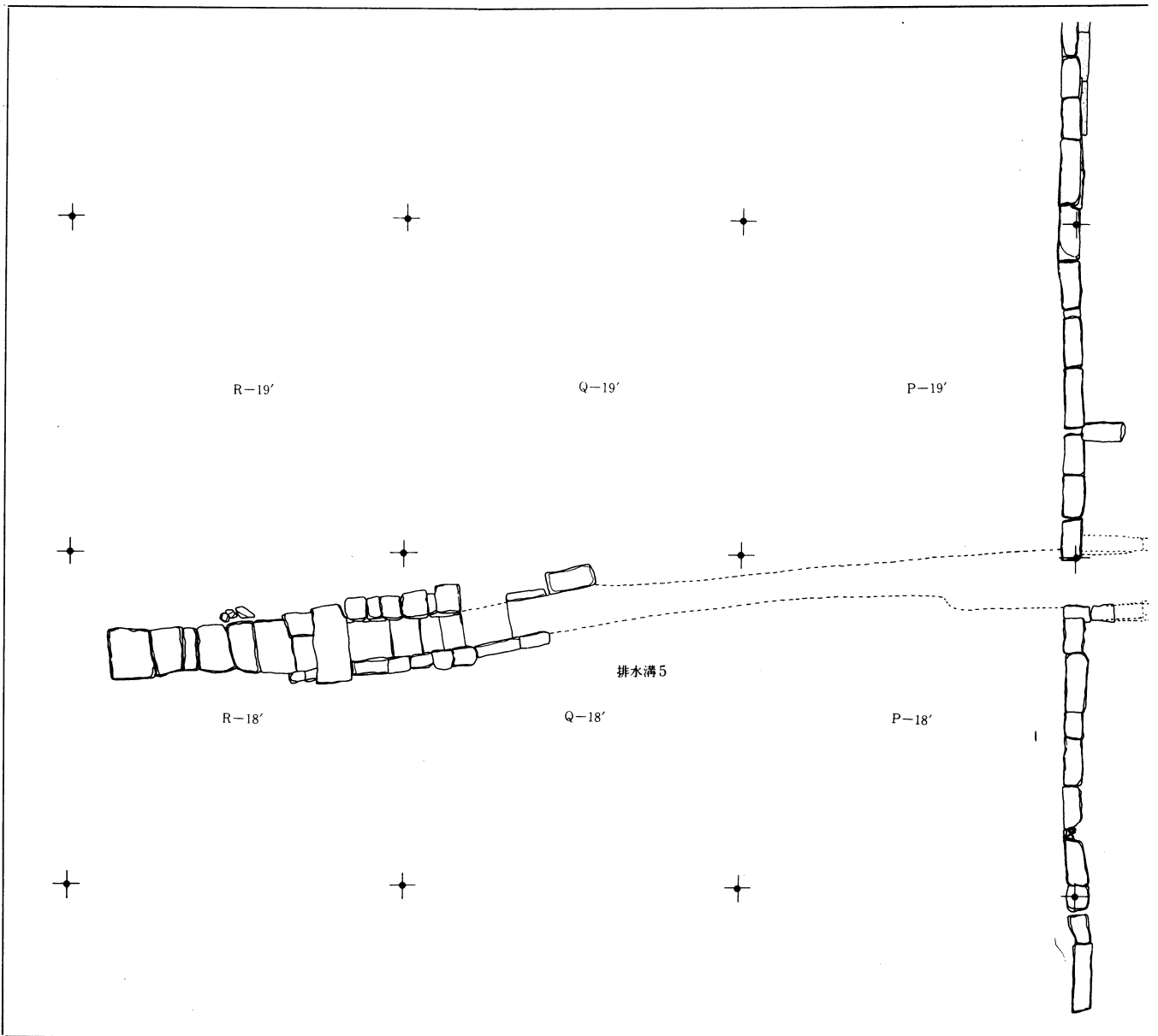




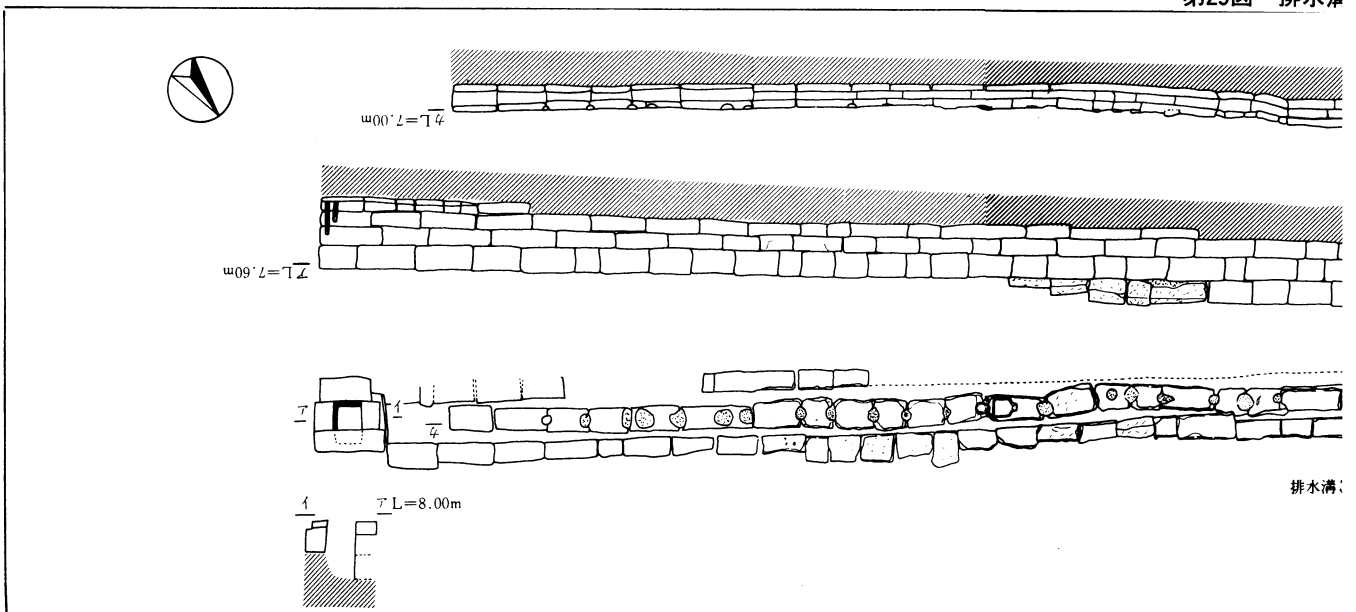
第28図 通路・矢来御門・石



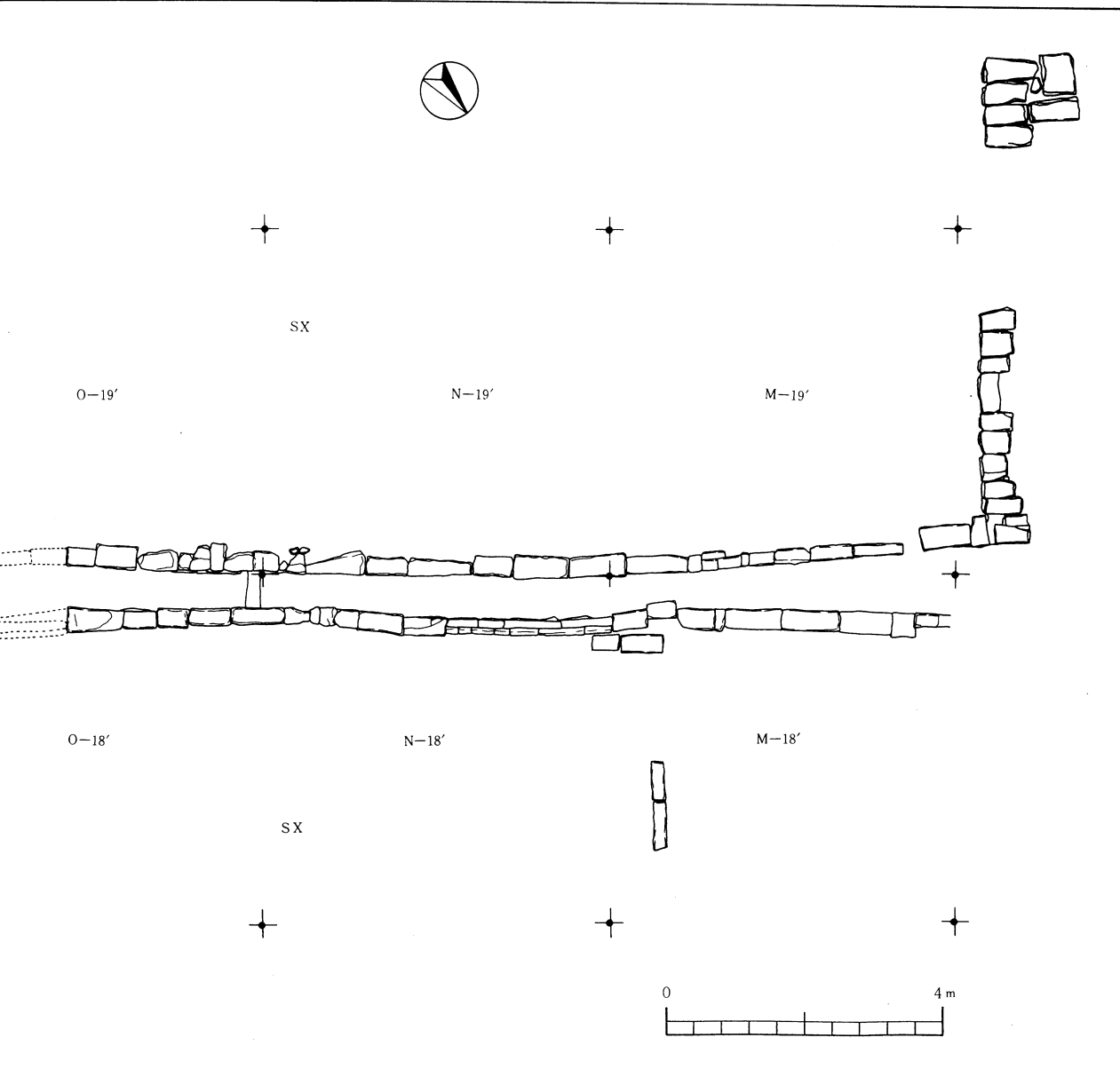
石管道 5 ~ 8 · 排水溝 3



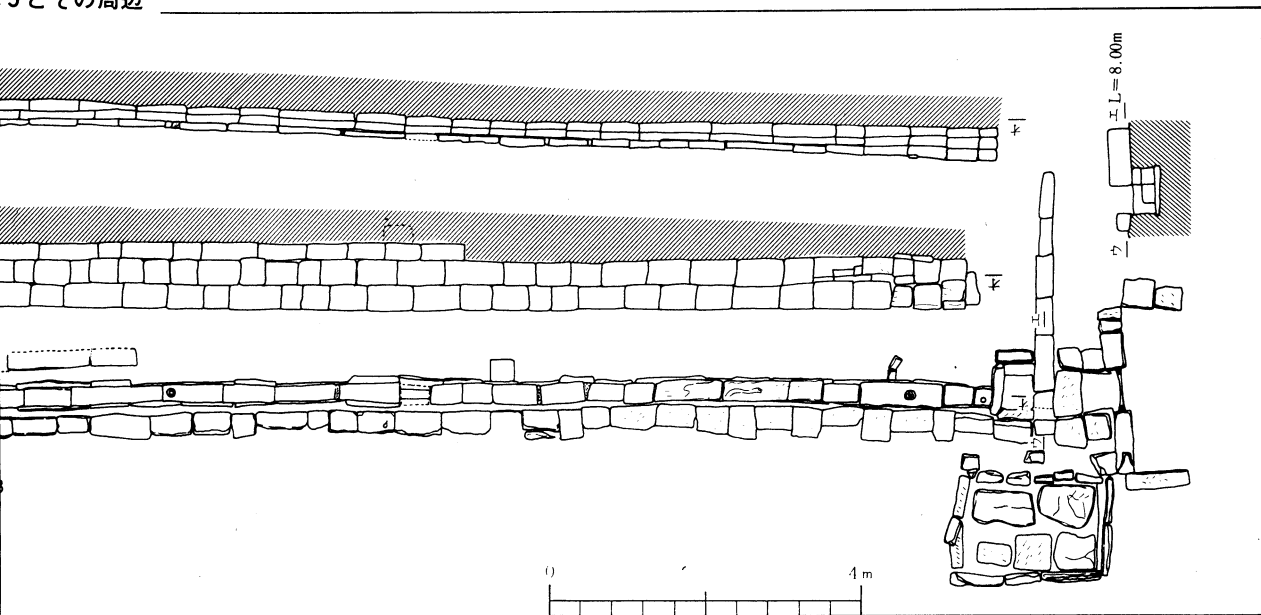
第29図 排水溝

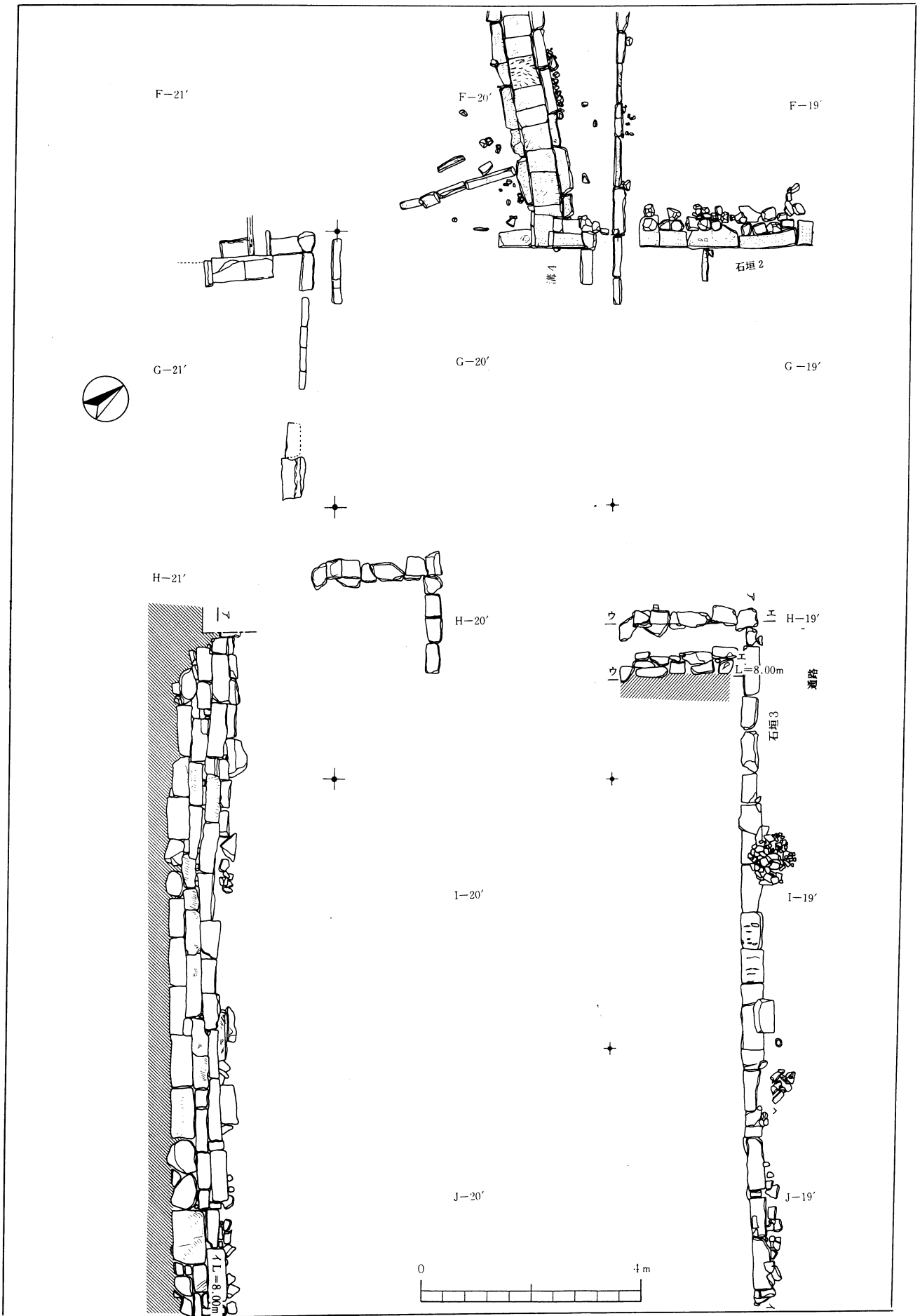


第30図 排水溝

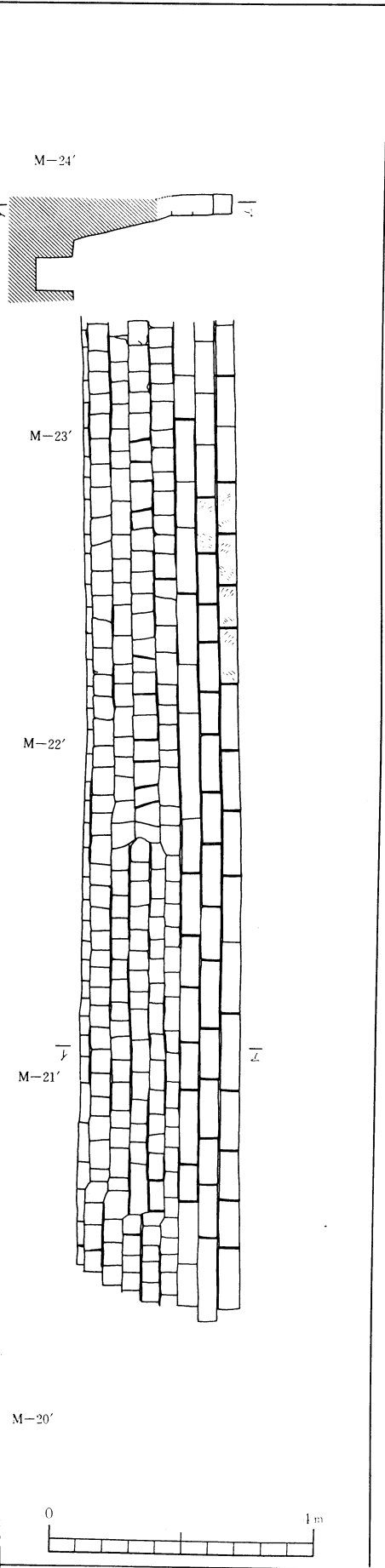


5とその周辺

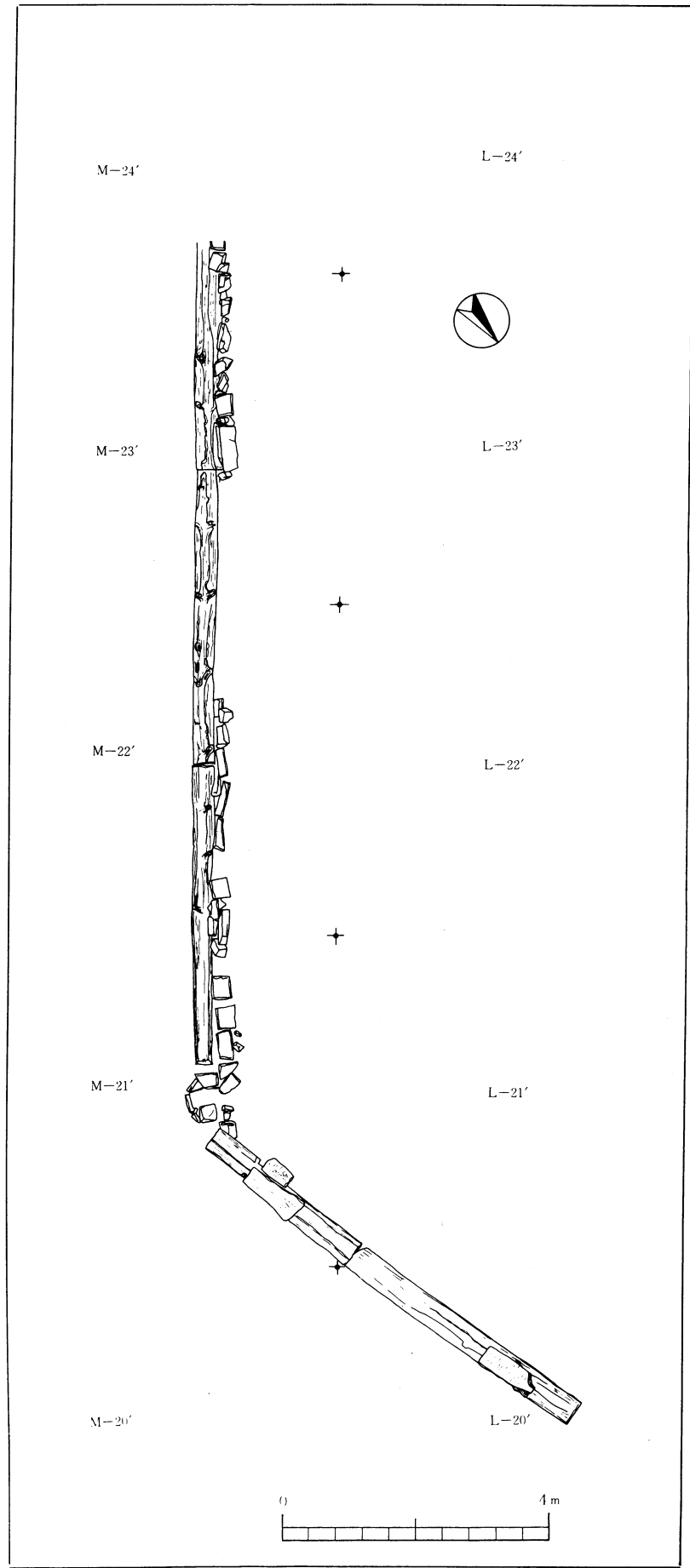




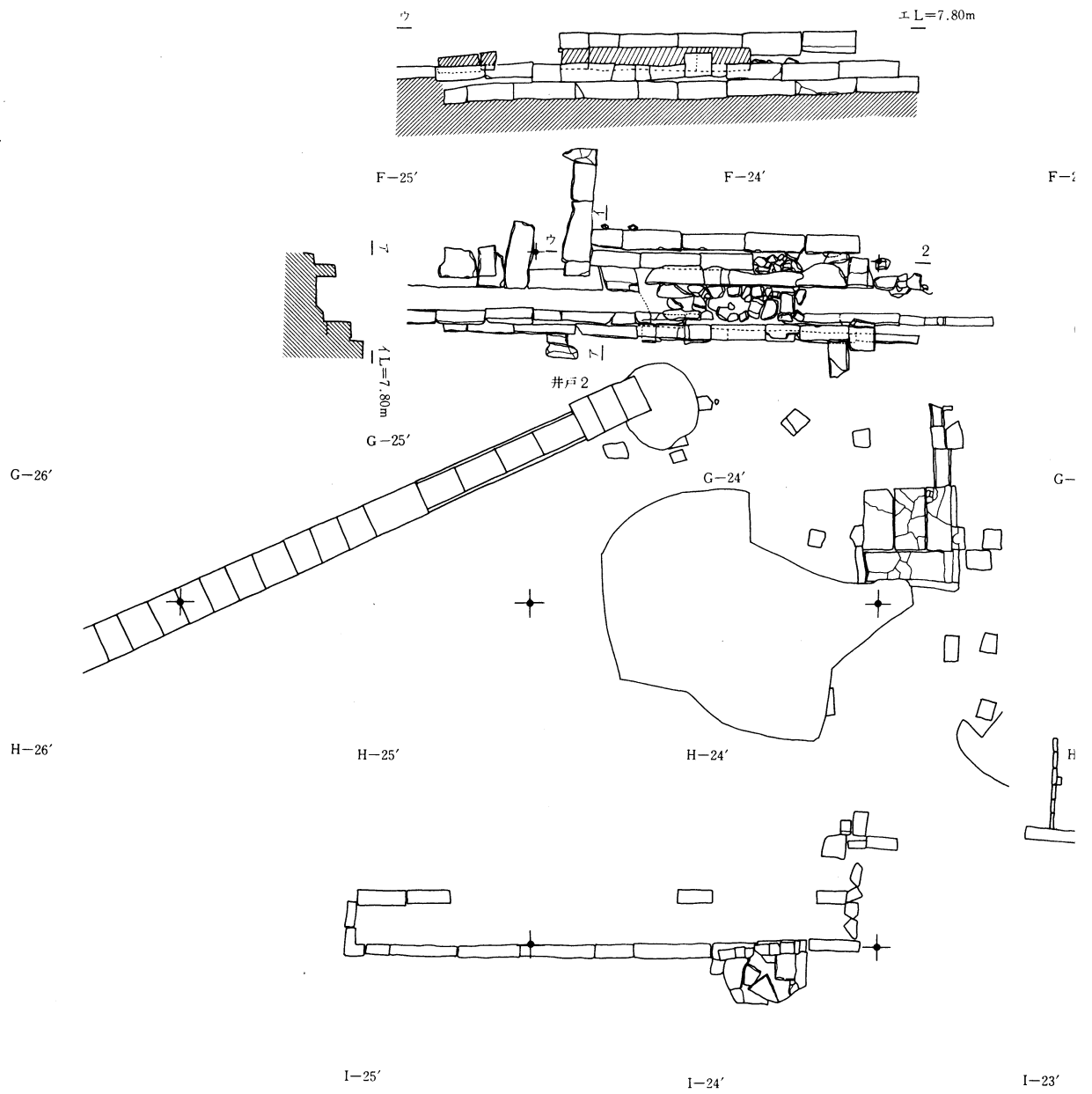
第31図 通路3・石垣・排水溝4



第32図 10号線沿いの石垣



第33図 御台所下の角木



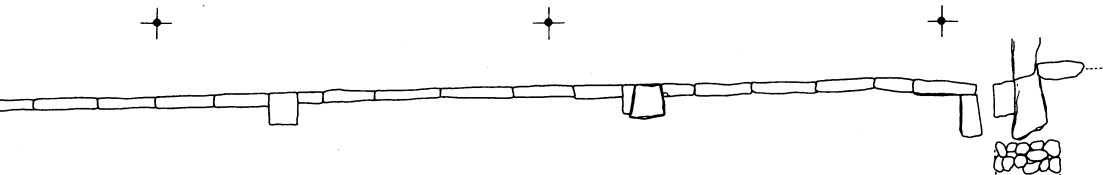
第34図 御台所と井戸



F-22'

F-21'

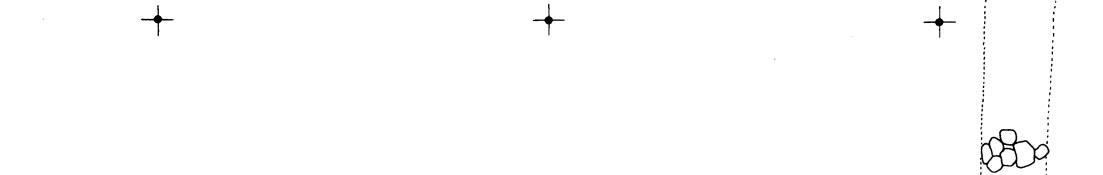
F-20'



G-22'

G-21'

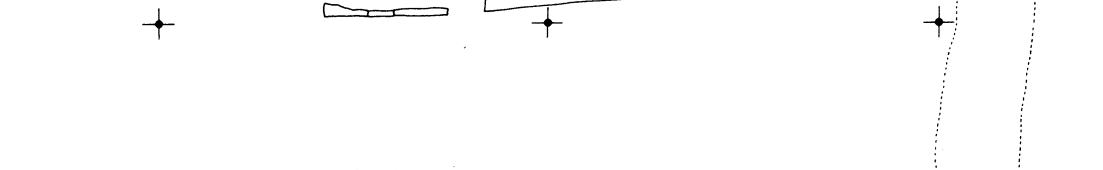
G-20'



H-22'

H-21'

H-20'



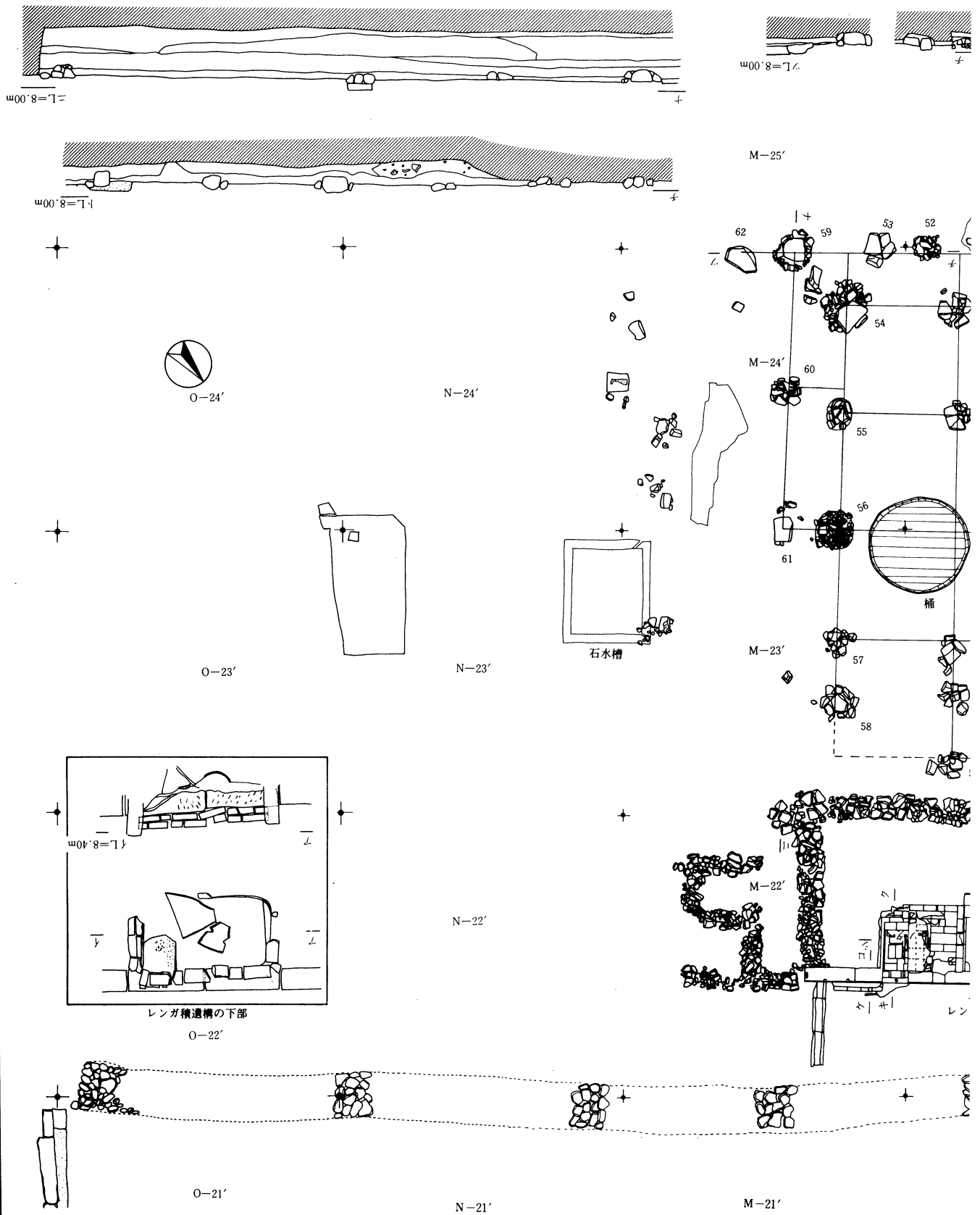
I-22'

I-21'

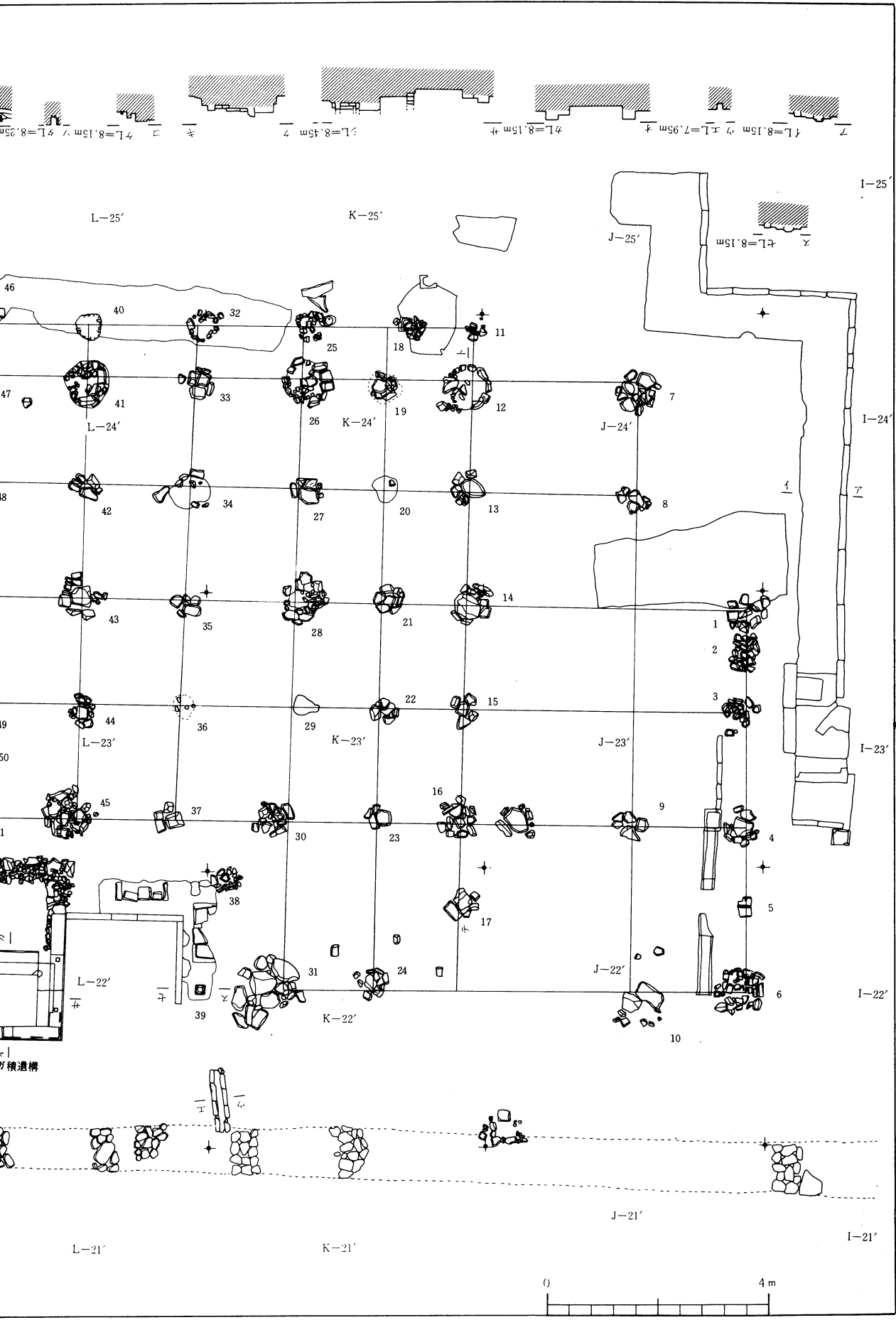
I-20'



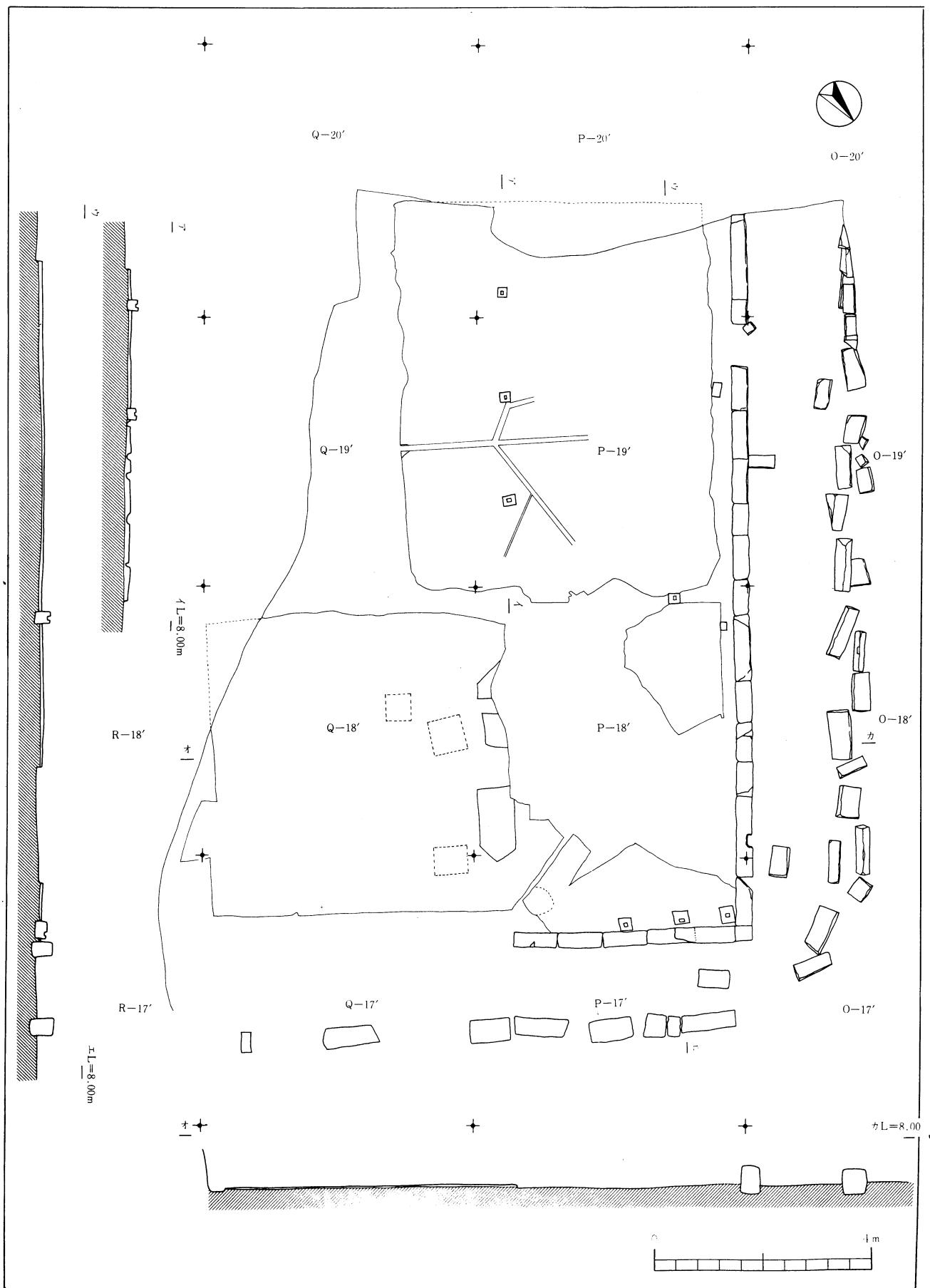
周边



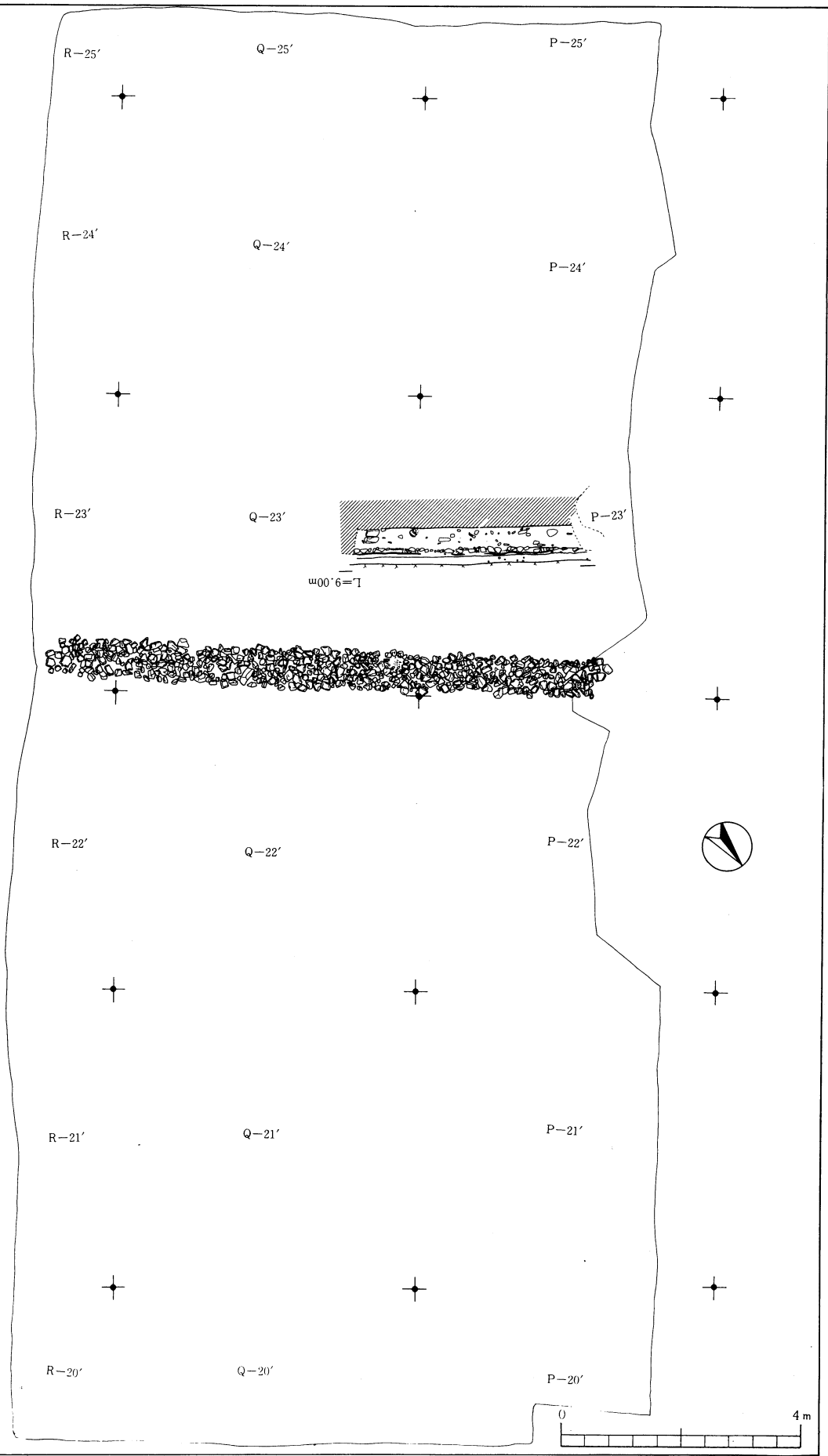
第35図 建物12・御



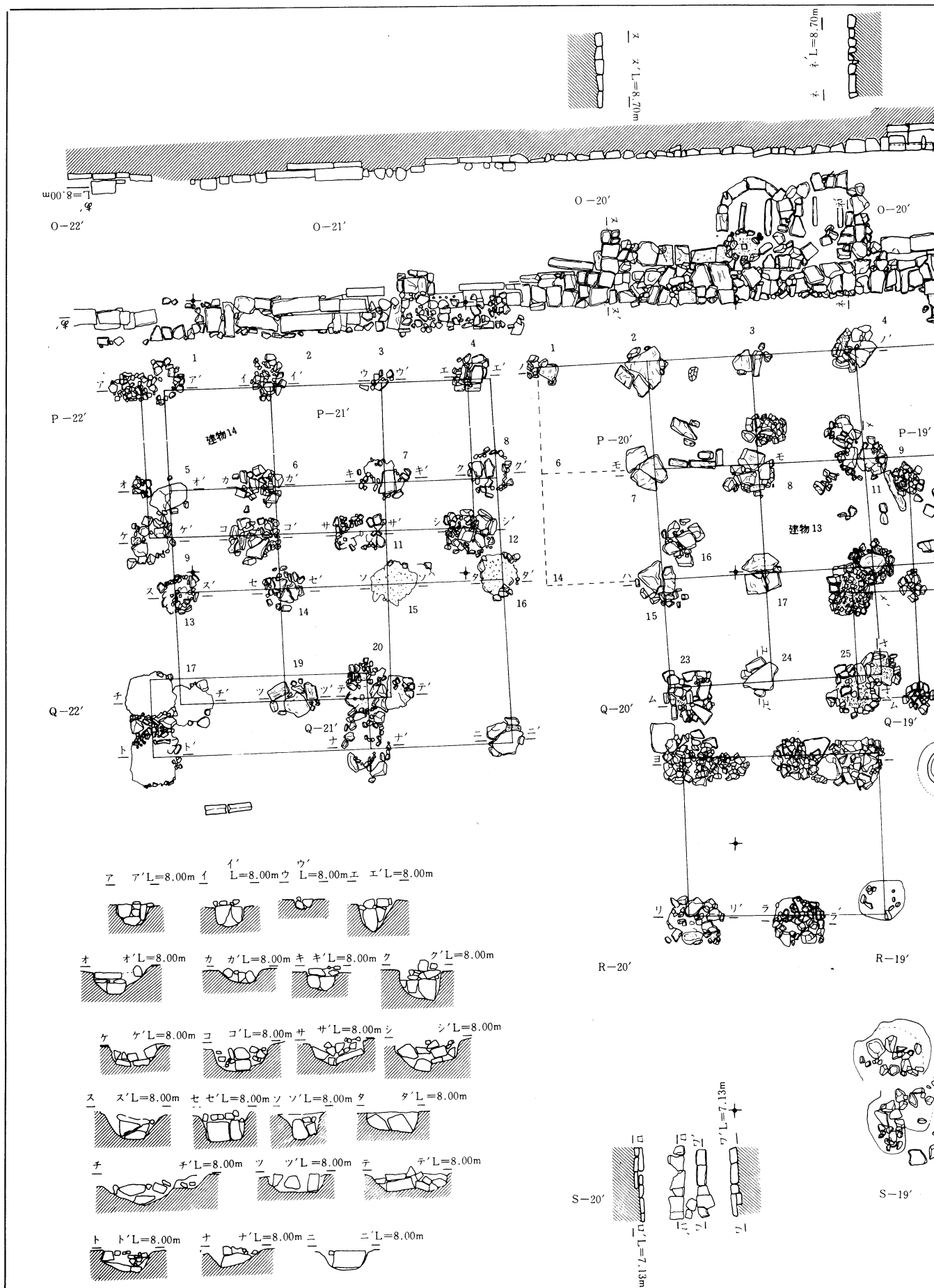
台所と周辺



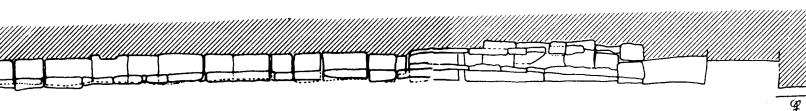
第36図 SX11(ラムネ工場)



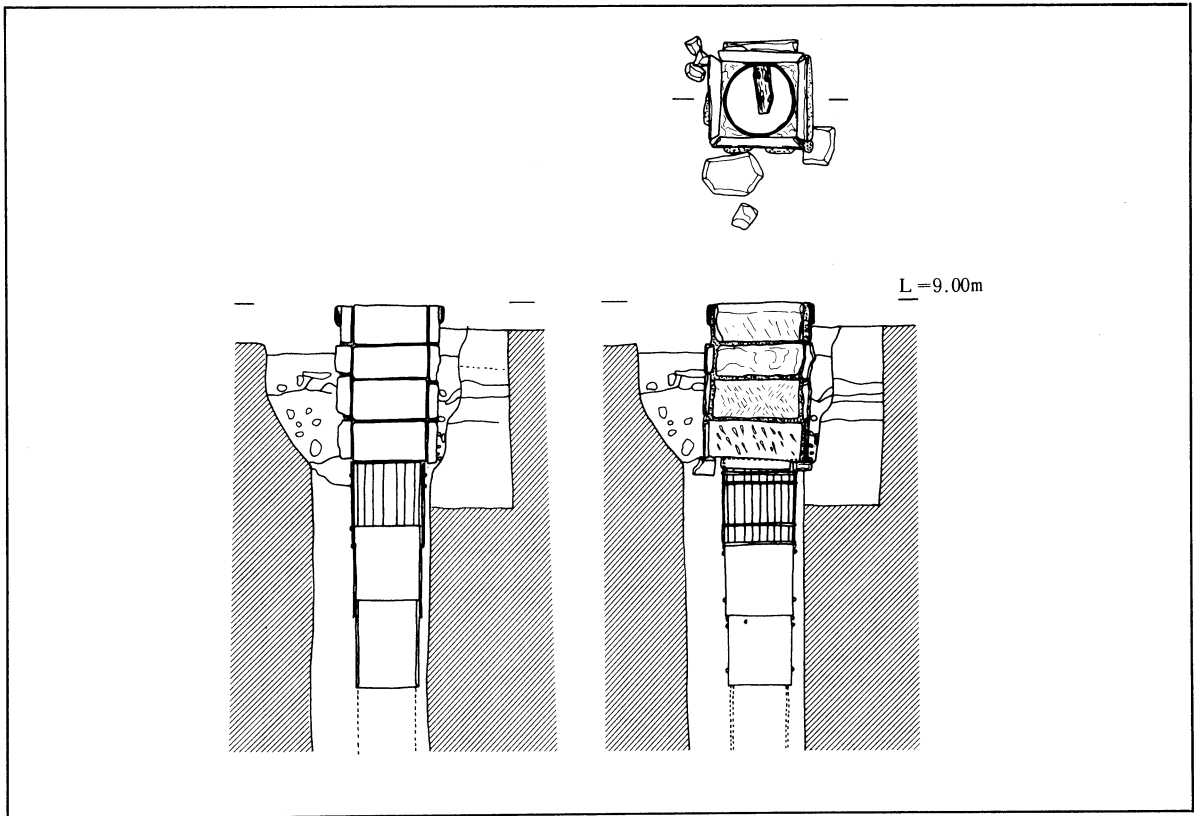
第37図 建物14



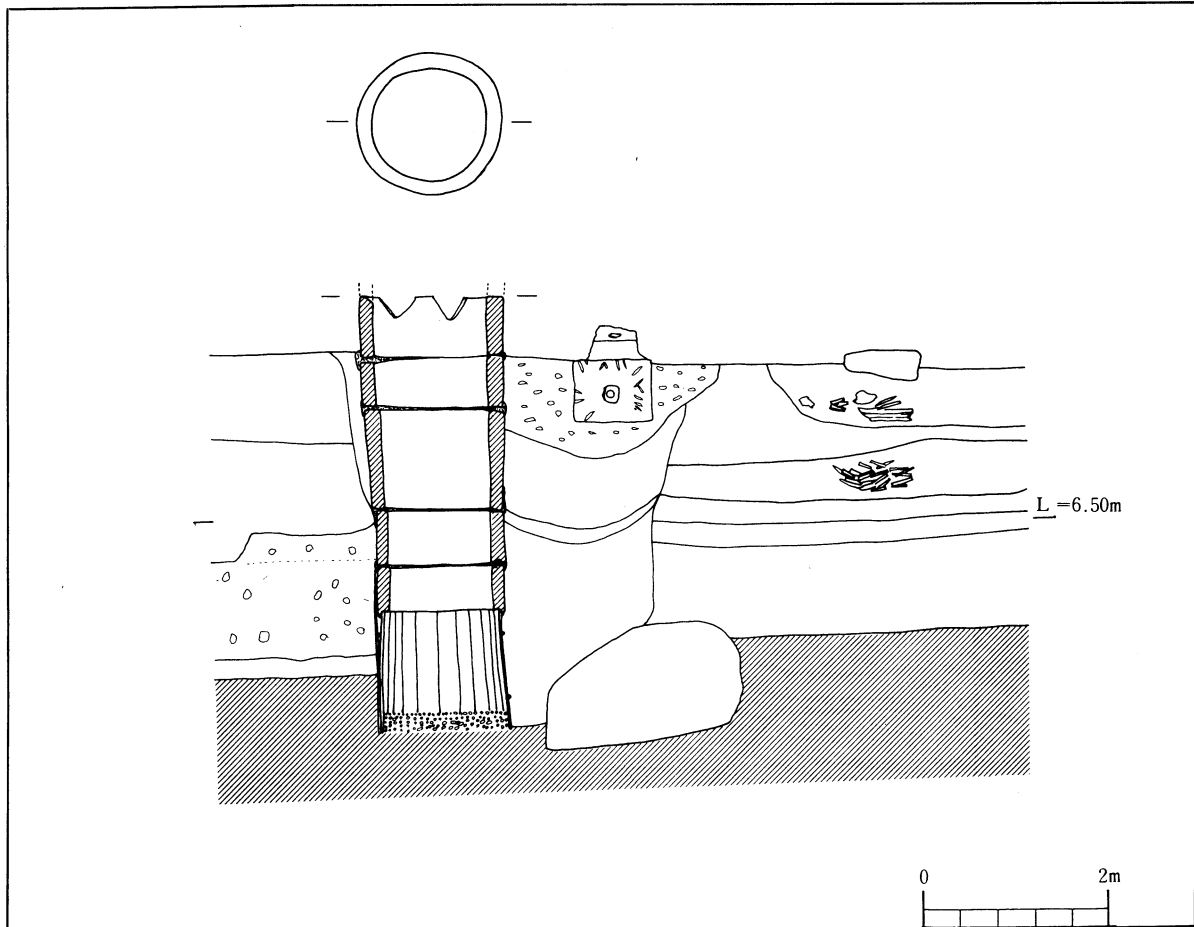
第38図 建物13(御葉園方). 14と石列



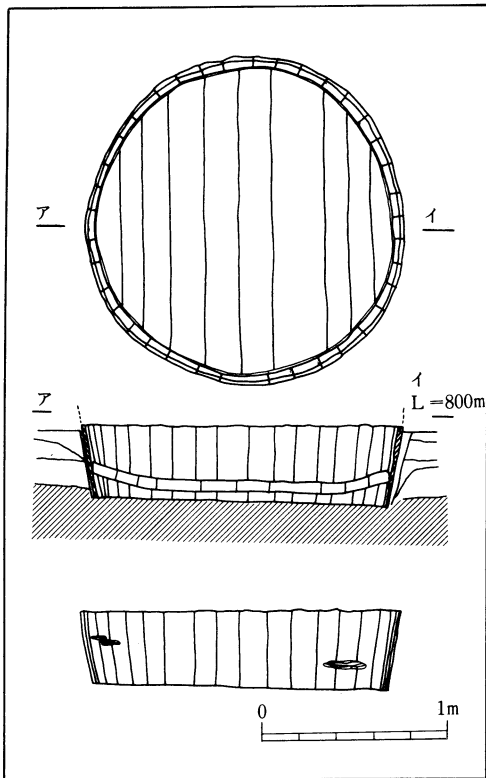
0 4m



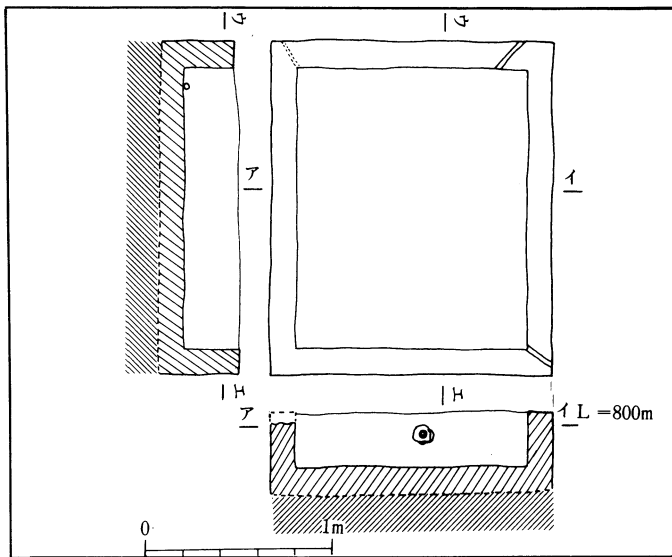
第39図 井戸1



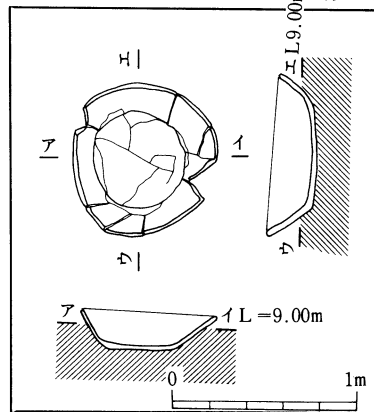
第40図 井戸2



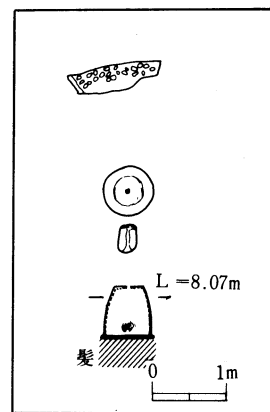
第41図 桶



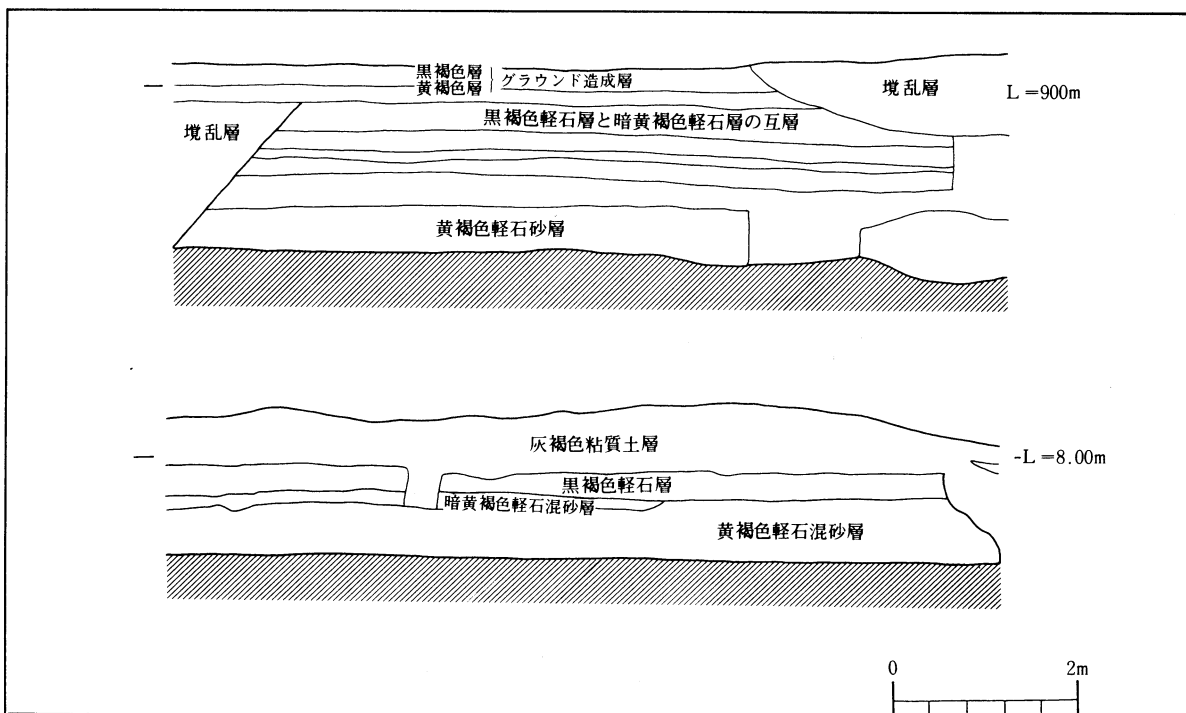
第42図 石水槽



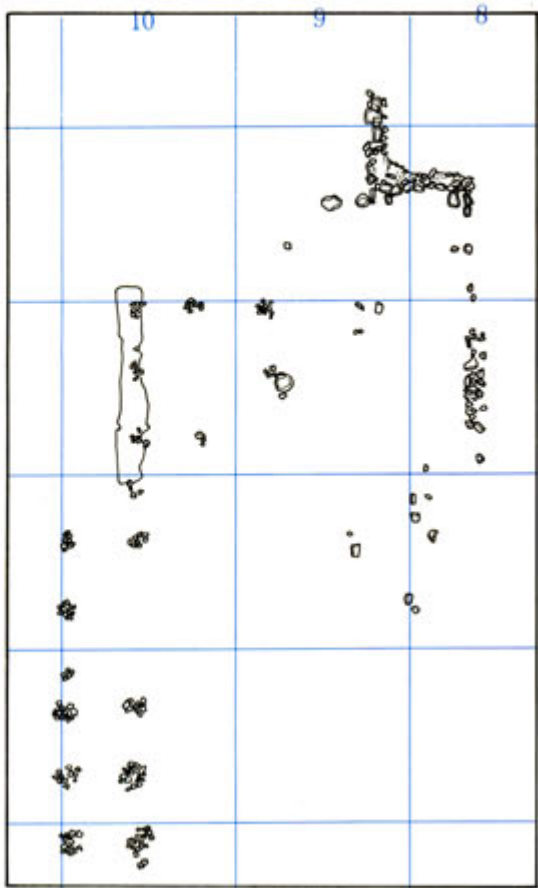
第43図 大鉢



第44図 甕埋葬



第45図 土層図



B

C

D

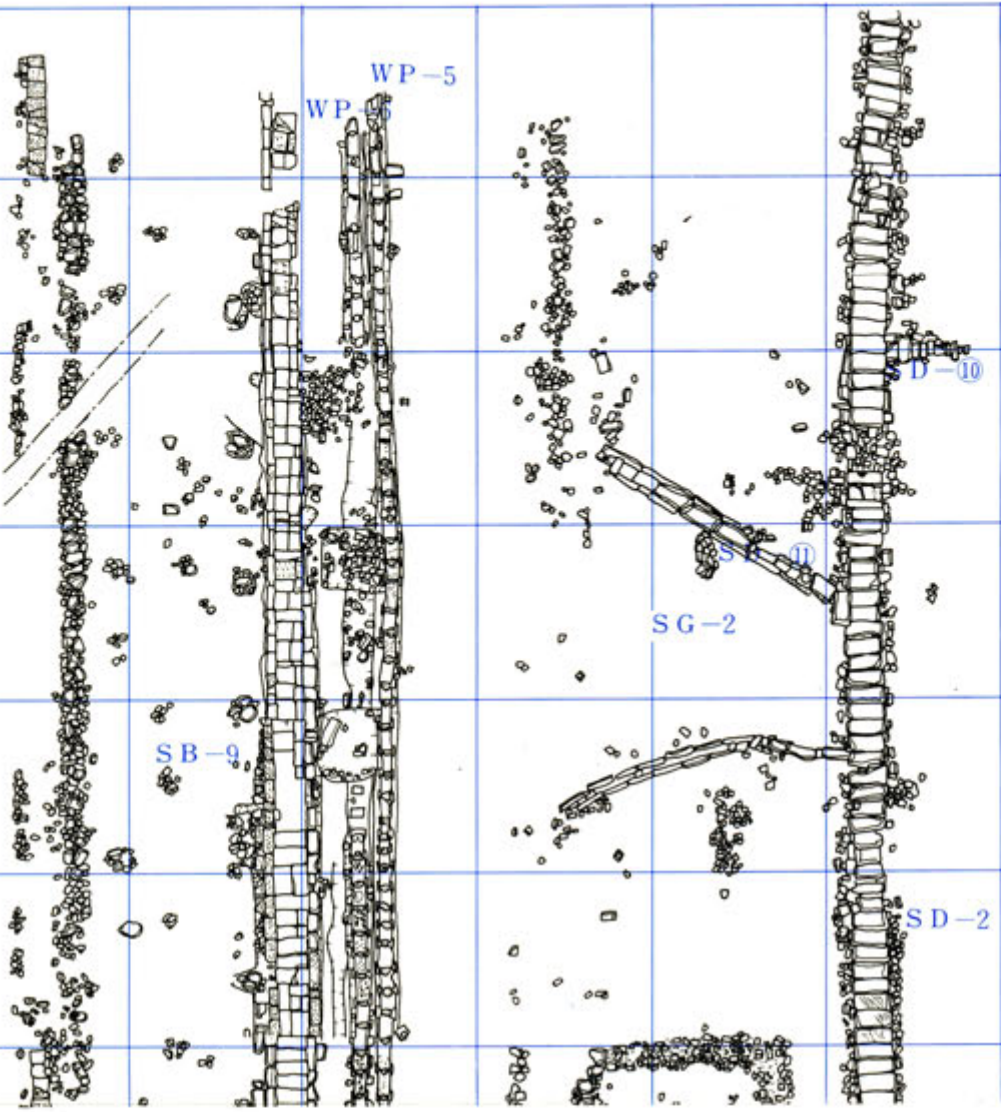
E

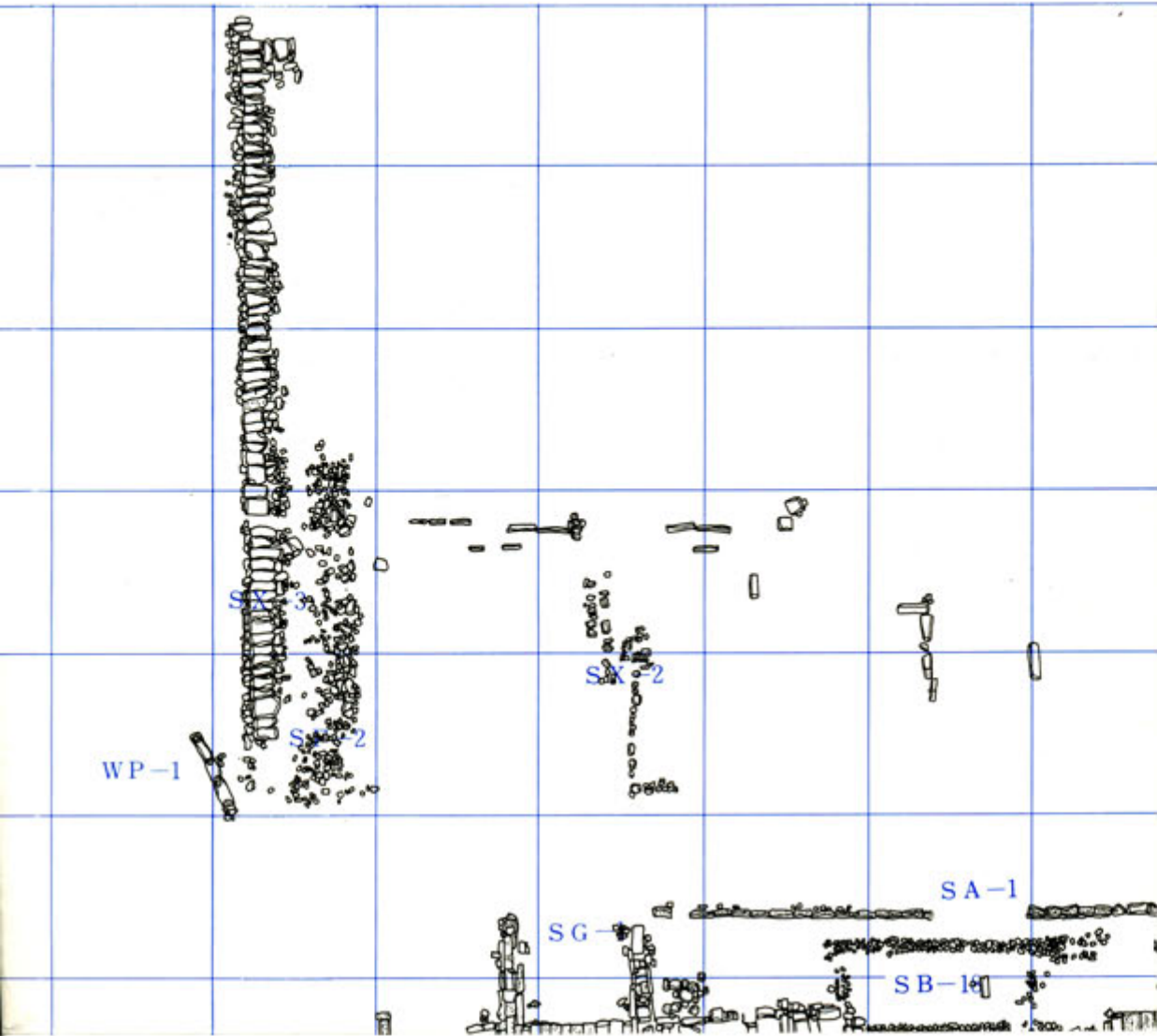
F

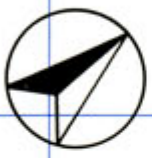
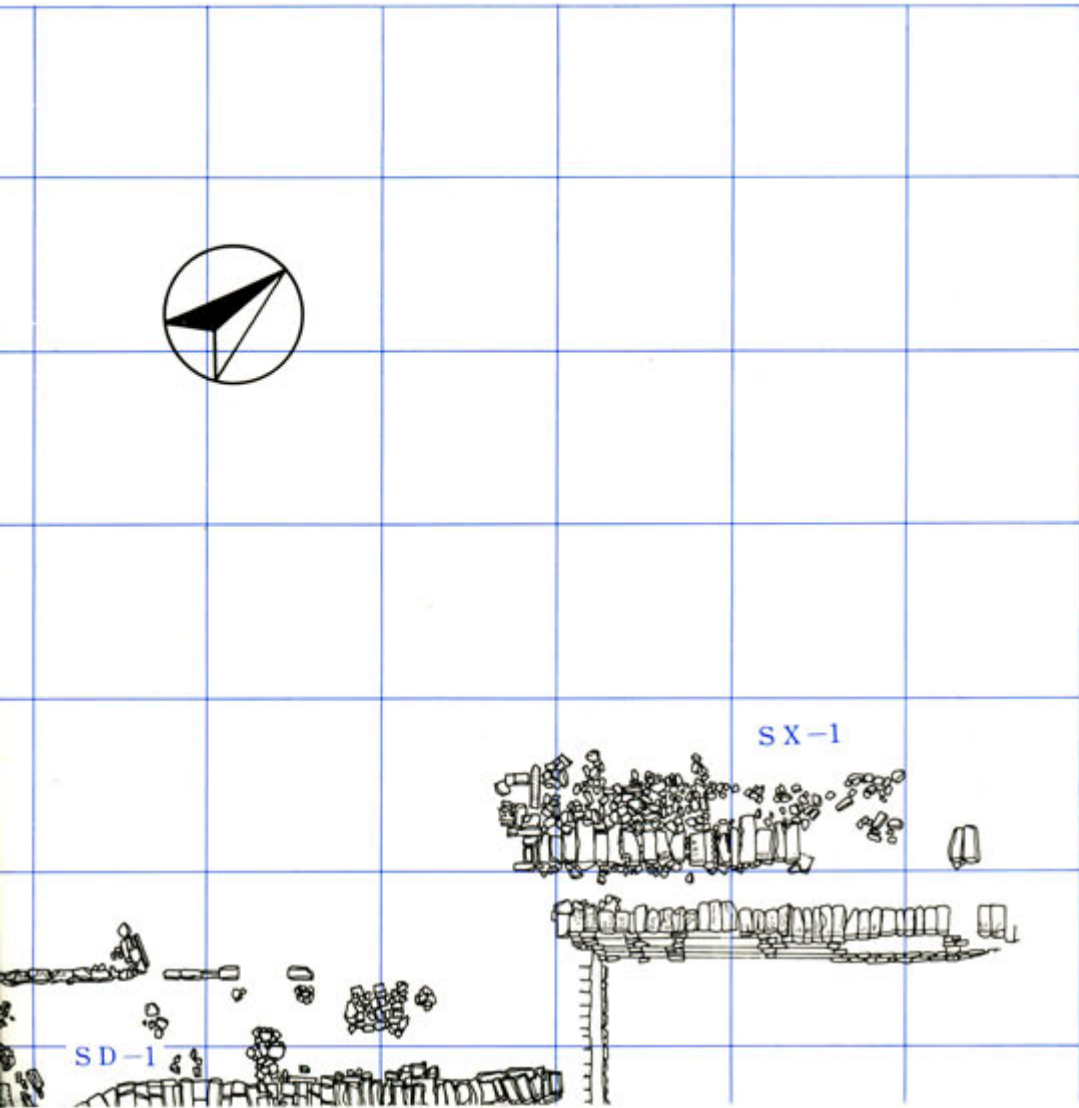
10

9

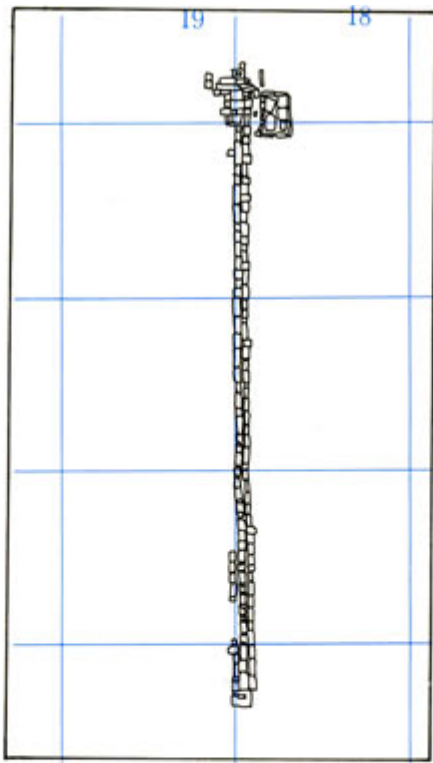
8







f
e
d
c
b
a



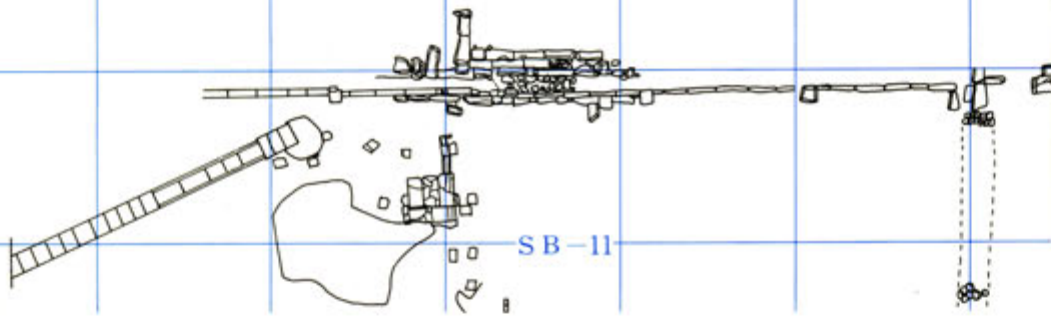
P

Q

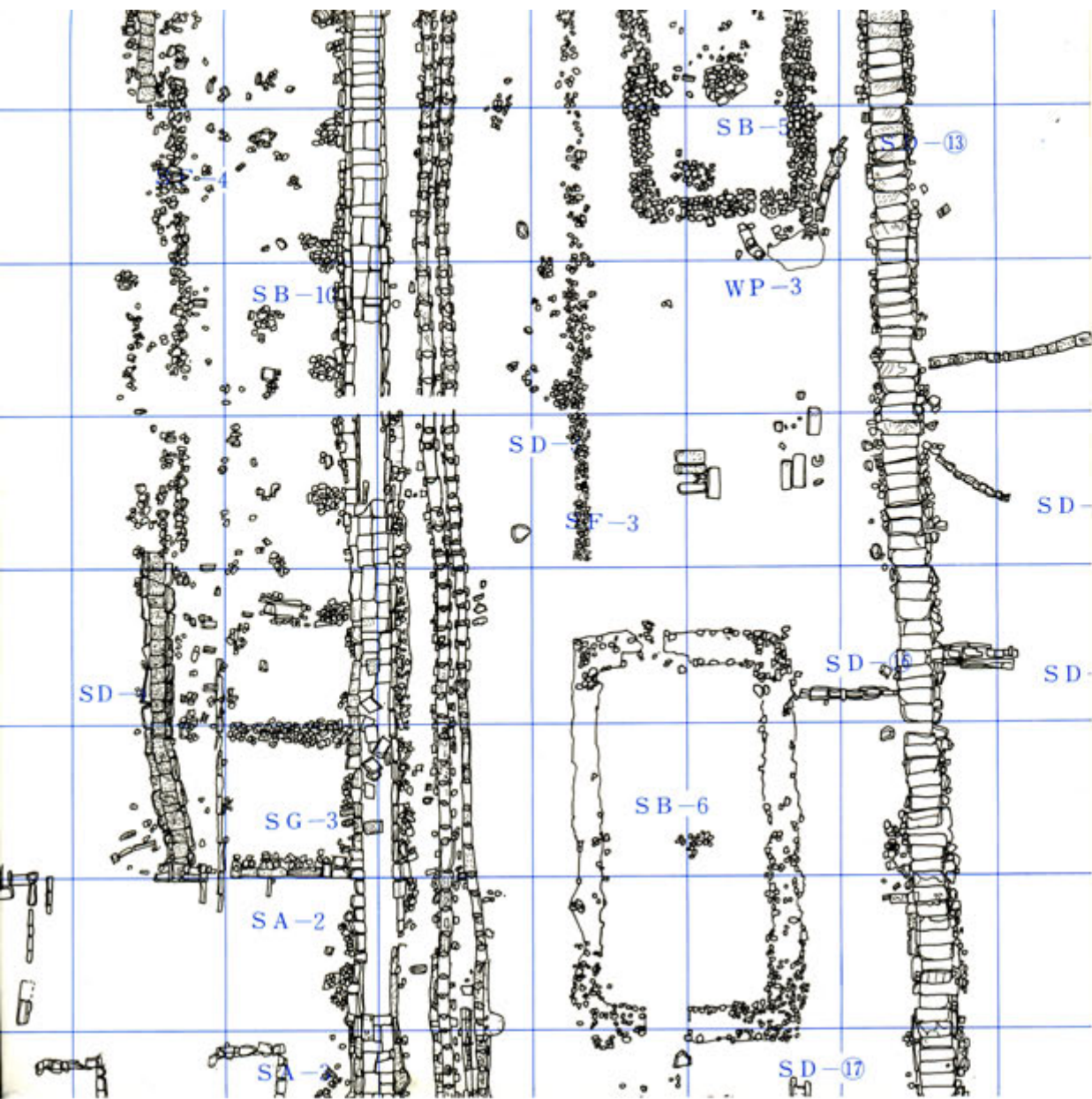
R

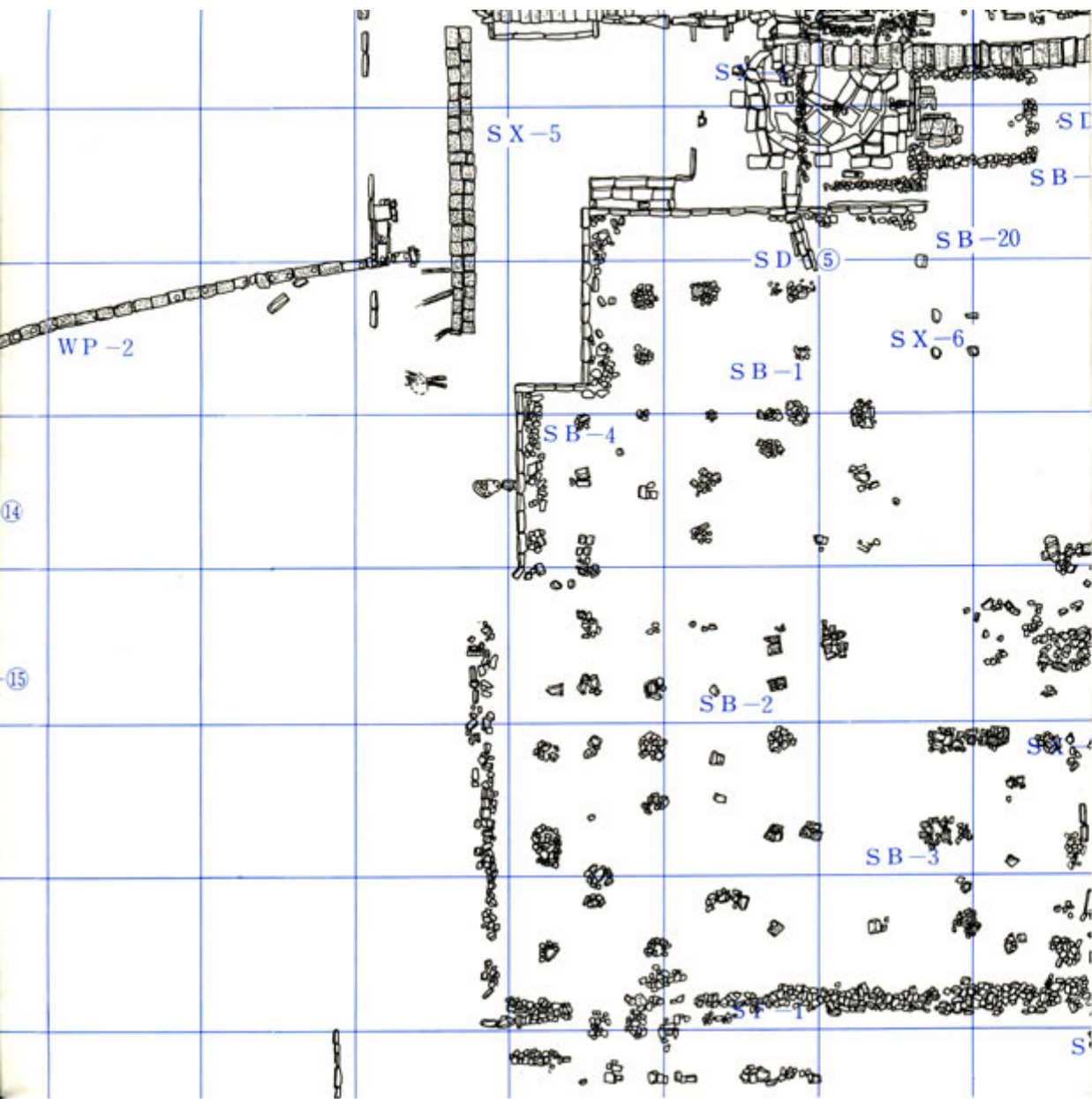
S

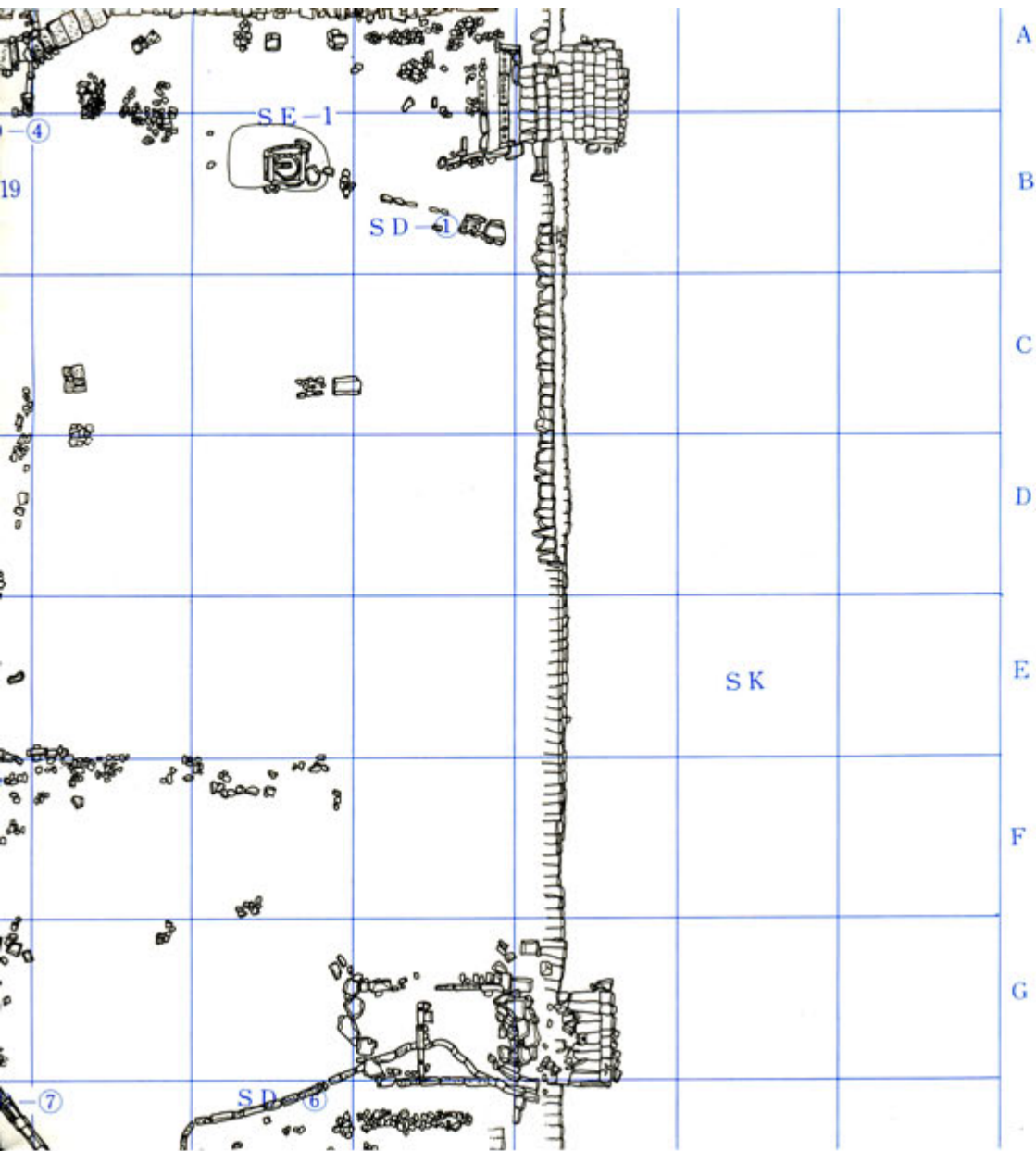
T

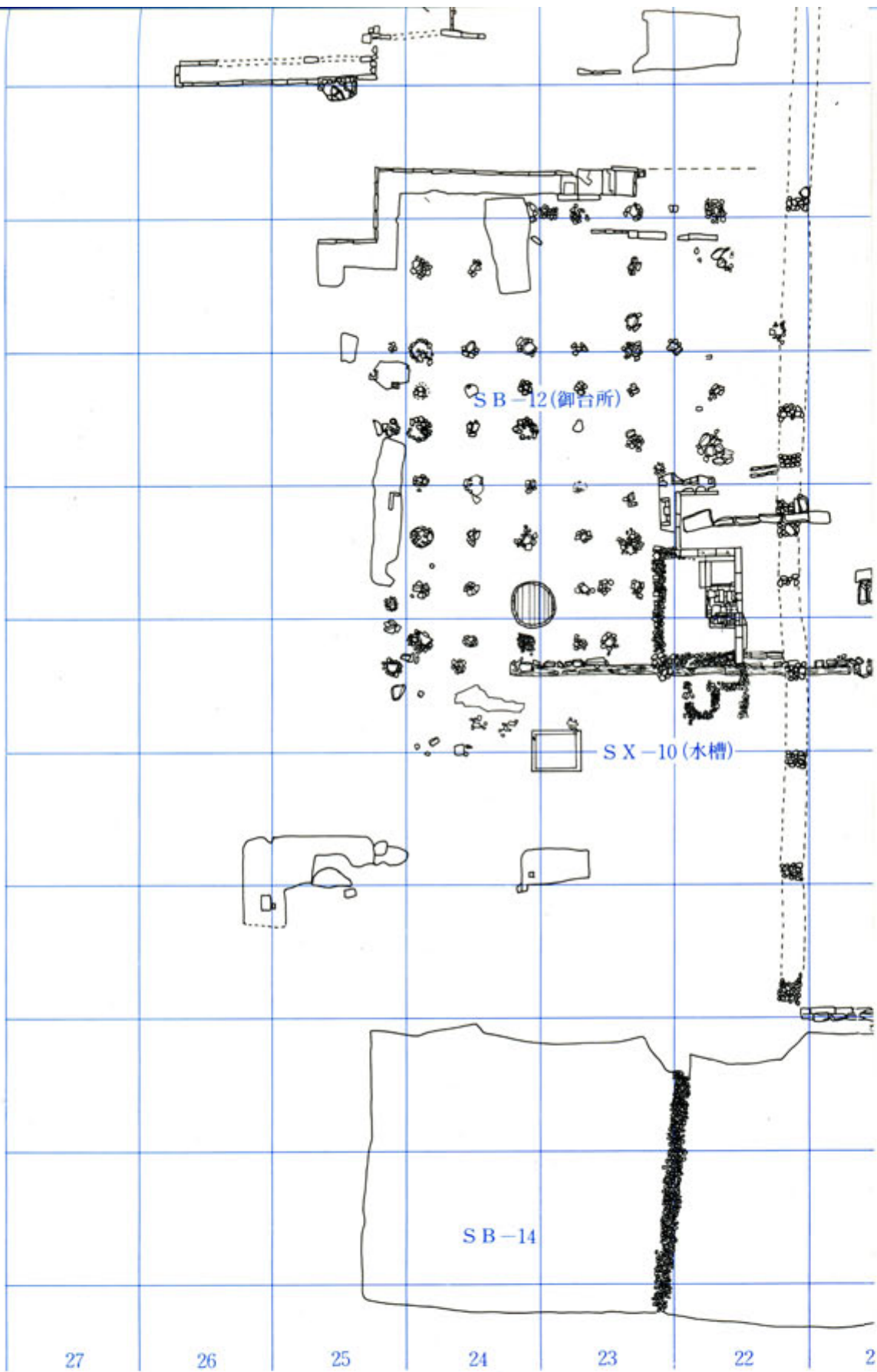


SB-11









27

26

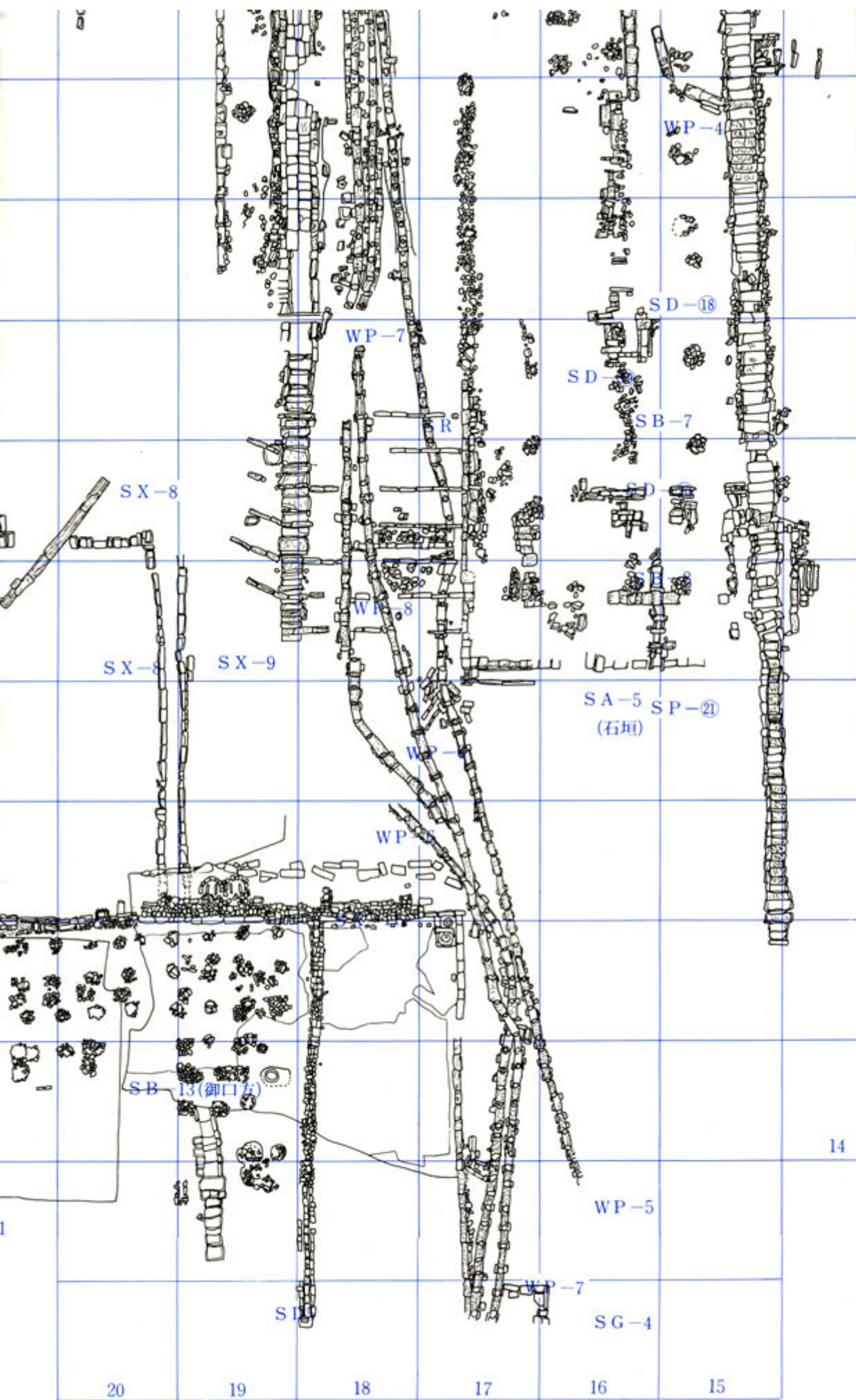
25

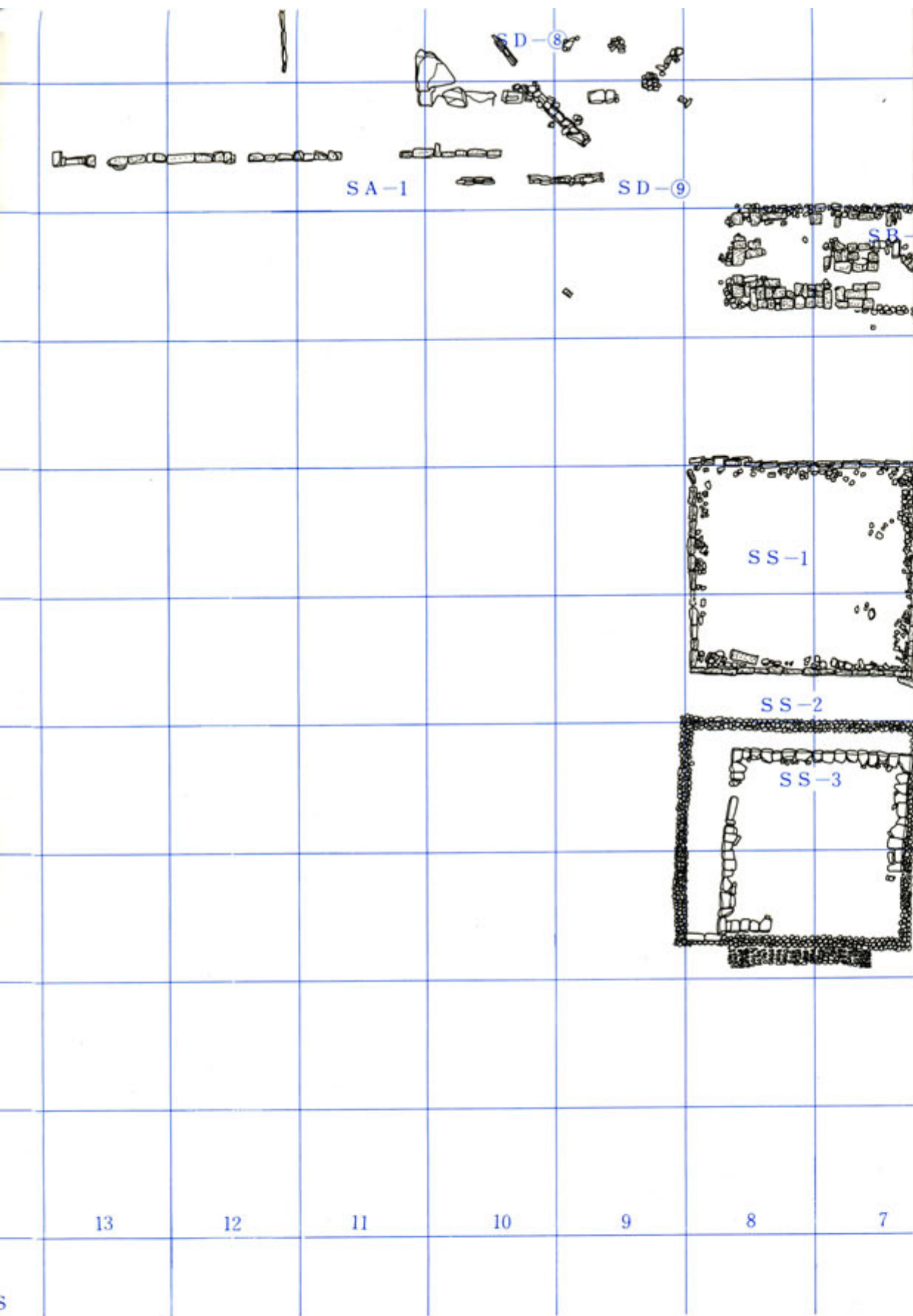
24

23

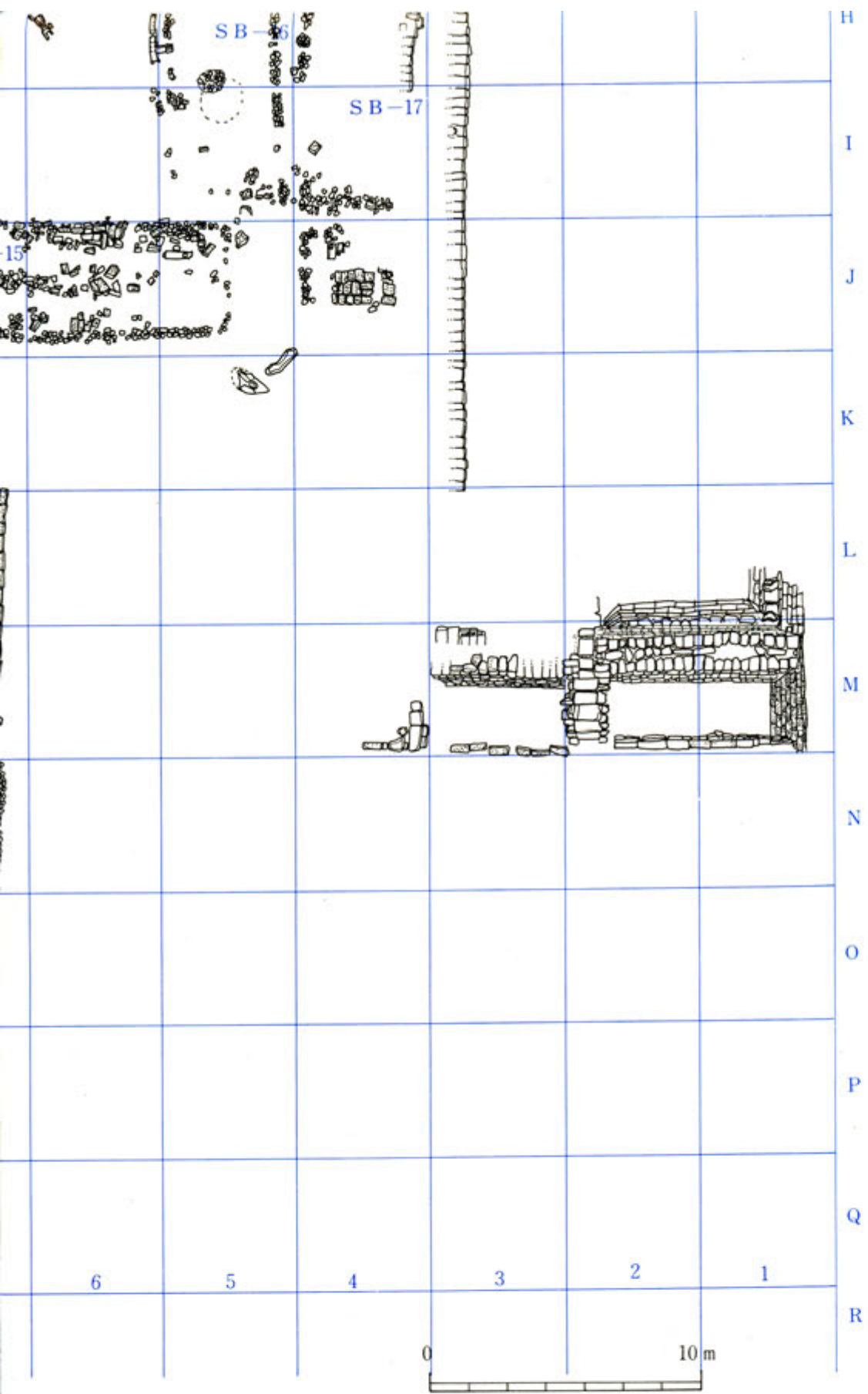
22

2





第46図 二之丸跡検



出状況

第IV章 遺構より出土した遺物

第1節 大建1地区の出土遺物

大建1地域にはSB1とSB2・3が上層にSB が下層に検出しているのので、ここでは大建下層と大建とに分けて説明する。

1 大建1地区下層の出土遺物（1～102）

1～50は薩摩焼の系統である。

1～7・9は白薩摩系の碗で半球形状を呈し、透明釉がかかり、微細貫入が見られるものである。1は純白粘土を使用したもので、器面は鉄分が染み込み、褐色がかかった部分がある。2・3は白粘土を使用しているが、3は若干灰色がかっている。器面では2が光沢があり、3が光沢がない。4～6は灰色の粘土を使用し、7・9は褐色かかった白粘土を使用している。9の器面は赤色釉と剥けているが白および緑色らしい釉で花木を描いている。

8は筒形の鉢である。白色粘土を使った白薩摩焼で、釉は透明だが内側にはかかっていない。10・11は白薩摩焼の蓋である。そして、10は底があり11はそれがない。12は白薩摩焼の茶家で、器面は光沢がない。

13は薩摩焼で鉢の類と思われる。胎土は明茶灰色、器面の釉色は外が白薩摩色で内が茶褐色である。そして、貫入がみられる。

14は胎土が明茶褐色で、器面は乳白褐色を呈している。器形は鉢と思われる。

15は胎土が灰茶褐色で、器面は透明釉で施し貫入がみられ、外面には茶色の枝状と緑色の柳しだれ状のものを描いている。なお、高台には釉をかけていない。器形は鉢とおもわれる。

16は白粘土に若干灰色の粘土を混ぜた胎土でつくられ、外気面は草色の透明釉と、高台には黒色の釉を施している。内面には釉が無く鉢の可能性がたかい。

17は胎土が灰褐色で器面は褐色のはけ目流れの文様を施している。器形としては広口の鉢で大鉢と想定される。

18は赤褐色の胎土で、器面はあずき色の釉を使用し、見込みには重ね焼きの跡が見られる。器形としては、碗である。

19は白粘土を使用したもので、器台部と思われる。器面は透明釉を使用し、微細貫入が見られる。

20は胎土が黄茶褐色で灰釉がかかり、貫入が見られるもので、花器の底部と考えられる。

21は褐色の胎土で、外器面に茶褐色の釉の上に、黒色の釉をかけているもので、茶入器と考えられる。

22は灰色の胎土で、茶色の釉をかけた、蓋ののせの器とおもわれる。

23～30は蓋である。23～27・29・30が薩摩焼きの黒ものといわれるもので、茶家の蓋とおもわれる。胎土は23～30が砂質を含んだ灰褐色（23・26は黒褐色）で、23が灰釉色で24・27は茶褐色、24・25は黒褐色である。

胎土は、28以外は陶器の胎土で23～27が灰褐色系統で23から順に白・茶・茶・黒茶・茶を基本としている。29・30は赤茶褐色と黄茶褐色である。前者は堅野窯系統で後者は苗代川窯系と思われる。28は白粘土で透明釉を使った磁器質のものである。

31は黒薩摩系の茶家である。吊りての部分と胴から上に飾りの模様を施している。胎土は赤茶褐色で、釉は暗茶褐色である。

32は壺の口縁部である。胎土は灰黒色で灰釉がかかっている。龍門寺窯類似の陶器である。

33は胎土が赤茶褐色で黒茶褐色の釉をかけている鉢である。黒薩摩系で苗代川窯系と思われる。

34は胎土が赤茶褐色で黒茶褐色の釉をかけている浅鉢である。口縁部は刻みを外面に入れ、口唇部に紐状に貼り付けた形をしている。また、口縁部には凹めた部分が見られる。33と同窯とおもわれる。

35は胎土が灰色で、釉は茶色である。黒薩摩で堅野窯系とおもわれ、用途は蓋乗せ台とおもわれる。

36は壺の口縁部である。胎土は赤茶褐色で、表面は灰釉が薄く掛かっている。口唇部は肥厚し、頸部に3条の沈線を施している。琉球焼系と考えられる。

37～40は蓋である。40を除いて白薩摩系で、37と39は庇が付いている。40は庇付きであり、胎土は灰褐色である。上面には菊花の象嵌が施されている三島写しである。

41は皿である。白薩摩系で胎土は白である。器面は透明釉で微細貫入がある。

42は胎土が白粘土で、釉が灰褐色で、中央に文字が描かれているものである。また内側には重ね焼きの跡が見られる。器形としては盤にはいり、高台が付いている。堅野系と思われる。

43は皿である。胎土は灰茶褐色で、器面には黄茶褐色の釉を掛けているが、裏面には掛かっていない。見込みには重ね焼きの跡があり、底部には糸きりの跡がある。薩摩焼系とおもわれるが、窯は不明である。

44は黒薩摩の碗である。胎土は赤茶褐色で、釉は茶褐色である。苗代川系の窯と思われる。底部は篋きりである。

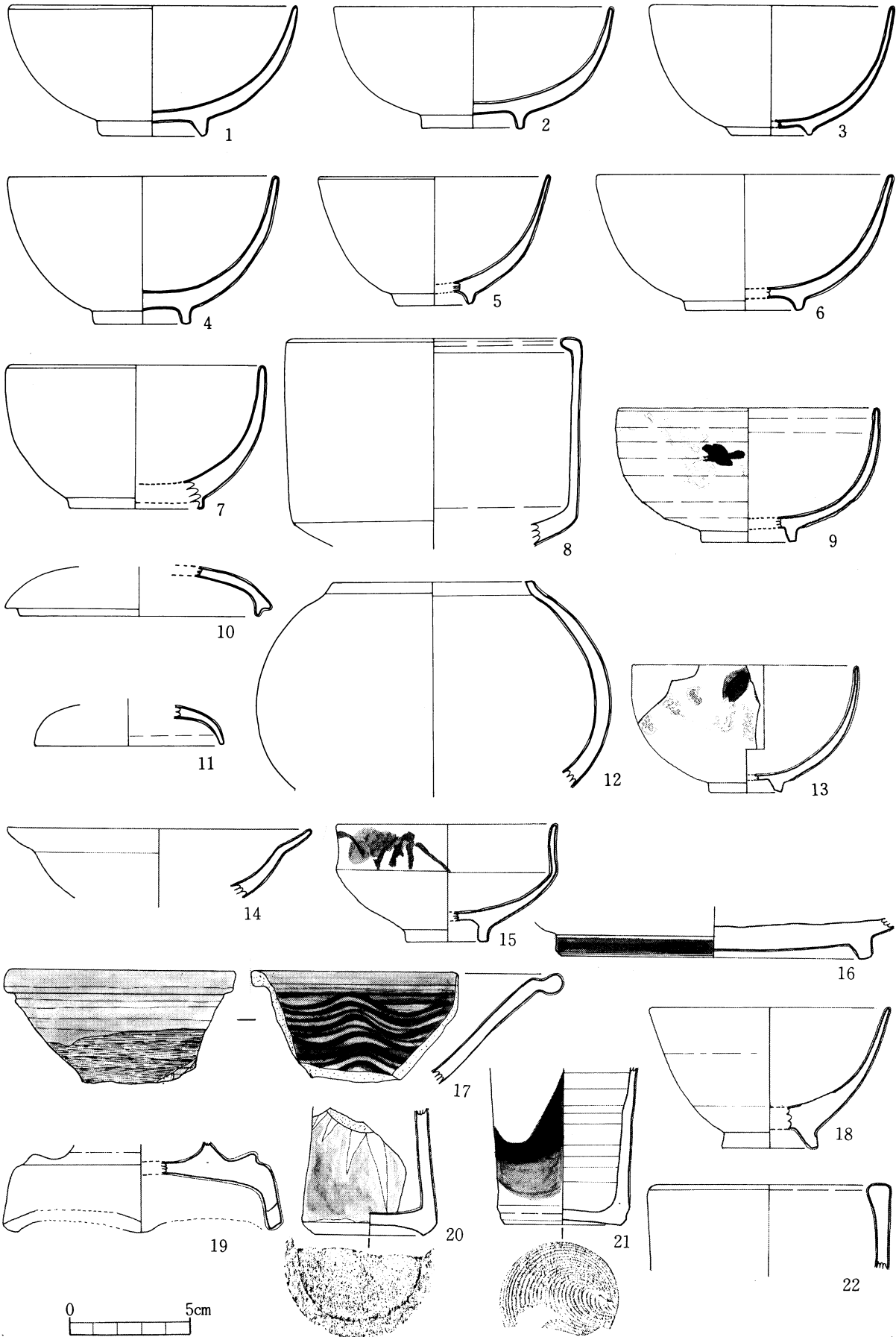
45は薩摩系の碗である。胎土は灰褐色で透明釉を使い、器面には貫入がある。絵は茶色の筋を横方向に書いている。高台部には釉が掛かっていない。

46は薩摩系の碗である。胎土は赤茶褐色で、釉は見込み側が明紫に白筋があり、裏面には明紫に白い覆け目波状文を描いている。

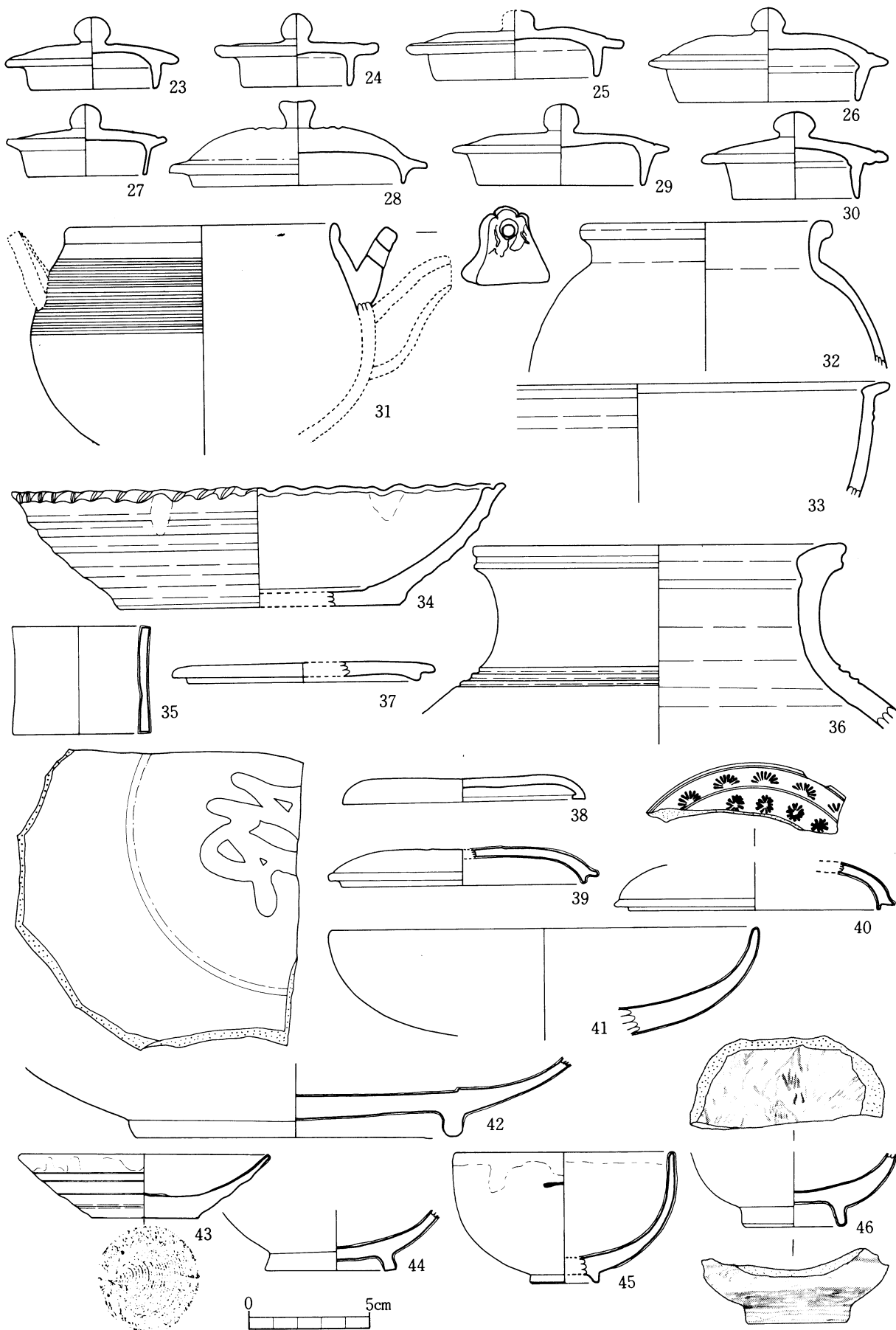
47～50は黒薩摩のカメである。胎土は暗赤褐色、釉は黒茶褐色で苗代川窯でつくられたものと推定できる。器形は口縁部でL字方に曲がり、49は口縁部が更に垂れ下がり、50は間隔の広い刻みを施している。

51は土管と思われる。胎土は暗赤茶褐色で粒が荒い。外面は黒茶褐色の釉を塗り、篋で器面調整をしている。途中で接合した面も横方向に見られる。

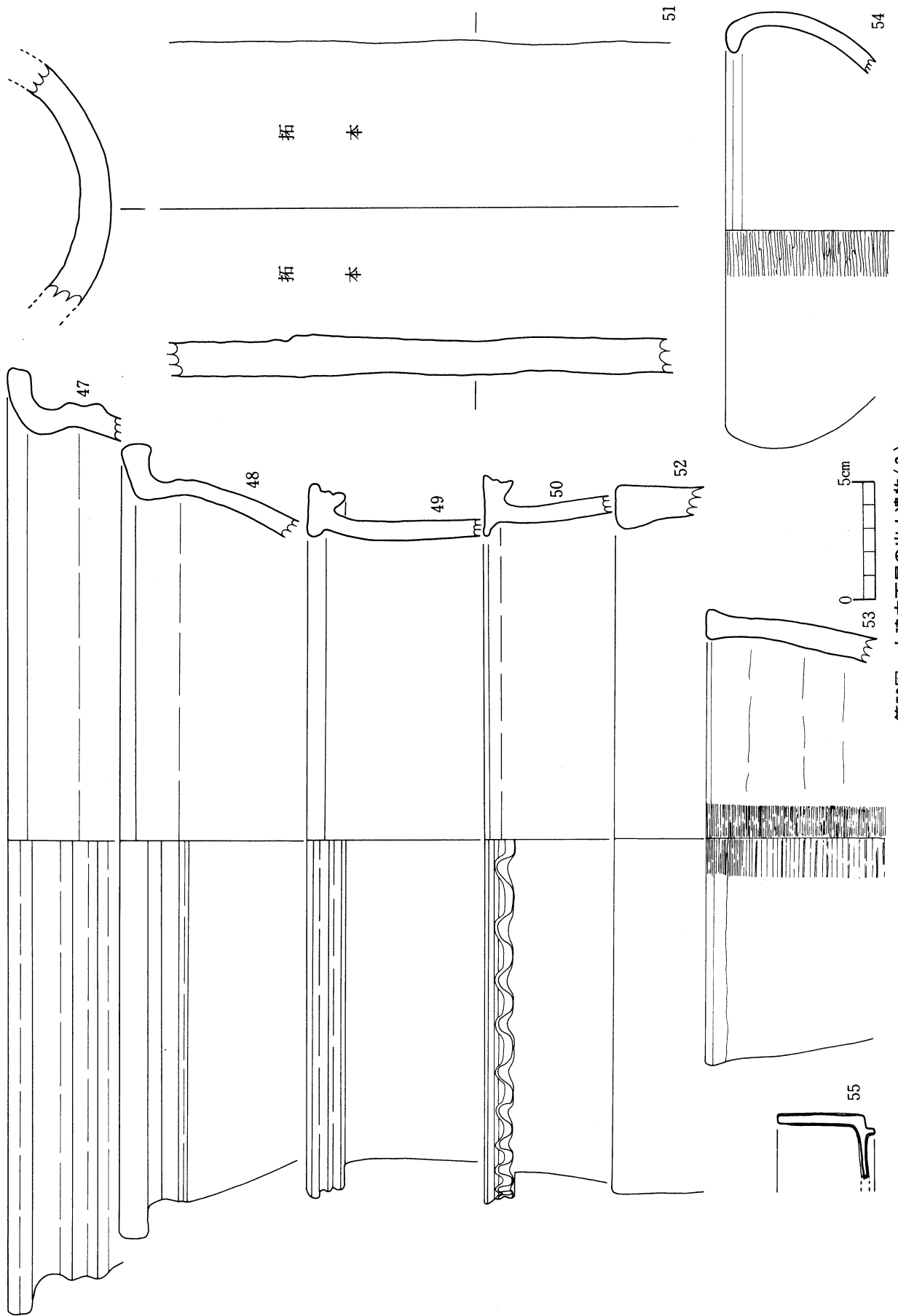
52～54は瓦器の口縁部である。54は薄手の浅鉢である。52・53は火舎の類と思われる。



第48図 大建内下層の出土遺物(1)



第49図 大建内下層の出土遺物(2)
-128-



第50図 大建内下層の出土遺物(3)

55は薩摩焼で小鉢の類と思われる。胎土は明茶褐色で器面の釉色は外が白薩摩色で、内が茶褐色である。そして、貫入が外面に見られる。高台は細くて浅い。

56~78は染付陶磁器である。その内、陶器は59・64・74・76で胎土は灰褐色である。他は胎土は灰色ないし白色である。

絵は56が河骨と蝶、57が雨降り柳、58が庭前梅花、59が岩と松竹梅、60が水辺一屋図で61は岩と水仙、62は草葉と丸水切がみられる。

63・64は小鉢である。63は高台は蛇の目高台で、絵柄は水辺と岩に梅木が描かれている。64

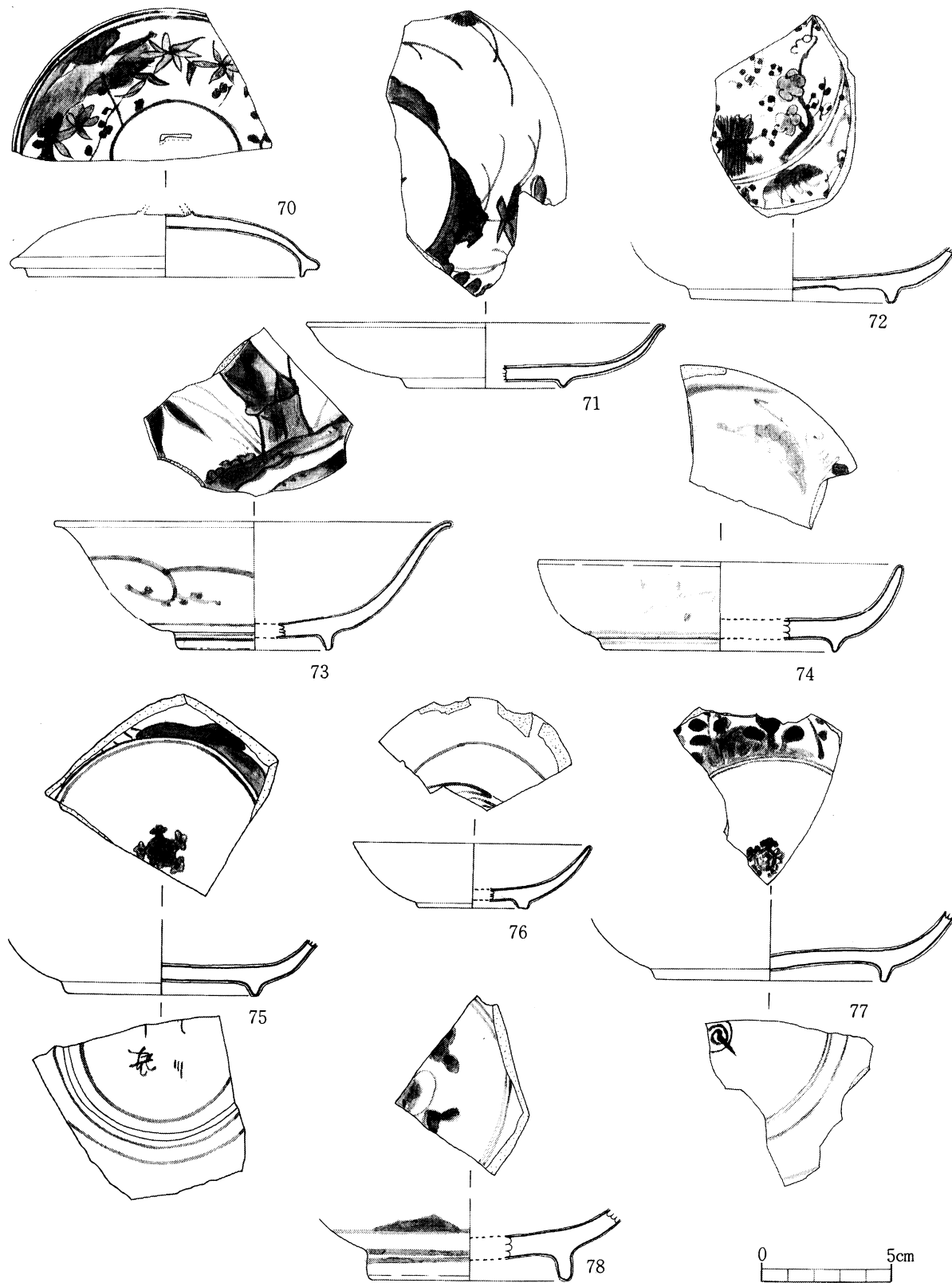


第51図 大建内下層の出土遺物(4)

は四弁花文を口縁部に、胴部には水辺の一屋と柳が描かれている。

65は鉢で内面に松，外面に鳥の絵柄がある。66・67は小碗で，雲と梅が描かれている。

68は高坏である。69は茶家で貫入がみられる。



第52図 大建内下層の出土遺物(5)

70は取手付きの蓋であり、絵柄は梅と竹と岩である。

70～78は皿である。絵柄は71が岩に竹、72が梅枝と雪解け、73は庭竹と裏は蕨手、74は雪解け、75には見込みに牡丹、裏には成化年成の文字がある。76は不明、77は見込みに牡丹と藤、裏に寿文、78は藤が描かれている。

底部の特徴は、72が蛇の目底で他は普通の高台である。

79は土師質火舎の底部で3脚が付いている。80は器面を研磨した土師質の鉢である。裏側は指先調整痕がある。

81は土師質の土垂である。

82・83は縄文式土器の破片である。その中の82は楕円押形文である。

84は塩焼き壺の蓋で、内側に布目痕がある。

85～94は土師器の皿である。その中の86・88は燈明皿で芯紐痕が見られる。器面調整は丁寧に研磨痕が見られ、底部の切り離し具の跡は消されている。

95は土師鍋の取手で篋調整が荒い。96は土師鍋である。器面は丁寧に仕上げ、外面は直線的にくの字状に調整している。

97～100は瓦である。97は軒丸瓦で連珠文と巴文、98は軒先瓦で97と同文である。99は軒丸瓦であり、文の押印がある。100は菊花文のある軒先瓦である。

101は砥石であり、天草石と思われる。

102は書道具のみずさしで、銅質製品である。

2 大建1地区の出土遺物 (103～341)

103～132は白薩摩である。胎土が灰色のものは108～115、129～133でその他は白粘土である。貫入は全体的にあり、釉は130が灰茶色で後は透明釉である。絵柄は106、117、118、119、127、に千鳥印があり、116、121、122、125に赤絵、が見られる。

器種としては、103～124が碗ないし小碗である。125～127は小鳥の水浴び用の容器とおもわれる。128～130は燈明皿である。131・132は皿・盤である。133・134は特殊容器である。

135、137～140は灰茶色の胎土に白い釉を掛けている。器種としては、135～138が蓋で139・140が杯である。なお136は黒釉で輪を描いている。これらは堅野窯系と思われる。

141・142は白薩摩の碗である。表面は火事焼けの為に変化している。

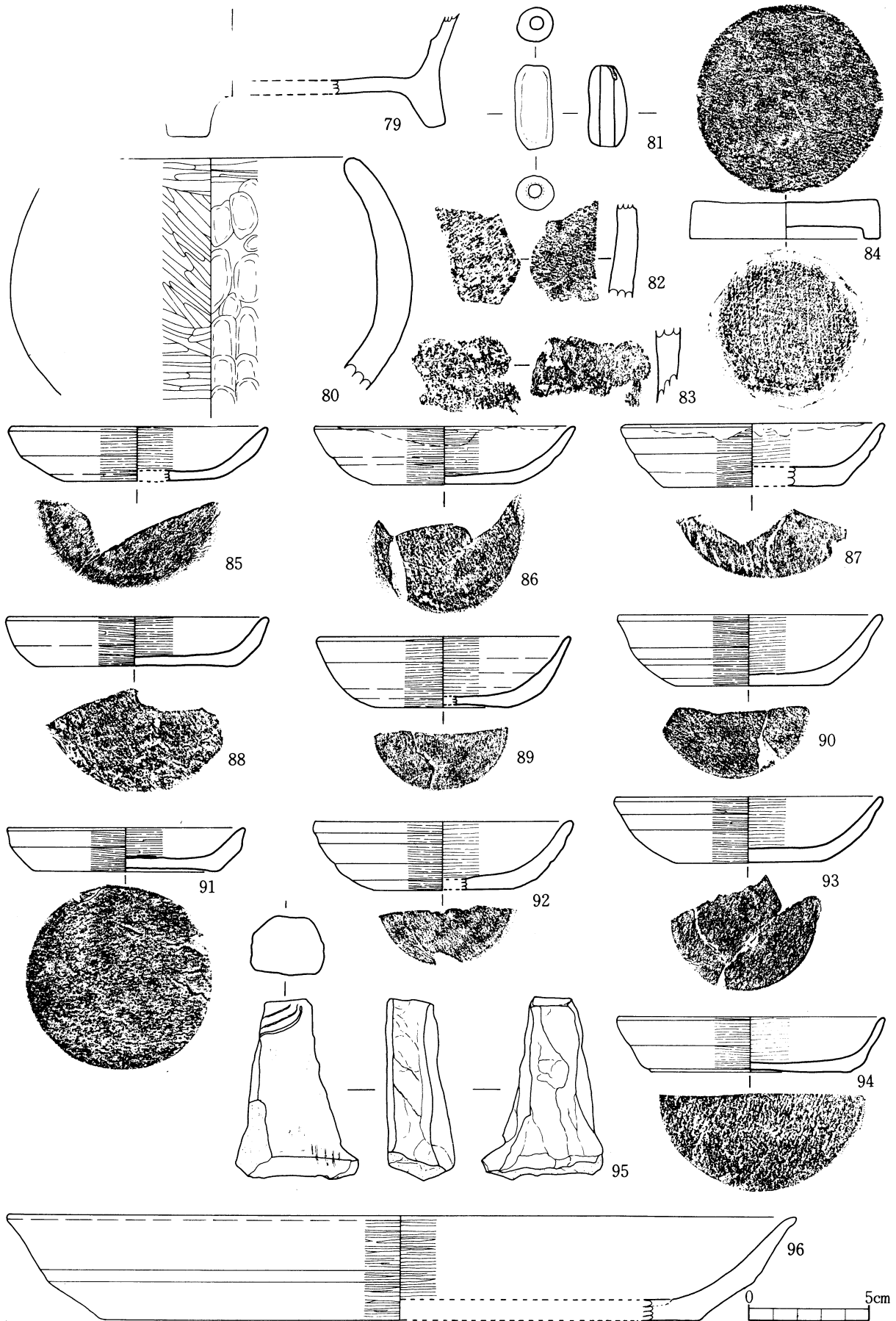
143は糸切り底の皿である。胎土は灰色で黄茶褐色の釉を掛け、見込みのところは、重ね焼きのため掛かっている。

144は黄土色に渦巻き状の筋を描いたもので、器種は皿である。胎土は白粘土である。

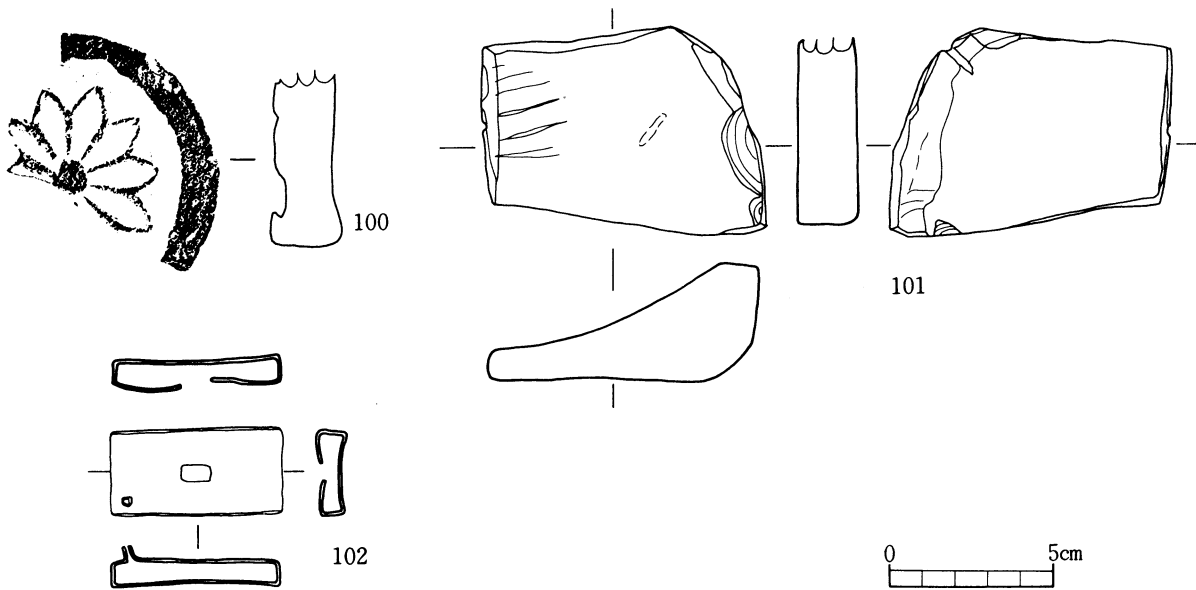
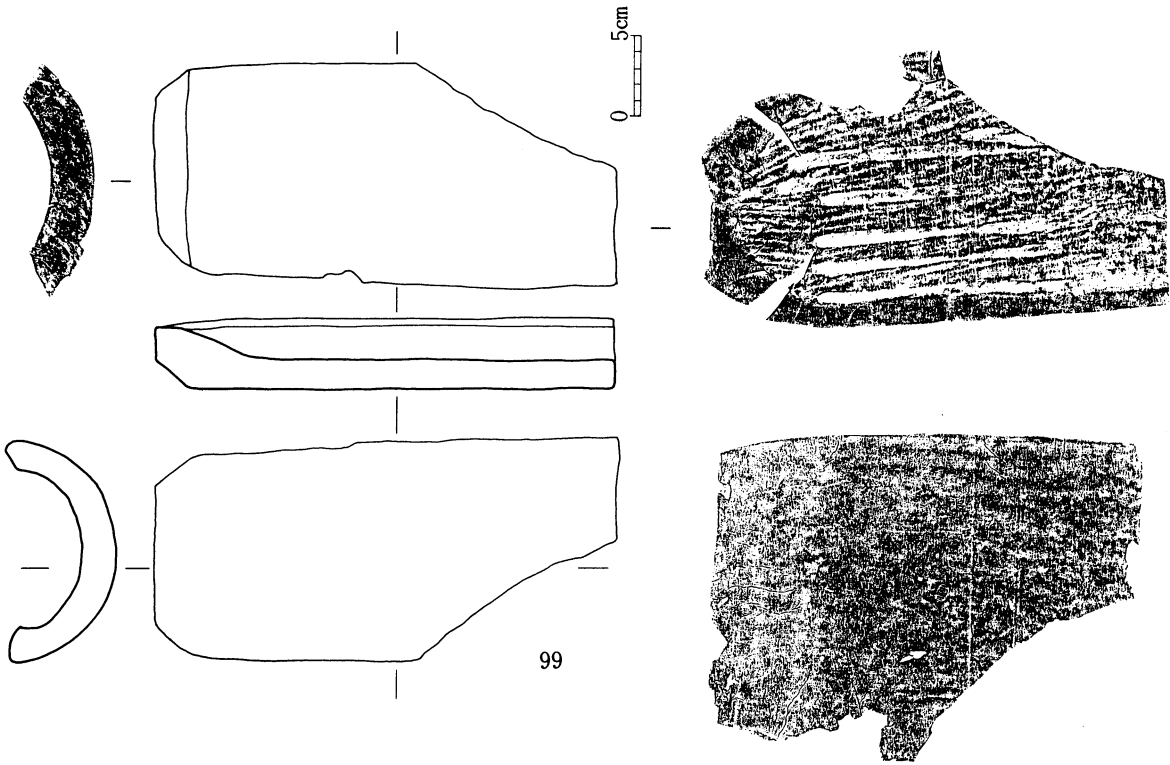
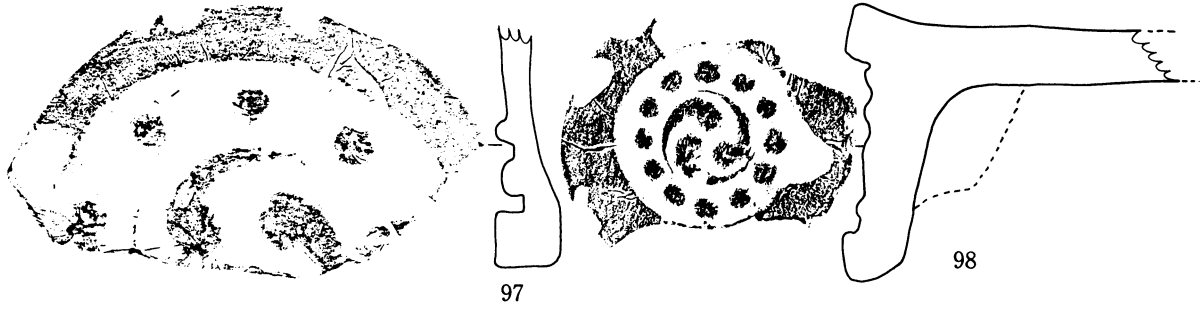
145～147は糸きり底の皿である。胎土は灰色で、釉は焦げ茶色であり、見込みに重ね焼きの跡がある。

148・149は黒薩摩の碗である。釉は148が黒で149が茶色である。胎土は二つとも赤茶褐色である。

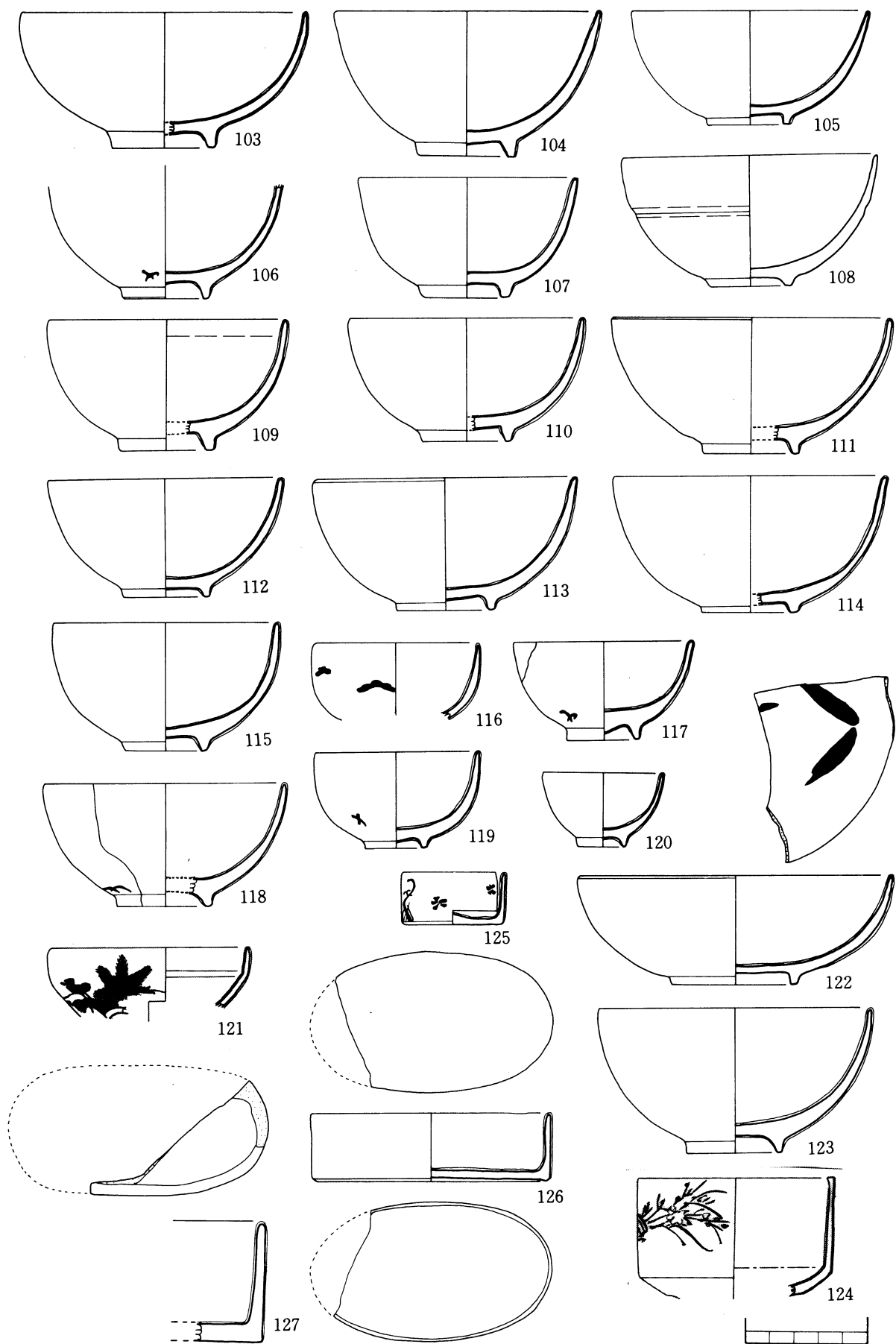
150は黒薩摩の燭台である。胎土は赤茶褐色で茶色の釉を使っている。底部は糸きり底である。



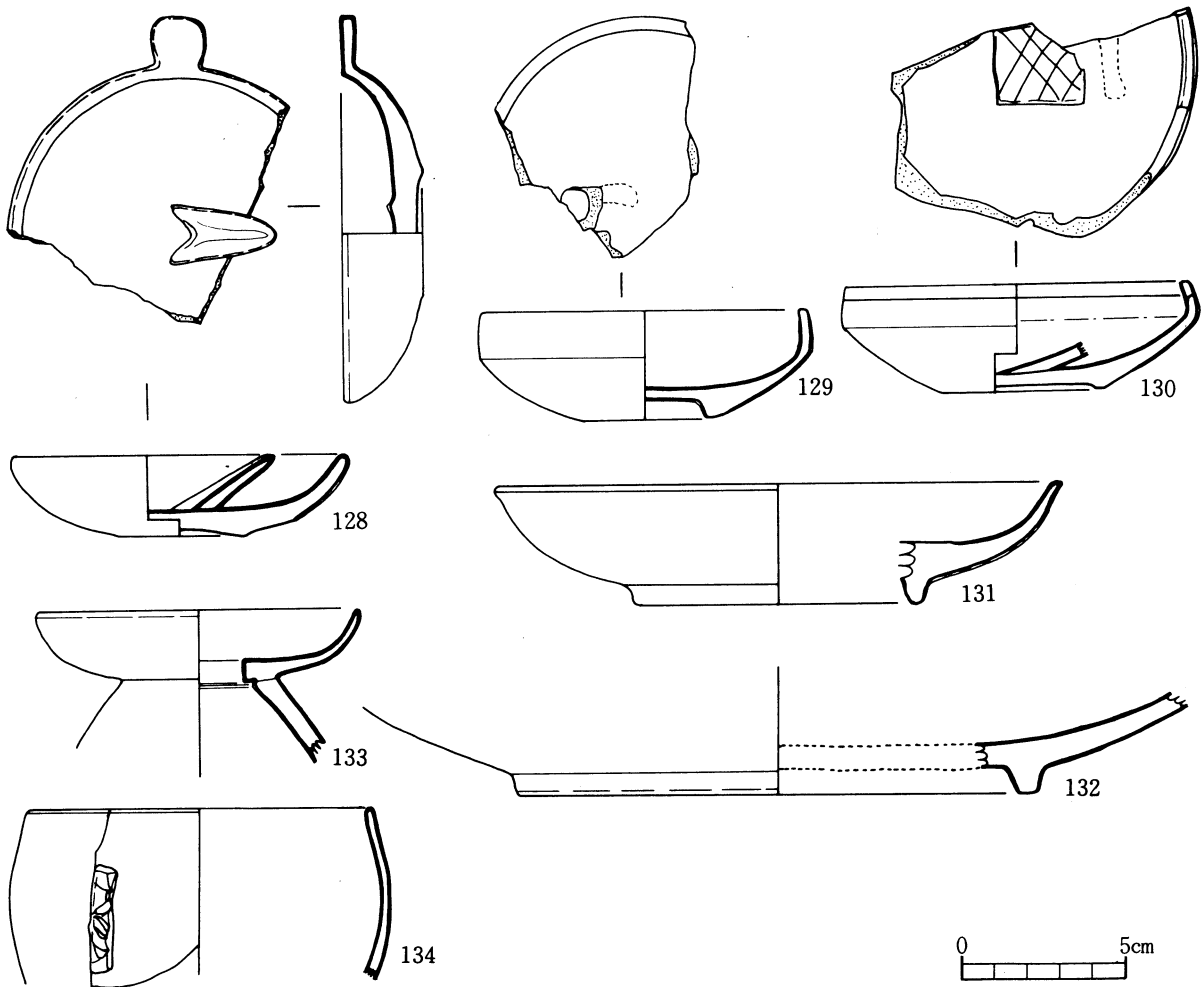
第53図 大建内下層の出土遺物(6)



第54図 大建内下層の出土遺物(7)

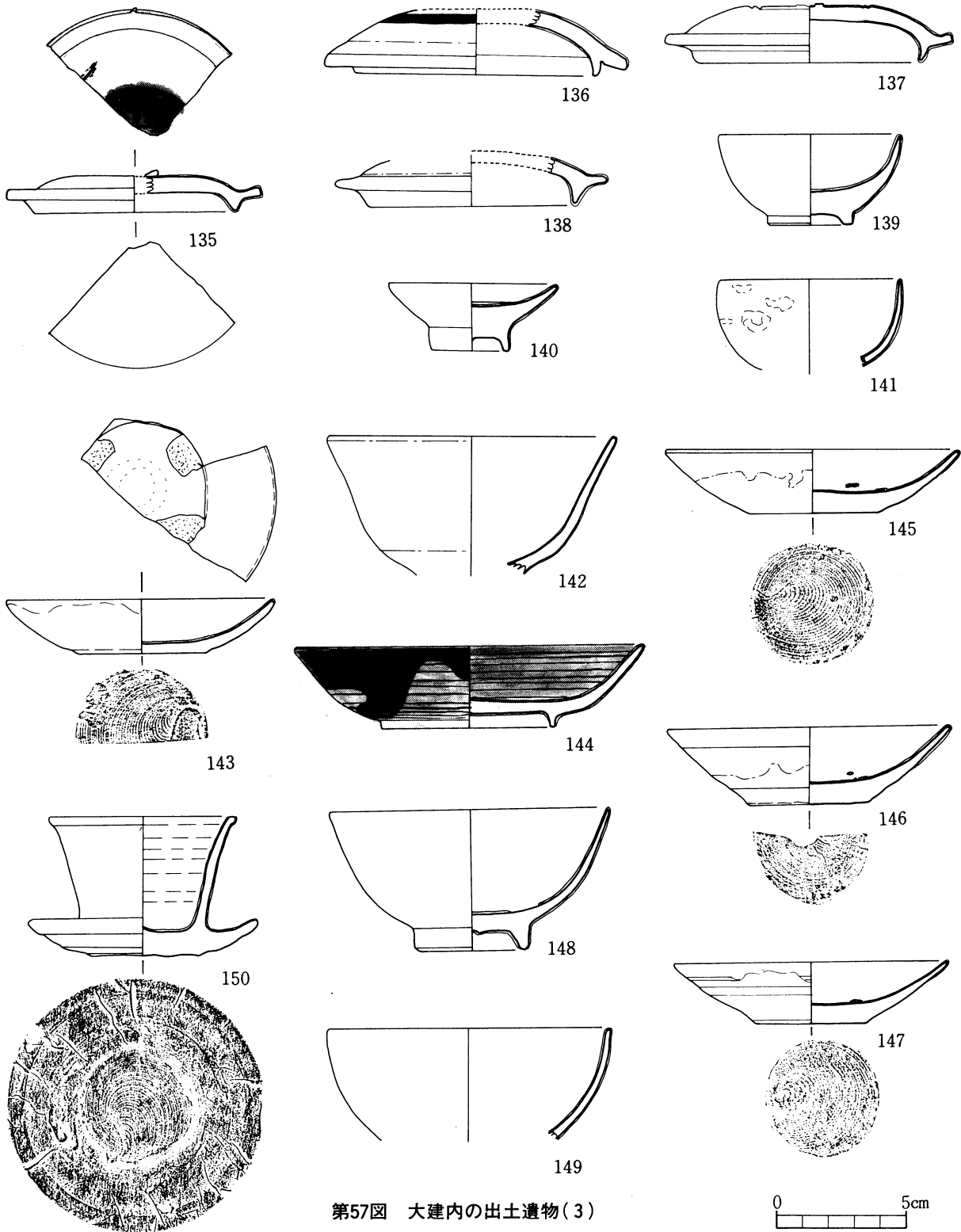


第55図 大建内の出土遺物(1)

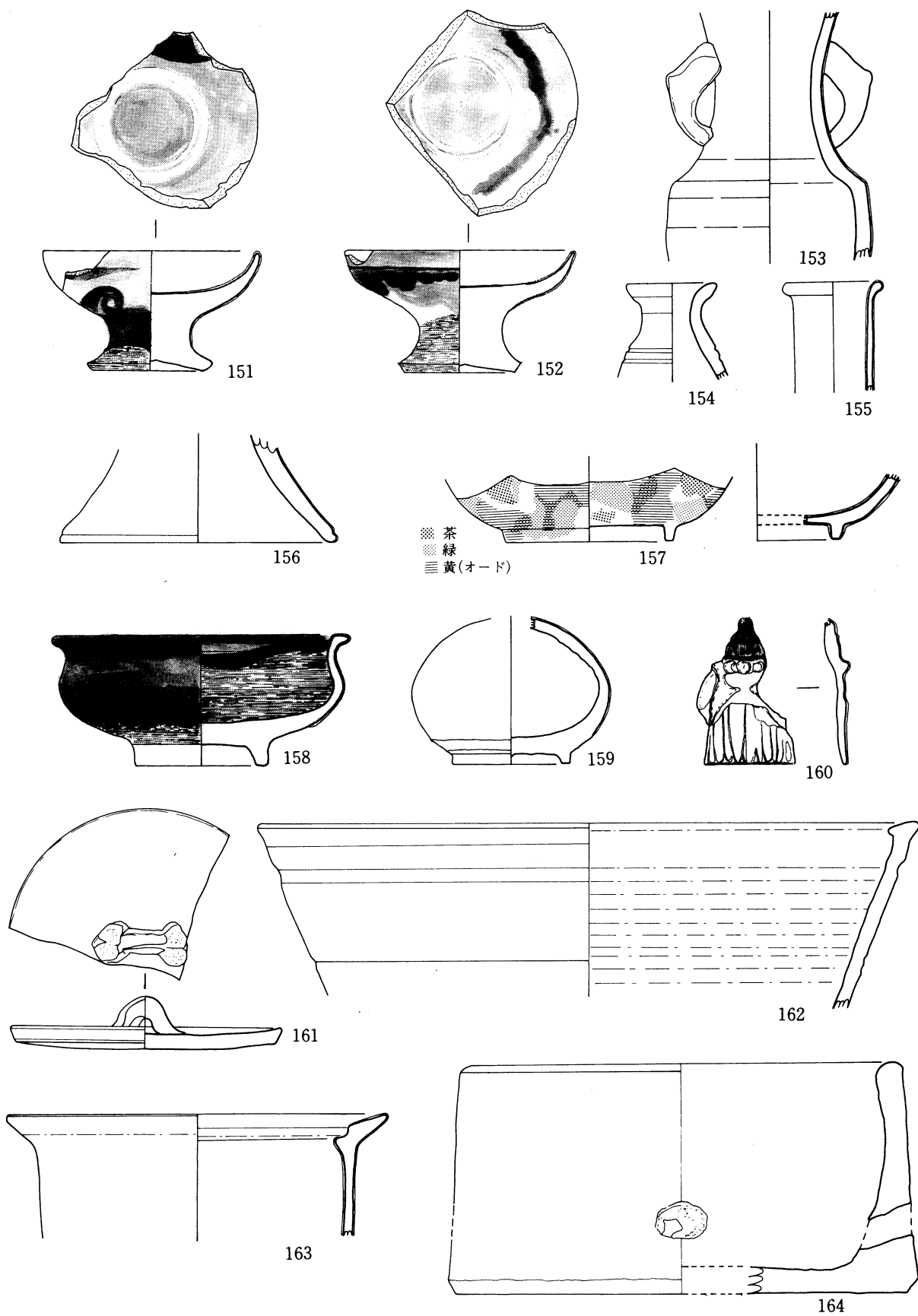


第56図 大建内の出土遺物(2)

- 151・152は高杯である。151は胎土が赤茶褐色で黄茶色の釉を使っている。152は灰色の胎土で、灰色の釉を塗っている。両方とも重ね焼きの部分がある。使用方法としては139・140・151
- ・152の高杯は燭台の可能性が高い。
 - 153は胎土・釉が灰色である花瓶である。
 - 154は黒薩摩の得利の口縁部である。胎土は黒茶である。
 - 155は得利の口縁部であり、胎土は黒灰色で釉は灰色である。
 - 156は白薩摩の脚部であり、貫入がある。
 - 157は茶・緑・紫色の三彩である。胎土は白薩摩で、器形は碗である。
 - 158は高台付きの鉢である。胎土は灰色で茶の釉をかけている。
 - 159は茶色の胎土で灰色の釉をかけた小壺である。
 - 160は白薩摩の飾り品である。
 - 161はみずさしの蓋で取り手が付いている。胎土は茶色で裏に灰釉がみられる。
 - 162は黒薩摩の鉢である。胎土は赤茶褐色で黒色の釉を使っている。
 - 163は白薩摩の蓋受けのある鉢である。器面には貫入があり、透明釉を使っている。



第57図 大建内の出土遺物(3)



第58図 大建内の出土遺物(4)

164は鞆鉢である。胎土は石英等の砂質が入り、茶褐色を呈している。下部には孔があり、平底の鉢である。

165～180は黒薩摩の茶家の蓋である。胎土は概ね灰黒茶褐色であるが、174、177、179、180が赤茶褐色である。釉の色は172が黒色で171が明茶褐色であり、その他は概ね茶褐色である。

181～185は黒薩摩の茶家である。胎土は概ね灰黒茶褐色であるが、181が赤茶褐色である。釉は181・182が黒茶褐色で、183～185は緑色ぎみの灰茶褐色である。

186・187は黒薩摩の壺の口縁部で、胎土は前者が赤茶褐色で後者が灰黒茶褐色である。

188～210は黒薩摩の鉢・瓶・壺類である。色調は黒茶褐色の釉を使い、胎土は概ね茶褐色のものを使っている。

188はこね鉢で、189は摺鉢、190～192・194は小壺で、195は壺である。また、193・196～192は浅鉢である。

199～210は甕である。この中で、204・209は底部で他は口縁部である。これらの特徴としては、199が口縁部が直で耳を付けている。206・207の口縁はつまんで装飾をし、208は刻みを入れている。そして突帯の飾りが付いている。

なお、胎土では、195・198・203・210は灰茶褐色である。

211～214は陶器碗である。茶褐色の胎土で、211～213が白色釉を使い、214が黒色釉を使用している。

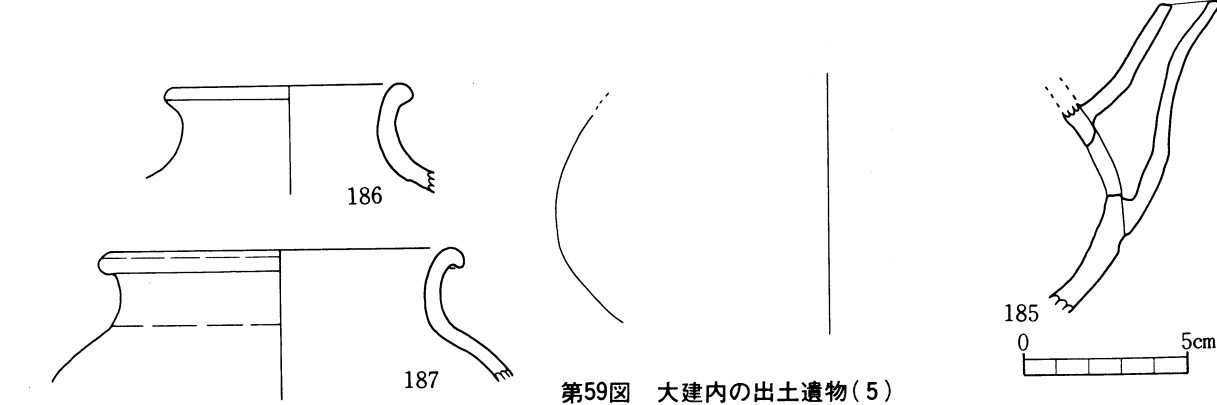
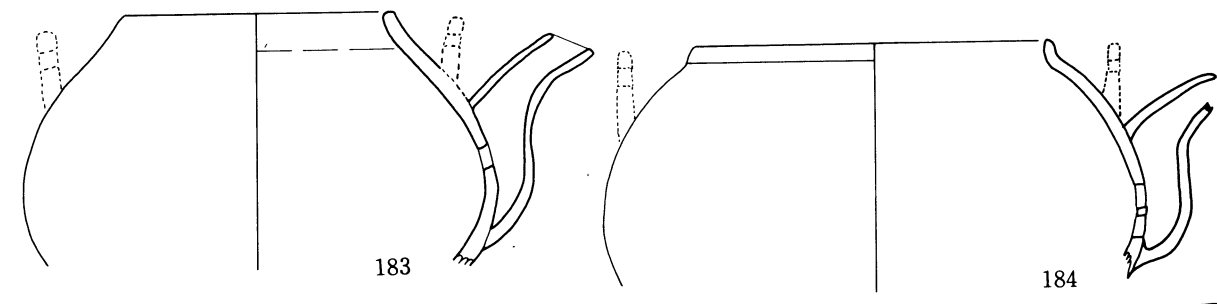
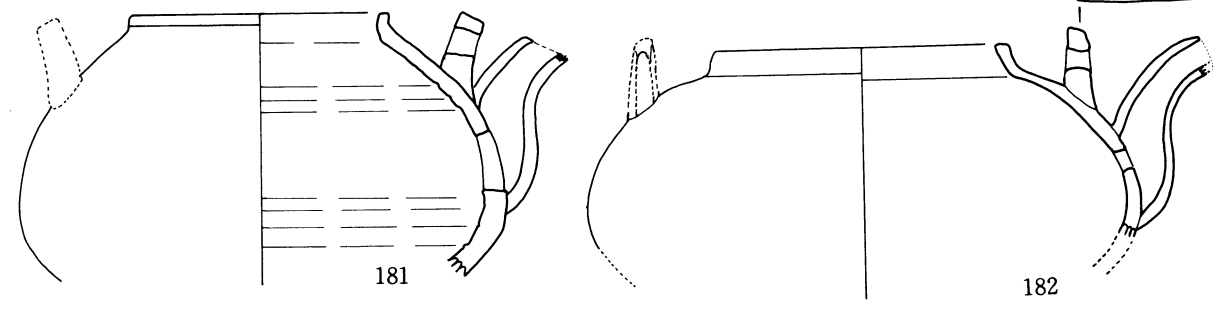
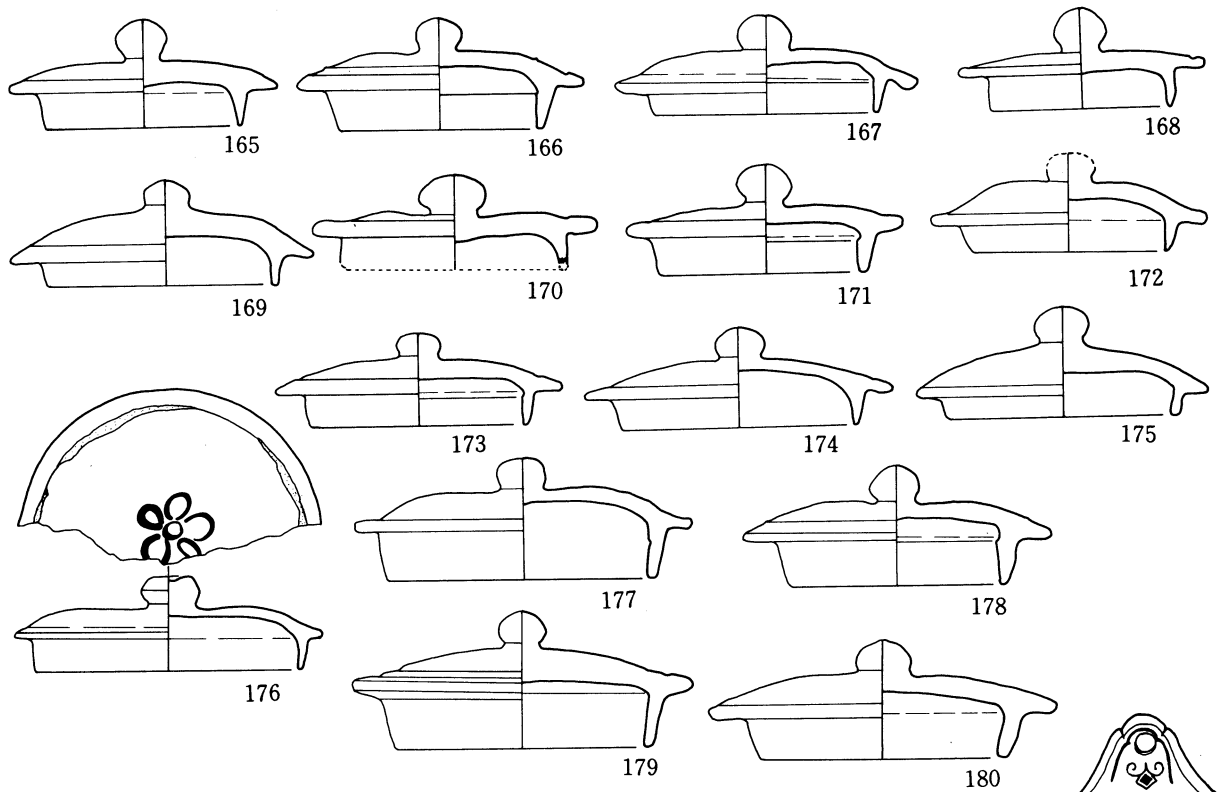
215～277は染付および赤絵陶磁器である。大半は磁器であるが、227・269が陶器である。

器種としては215～227、232～247が碗で、228～231が高坏、246～275が皿で、276・277が蓋である。なお、赤絵は231である。

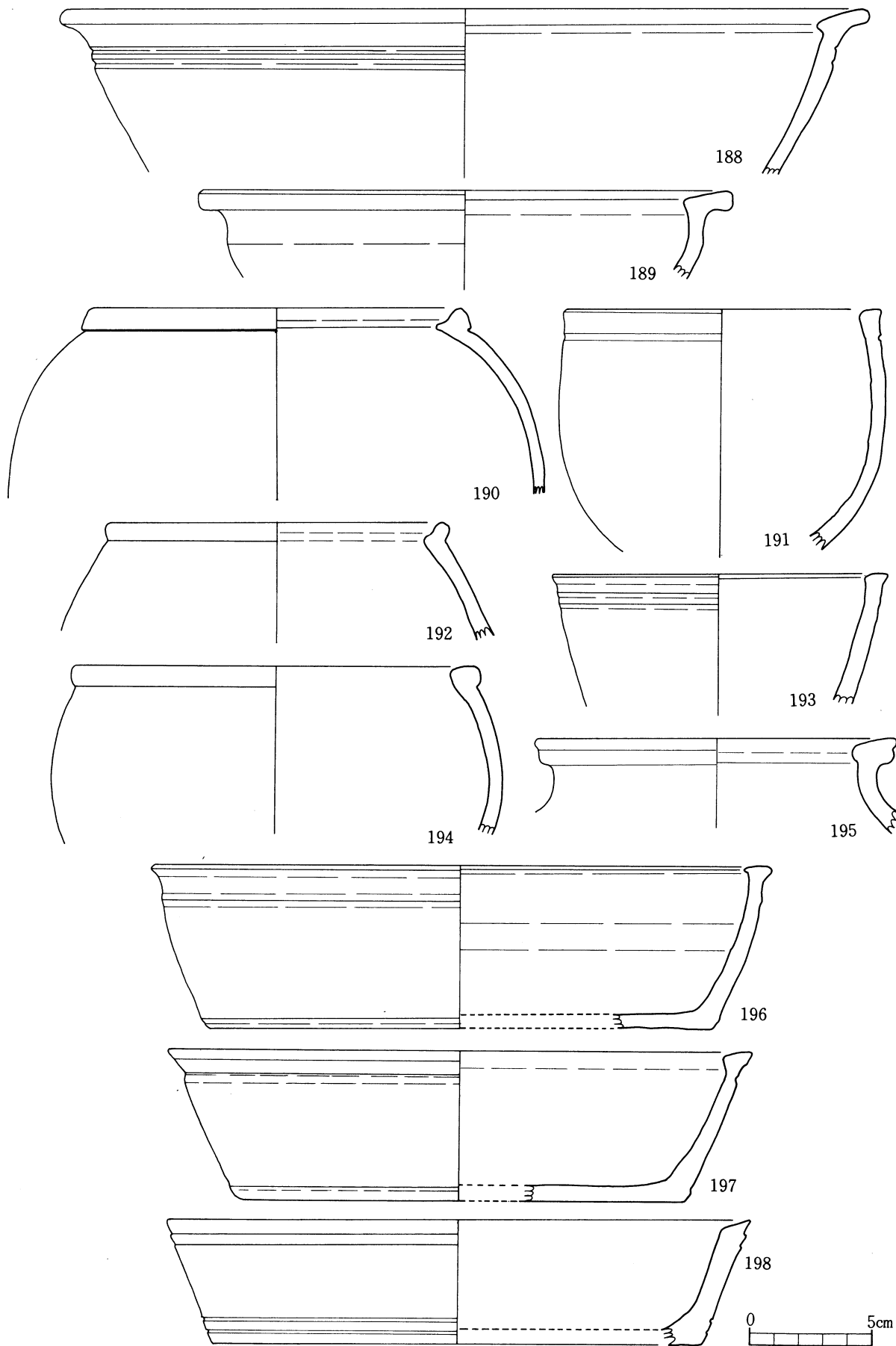
絵柄は215が氷裂地紋と三ッ葉、216が牡丹文、217が横線文、218岩座に松竹梅の庭図、219が広葉樹、220が芦と鳥、221は不明、222が花と唐草、223が残雪と草木、224は不明、225は不明、226が四つ割り花文、227が山中一屋図、228は不明、229が草花、230は不明、231は朝日と竹、232が鳥、234が松、235が草花と四つ割り花文、236が矢筈、237が氷裂文に矢筈、238は不明、239が岩と蘭、240が雨降り柳、241が鳥と牡丹、242が鳥と草木、243は鳥と寿文、244は牡丹と寿文、245は不明、246は不明、247は四つ割り花文、248牡丹と唐草、249牡丹と葡萄寿、250は草・松、251が葡萄唐草、252が唐草、253が唐草、254が牡丹と唐草、255が牡丹と唐草、256が牡丹と草花、257が楓と牡丹と唐草、258が唐草、259は詳細不明、260が鬼人、261が牡丹、262が牡丹と寿文、263が牡丹と松、264が葉文、265が藤花と寿文、266が花牡丹と蟬文、268が草文、269は詳細不明、270が垣根、271が竹と草、272が柳と草花、273が七草手唐草と氷裂に梅花と唐草文、274が七草手唐草、275が花牡丹と唐草、276が水仙、277が斜線交差文と菱形文の市松文となっている。

278～293は土師器の坏である。器面調整は良い。そのうち、290が燈明皿で芯跡がある。

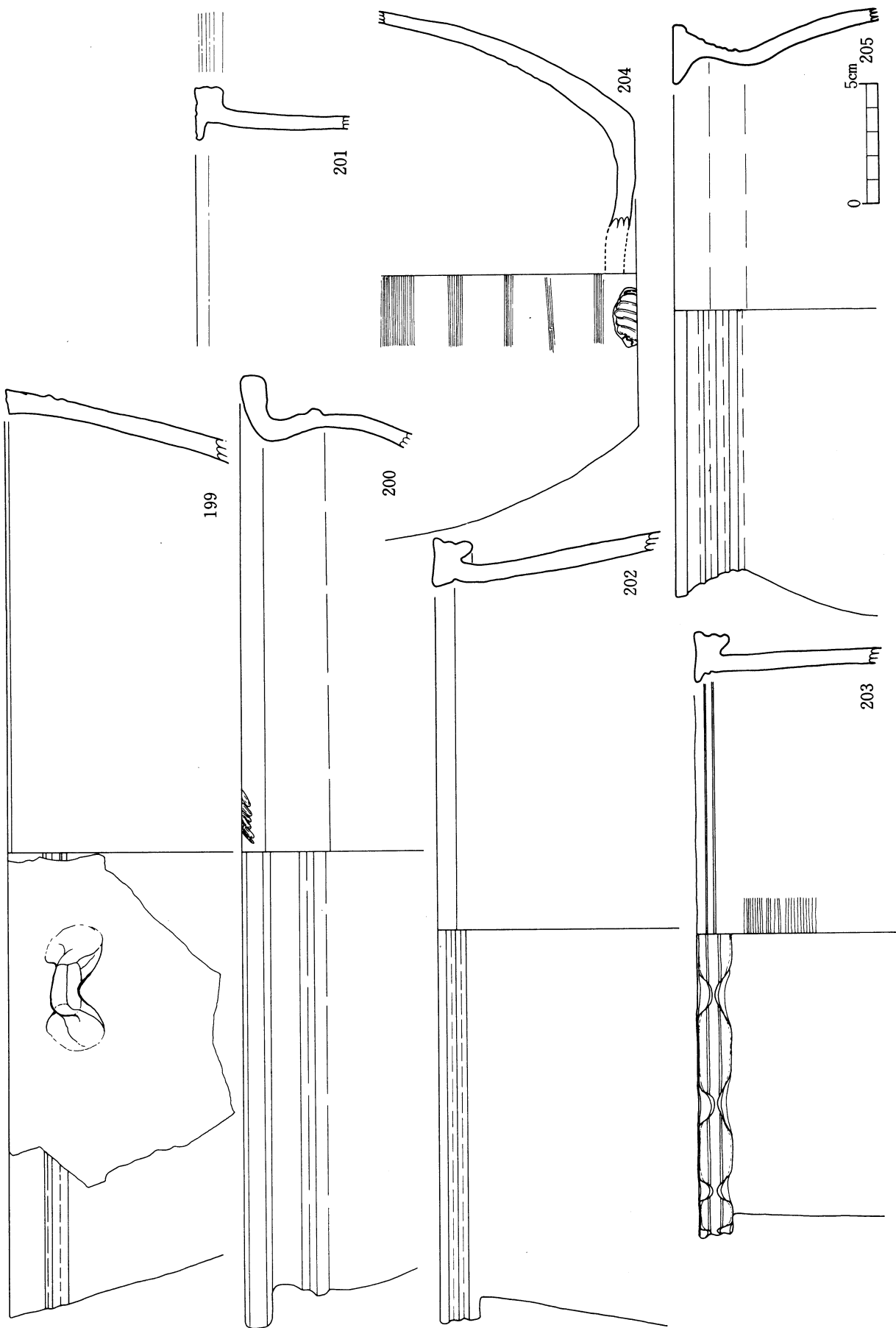
294～300は土師質の鍋の取手である。294・297・299には印文があり、299には個人名の墨書が表裏にある。



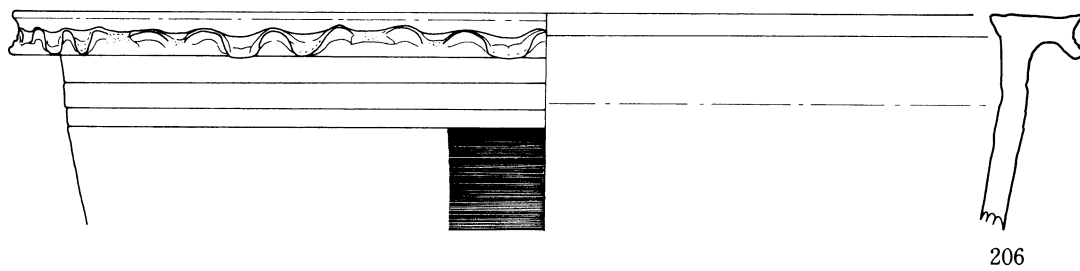
第59図 大建内の出土遺物(5)



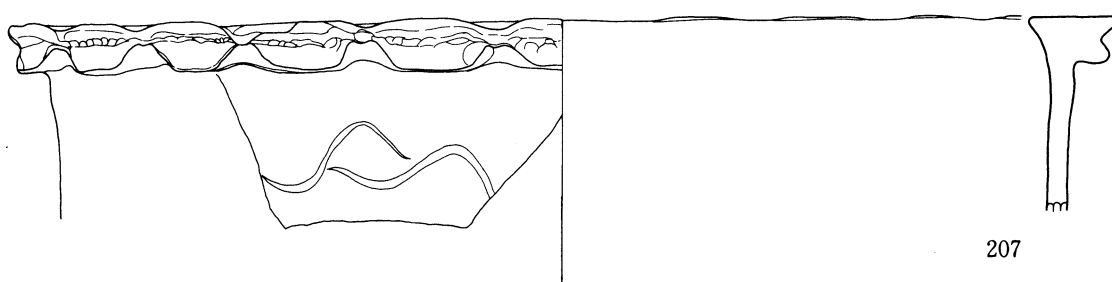
第60図 大建内の出土遺物(6)



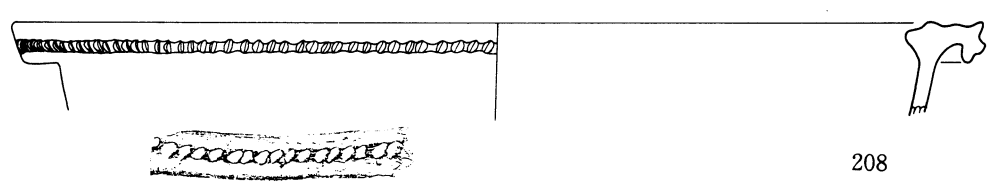
第61図 大建内の出土遺物(7)



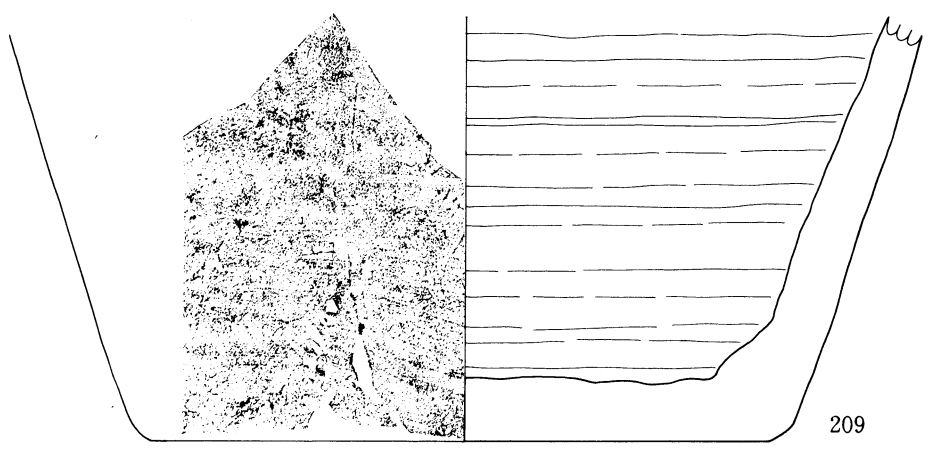
206



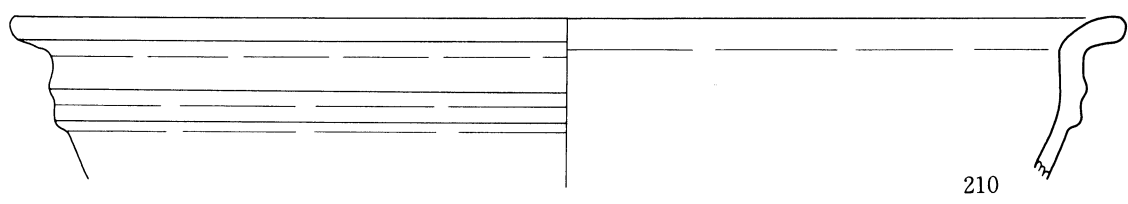
207



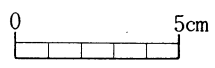
208



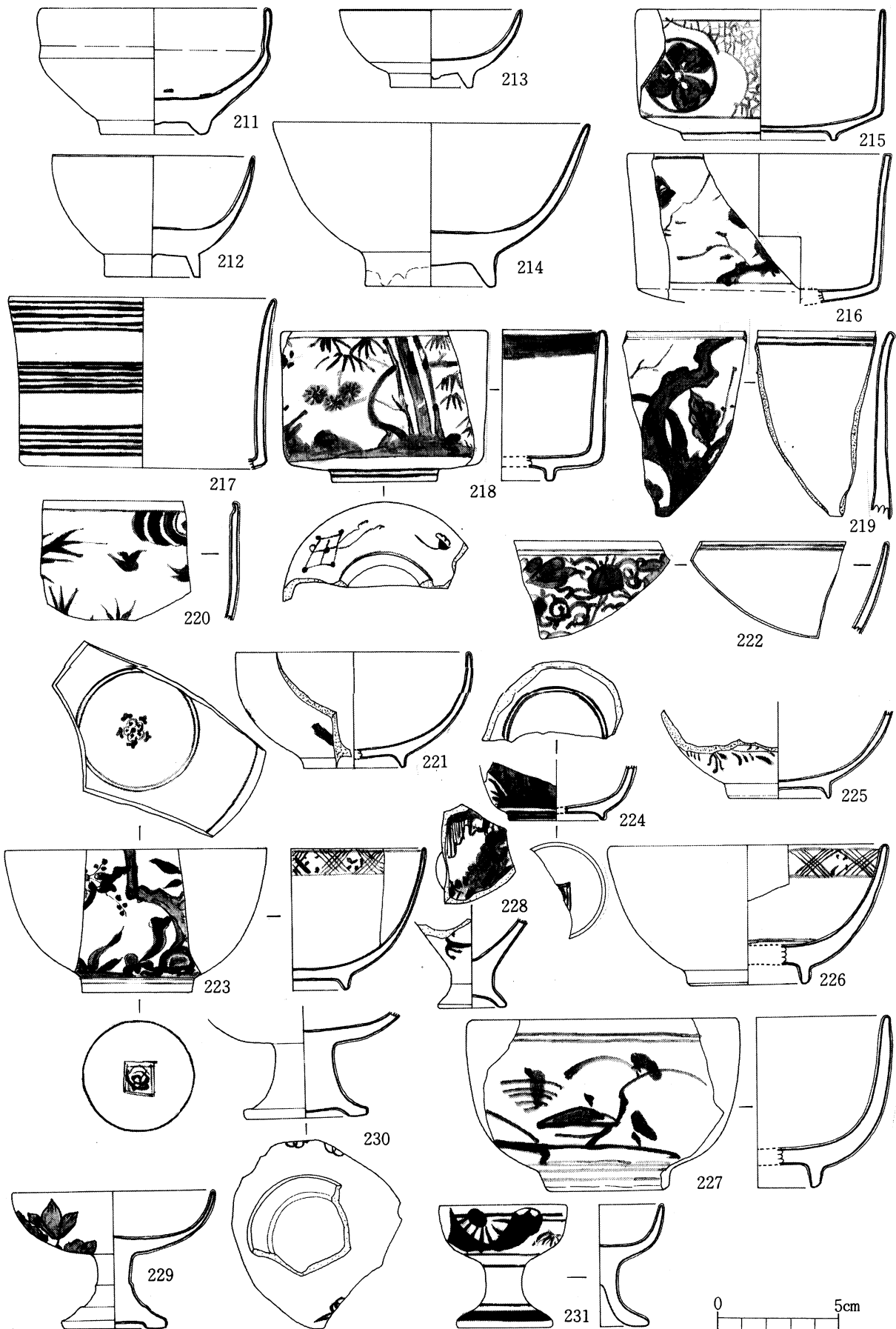
209



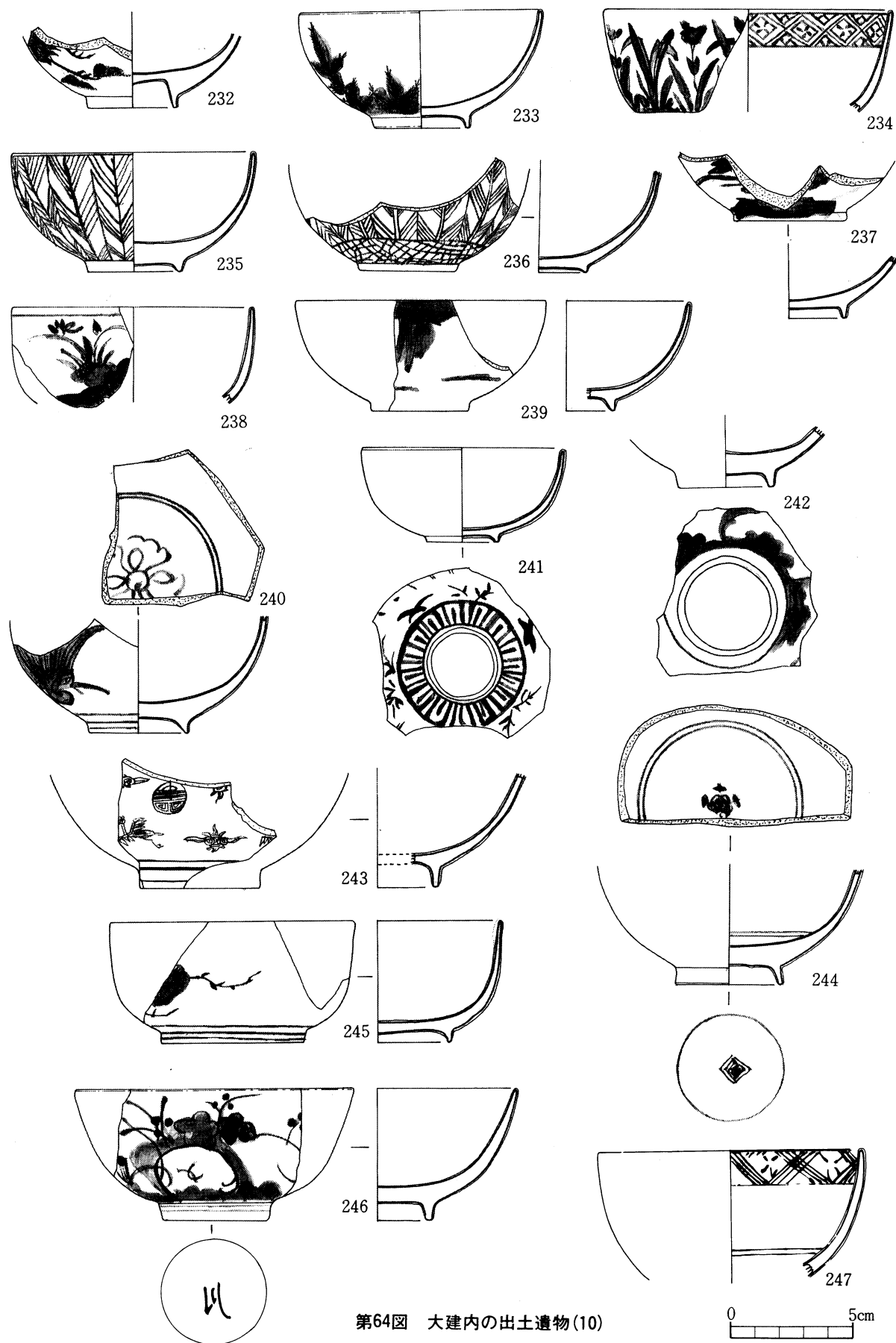
210



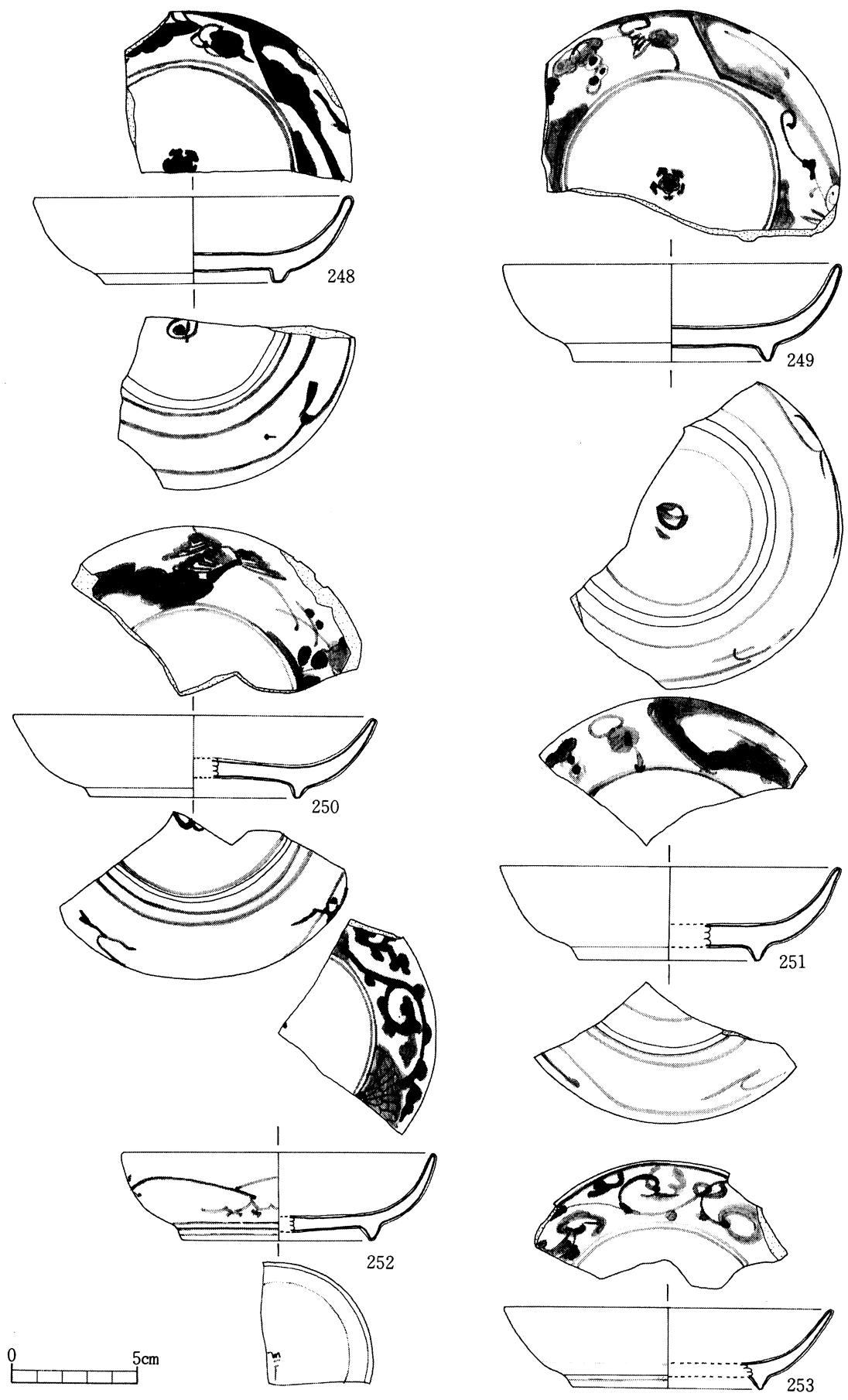
第62図 大建内の出土遺物(8)
-143-



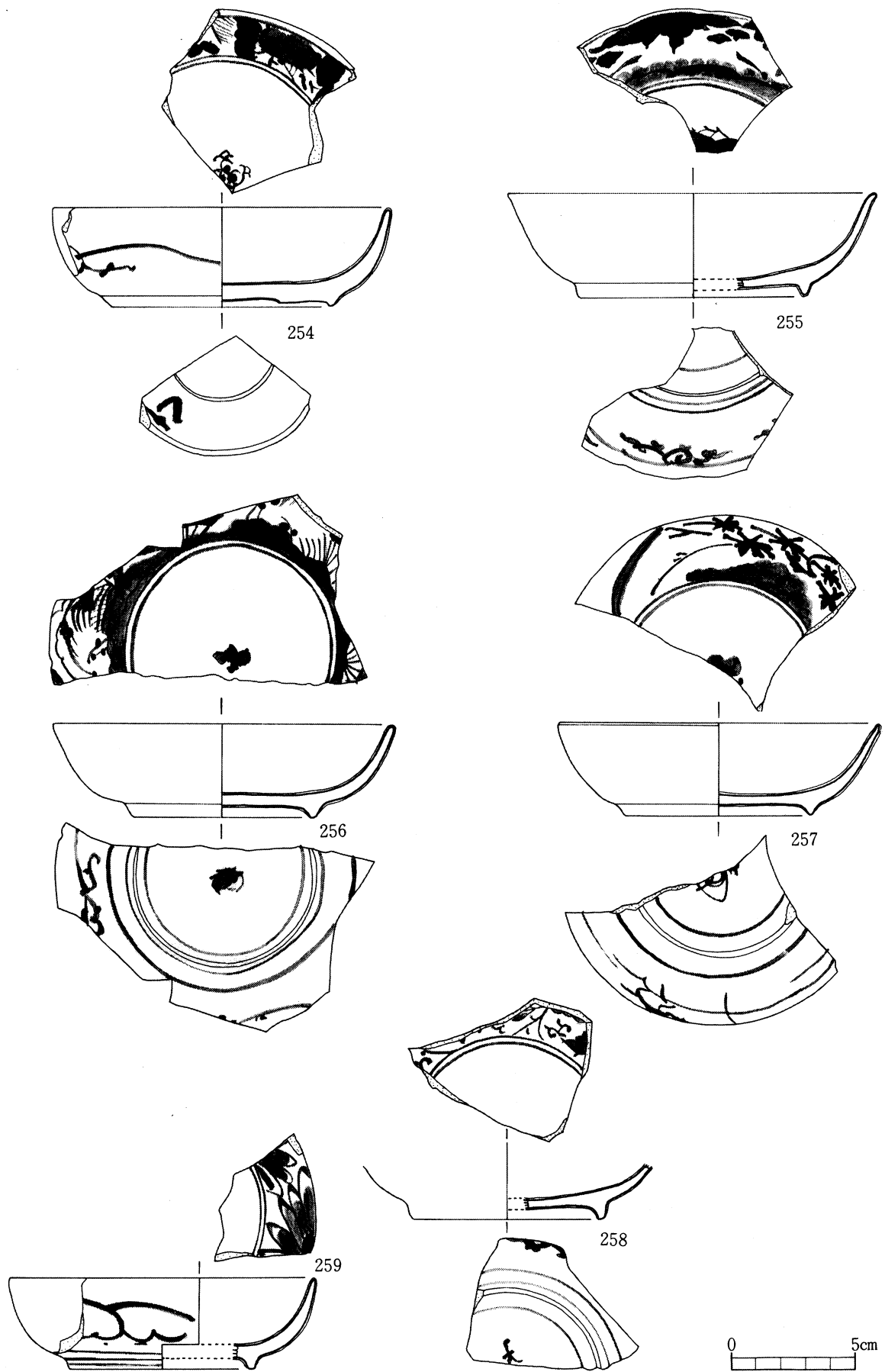
第63図 大建内の出土遺物(9)



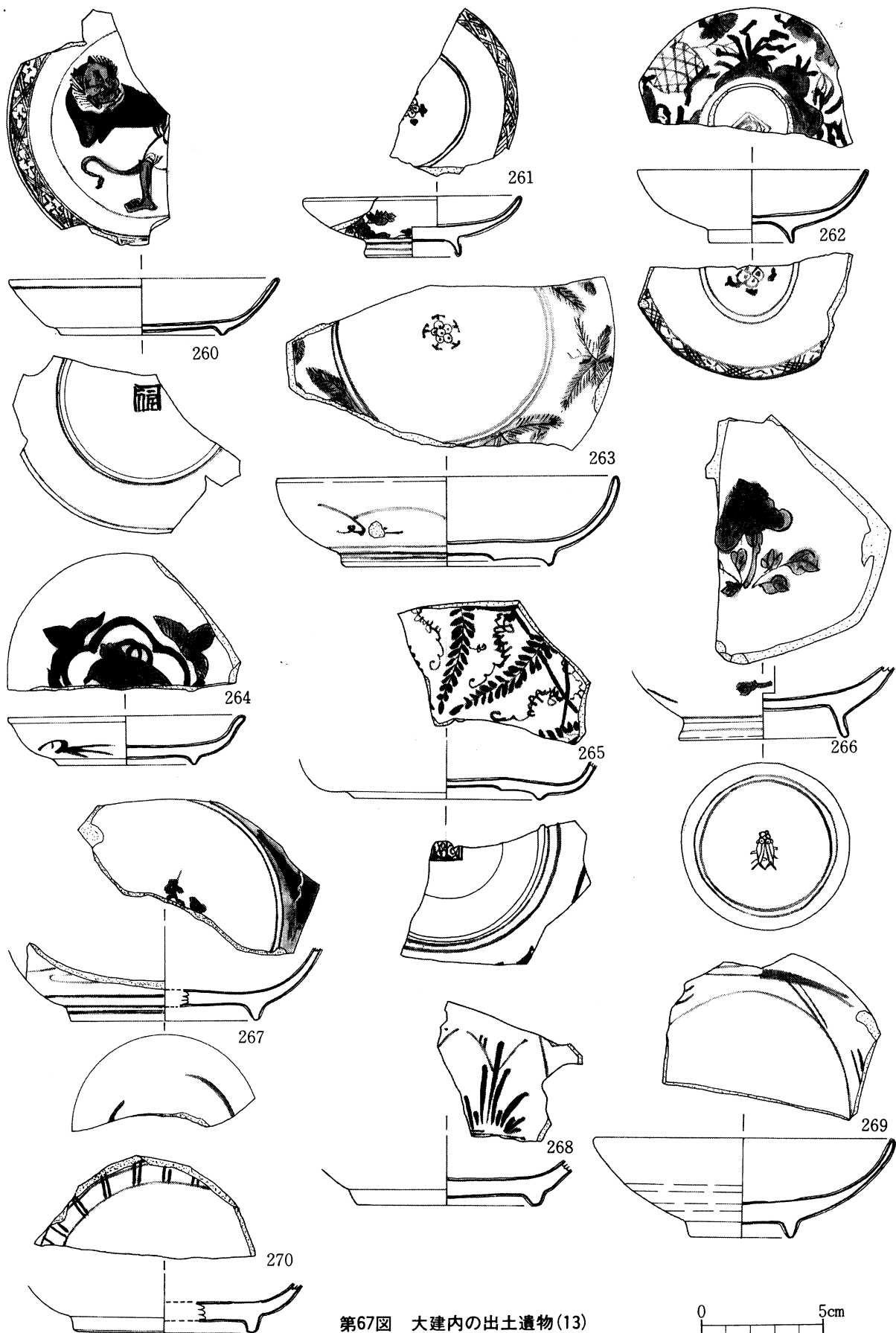
第64図 大建内の出土遺物(10)



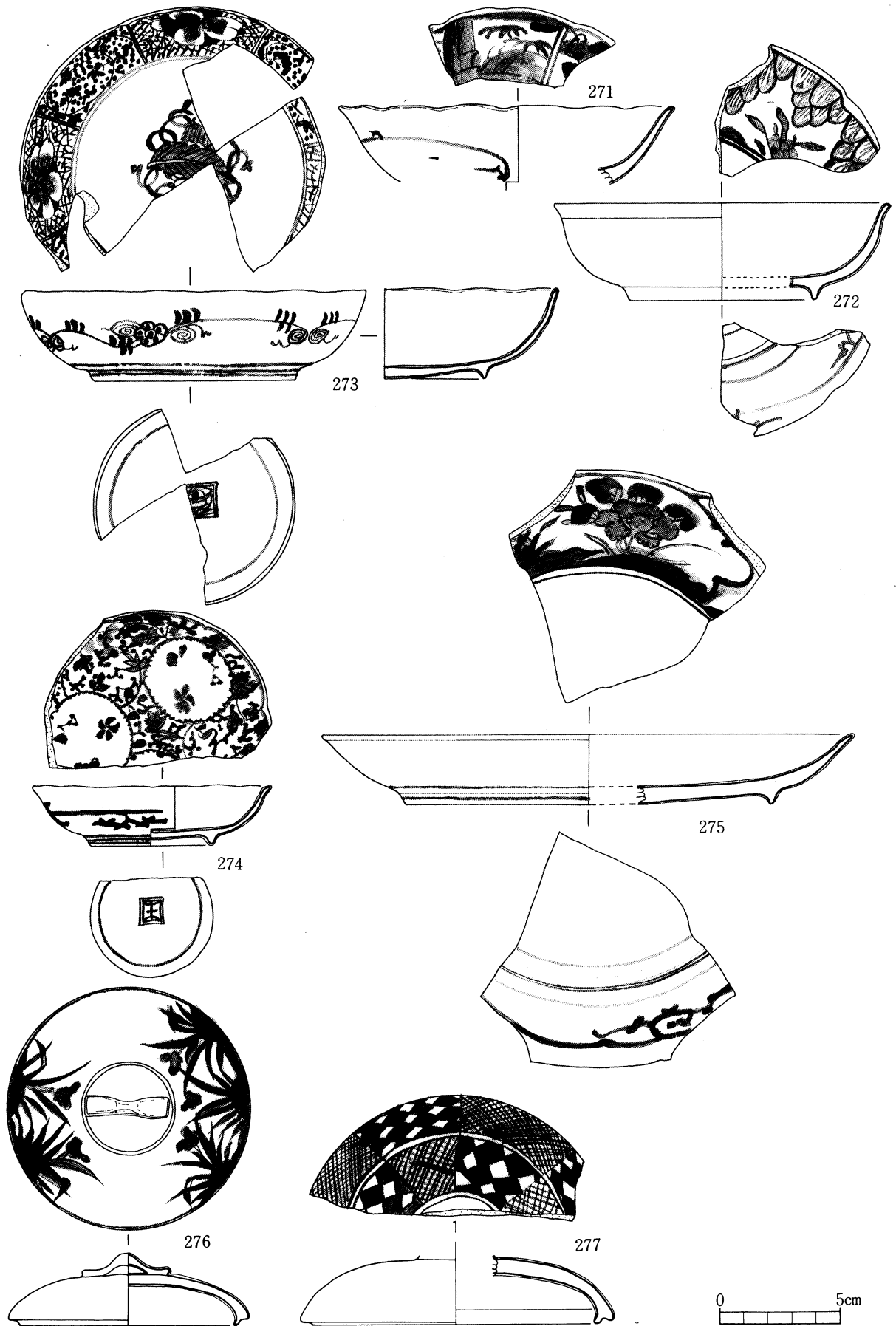
第65図 大建内の出土遺物(11)



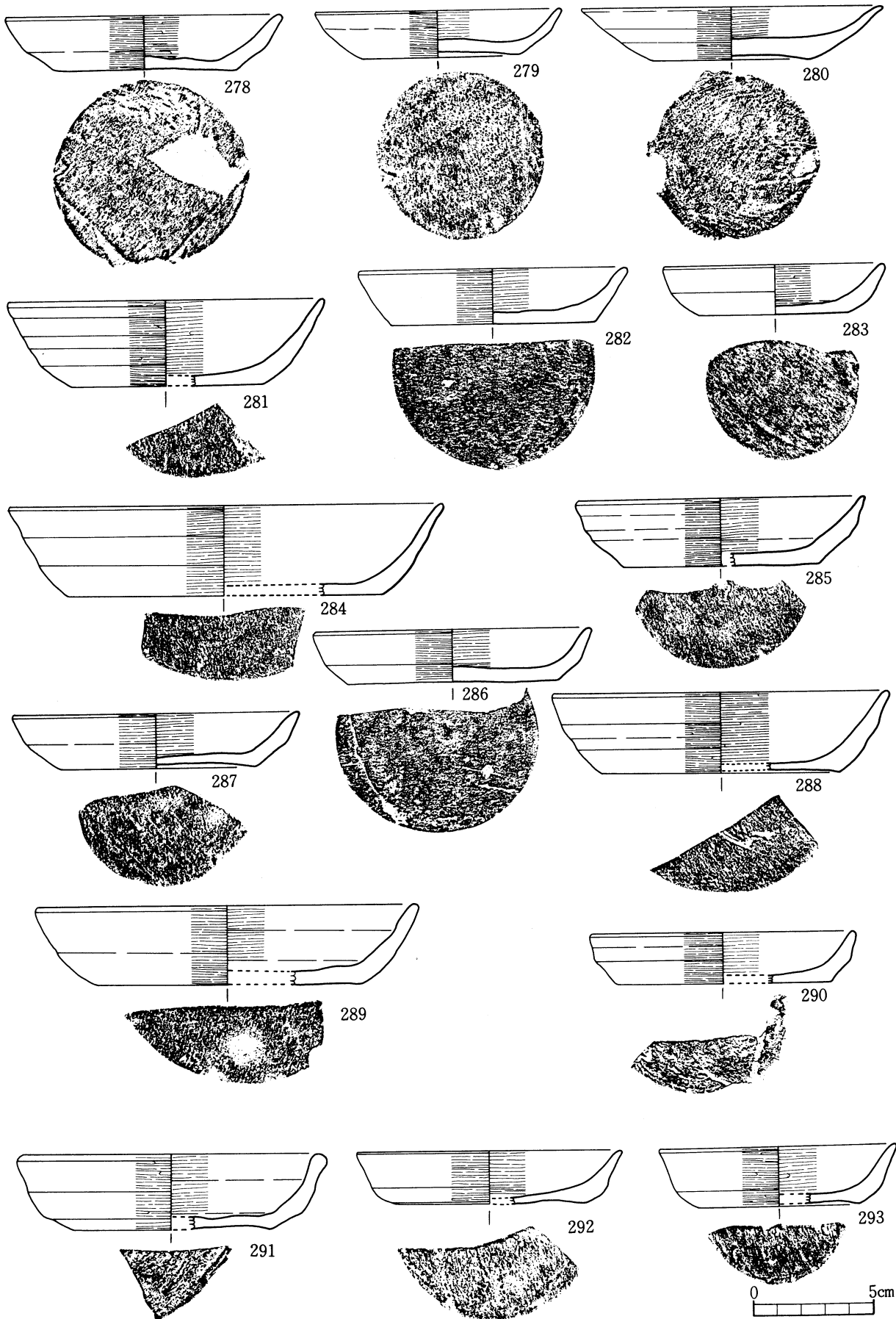
第66図 大建内の出土遺物(12)



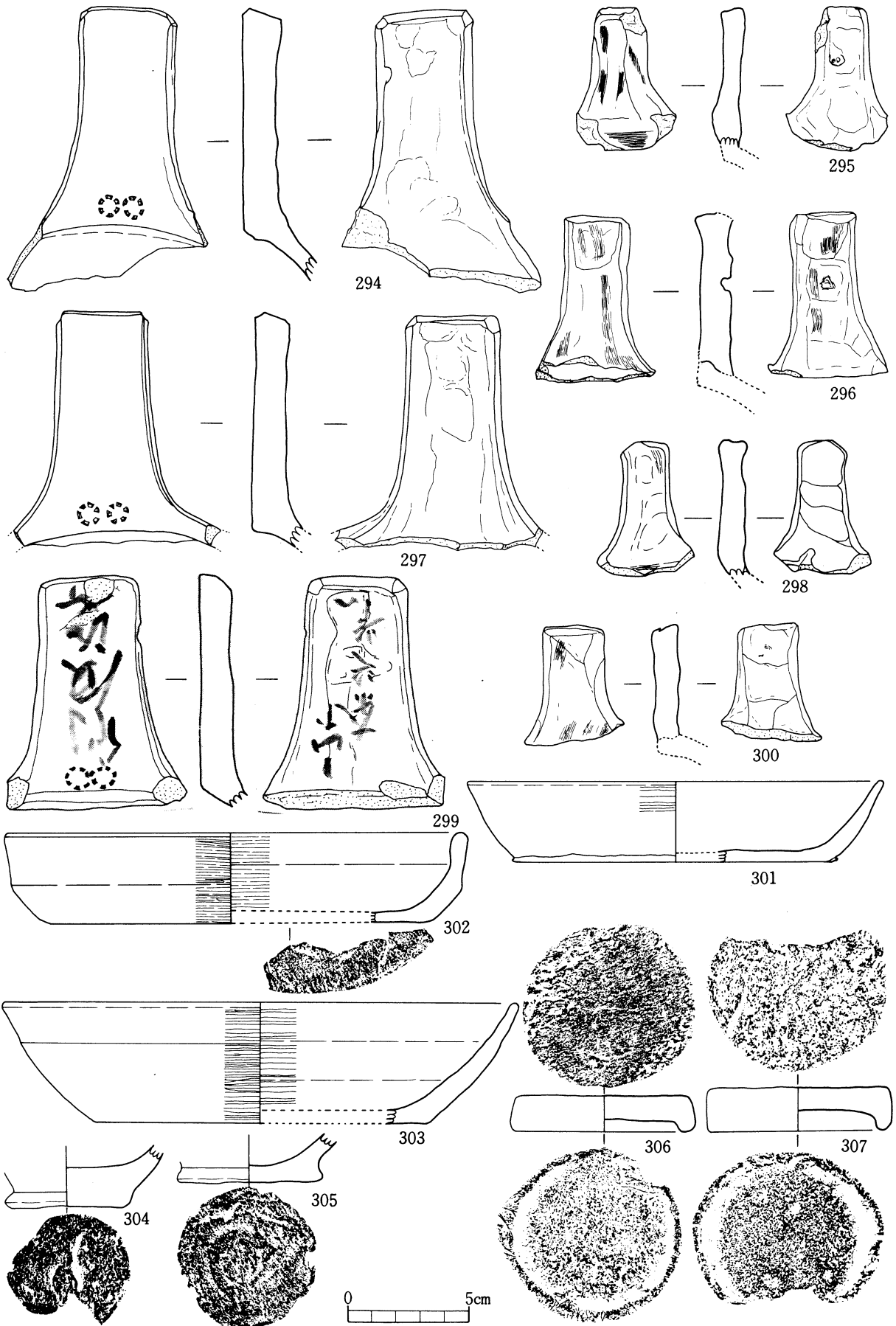
第67図 大建内の出土遺物(13)



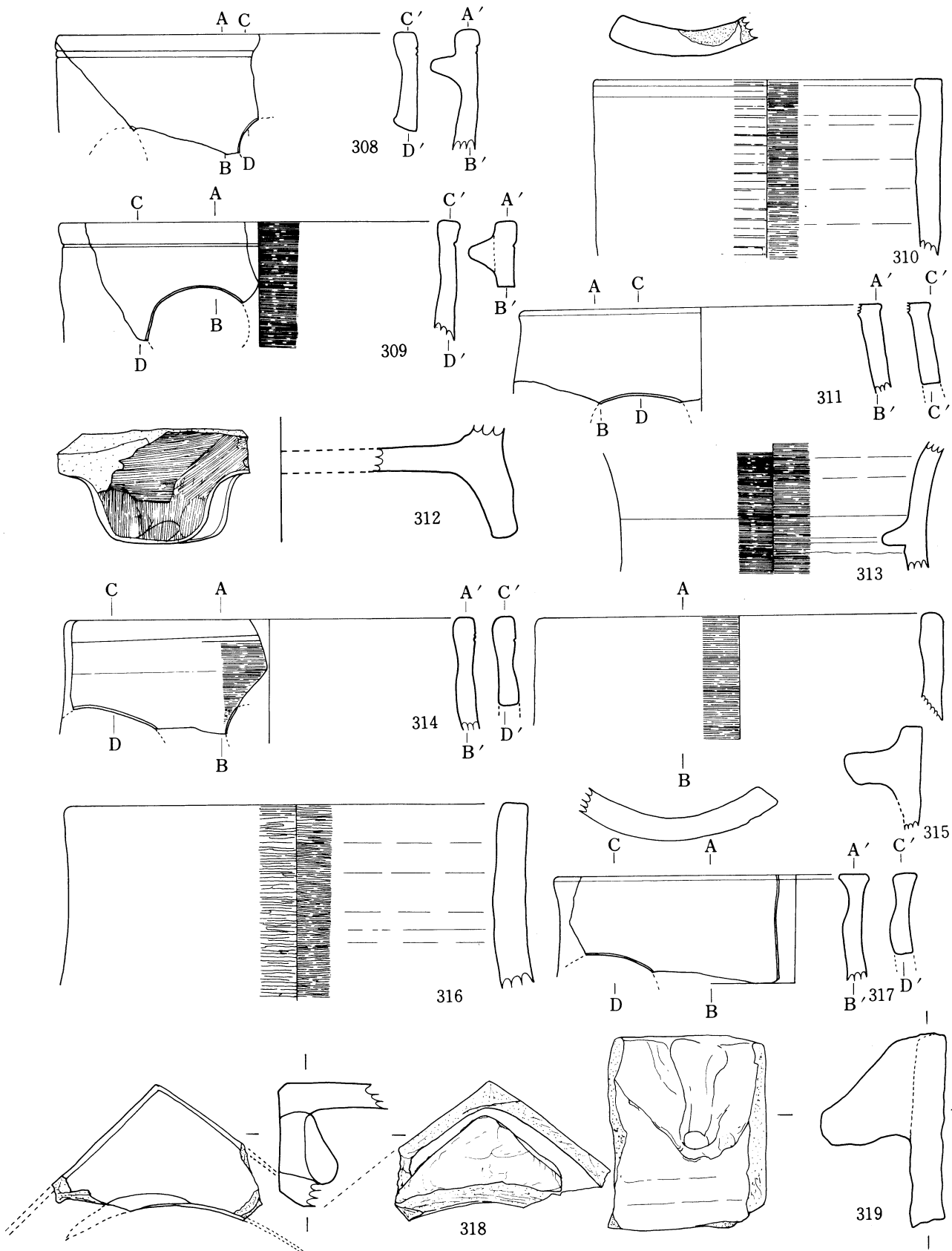
第68図 大建内の出土遺物(14)



第69図 大建内の出土遺物(15)

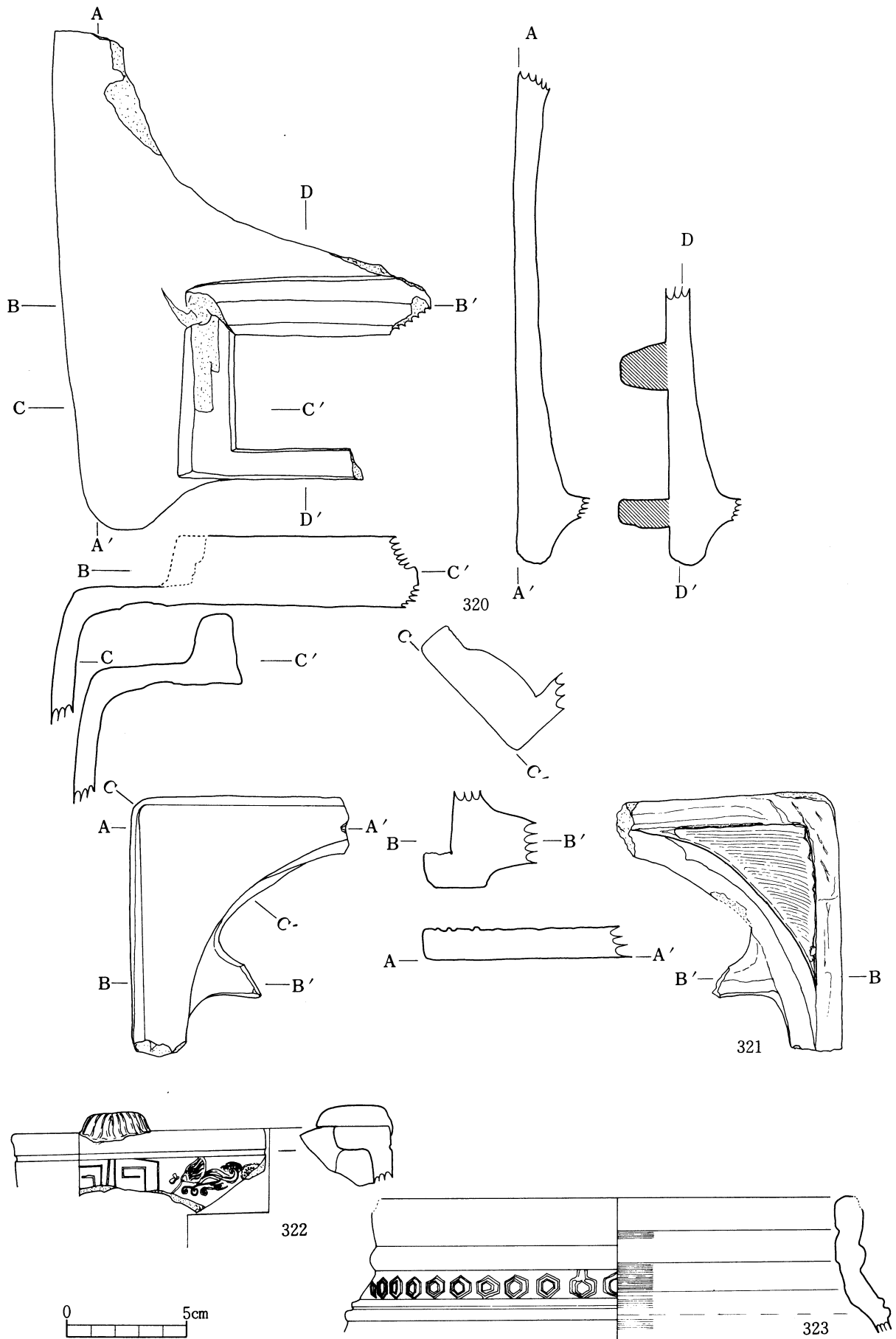


第70図 大建内の出土遺物(16)

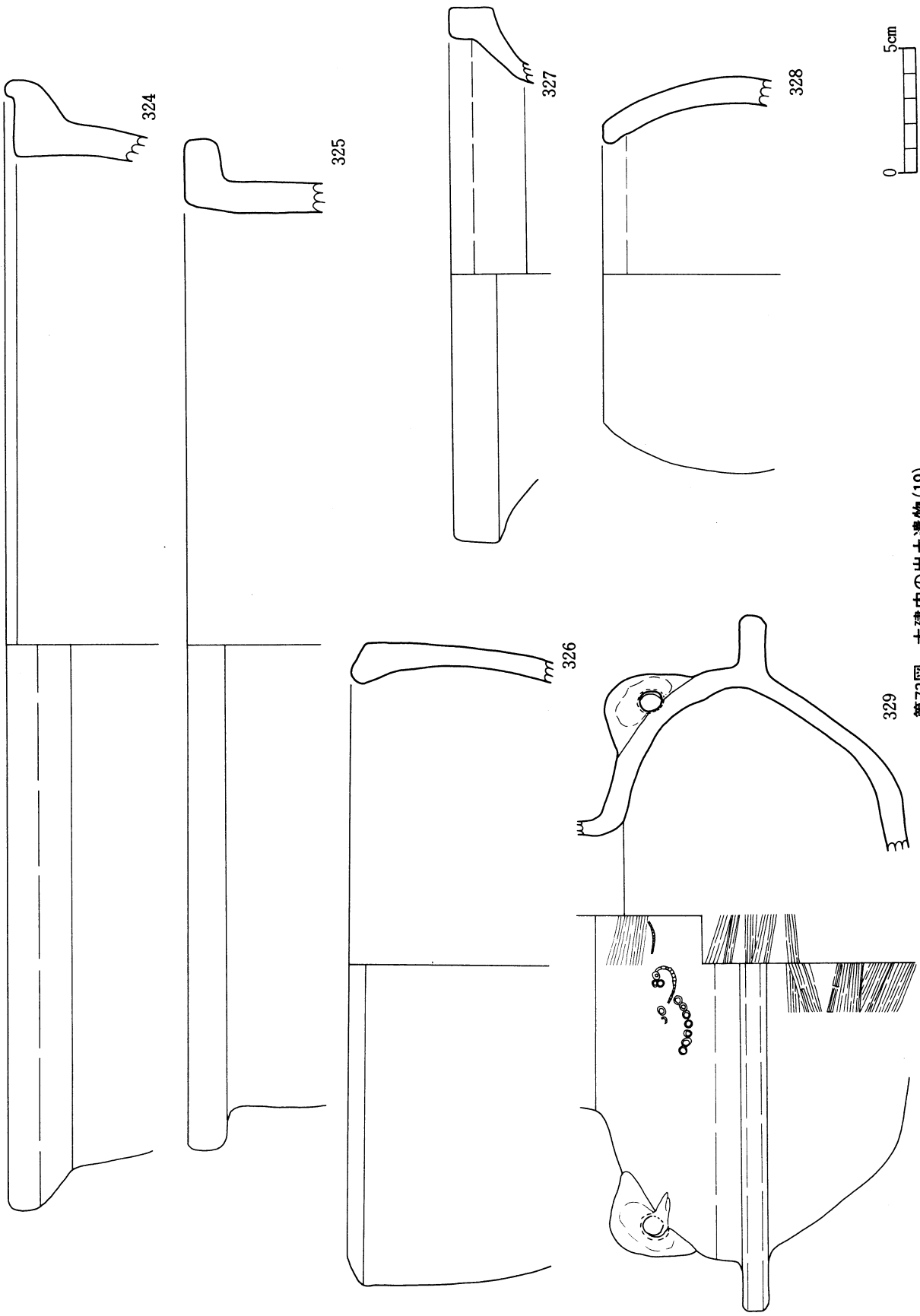


第71図 大建内の出土遺物(17)

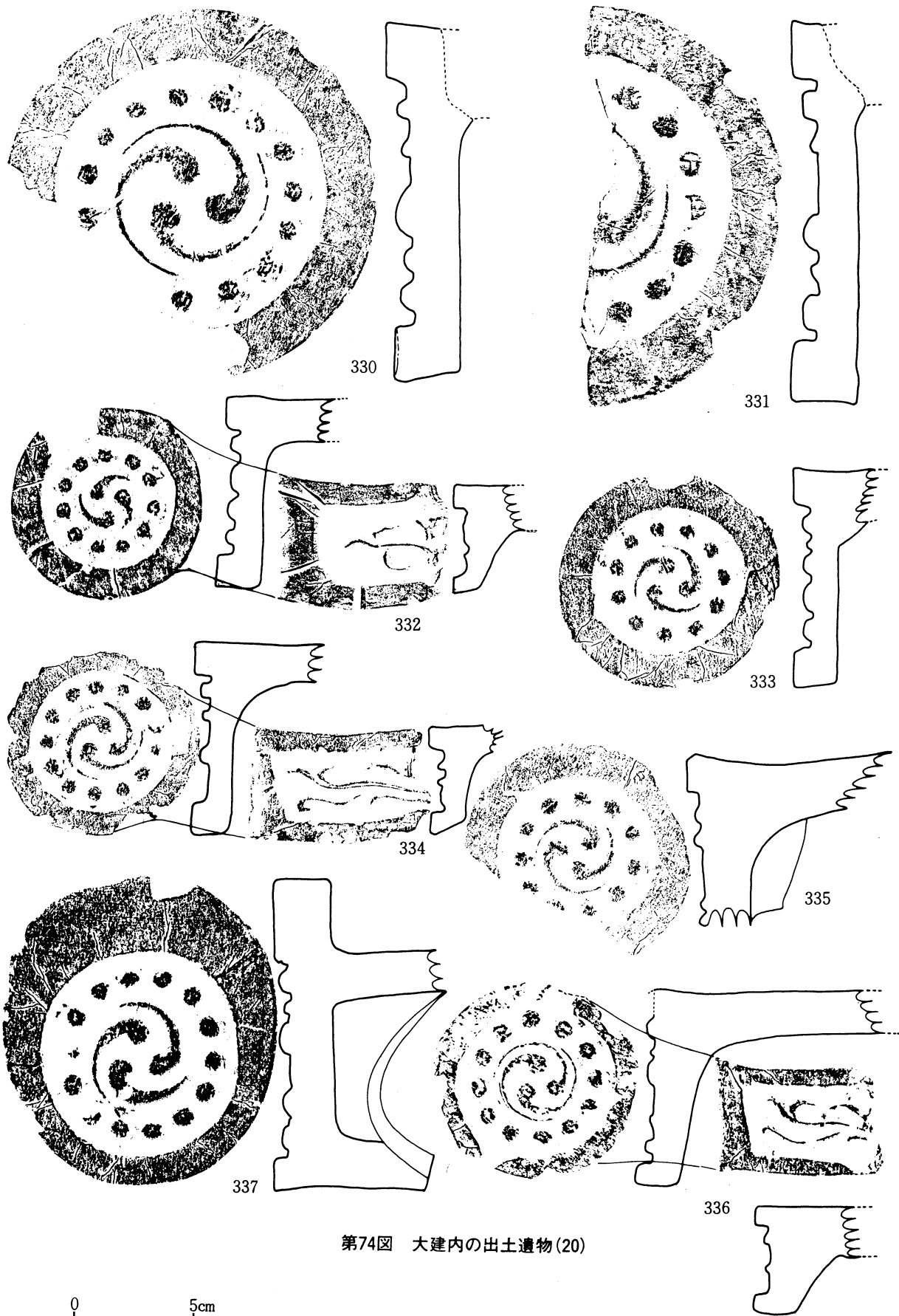
0 5cm



第72図 大建内の出土遺物(18)

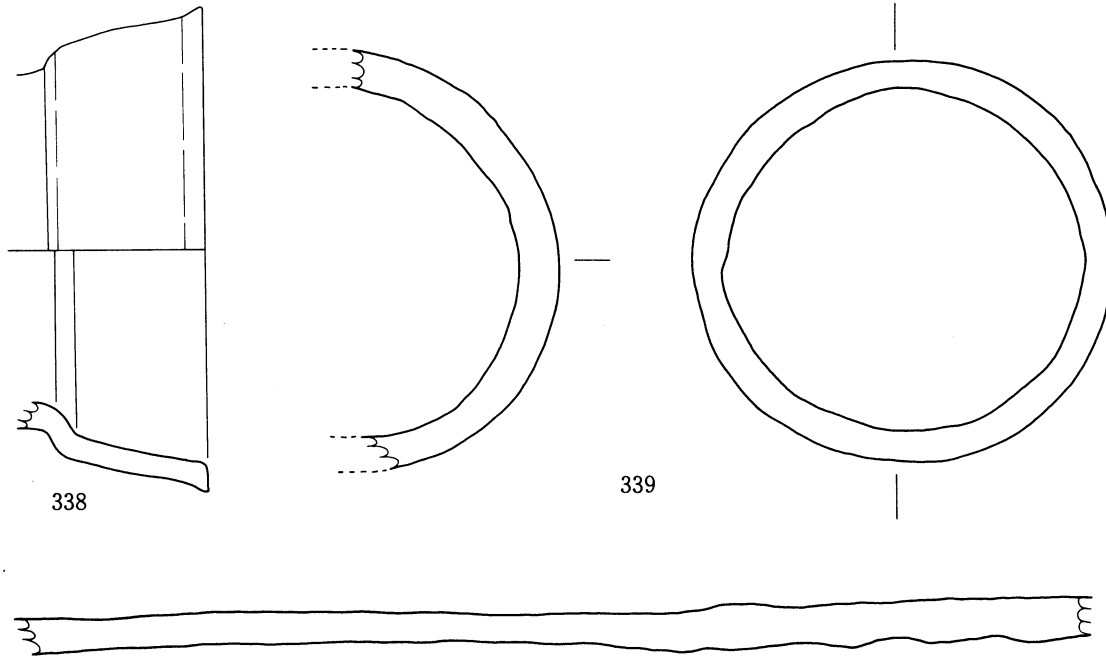


329
第73図 大建内の出土遺物(19)



第74図 大建内の出土遺物(20)

0 5cm



第75図 大建内の出土遺物(21)

301～303は土師質の鍋である。浅いものである。

304・305は奈良時代の土師器である。306・307は塩壺の蓋である。

308～323は土師質の火舎である。

320・321は角ばったもので、322・323は装飾があるものであるが、他は丸形のあっさりしたものである。

324～327は瓦器質の火舎である。326は口縁部に丹で彩色している。

328は黒色研磨の土師質の鉢である。

329は瓦器質の茶釜である。器面は黒色である。

330～337は瓦である。

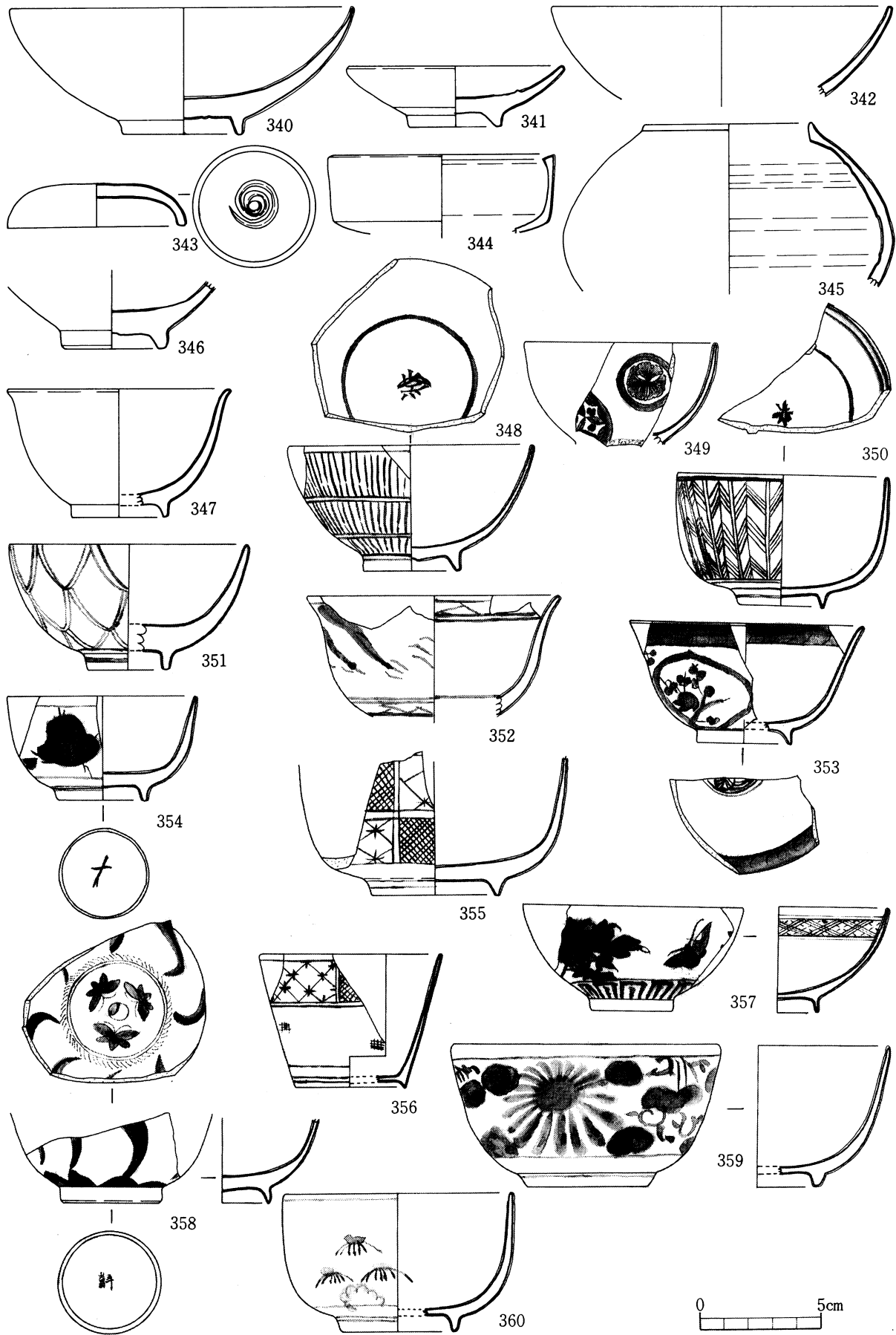
330・331・337は軒丸瓦で珠玉と巴文が施されている。332～336は軒先瓦で珠玉と巴文と唐草文が施されている。

338・339は土管である。器面は篋で調整している。胎土は黒褐色で、砂質が混入されている。

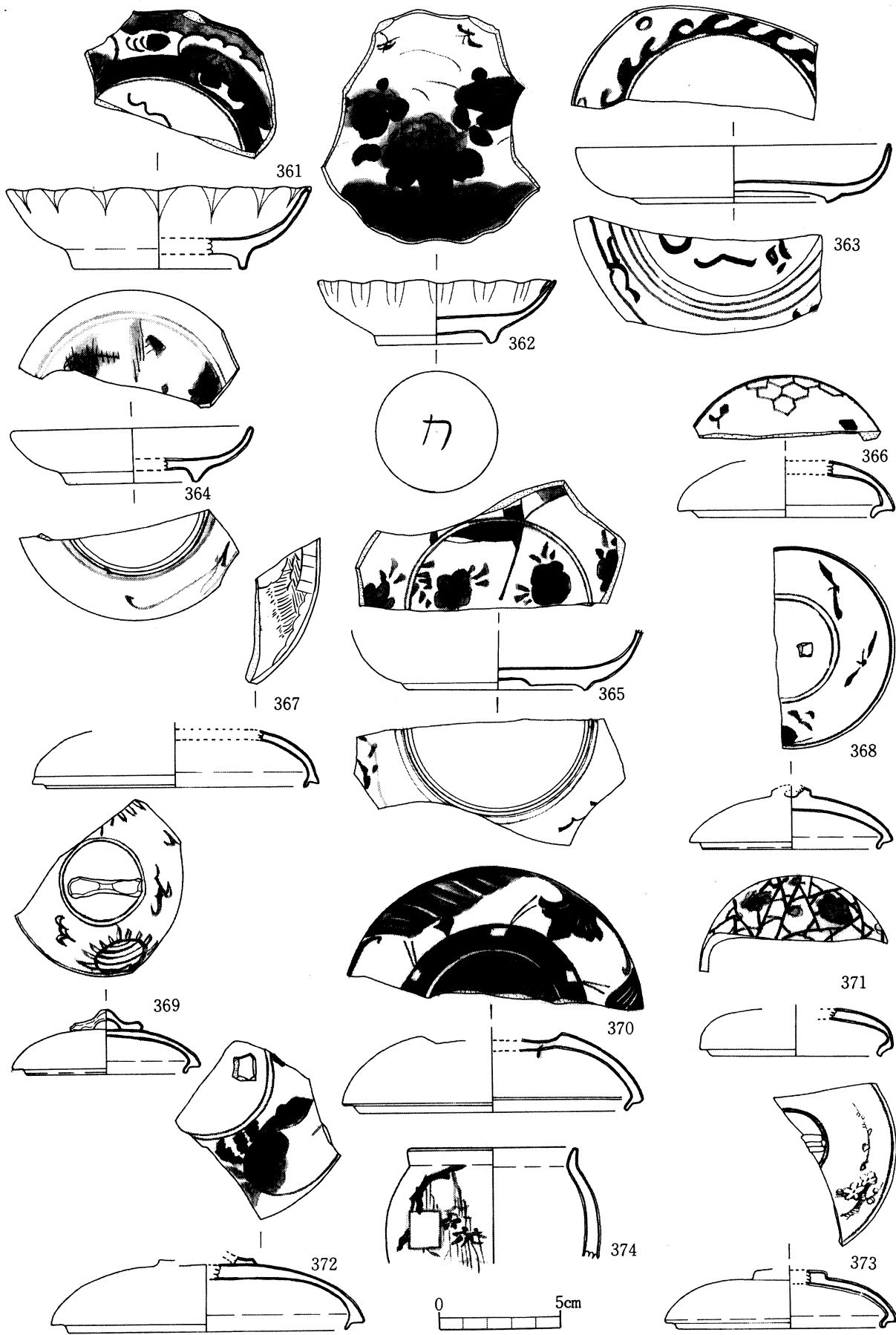
3 井戸1出土遺物(340～392)

340～347は薩摩焼の系統である。

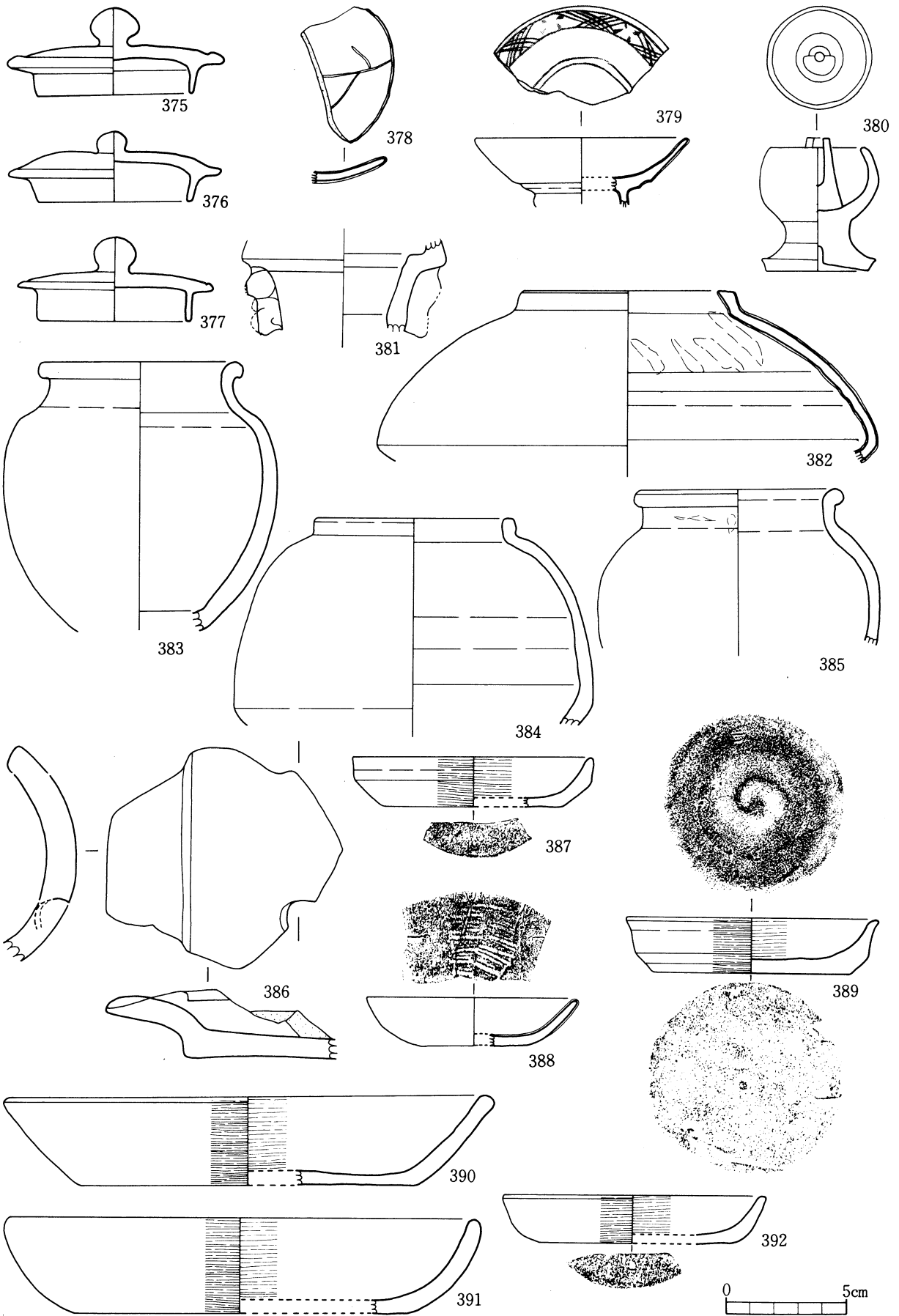
340・342・343・345は白薩摩であり、釉は透明釉で貫入がみられる。器種としては、前から



第76図 井戸1の出土遺物(1)



第77図 井戸1の出土遺物(2)



第78図 井戸1の出土遺物(3)

碗・碗・蓋・茶家である。

341は坏である。灰色の胎土で白色釉を塗っている。見込みに搔落がある。

344は灰色の胎土で透明釉を使用している。

436は碗である。赤茶褐色の胎土で、茶色の釉を使用している。重ね焼き痕が見込みにある。

347は碗である。灰色の胎土で、透明の釉を使用している。

348から374は染付・赤絵・錦手磁器である。その内、錦手は349で赤絵は367である。

器種としては、碗が348～360までで、皿が361～365で、蓋が366～373で、374が小壺である。

絵柄は、348が暦文、349が銀杏文、350が矢筈文、351は網目文、352が詳細不明、353が梅一枝と四弁花文、354が松文、355が斜線交差と四弁花文、356が斜線交差と四弁花文と斜線四弁花文、357が花牡丹と蝶、358が螺旋柳、359が菊と唐草、360が根雪と竹、361は松文、362は紫陽花で裏に力の刻字、363は波文、364は詳細不明、365は桔梗、366は亀甲文、367は水辺図、368は詳細不明、369は栗、370波文、371は氷裂と梅文、372は花牡丹、373は梅一枝、374は枝垂れ文と四角が描かれている。

また、379は四弁花文で青磁質であり、381は青磁で花瓶である。

375～378・380・382・385は黒薩摩である。

375～377は茶家の蓋である。380は皿で葉をまねしている。380は燭台で382～385は壺である。

胎土は384が白で他は灰褐色をしている。

386は土管である。387は緑釉類似の杯である。

388～392は土師質のもので、390～391が土師鍋で、他は杯である。

以上が井戸から出土したものである。

4 社殿の遺物 (393～402)

社殿の遺物は社殿1に出土した。393・394は白薩摩である。白粘土を使用し、透明釉をかけ、貫入がみられ、393には千鳥印がある。

395は灰褐色の粘土で、茶色の釉を使用している。見込みには蛇の目に釉をかいている。

396は灰褐色の粘土で、灰色の釉を使用している。393～396までは器種は碗である。

397は鉢で、灰褐色の粘土で、茶色の釉を使用している。

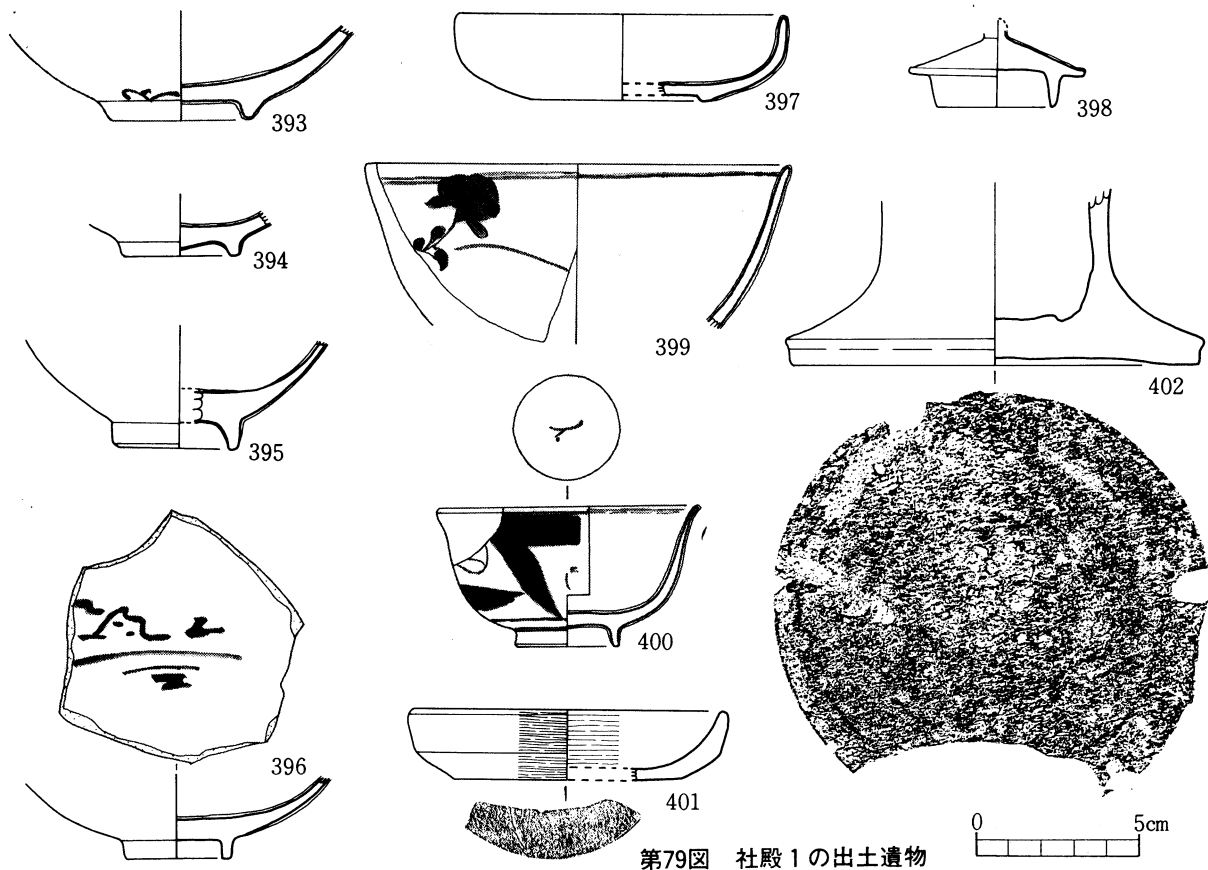
398は黒薩摩の蓋である。灰褐色の粘土で、茶色の釉を使用している。

399は染め付け磁器の碗である。絵柄は、桔梗に近い。

400は赤絵の磁器であり、碗である。絵柄は竹文である。

401土師器で、器面は丁寧面取りしてあげている。

402茶褐色の粘土をたたきしめている。器種としては、花立の可能性はある。



5 御台所の遺物 (403~423)

ここの遺物は遺構内は内であるが、表層扱いから選び出した一部である。

404~408までは同質の焼き物で、白粘土に薄茶色の釉を塗っている。器種は蓋・湯のみ。碗である。

409は蓋で、灰褐色の粘土で、灰茶色の釉を使用している。

410~412は薄手の壺である。410は灰褐色の粘土で、黒茶色の釉を使用している。411は茶褐色の粘土で、茶色の釉を使用しているが、内側は灰色の釉をかけている。421は釉を掛ける前である。

413・414は花立と鉢である。胎土は灰褐色の粘土で、茶色の釉を使用している。いわゆる宗具六写しである。

415は染め付けで磁器碗である。絵柄は竹である。

416は赤絵の磁器碗である。絵柄は草花である。

417は染め付け磁器坏である。絵柄は菊である。

418は三彩陶器である。色は緑・茶・紫である。胎土は灰色である。

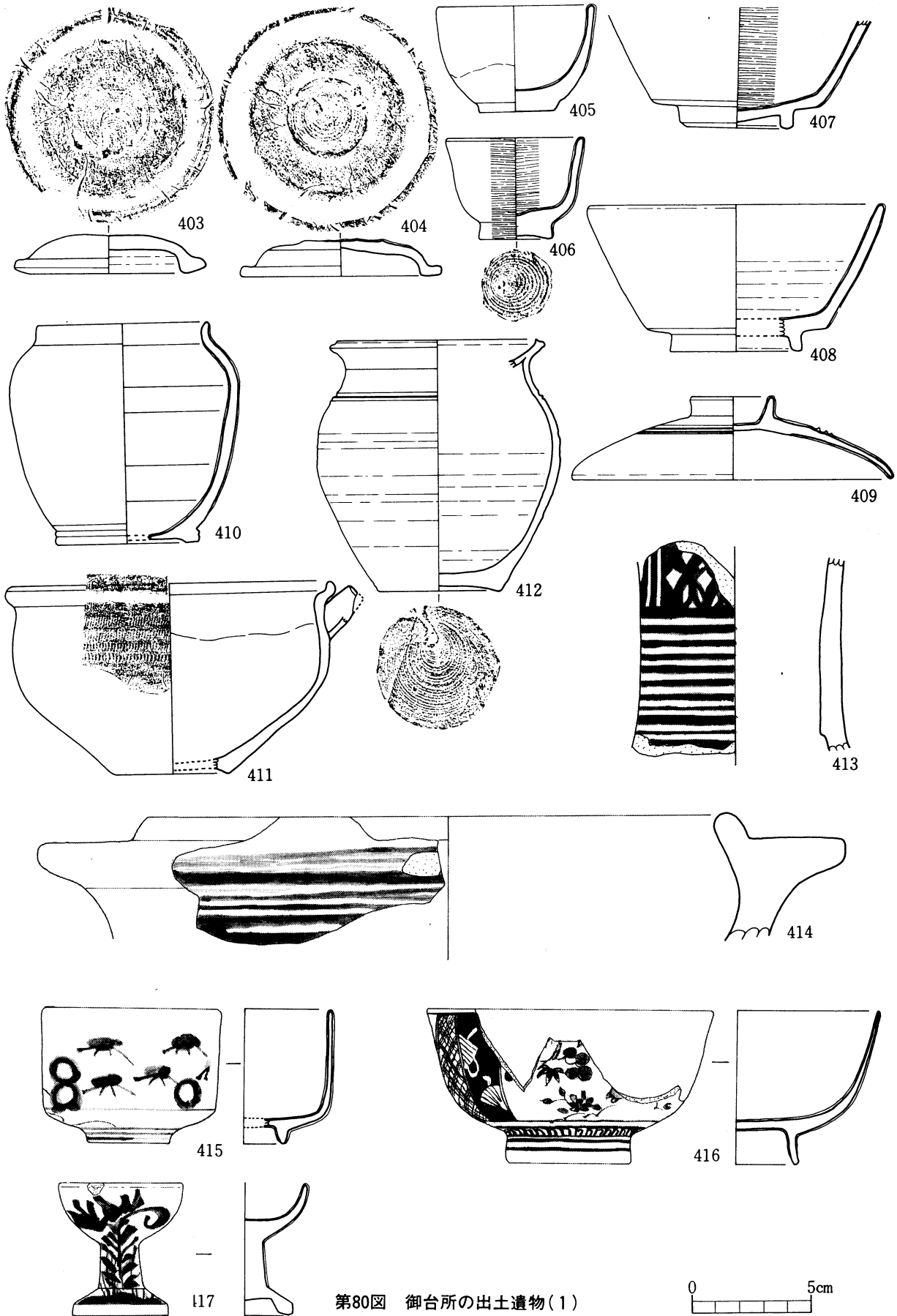
419は黒薩摩の甕である。胎土は赤茶色で、釉は黒茶色である。

420は黒薩摩の甕である。胎土は赤茶色で、釉は黒茶色である。

421は飾り銅製品である。

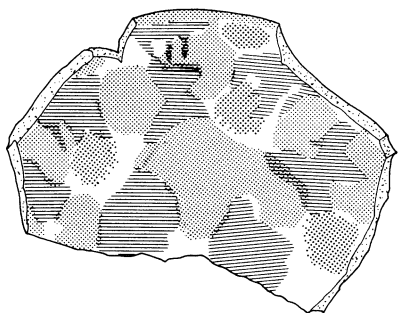
422は銅製品で茶家蓋である。

423はすず器の杯である。

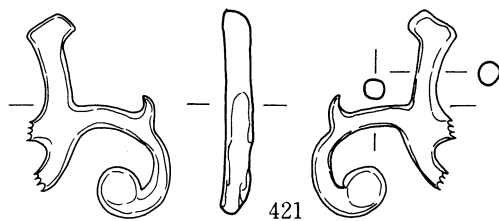


第80図 御台所の出土遺物(1)

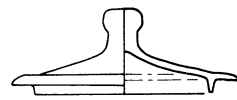
≡ 黄
 ≡ 茶
 ≡ 緑



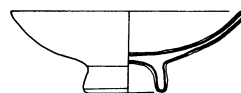
418



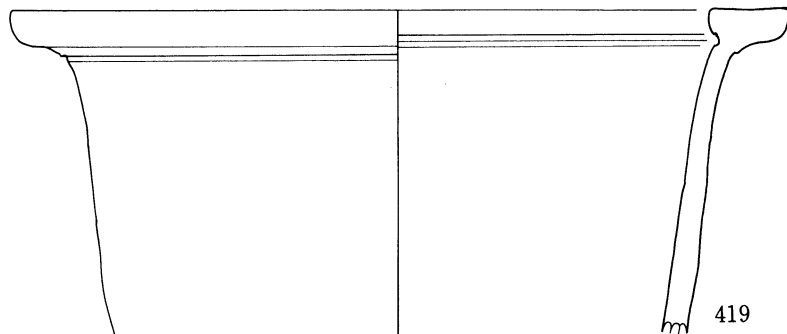
421



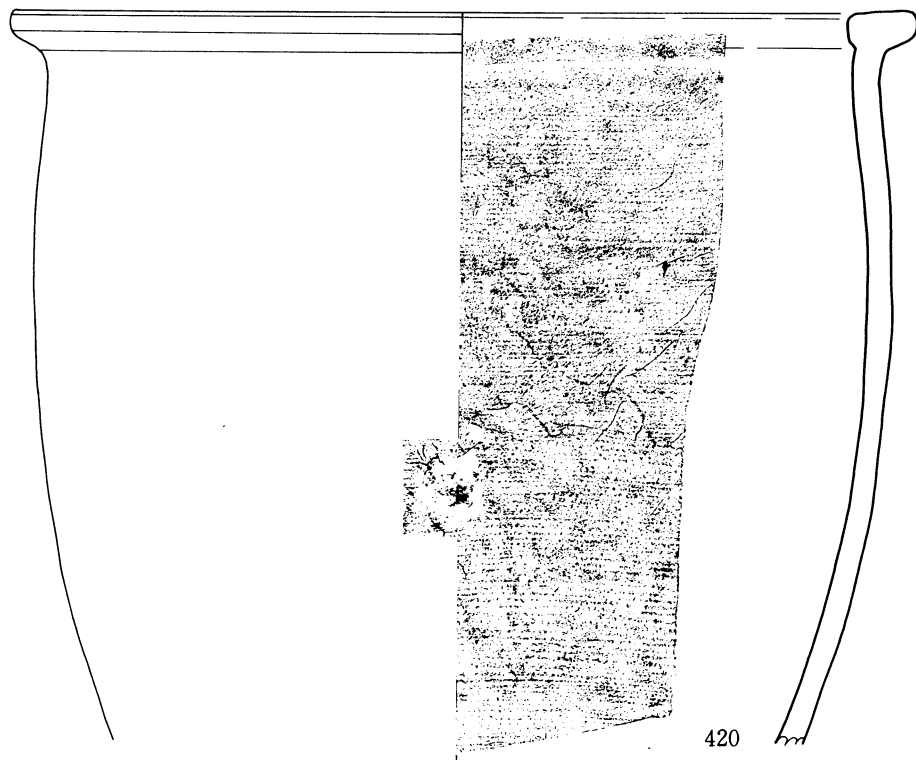
422



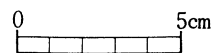
423



419



420



第81図 御台所の出土遺物(2)

第2表 出土遺物計測

(単位：cm)

No.	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴	No.	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴
1	大建下層	5.4	11.9	0.6	4.2					41	大建下層		18.0						
2	〃	5.1	11.5	0.5	4.2					42	〃			0.7	13.9				
3	〃	5.4	10.1	0.3	3.4					43	〃	2.7	10.5			4.5			
4	〃	6.2	11.2	0.5	4.0					44	〃			0.8	6.0				
5	〃	5.4	9.6	0.5	3.2					45	〃	5.5	9.3	0.4	2.9				
6	〃	5.7	12.3	0.4	4.9					46	〃			0.9	4.4				
7	〃	6.0	10.8	0.5	5.6					47	〃		40.1						
8	〃	8.7	12.2							48	〃		33.7						
9	〃	5.6	10.9	0.6	3.9					49	〃		30.3						
10	〃		9.9				11.1			50	中建下層		30.9						
11	〃		7.9							51	大建下層								幅 14.3
12	〃		8.4							52	〃		30.1						
13	〃	5.3	9.4	0.4	3.1					53	〃		19.4						
14	〃		12.6							54	〃		17.0						
15	〃	4.9	9.2	0.5	3.4					55	〃	4.1		0.3					
16	〃			0.9	13.1					56	〃	5.0	10.1	0.5	4.5				
17	〃									57	〃	5.3	9.6	0.7	3.8				
18	〃	5.9	10.0	0.7	4.0					58	〃	5.0	10.1	0.3	4.3				
19	〃					11.7				59	〃	4.7	10.2	0.4	3.5				
20	〃					5.6				60	〃	6.7	11.1	0.7	5.8				
21	〃					5.5				61	〃	5.4	10.1	0.4	3.9				
22	〃		10.1							62	〃	4.9	8.9	0.3	4.3				
23	〃	3.0					7.2	1.5		63	〃	4.6	9.5	0.5	6.8				
24	〃	3.1					6.8	1.3		64	〃		10.0						
25	〃	2.9					9.1			65	〃								
26	〃	3.9					10.0	1.5		66	〃	4.0	8.3	0.3	3.1				
27	〃	3.0					6.7	1.3		67	〃	2.9	6.2	0.2	2.8				
28	〃	3.5					10.7	1.5		68	〃			2.8	4.4				
29	〃	3.4					9.0	1.5		69	〃		7.3						
30	〃	3.7					7.8	1.8		70	〃		10.1				12.0		
31	〃		11.5							71	〃	2.6	13.9	0.4	6.5				
32	〃		10.5							72	〃			0.4					
33	〃									73	〃	5.0	15.4	0.5	6.2				
34	〃	5.0	20.6			11.6				74	〃	3.5	14.2	0.5	9.5				
35	〃	4.5	5.8			5.8				75	〃			0.5	7.9				
36	〃		15.5							76	〃	2.5	9.2	0.2	4.1				
37	〃	0.8	9.6				11.0			77	〃			0.5	9.3				
38	〃	1.0	10.1							78	〃			0.8	8.0				
39	〃	1.5	10.9				11.3			79	〃			1.2	17.5				
40	〃		10.4				11.7			80	〃		12.2						

No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴	No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴
81	大建下層	長さ 3.5	外径 1.6	内径 0.5						121	大 建		8.3						
82	〃								縄文	122	〃	4.5	13.0	0.5	5.2				
83	〃								縄文	123	〃	6.0	11.3	0.6	4.0				
84	〃	1.5	8.0							124	〃		8.2						
85	〃	2.3	10.7			6.2				125	〃	2.2	4.4		4.0				
86	〃	2.4	10.8			6.0				126	〃	2.8	10.0			9.5			
87	〃	2.7	10.8			7.4				127	〃	5.0							
88	〃	2.0	11.0			8.4				128	〃	2.5	10.4			3.9			
89	〃	3.0	10.5			5.5				129	〃	3.4	10.0	0.5	3.7				
90	〃	3.0	11.0			6.4				130	〃	3.3	10.6	0.2	5.7				
91	〃	1.9	10.0			7.5				131	〃	3.7	17.4	0.6	8.8				
92	〃	2.9	10.8			5.8				132	〃			0.8	15.9				
93	〃	2.8	11.2			6.1				133	〃		9.9						
94	〃	2.4	11.2			8.3				134	〃		10.6						
95	〃	長さ 7.7	幅 5.1							135	〃	1.4	7.9						
96	〃	4.4	33.0			2.5				136	〃		9.4						
97	〃									137	〃	2.3	8.7						
98	〃									138	〃		8.1						
99	〃	長さ 14.2	幅 6.8	厚さ 2.2						139	〃	3.6	7.1	0.3	3.2				
100	〃									140	〃	2.7	6.6	0.5	3.0				
101	〃	長さ 8.5	幅 6.3	厚さ 1.8						141	〃		7.1						
102	〃									142	〃		11.2						
103	大 建	5.6	11.9	0.6	4.2					143	〃	2.1	10.5			5.0			
104	〃	6.0	10.9	0.5	4.0					144	〃	3.2	13.5	0.5	6.8				
105	〃	4.8	9.8	0.3	3.5					145	〃	2.5	11.4			5.0			
106	〃			0.6	3.5					146	〃	3.0	11.0			4.6			
107	〃	5.0	9.0	0.5	3.5					147	〃	2.4	10.6			4.3			
108	〃	5.5	10.5	0.4	3.4					148	〃	5.5	10.9	0.7	4.2				
109	〃	5.4	9.9	0.7	3.9					149	〃		11.0						
110	〃	5.1	9.7	0.5	3.7					150	〃	5.5	7.3			4.2			
111	〃	5.7	11.5	0.6	4.0					151	〃	4.9	8.9	2.2	4.5				
112	〃	4.9	9.7	0.3	3.5					152	〃	5.0	9.4	2.5	4.4				
113	〃	5.5	10.7	0.4	4.0					153	〃								
114	〃	5.7	11.3	0.4	4.0					154	〃		3.7						
115	〃	5.3	9.4	0.5	3.4					155	〃		44.1						
116	〃		6.8							156	〃					11.1			
117	〃	4.1	7.4	0.5	3.0					157	〃			0.6	6.7				
118	〃	5.1	10.0	0.5	3.4					158	〃	5.3	12.1	0.9	5.4				
119	〃	4.0	6.8	0.3	2.6					159	〃			0.4	4.8				
120	〃	3.1	5.0	0.3	2.0					160	〃	長さ 6.0	幅 3.8						

No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	庭径	底径	つまみ径	特徴	No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴
161	大 津	2.2	10.5				11.0	3.9		201	大 建								
162	〃		26.7							202	〃		33.0						
163	〃		15.5							203	〃		25.5						
164	〃		17.9							204	〃					12.7			
165	〃	3.4	6.0				8.3	1.6		205	〃		24.0						
166	〃	3.5	6.3				8.8	1.4		206	〃		33.0						
167	〃	3.1	6.9				9.3	1.7		207	〃		34.0						
168	〃	3.1	5.5				7.6	1.6		208	〃		29.9						
169	〃	3.3	7.1				9.4	1.4		209	〃					19.0			
170	〃						8.8	2.1		210	〃		34.3						
171	〃	3.4	6.4				8.5	1.7		211	〃	5.3	9.8	0.6	4.5				
172	〃		6.0				8.5			212	〃	5.1	8.4	0.9	4.0				
173	〃	2.9	6.7				8.8	1.4		213	〃	3.3	7.6	0.6	3.4				
174	〃	3.1	7.2				9.5	1.6		214	〃	6.9	13.2	1.0	5.4				
175	〃	3.4	7.2				9.0	1.7		215	〃	5.5	10.4	0.3	6.4				
176	〃	3.0	8.3				9.5	1.8		216	〃		11.0						
177	〃	3.7	8.3				10.4	1.5		217	〃	7.1	11.2			9.5			
178	〃	3.7	6.6				9.5	1.5		218	〃	6.3	8.6	0.5	4.5				
179	〃	4.3	7.8				10.5	1.5		219	〃								
180	〃	3.7	7.5				10.7	1.7		220	〃								
181	〃		8.0						胴部 17.0	221	〃	4.8	9.8	0.5	4.2				
182	〃		9.1						〃 14.6	222	〃								
183	〃		8.4						〃 14.6	223	〃	6.0	11.0	0.4	4.1				
184	〃								〃 16.6	224	〃			0.3	4.1				
185	〃								〃 17.4	225	〃			0.4	4.2				
186	〃	7.7								226	〃	5.8	11.7	0.8	4.8				
187	〃	11.3								227	〃	7.2	11.3	0.9	4.8				
188	〃		33.3							228	〃			1.0	2.8				
189	〃		21.9							229	〃	5.7	8.5	3.1	4.1				
190	〃		16.0							230	〃			3.1	5.0				
191	〃		13.0							231	〃	5.2	5.4	2.6	3.8				
192	〃		14.2							232	〃			1.1	3.8				
193	〃		13.8							233	〃	4.9	10.1	0.4	3.9				
194	〃		16.9							234	〃		12.0						
195	〃		14.9							235	〃	5.0	10.2	0.2	3.9				
196	〃	6.8	25.5			20.6				236	〃			0.1	4.0				
197	〃	6.2	24.0			18.0				237	〃			0.4	4.7				
198	〃	5.1	24.0			20.0				238	〃		10.1						
199	〃		38.9							239	〃	4.6	10.3	0.5	4.0				
200	〃		40.0							240	〃			0.5	4.2				

No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴	No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴
241	大 建	4.0	8.5	0.2	3.0					281	大 建	3.6	13.3			8.0			
242	〃	3.9	0.5	0.5	3.9					282	〃	2.4	11.2			8.5			
243	〃		10.2	0.9	5.0					283	〃	2.1	9.3			6.2			
244	〃		11.6	0.7	4.5					284	〃	3.8	18.2			13.1			
245	〃	5.1	11.0	0.4	5.9					285	〃	2.9	12.1			8.2			
246	〃	5.4	12.8	0.7	4.4					286	〃	2.2	11.7			8.7			
247	〃		13.4							287	〃	2.3	12.1			8.1			
248	〃	3.5	14.5	0.5	7.0					288	〃	3.4	14.1			9.9			
249	〃	3.9	13.6	0.6	7.8					289	〃	3.3	16.1			11.0			
250	〃	3.3	12.6	0.5	8.3					290	〃	2.2	11.1			8.9			
251	〃	3.8	13.1	0.5	7.2					291	〃	3.2	13.0			8.2			
252	〃	3.5	13.7	0.5	7.5					292	〃	2.2	11.1			7.9			
253	〃	3.2	14.9	0.5	7.5					293	〃	2.5	10.0			6.7			
254	〃	4.1	13.9	0.3	9.0					294	〃	長さ 11.5	幅 8.4	厚さ 1.7					
255	〃	4.2	13.0	0.4	9.2					295	〃	〃 6.0	〃 4.3	〃 1.2					
256	〃	3.8	13.8	0.3	7.3					296	〃	〃 7.0	〃 5.0	〃 1.3					
257	〃	3.8	13.0	0.4	7.6					297	〃	〃 9.8	〃 8.7	〃 2.1					
258	〃			0.4	7.8					298	〃	〃 5.7	〃 4.1	〃 1.2					
259	〃	3.7	12.5	0.3	7.5					299	〃	〃 9.8	〃 7.6	〃 1.6					
260	〃	2.4	11.2	0.3	6.8					300	〃	〃 5.0	〃 4.2	〃 1.1					
261	〃	2.5	9.0	0.7	3.9					301	〃	3.4	17.3			13.5			
262	〃	3.0	9.6	0.7	3.5					302	〃	3.8	19.4			15.5			
263	〃	3.8	14.2	0.3	8.5					303	〃	5.1	21.5			13.8			
264	〃	2.0	9.9	0.3	5.7					304	〃					44.7			
265	〃			0.3	7.7					305	〃					6.1			
266	〃			1.3	7.0					306	〃	1.5	7.7						
267	〃			0.6	7.8					307	〃	1.9	7.7						
268	〃			0.4	7.5					308	〃		15.0						
269	〃	4.2	12.5	0.6	4.4					309	〃		16.6						
270	〃			0.5	7.6					310	〃		14.4						
271	〃		14.0							311	〃		15.0						
272	〃	4.1	14.0	0.5	7.8					312	〃								
273	〃	3.8	14.4	0.3	8.5					313	〃								
274	〃	2.5	10.0	0.4	5.1					314	〃		17.1						
275	〃	3.0	22.2	0.3	15.2					315	〃		16.9						
276	〃	3.0	9.0				10.1	3.7		316	〃		19.2						
277	〃		12.0				13.1			317	〃		13.1						
278	〃	2.3	11.6			7.5				318	〃								
279	〃	2.0	10.3			6.5				319	〃								
280	〃	2.3	12.6			6.5				320	〃	20.6							

No.	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴	No.	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特徴
321	大 建									361	中央井戸 小	3.5	12.7	0.5	7.2				
322	〃		16.0							362	〃	2.7	9.9	0.5	4.9				
323	〃									363	〃	2.4	13.0	0.2	7.7				
324	〃		46.1							364	〃	2.3	10.1	0.5	5.3				
325	〃		41.1							365	〃			0.2	7.3				
326	〃		26.1							366	〃		7.3				9.0		
327	〃		21.8							367	〃		10.7				11.9		
328	〃		12.1							368	〃		7.3				8.5		
329	〃				胴部 28.3					369	〃	2.7	6.7				7.9	3.1	
330	〃		15.0		8.1					370	〃		11.1				12.5		
331	〃		16.0							371	〃		7.0				8.0		
332	〃				径 8.1					372	〃		11.6				13.0		
333	〃				〃 9.2					373	〃		8.6				9.6		
334	〃				〃 8.1					374	〃		7.1						
335	〃				〃 7.2					375	〃	3.7	6.5				9.1	2.1	
336	〃				〃 8.2					376	〃	3.0	6.5				9.0	1.2	
337	〃				〃 13.0					377	〃	3.6	6.5				8.3	1.8	
338	〃		15.0							378	〃		9.0						
339	〃				外径12.9 内径11.0					379	〃								
340	中央井戸 小	5.3	14.3	0.7	5.0					380	〃	5.2	4.0	2.1	4.3				
341	〃	2.5	9.0	0.6	3.9					381	〃								
342	〃		14.1							382	〃		9.0						
343	〃	1.8	7.4							383	〃		8.6						
344	〃		9.4							384	〃		8.5						
345	〃		7.0							385	〃		8.8						
346	〃			0.6	4.1					386	〃								
347	〃	5.4	9.3	0.5	4.0					387	〃	2.1	10.1						
348	〃	5.3	10.2	0.6	4.0					388	〃	2.0	8.9						
349	〃		8.0							389	〃	2.4	10.6						
350	〃	5.5	8.9	0.5	3.5					390	〃	3.8	20.6						
351	〃	5.3	10.0	0.7	3.5					391	〃	4.0	20.1						
352	〃		10.5							392	〃	2.0	11.0						
353	〃	5.0	9.8	0.4	4.0					393	社殿 1			0.5	4.5				
354	〃	4.3	8.0	0.5	3.8					394	〃			0.4	3.7				
355	〃			0.5	5.4					395	〃			0.8	3.9				
356	〃	5.6	7.6	0.2	4.1					396	〃			0.6	5.1				
357	〃	4.4	9.2	0.5	3.3					397	〃	2.7	10.3	0.2	5.5				
358	〃			0.5	4.0					398	〃		3.6				5.4		
359	〃	6.0	11.2	0.6	5.0					399	〃		13.2						
360	〃	5.8	9.7	0.6	4.8					400	〃	4.3	8.1	0.6	3.2				

No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	庇径	つまみ径	特	徴
401	社殿1	2.2	9.9			7.0				
402	〃					12.4				
403	御台所	1.7	6.5				8.1			
404	〃	1.6	8.2				9.0			
405	〃	4.5	6.7			3.1				
406	〃	4.3	5.8	0.2	3.1					
407	〃			0.6	4.8					
408	〃	6.2	12.5	0.6	5.5					
409	〃	3.5	13.3				13.5	3.6		
410	〃	9.3	7.4	0.2	6.1					
411	〃	8.0	13.9			4.8				
412	〃	10.1	9.0			5.1				
413	〃									
414	〃		24.4						幅33.9cm	
415	〃	5.7	7.7	0.7	3.4					
416	〃	6.5	12.1	1.5	5.1					
417	〃	5.6	5.3	3.1	4.1					
418	〃	6.0	15.5	0.9	8.2					
419	〃		24.0							
420	〃		27.9						胴部26.3cm	
421	〃									
422	〃	2.7	5.5				7.0	1.2		
423	〃	2.5	7.2	0.8	2.5					

※本報告書作成における参考文献

鹿児島（鶴丸）城本丸跡 鹿児島県教育委員会 1983.3

戸崎勝洋，吉永正史，五味克夫

鹿児島（鶴丸）城二之丸跡 鹿児島市教育委員会 1984.3

出口 浩，下鶴 弘，五味克夫

六曲半双屏風 鹿児島市立美術館 大江出版社

元禄・宝暦の鹿児島城絵図 東京大学資料編纂所

ま と め

鹿児島城二之丸跡のうち今回発掘調査した旧鹿児島大学医学部グラウンドに検出された遺構は、建物跡に推定されるものをはじめ内濠跡、門跡、石管水道跡、神殿跡2、石段、井戸跡、水槽、池溜跡、排水溝、塀跡などさまざまである。また発見した遺物は瓦器質大浅鉢屋根瓦のほか染付磁器、植木鉢、油壺、皿、碗、猪口、屋根瓦、薩英戦争当時の英国海軍のものと思われる砲弾などがある。陶磁器は薩摩焼を主とするが伊万里焼、琉球焼、宋胡録写なども含まれている。これらの遺構、遺物は爾後に逐一検討する機会は得られなかったが調査で得られた知見に基づいて以下のようにまとめることとした。

第1節 各遺構について

内濠について

鹿児島城跡は本丸北側城壁と東側城壁は今日でも濠を繞らしてある。明治11年に書き写された成尾常矩の城内指図には本丸南壁と二之丸の間に堀が示されているけれども、調査時鹿児島城跡は本丸北側城壁、東側城壁の周りに濠が残るのみである。しかし、これまで知られている資料には、ここに濠があることを示したものはあったが濠は表出していなかったし、これまでこの実際を知ることができなかつたのも事実である。また本丸東側城壁に続く二之丸東側城壁の接点には、積石の規格ばかりでなく工法が異なることを示す明確な画線がある。この画線が何を物語るのか今日まで疑問はあったにせよ、それらの疑問に容易に対処できなかったことは、ひとつの事実として指摘しても決して誤りでないと考える。ところが今回の発掘調査で本丸跡南側城壁と二之丸跡の間に東西の長さ72.5m、南北の幅員14.0m（間・尺）の内濠を検出した。検出された内濠は成尾常矩鹿児島城指図と比較したとき、間仕切があるなどと細部は多少異なるけれども大筋で記録の信憑性を一段と高めたことは否めない。ただ、この内濠は検出されたa-1'~4'区で終止しないものであることは、発掘調査はもとより本県の関係者が(1990年)最初に確認した元禄9(1696)の「鹿児島城絵図」(東京大学資料編纂所蔵)からも明らかである。発掘調査ではa-1'~4'区に面を内側にした平積みの凝灰岩切石があり、その後方に後詰めと推定される凝灰切石、更に約1.5mの間隔をおいて東西方位に並んだ凝灰岩切石列を検出したこともあって、f-1'~4'区まで内濠が続いていると推知することはできなかった。しかし調査当時行った遺構確認の深掘りの知見と後日判明した上記の鹿児島城絵図を突き合せた結果、本丸南側城壁に沿う内濠はf-4'区が西端であることが判明した。次に内濠は、f-1'~4'区からは南へ矩形に折れf・gの画線沿いに、f~d-15'区の中程まで延びていたことは確かである。それで本丸・二之丸間内濠の西端は、a-1'~4'の石積でなくf・g-1'~4区の画線辺りであることは間違いない。a-1'~4'区の石積みを内濠の西端とした事情もあってc~f-1'区及びd~f-4'~15'区に推定される内濠の一部は発掘調査していない。しかし、d・e-3'・4'区及びd・e-8'・9'区の2か所で遺構有無の最終的確認をするため深掘りした結果、二か所共に表層下約1mは水分を多量に含んだ黒褐色腐植土層があり、その下からは割れ

た瓦が多量に発見された。ここは湧水が多く、瓦片は黒褐色腐植土で汚れているのは勿論、深掘りのところは混濁して状況の詳細な把握は著しく困難のまま瓦溜りとしたけれども内濠 a～M-1'～4'区も同じように、腐植土に混って陶磁器片が多く出土したところ或いは瓦片の出土が多かったところさまざまであったので、この2か所を含む内濠のこの一所も瓦捨場にしたい可能性は極めて高い。従って先の絵図と深掘りで得た知見からここにも内濠があったことを確定してよいと考える。f～d-1'区からの長さが絵図のとおり29間(52.2m)であれば、内濠はf・d-15'区まで及んでいたことになる。次に元禄9年の鹿児島城絵図は、f～d-1'～15'区に及んでいた内濠がここで再度方向を矩形に変え、後背の城山の方に設けてあった状況とその部分の長さを描いてある。ここは発掘調査した二之丸跡に比べ約4m高く、未だ鹿児島大学用地で発掘調査対象地になっていなかったところであるが、城山との境いには凝灰岩切石の平積みの石垣が残っているので、f～d-15'区から再度方向を変えた内濠はこの石垣の辺りまで続いていたものと推定され、その長さはc・d-1'～15'の画線から57.6m(32間)である。

以上述べた内濠は元禄9(1696)年の鹿児島城絵図及び正徳3(1713)年の御城絵図の何れにも示されている。また本丸跡と二之丸跡の間の内濠は、成尾常矩の鹿児島城内指図に明示されているものである。本丸跡と二之丸跡の間に、今回検出された内濠は上記三者のそれぞれの記録と合致する。また発掘調査区西のd～f-1'～15'区のうち、深掘りした2か所で得た瓦片及び検出状況の知見は嚮に述べた如く、元禄9年の鹿児島城絵図及び正徳3(1713)年の御城絵図に描かれている内濠の所在を否定するものではない。ただf・g-1'～15'画線から西の城山麓へ続く内濠の一部は発掘調査に基づく直接の知見は得ていないがf～M-1'～4'区、f～c-1'～15'区同様、これまで得た内濠に係る知見と元禄9(1696)年の鹿児島城絵図及び正徳3(1713)年の御城絵図に合致するので、内濠はf・g-13'～15'区以西に及んでいたものと推知して支障はないと考える。

次に始めに触れた本丸と二之丸東側城壁の接点に見られる画線が生じた時期について述べることにしたい。この画線を描いてある絵図は「城山南面屋形前之図」(紀行篇画帖所収)、鹿児島城下略絵図」(薩摩風土記所収)、「天保年間鹿児島城下絵図」(鹿児島市立美術館蔵)、「鹿児島城絵図」(東京大学史料編纂所蔵)などである。この中で最も明瞭な画線で描いてあるのは後二者であって前二者は必ずしも截然としたものではない。それで発掘調査当時得られた資料で最も明瞭に描かれているものは、「天保年間鹿児島城下絵図のみであったから、この画線は第25代藩主島津重豪の二之丸拡張に伴い内濠を閉塞した折、石材の大きさや工法が異なったのでこの画線が生じたとする見解もあった。筆者もその中の1人である。しかし本県関係者が上記の「鹿児島城絵図」を確認するに及んでこの疑問は一掃されたと言える。つまりこの画線は慶長初期の築城から90年余りの絵図に描かれていることからして、「築城当時の姿を今日に伝えている」の一言に尽きることになる。

建物跡について

二之丸跡で検出された建物跡は23か所である。これらの建物跡はそれらが検出された場所、

それぞれの建物に関わる栗石の規模・用材・施工などを基に推定されるが、建物の規模、構造及び建物の内外から検出された遺構・遺物で建物に付随或いは関係あると見られるものを加えて、ア．人々が常時居住し或いは城内で生活する人々の暮らしを分掌して担うため建てられたと見られるもの。(SB1・2・4・11・12)

イ．武器のほか日常生活に必要な器具・器材・食料を貯蔵保存するために建てられたと見られるもの。(SB3・5・6・15・16・17・18・19)

ウ．人々の出入りを検分し城櫓を防護するために建てられたと見られるもの。(SG1・2・3・4・, SF1・2・3・4)

エ．武術錬成を行うために建てられたと見られるもの。(SB7)

オ．騎乗の馬1匹を飼育するために建てられたと見られるもの。(SB9・10)

カ．城の守護神を祭祀するために建てられたと見られるもの。(SS1・2・3)

キ．その他(SB8)

のように分けることができる。これらのうちSB1・SB2・SB3・SB4はSF1で囲まれた同じ区画の中に所在する。その上SB1・SB2・SB3は何れも最上位の同じ地層に栗石が検出されている。就中SB1・SB2の2棟は二之丸跡に検出された建物としては建造時期が最も新しいものの一つである。就中SB1, SB2の2棟の梁行は、共に南北方位である。一方天保年間鹿児島城絵図に描かれている建物の棟は、同じ南北方位で遺構SB1・SB2と一致するから、これが絵図のひとつに相応するものであることは確かである。そしてこの2棟は正徳3(1713)年大火後に再興された建物であったのではないかと推知する。次に、SB1・SB2の下からSB4が検出されている。SB4は前二者のかなり下方にあるだけでなく、桁行はSB1・SB2と異なり東西方位である。桁行が東西になった建物は、先の天保年間鹿児島城下絵図の二之丸のこの位置には見られないから、SB4は層位的に勿論のこと、絵図等の資料と対比してもSB1・SB2に先行する建物であることは明白である。

SB5・SB6は深さ0.8m・幅員0.1m 前の掘り方に、凝灰岩角礫と軽石円礫を用材にして堅牢な地業を施した布基礎をもつ建物跡である。この二つのうちSB5は中程に同じ布基礎とほぼ円形の坪地業を施した跡が知られている。布基礎はSB5をこの部分で間仕切りしてあったことを示すものに違いない。また、坪地業は当初初間仕切りしてあった建物を改修したため、構造が変わったことを示していると考え。SB6はSB5に較べ規模が大きい。これは中央に礎石を置いた構造のものでSB5の改修後と同様である。成尾常矩鹿児島城指図は二之丸のこの位置に東西2棟の「クラ」を明示してあるので、SB5・SB6はこれに相応するものとして特定することとしたい。

ところでこのように深い掘り方に凝灰岩礫を主に、軽石円礫を混ぜて固く突き固めた布基礎を伴うクラは一体どのようなものであったのであろうか、粘土と漆喰の土蔵は到底考えられないから、壁の下位数段が石積でその上が土蔵と同じ構造或いは壁全体を石積みした石蔵の何れかであったものと推定する。

SB7は東西方位を棟とする桁行3間・梁行1間の建物跡である。桁行の柱間は3.6m(12尺) 梁の柱間は6.8m(22尺)であるが束柱等の跡痕は確認されていない。成尾常矩の鹿児島城指図はこの位置に「御稽古所」を記しているが、これに類する建物跡はこの周りには知られていないからこれが御稽古所跡であることは確かである。

SB9・SB10は共に、東西約19m(63尺)・南北約3.6m(12尺)の建物跡である。2棟のうち北側の柱列はSD3に近接した南側に、南の柱列はSF4の北側に沿ったところにあるものも見られる。SB9は南北2列の栗石が検出されている。桁行は5間で柱間の心心距離は東から4m(13.3尺)+3.6m(12尺)+3.6m(12尺)+4m(13.3尺)+3.6m(12尺)で必ずしも等距離ではない。梁行は柱間3.6m(12尺)の1間である。SB10の桁行は5間で柱間の心心距離は東から3.6m(12尺)+4m(13.3尺)+3.6m(12尺)+4m(13.3尺)+3m(13.3尺)で前者同様不同である。特に北側の桁行に対応する南側の桁柱列はSF4に沿ったところに想定されるが、遺構が重複することもあるが些か無理があるようにも思う。しかしこの凝灰岩角礫群の中以外に栗石のまともは検出されていないので得心せざるを得ない。さて、このように東西の柱間5間・南北の柱間が1間で二之丸西南隅に所在する細長い建物は一体何であったのであろうか。「通昭録」卷之七には鹿児島城の事として、廐は全部で12軒がありその内訳を書き記してある。その中に「二軒は長さ5間、横2間」のものがあることを記してある。通昭録は後に二之丸を拡張した第1代藩主島津重豪幼少期の頃の鹿児島城の現況を書き記したものであり、検出された遺構の柱間1間は通昭録と同じでない。しかし、柱間の心心距離は3.6m(12尺・2間)であり、所在の位置・規模・構造などから通昭録に記されたのと同じ廐2間に対応する建物が後世にも、この地にあったとして廐跡に特定することとしたい。

SB10としたものは、G-21'~24'の画線に沿った礎石を伴う石積列とF-21'区にあって前者との明が想定されるもの及びH・I-24'・25'画線上に位置する石積、さらにH-21'区に検出された漆喰の張床からなるものである。

SB11はI-21'~24'区に検出された石積列と漆喰張りした遺構及びL-21'区を中心に検出された遺構にK・L-23'・24'区の礫石を伴う張床を取り込んだものである。この二つの遺構は何れも石材は同質の凝灰岩の切石を用いてあるだけでなく、石積の間にある礫石も同質の切石を用いてあること、漆喰の張床がところどころにあること、F~N-21・22の画線上に方形に整えた栗石が同じような規模、同じような工法の形状であることなどから二つの建物跡は当初から一体的なものと想定していたものであるが、別個の建物跡と見られるので分離すべきであるとの見解が寄せられたこともあって上記のとおり分離した。しかし、建物個々の検討を掘りどころにここでは改めて一体的なものとして取扱うこととした。この遺構は、建物の中のあちこちに凝灰岩切石を用いた石積みしてあること、煉瓦を積んだ遺構があること、漆喰で床を張ってあること、建物跡に大きい木桶があること、近くに凝灰岩を削り抜いた水槽が検出されていることなどから水を多用するところであったものと想定される。ところで例の成尾常矩鹿児島城指図は、ほぼSB10、SB11に対応する二之丸のこの位置に「御台所」を明示してある。御

台所は二之丸で規模が最も大きく棟は東西方位である。検出した遺構は他と異ってSB11だけをとっても規模は二之丸で最も大きく棟は東西方位であるから、これにSB10とした部分を加えたとしてもSB11の規模・形状・性格を損うどころか、規模は一段大きく、形状は更に拡実し、性格はまた深化して成尾指図と同じようなものになることは必定である。従ってSB10・SB11が御台所であることを疑う余地はないものとする。

SB15・16・17の3棟は何れも二之丸北東隅にあってSKの南に所在する。3棟のうちSB15だけは長辺が南北方位であるのに対し、SB16・SB17は共に東西方位である。このSB15は長さ19m(63尺)・幅員4.2m(14尺)であったが、遺構の最も大きな特徴は軽石円礫を並べた上に方形に整えた凝灰岩製板石を組み合わせた敷石が東西両側と中央に検出されていることにある。SB16は長さ8.6m(28.6尺)・幅員4.0m(13.3尺)の規模で、周辺には軽石円礫を並べてある。軽石円礫の間は所によって炭化した植物質の細片や煤がついたような漆喰片が検出されているほか、南面に近いところには排水石管SD⑥を埋設してある。SB17はSB16と濠(SK)の間に所在する長さ8.5m(28.3尺)・幅員3.3m(10尺)の軽石円礫でもって囲繞したものである。しかし、これは南面を延長した東にも同じような軽石円礫のまとまりが検出されているから、本来は3.5m(11.6尺)程東へ延びていたものと想定される。縮小されたのは多分後世SB15を建設した折に、ここを取り込んだためSB16とほぼ同じ規模になったのではなかろうか。こうしたことから軽石円礫で囲繞した3つの遺構はSB17がSB16に先行するが、SB16の時期はSB15に較べどのようになるのかははっきりしない。しかし、同方位で揃えてあることからしてほぼ同時期ではあるまいか。また建物跡とした場合、礎石或いは柱穴は検出されていないのでこれらの遺構を特定できる知見は残念ながら得ていない。それでこの遺構及び性状等については今後の検討課題に譲ることとしたい。

なお、SB15はSB16・SB17と異なり内濠を含む二之丸庭の歩道の畳石であると考えたが、クラであるとの進注がありそれによって編集されたので小項の標題と記述内容は齟齬がある。

SB18・19・20のうちSB18・SB19は、排水溝SD1を中にしてほぼ相対する東西に検出された軽石円礫を同高に並べた遺構である。SB18は長さ20.3m(67.6尺)・幅員3m(10尺)、SB19は長さ4.2m(14尺)・幅員3.1m(10尺)、SB20は長さ5.5m(18.3尺)・幅員4.2m(14尺)の規模であるから遥かにSB18が卓越した大きさである。次にSB18の東面は、排水溝SD1のA-4'~6'区の直線部とほぼ同じ線上に位置するだけでなく、SB18を避けるようにしてA-6'区の南半から流路を東へ変えている。また排水溝(SD)1はA-9'区の半ばまでは直線状に敷設してあるが、A-8'・9'区画線近くからは東へほぼ直角に流路を変えている。SB18の東面に沿って並んだ3本及びこれと離れた1本の凝灰岩割石は、共に排水溝(SD)1のA-4'~6'、A-9'・10'の東側側石と同じ線上に所在する。こうしたことからSB18は排水溝SD1を少々東へ移設してそこに建設したことになる。また、排水溝SD1がSB18以前に建設されたものであることは明白である。

SB19は、排水溝SD1の東に沿って建設されているがその建設時期は次のことから排水溝

SD 1 とほぼ同時或いは若干後である。つまり排水溝SD 1 とSB 19は、共にSB 19の南にあるSB 19と同じようなSB 20の一辺を断っているから、SB 20は排水溝SD 1 以前のものである。また、SB 19が排水溝SD 1 同様SB 20を断切っていることからすれば、SB 19は排水溝SD 1 と同じ頃或いは若干後世のものに推定されよう。

なお、SB 20はSX 4 の上に建設したものである。

SS は、内濠に近い二之丸東北隅に3棟分が検出されている。この中のSS 1 は、一辺が概ね9 m (30)) の方形に石囲いしたものであるが、後詰め of 栗石があることや、石囲いの北西に沿い3 m (10尺) を隔てた東西の相對するところに柱穴2本が検出されていることなどから、社殿は2段或いは3段の余り高くない凝灰岩切石を平積みした石垣の内に建立されたのではなかったろうか。その構造は勿論知る由はないが一部に掘立柱を用いたものであったことも考えられる。また社殿は石垣の検出状況をはじめ、所在位置から石垣の南面が正面であったに違いない。SS 2 はSS 1 と同じような規模のものであるが、外構は幅員0.5mに拳大の栗石を敷詰め、その上に凝灰岩切石を平積みしたもので前者とは全く異っている。これは東面の南端に凝灰岩切石2本が知られているので確定的であるとしてもこれ以上のことは明らかでない。しかし石垣の用材は、SS 1 とほぼ同じようなものを用い規模も同程度であるから、SS 1 と同じような規模の建物であったものとされよう。検出している遺構からして、SS 1 と明確な相違は基礎に栗石を用い地業を堅牢にしてある点にある。SS 3 は、SS 2 の中に設けられた一辺約7 m の遺構からなるものである。この石囲いは、間知石と余り変らない形に整えた凝灰岩を平積みしてあるが南面は不揃いである。その理由は必ずしも明らかでないが、石垣の構造と関わるのではなかろうか。SS 3 はSS 2 の内側に造営されているだけでなく規模、用材、工法でSS 1、SS 2 とは相異なることから三者の中で最も新しい時期に建立されたものと推定する。またこれら三者は、何れも二之丸の北東つまり鬼門に所在するので、「鬼門除け」として建立されたのではなかったろうかと考える。そして三者はSS 1、SS 2、SS 3 の順で造営され、一番古いSS 1 は二之丸普請当初のもの、SS 2 は元禄9年の大火後の再建、SS 3 は正徳3年以降に建立されたものと推定する。

b-1区に想定されるものがある。しかし、この遺構は本丸跡に位置するので本報書では取扱ってない。b-1'~4'区に検出された東を面とする大型の凝灰岩割石とその南端に平行する凝灰岩を伴う遺構SX 1 は、元禄9年の鹿児島城絵図の内濠の中に位置するので内濠を埋設した後に造営したものであることを物語っている。つまり軍事的に重要な役割を担っている筈である内濠を埋立てる程、石段SX 1 は鹿児島城の機能上重大な地歩を占めるものであったとも云える。成尾常矩鹿児島城指図は、石段に続く北側に「門」の印があり門があったことを示している。また藩主の鹿児島城出立を記した正徳4年(1714)の記録は、藩主は「本丸桜之門から御中門を通り二之丸御門(後の矢来御門)から城外に…」と見えることからするとそうしたことが造営当初から行なわれていたのかどうかはともかく、また石段建設の時期は明らかでないにしてもここに石段が築かれてからは、本丸と二之丸の通路はもとより本丸から城外への通路に

なったのではなかろうか。その時期は多分二之丸を拡張した第25代藩主島津重豪の時期もひとつの可能性としては考えられないでもないが、正徳4年の記録を基にすれば鹿児島が大火で焼失した元禄9年から記録に見える正徳4年までの18年間のこととすべきである。勿論これは別項で取扱った内濠（SK）をa-1'~4'区で閉じたことを含めた上でのことである。

SG1はa・A-10'区のSD②、a-A11'区のSD③の内側に検出された、それぞれ2個の礎石とSD②・SD③の東に接する凝灰岩割石の縁石からなるものである。門の内側にある凝灰岩礫の南北の心心距離は、概ね1.8m（6尺）・東西の心心距離は0.9m（3尺）であり、その位置から二之丸の西の木戸門であろう。

SG2はd-17'区からc-16'区に続く排水溝SD⑪とb-16'・17'区に検出された排水溝SD⑫及びd~f-17'区、A~D-17'区とa-16'・17'区にあって曲折した凝灰岩角礫などから想定されるが、連続した栗石や礎石などは知られていないからこの規模や構造は知り得くもない。しかし、この辺りの様子について成尾常矩鹿児島城指図は、この南に「御廐を北には御馬乗馬場」、更に御馬乗馬場に沿って「御馬見所」を示してある。また、先に引用した通昭録は御城門数之事として「御廐平門二」と見える。御廐平門二は当然鹿児島城内のことであり、本丸は藩主の起居の藩内の武士の統制・軍事などに関わる役方を始めとする諸役人方があって「御召御馬」5匹位はあるものの、門は示されていないので御廐平門の一つにSG2を比定できるものとする。

SG3は、F-19'区に検出された相対する東西の凝灰岩礫からなるもの、その南にあって東西方位に連続する並ぶ凝灰岩割石を用いた縁石などからなるもので内幅4.5m（15尺）の門が考えられる。二之丸は天明7（1788）年以降は南側へ拡張されているのでこれを拡張以前の南御門跡とすることはその所在位置から些か疑問である。特に二之丸跡を西から東に流れる排水溝（SD）2・3・4の3本のうち、最も北側のものと内濠（SK）A~M-1'~3'区までの間は約60m余りである。これに対しSD4の南は北側の約半分の30m余りである。しかし、元禄9年の鹿児島城絵図は南側は格段に広く、到底このように狭小でなかったこと推測させる。従って排水溝（SD）4が二之丸拡張前の南限であれば南御門と云えなくもない。しかし、検出された所在場所からはそのことは全く見込めないからこれは南御門でなく規模が余り大きくない木戸門、就中後述のと通りの御廐手門の可能性を考えることとした。

SG4はR・S-16'区に検出されている凝灰岩切石遺構から推定されるものである。これはその形状から門の南側一角をなすものと見られるが、これに相対する今一つの北側一角は確認されていない。しかし、これが二之丸跡のほぼ中程に所在し、正面西の突当りに石垣があってそこが虎口になっていること、これまで知られている各種の鹿児島城図や成尾常矩の鹿児島城指図などから二之丸造営当初の「二之丸御門」（後の矢束御門）跡であったものと見分する。

石管水道（WP）

石管水道は長短8本が判明している。このうち2本は排水溝（SD）2の北側に6本は18'・19'区を主に検出されたものである。排水溝（SD）2の北側に検出されたWP1は東西方位で

なく少々斜行しWP 2はほぼ南北方位に敷設してあって、南側のものとは方位を異にするにとどまらず始終も明らかでない。このWP 1・WP 2に対し、他の6本は排水溝(SD)2に沿った18'区を中心に東西に敷設されている。6本の中でその全体が確認されているものは、共にf-18'区から始まりS-17'区で終るWP 8とR-16'区で終るWP 5である。この二つと異なり、M-18'区から始まってO-17'区で終るWP 8は短小である。またWP 7はO・P-18'区の2か所でWP 6の上に架設してあるので施工の前後関係を知ることができる。更にWP 5は階段(SR)の下を潜りWP 7は階段の仕切石を避けている。この違いが単に施工上の範囲内にとどまるのか施工の時期差を示すのか必ずしも明確でない。

次にWP 5・WP 6の2本は先に述べたように二之丸の西端のf区から始まっている。WP 8は余りにも短小で始終は不明である。またWP 2はこれも既述のとおり南北の方位で敷設してある。WP 5・WP 6が始まる18'区は二之丸造営当初から内濠(SK)は置かれなかったところであるがWP 2の西側は内濠(SK)が及んでいたのでWP 2は濠(SK)を避けて南から導いたことも考えられる。更に、18'区に石管水道が集中していること、SR階段(SR)の仕切石の下を通じているものがあることなどからWP 2・WP 5は二之丸造営に併せて敷設されたことは否めないものとする。

次にこれらの石管水道は長さ0.4~0.8m・幅員・厚さ、共に0.3m前後の凝灰質角柱に径0.1m前後の円孔を穿ち、それらを漆喰で接合してある。ただそれにとどまらず石管水道の多くは側面の一か所に径0.6~0.08mの円孔を設け、これに同大の石栓を漆喰で固定してある。石管水道の大方はこの石栓を上面にして接合してある。この石栓については調査時、水道圧を減圧調整するものではないかとの考え方を聞かされただけでなく筆者自身もそうした考え方をもった1人である。果して凝灰質方形角柱に穿った円孔と漆喰で固定した同質の石栓はそのために設けたのであろうか。二之丸の西方城山の中腹にある導水路と石管水道の落差は約30mであるからこのような落差で石管水道が壊れるような水圧が加わるとは考えられない。それにも拘らず大部分の石管はこのような細工を施したものであるから水圧調整とは別の石管製作工程の都合によったものではないとも考えるが、減圧調整、石管製作工程の何れが見込まれるのか確答を得たいところである。

鹿児島城本・二之丸の縄張りについて

鹿児島城は慶長初め頃に普請した規模と今日残るものはどうなっているのだろうか、本丸跡についてはこれまで発見されている諸記録から大方は今日残っているものは創建時の縄張りのそのままに近いものと理解されているようである。しかし、二之丸跡については第25代藩主島津重豪が二之丸の拡張を行ったこともあって、創建時二之丸の範囲は確定されていなかったと云える。ところが今回の二之丸跡の発掘調査及び近年発見された元禄9(1696)年の鹿児島城絵図の所在が明らかにされたことにより創建時の二之丸跡の推定が可能になった。

先ず発掘調査の資料は検出された排水溝(SD)4、御台所(SB12)の遺構から創建時の二之丸がここで終るのでなく、南に拡大していたことが現実であったことを示している。その範囲

は嚮の鹿児島城絵図と今日の現況を比較して、市道を中心にした現市立美術館と相対する北側までが考えられる。創建時二之丸はこれだけでない。内濠は本丸と二之丸を画するところ、二之丸西側の石垣に沿ったところ、更にこれから城山の麓（現黎明館駐車場）へ続らしてあるなど今日とは較差があったことが明らかになっている。これに対して本丸は先に述べたとおりである。

第2節 鹿児島城の縄張りについて

鹿児島城は1602年に島津家久が築城し始めている。それは鹿児島城本丸跡の報告書の文献で既に紹介されており、疑えない史実としてとらえてよい。

その資料の中に鹿児島城の事も五味克夫先生が文献を掲載しておられ、城の縄張りがわかるものとして注目される。

今回、本丸跡報告の後、新資料として東京大学資料編纂所で発見された、元禄・宝暦の絵図面は鹿児島城の範囲や個々の名称がはっきり明記した江戸中期の資料として注目される。

また、鹿児島美術館蔵の天保年間の鹿児島城下絵図は江戸後期の資料として注目される。ここでは、本丸跡と二之丸跡の発掘調査と各絵図ともにして、鹿児島城の縄張りについて取り上げることにする。

今回の発掘調査で、少なくとも3期は確認された。それは、社殿が3期あり、また、建物も2期重なって確認されている。

建物に関すると、元禄の大火以前とその後、そして新二之丸に移った天明期に分けられ、2期あって史実に合致する。

社殿は新二之丸に移って新しく建立されれば3期でよく、明治6年の絵図にも記載されているので3期確認されて史実に合致する。

このことを踏まえると、文献や絵図面は信用される資料として取り扱ってもよいと考えられる。

本丸城の資料の中に、国監察使答問抄が掲載されている。次頁はその一部である。

それによると、鹿児島城は山城で本丸と二之丸は山中にあることになっている。これは、元禄・宝暦の絵図面に記載されていることと合致する。現在の本丸・二之丸は居所となっており、ここは平時の時の館と考えて良い。そして、城山の本丸・二之丸は有時の時の詰めの城として考えて良い。すなわち、この城の形態は中世の山城の型で造られている。

しかしながら、江戸後期の天保の絵図面では、居所に本丸・二之丸が描かれており、この時期には下場が本丸・二之丸に変わっている。このことは推測にすぎないが、島津重豪が天明年間に二之丸を今回調査した区域から、鹿児島市教育委員会が調査した新しい二之丸に移しているので、このころから、下場の居所が本丸・二之丸になっていると考えられる。その移した時の文献にははっきりと二之丸のことが記載されておりうらづけられる。

天保の絵図面には城下の様子がよく描かれており、また、現在の地名と重なる所が多く城の縄張りを研究するうえで良い資料である。

国監察使答問抄

それをみると、現在の長田中学校と県庁の間には堀があり、これは吉野橋堀と国監察使答問抄には記し吉野橋と新橋がかかっている。この堀は北の防御施設の一つとして考えて良い。

現在の市役所前の電車通りには名山堀があり東側の防御の一つとして考えて良い。

現在の博物館前の大通りにも堀があり、南の防御の一つとして考えて良い。東部分の一部には俊寛堀という部分があり、現在も地名が残っている。

この俊寛堀の北側には枳形があり城で言う入り口の部分と考えられる。

この枳形と名山堀の間には土塁が積上げられ東の防御の一部がある。土塁の北側は下札の辻と言うところがあり、御用の出入口が設けられている。この下札の辻から居所の地は御領と記載されている。

防御施設で言うと吉野橋堀・名山堀・俊寛堀と南側り堀は外堀になり、今回調査で発見された南堀と居所の北側にある北堀と東側にある堀は内堀になる。

すなわち、鹿児島城の縄張りは山城を含めた地域と外堀や土塁で囲んだ所が設定される。その山城は城山全体で新照院口の野首の部分で夏陰の塁と区別できる。

このほかに国監察使答問抄によると、御曲輪内土屋敷として、城山の大手口側（城の南側）に6箇所、岩崎に（吉野橋堀の北側）41箇所設けられており、外曲輪の役目を土屋敷がはたし

鹿兒島御城之事
文治二年頼朝公より御元祖忠久公薩隅日御拝領御代々御伝領、慶長七年、家久公初而当御城取立御居住以来御居城ニ被遊候、
本丸二之丸并御城山中間敷之事
当御城者山城ニ而而繪図面ニ者本丸二之丸と被記置候得共、櫓屏堀等無之、南大手口、北岩崎口、西新照院口御門有之、土番被仰付置候、大手口より新照院口迄七町四拾二間、新照院口より岩崎口迄七町三拾三間有之、本丸者大手口之上、二之丸者御下屋敷上松林也、
御城間敷之事付堀之事
御城并御廐御下屋敷迄廻拾七町二十九間、良方外城長二町七間、横幅十間半、深サ二丈、東裏通一町廿七間、北方入一町廿八間、南方入一町四十七間、西方二之丸山際一町五拾六間、東裏通城一町四拾五間、横幅九間、深サ五尺、北方堀入一町二十間、横幅九間、深サ一丈、南堀入一町五拾七間、横幅九間、深サ五尺也、橋者櫓門前一ツニ而北之方長屋門前者土居通ニ而橋無之、都而一重橋構ニ而外郭無之、
御曲輪内土屋敷之事
大手口へ六ヶ所、岩崎へ四十一ヶ所
御下屋敷前空地之事
中小路より東豎八十一間、横五拾八間、同西豎百三拾六間、横五拾七間半、吉野橋堀之事
岩崎口より海際迄四町十六間、内吉野橋より上二町七間修覆、公儀へ及御届候、御堀幅吉野橋十間半、新橋十六間、海際二拾六間、深六尺五寸、
舛形之事
千石馬場行当り前々より舛形と唱来候得共縄張等無之、

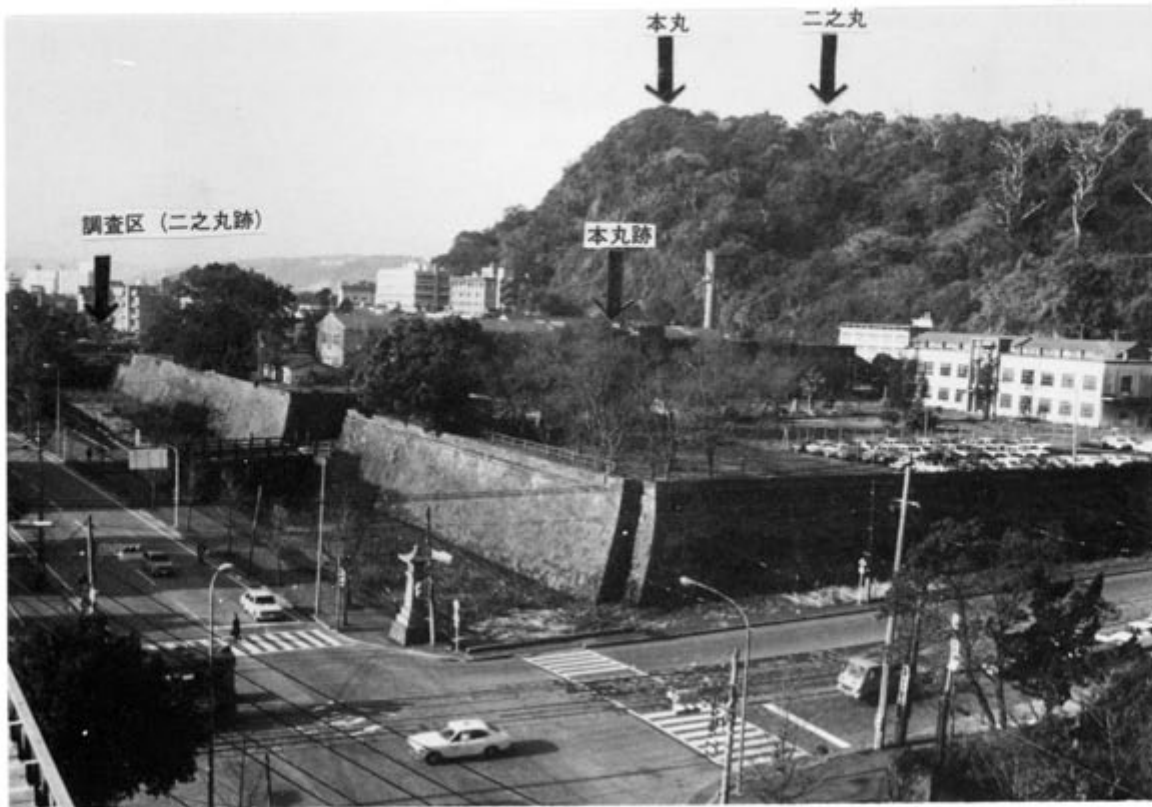
ている。

鹿児島城を大まかにとらえると、これらの外曲輪が防御施設になり、これらは北の稲荷川、南の甲突川に挟まれた地域になる。

今回では以上のようなことがわかったが、鹿児島城は近世の城としては、中世的な部分がかなり残っている城である。

圖

版



北方より遠景



南方より遠景

図版 2 濠



調査状況



西側



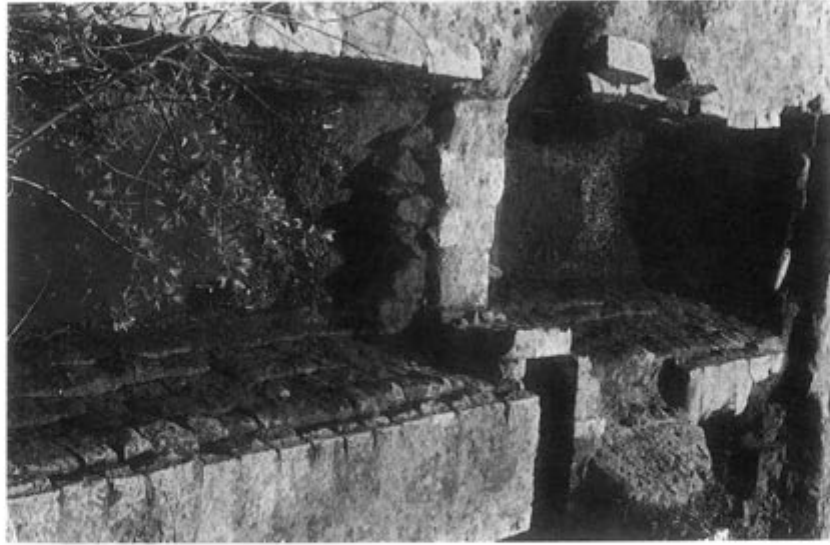
西側石垣



濠底



東側石垣



流し口

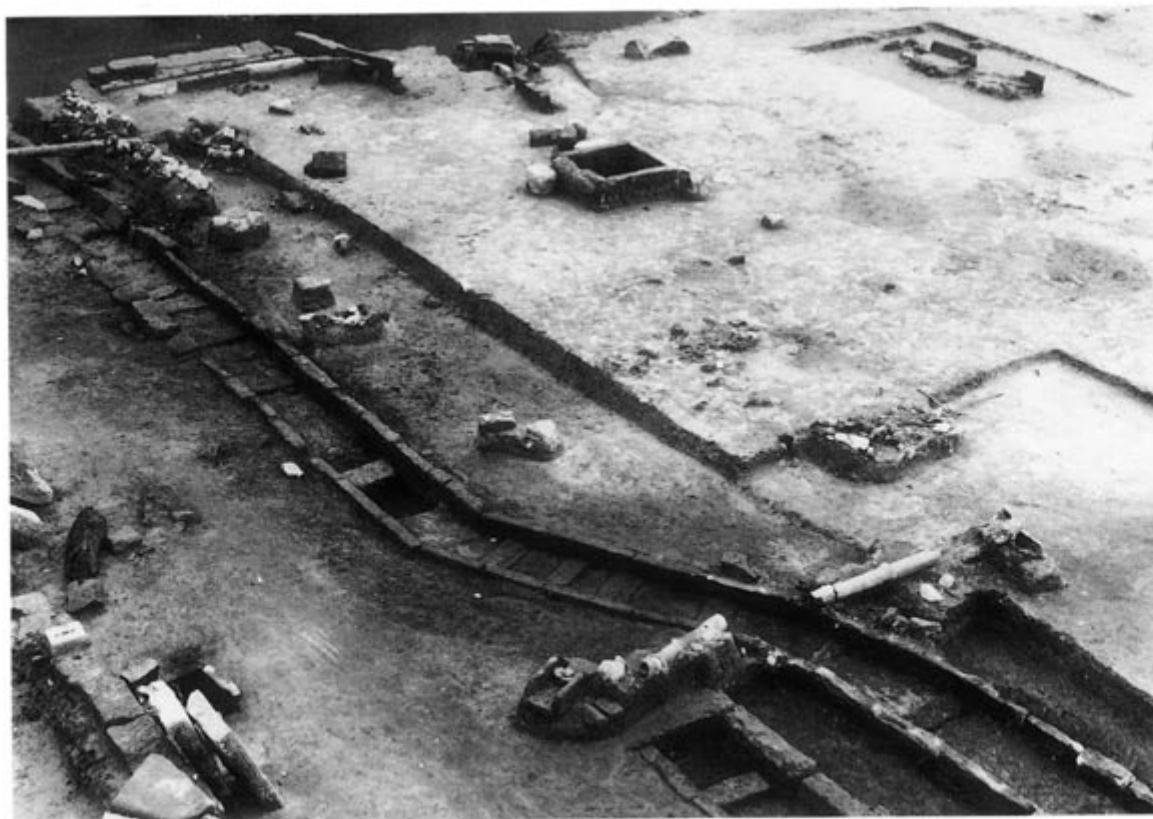


湊底

図版4 排水溝1



北方より



蓋を取った状況



遠 景



近 景

図版 6 大建遠景



建物 1・2・3



建物 4



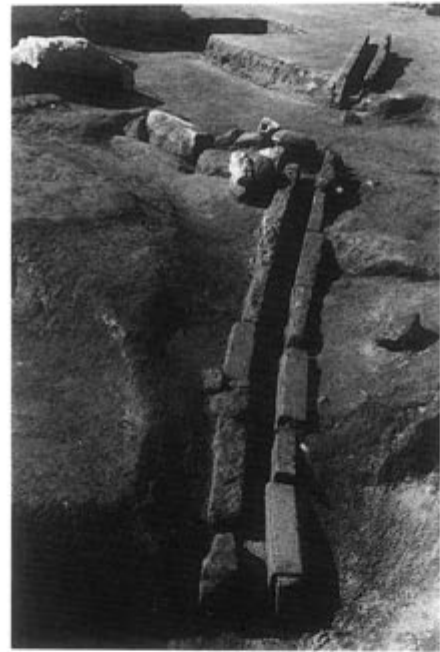
全 景



石 畳



入口の段



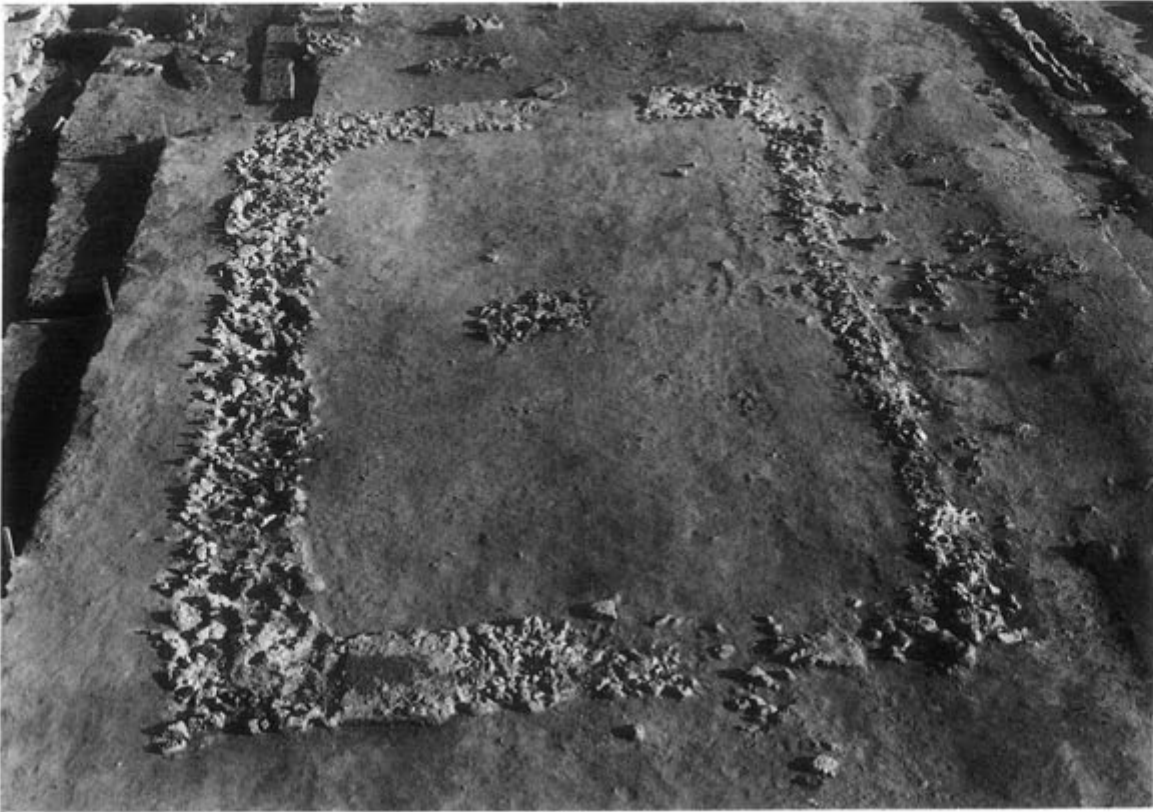
雨水排水溝



雨水排水溝



入口横の木柱



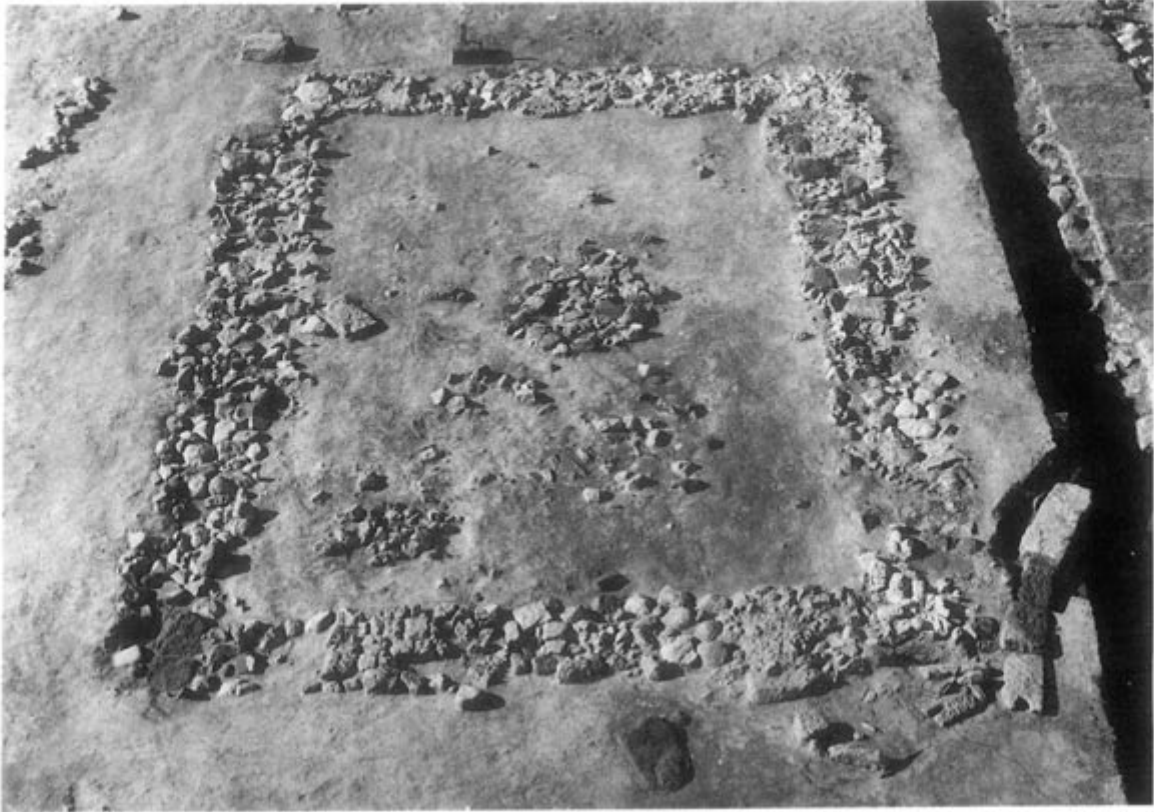
建 物 6



建 物



門の排水溝



建物 5



建物 5 の基礎断面



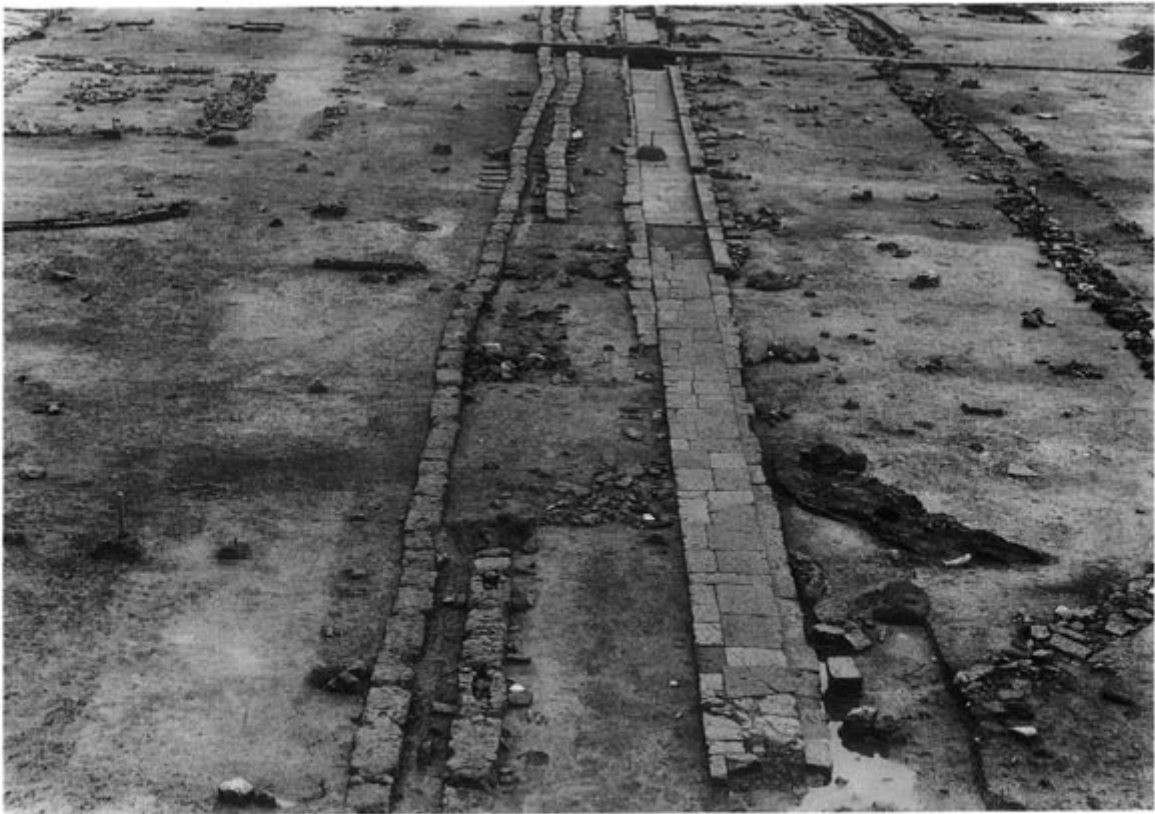
建物 19. 18



社殿 1. 2. 3



通路の階段



石管水道排水溝



全 景



弁 溜



樹溜の階段



底 面



石 列



建物 8 全景



大 鉢



石垣 5 全景

図版14 石管水道(1)



遠 景



近 景



近 景



排水溝利用のもの



階段部



近景



近景



近景



地表面部



地下部(上)



石面



地下部(下)

御菜園方坪基礎



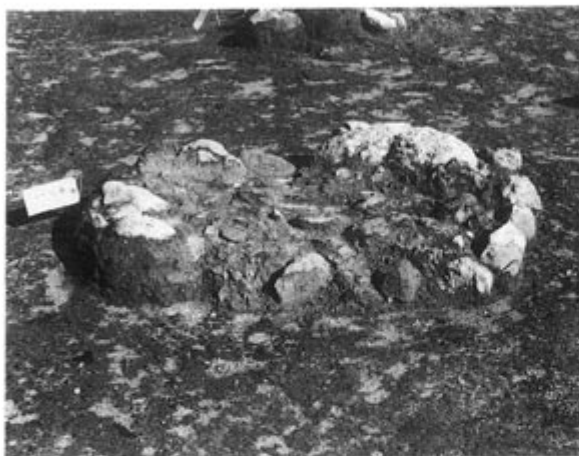
石組遺構



石組列



図版18 御菜園方跡坪基礎近景





地上部



地下部



甕(上部から)



甕を取り上げた状況



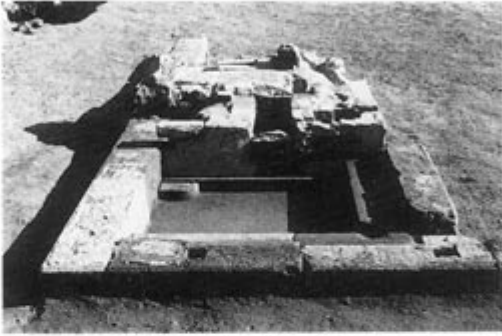
御台所遠景



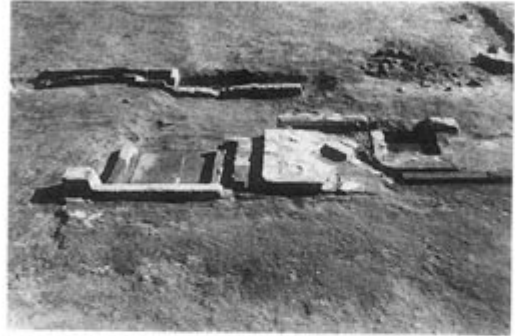
排水溝



砲 弾



レンガ積遺構



レンガ積遺構



水槽(石製)



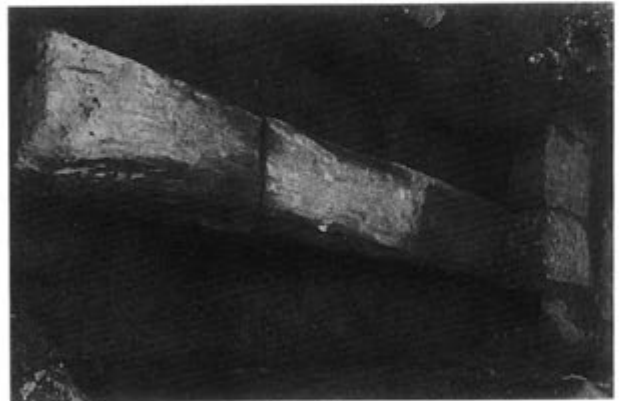
坪基礎



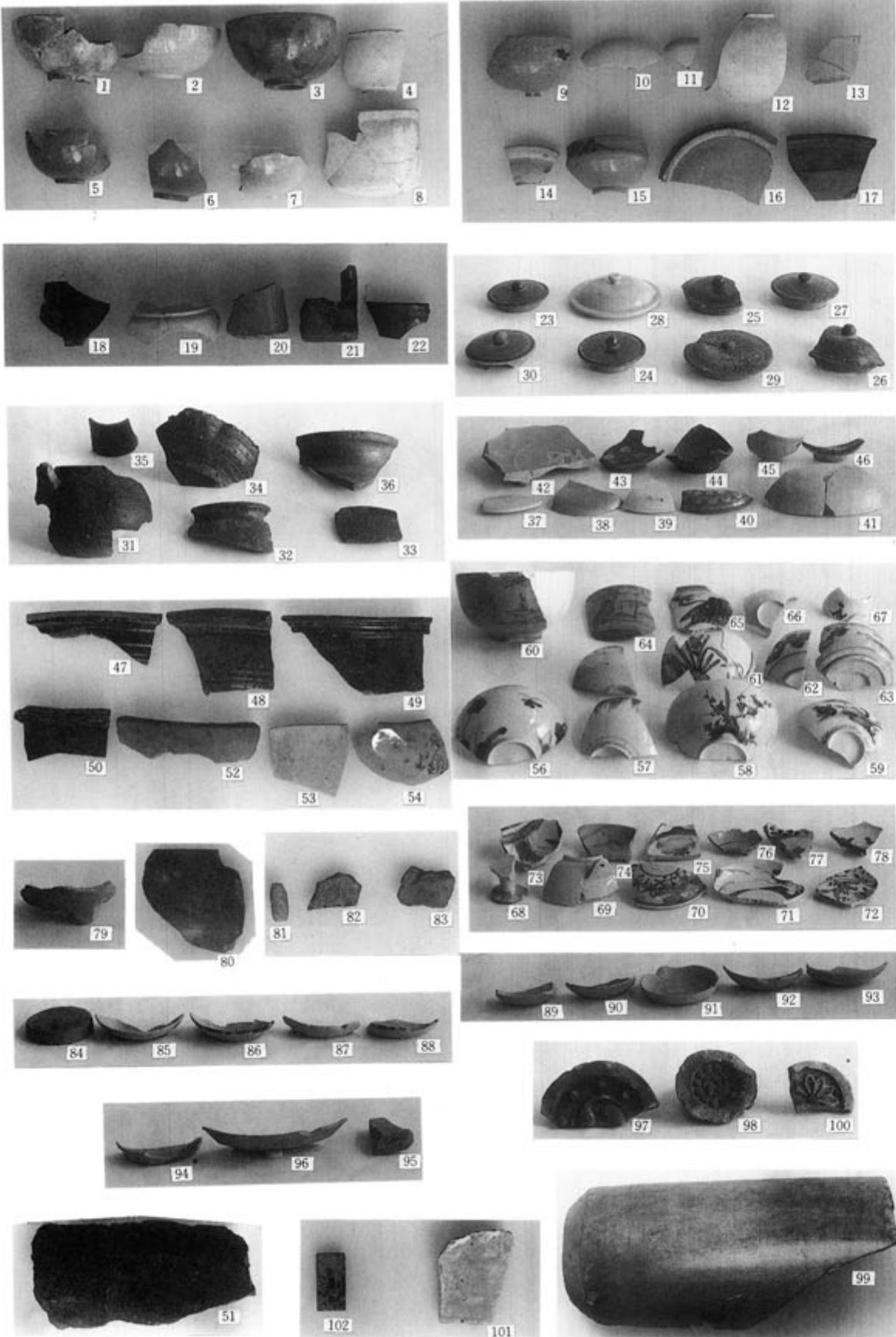
坪基礎



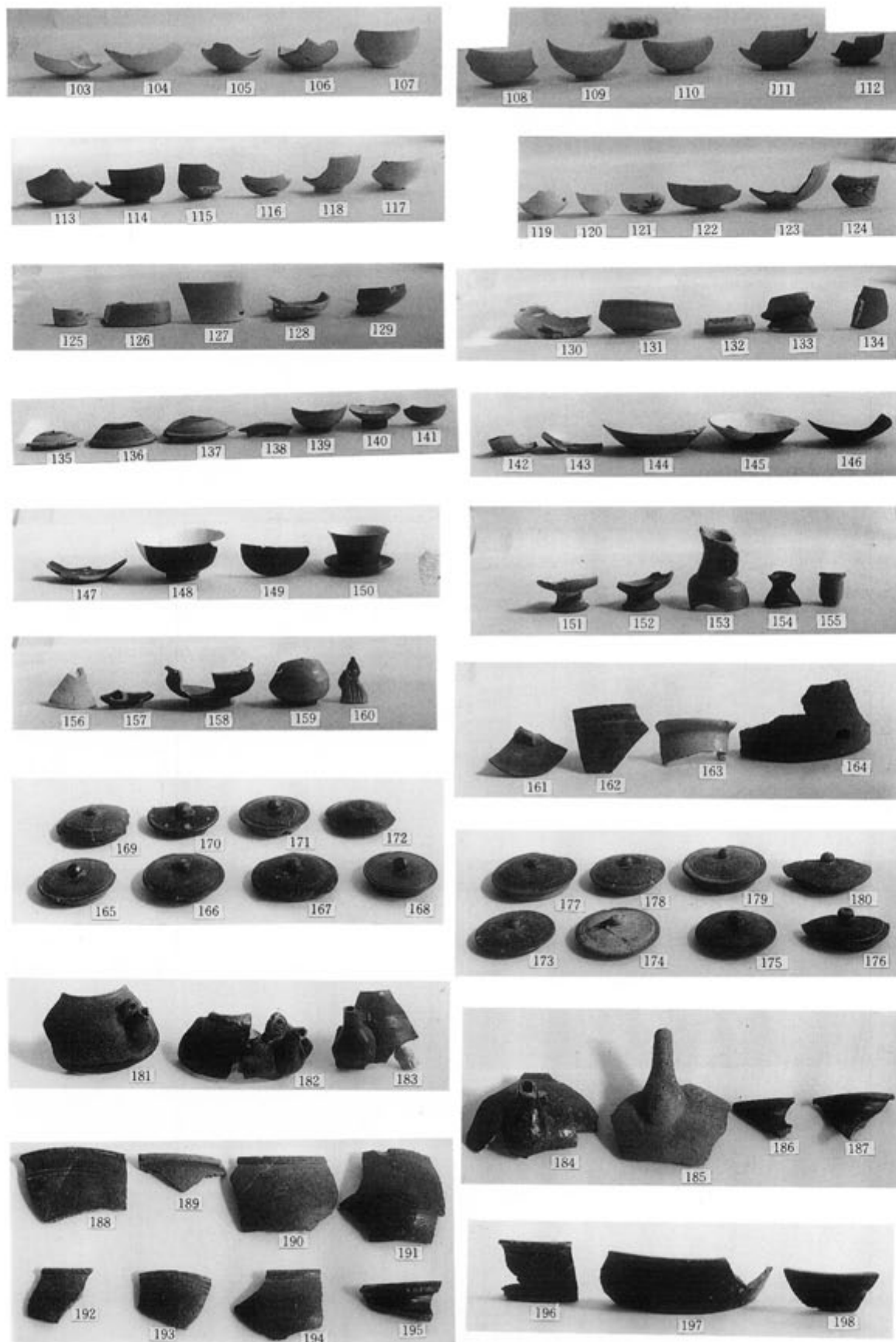
坪基礎



下層の角木

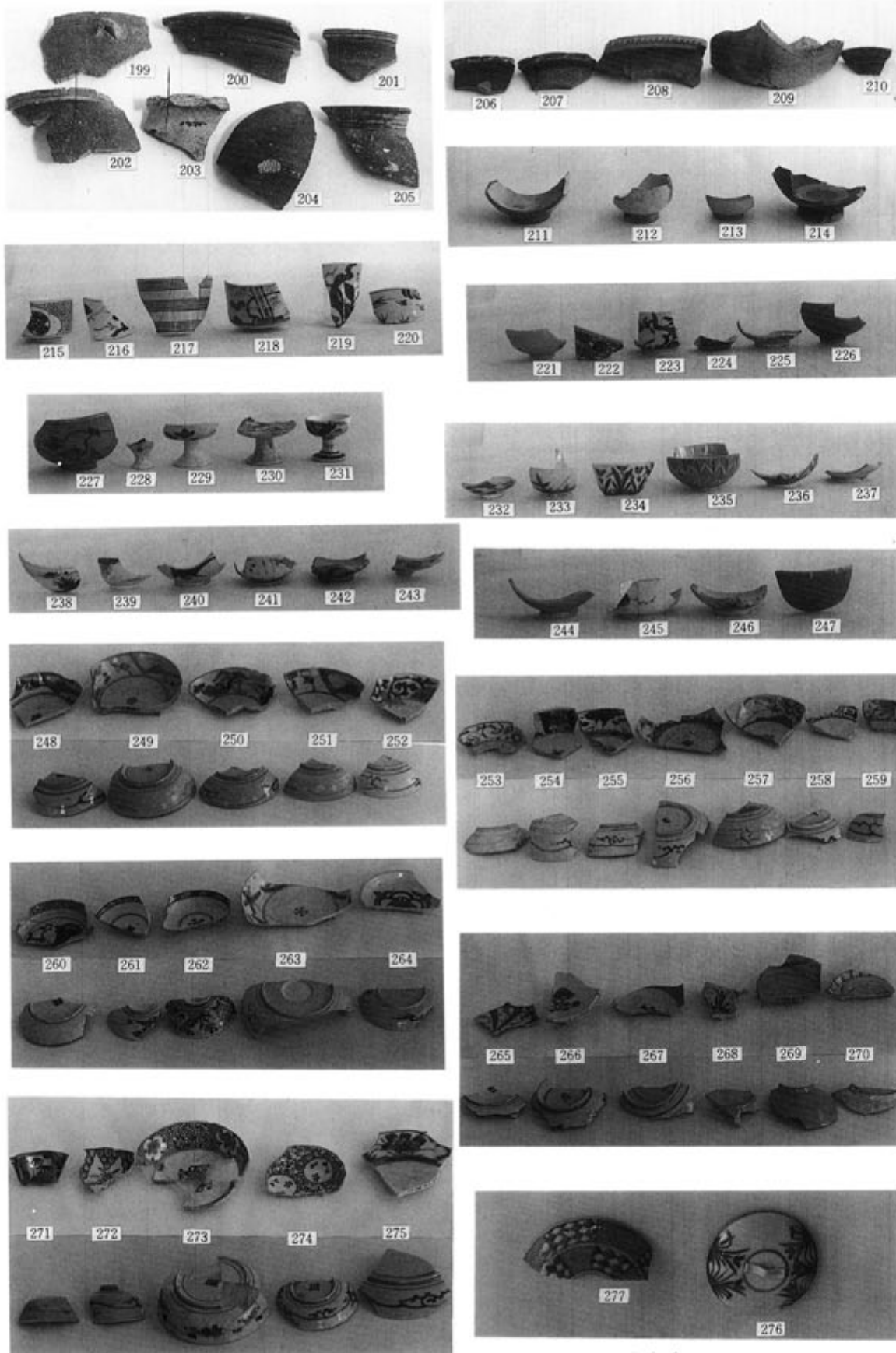


大建下層の出土遺物



大建内の出土遺物(1)

図版24

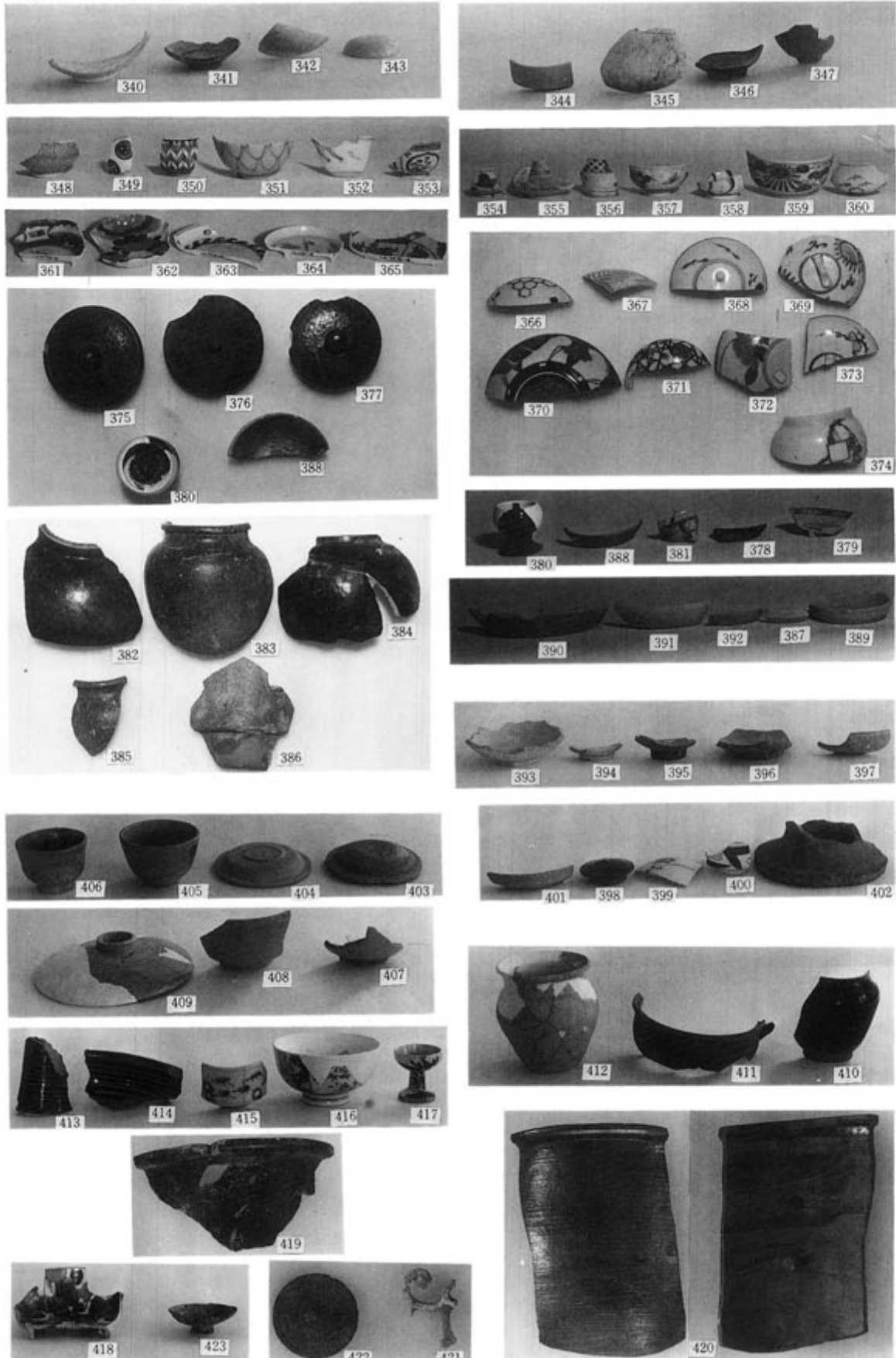


大建内の出土遺物(2)

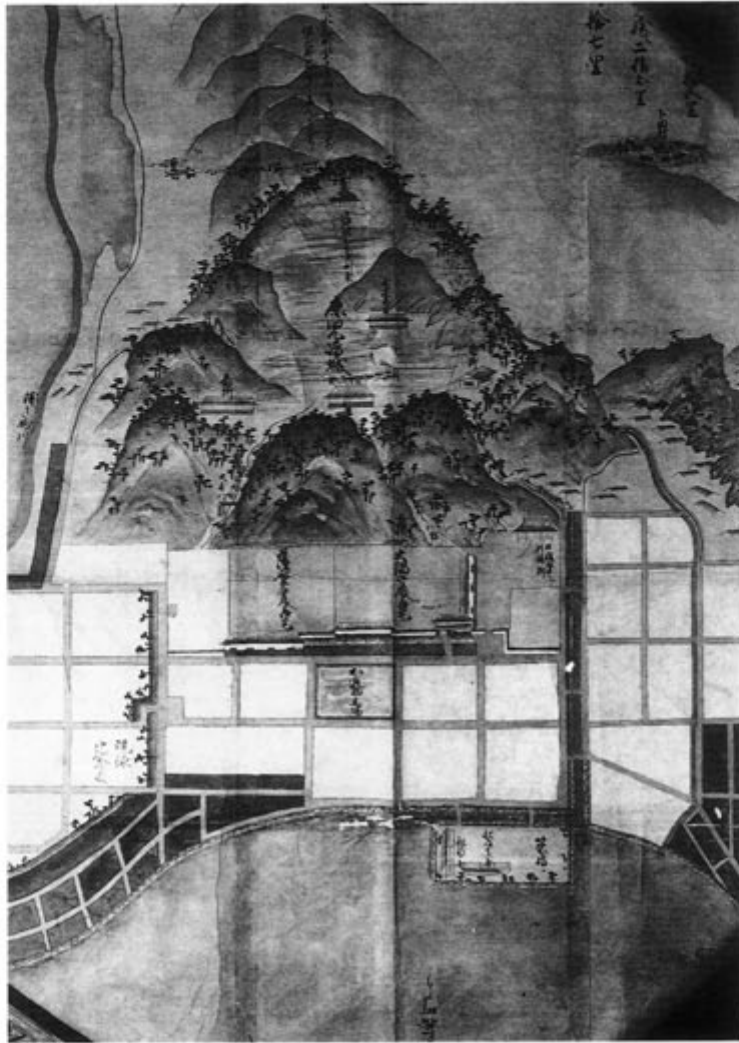


大建内の出土遺物(3)

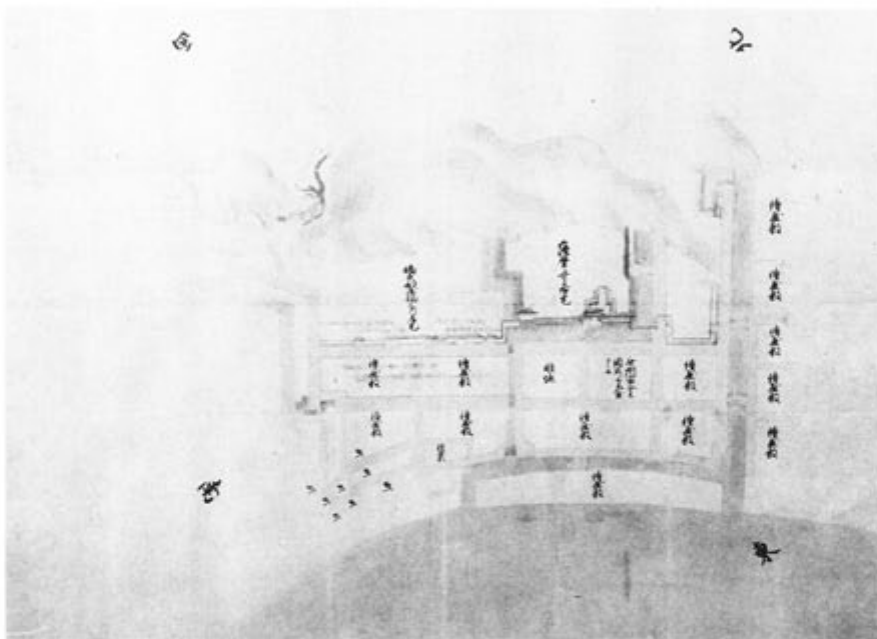
図版26



井戸1の出土遺物・社殿跡の出土遺物・御台所跡の出土遺物



鹿児島城及び町割図(部分)(鹿児島県立図書館蔵)本丸跡より転載



正徳3年の鹿児島城絵図(東京大学史料編纂所・蔵)



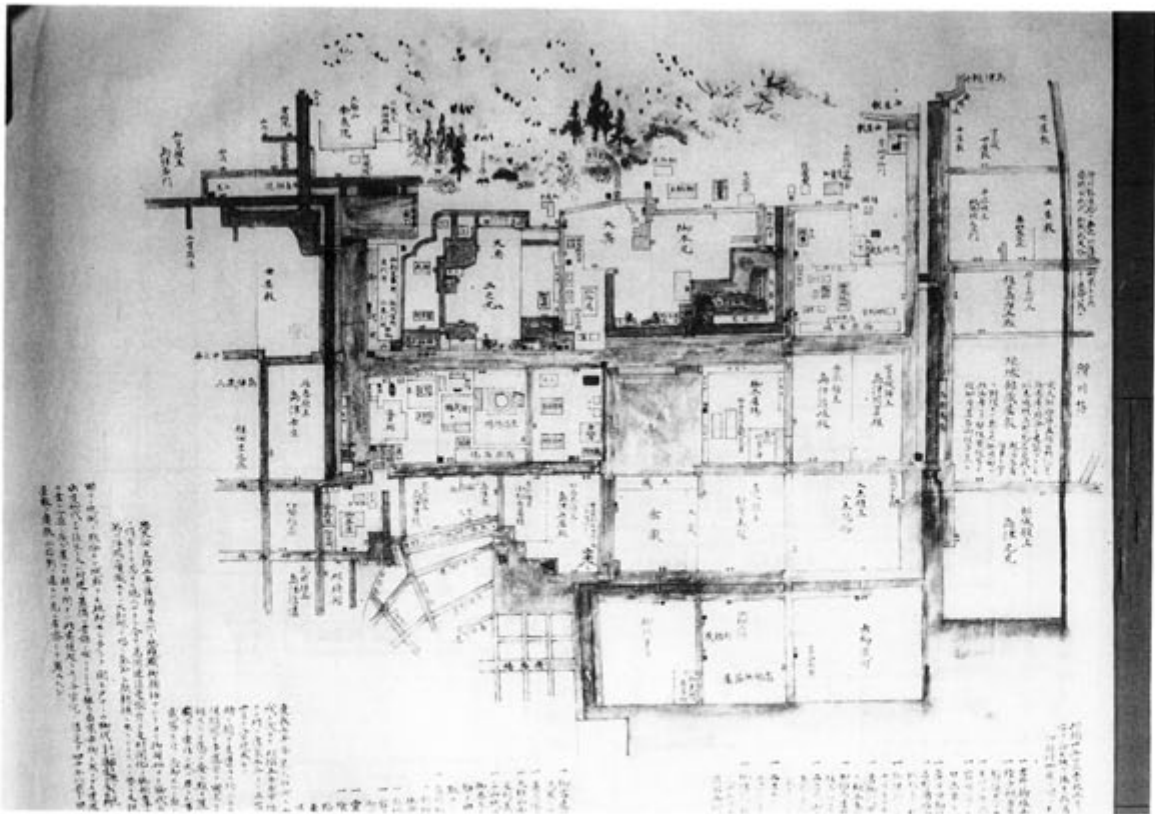
元禄9年鹿兒島城絵図(東京大学史料編纂所々蔵)



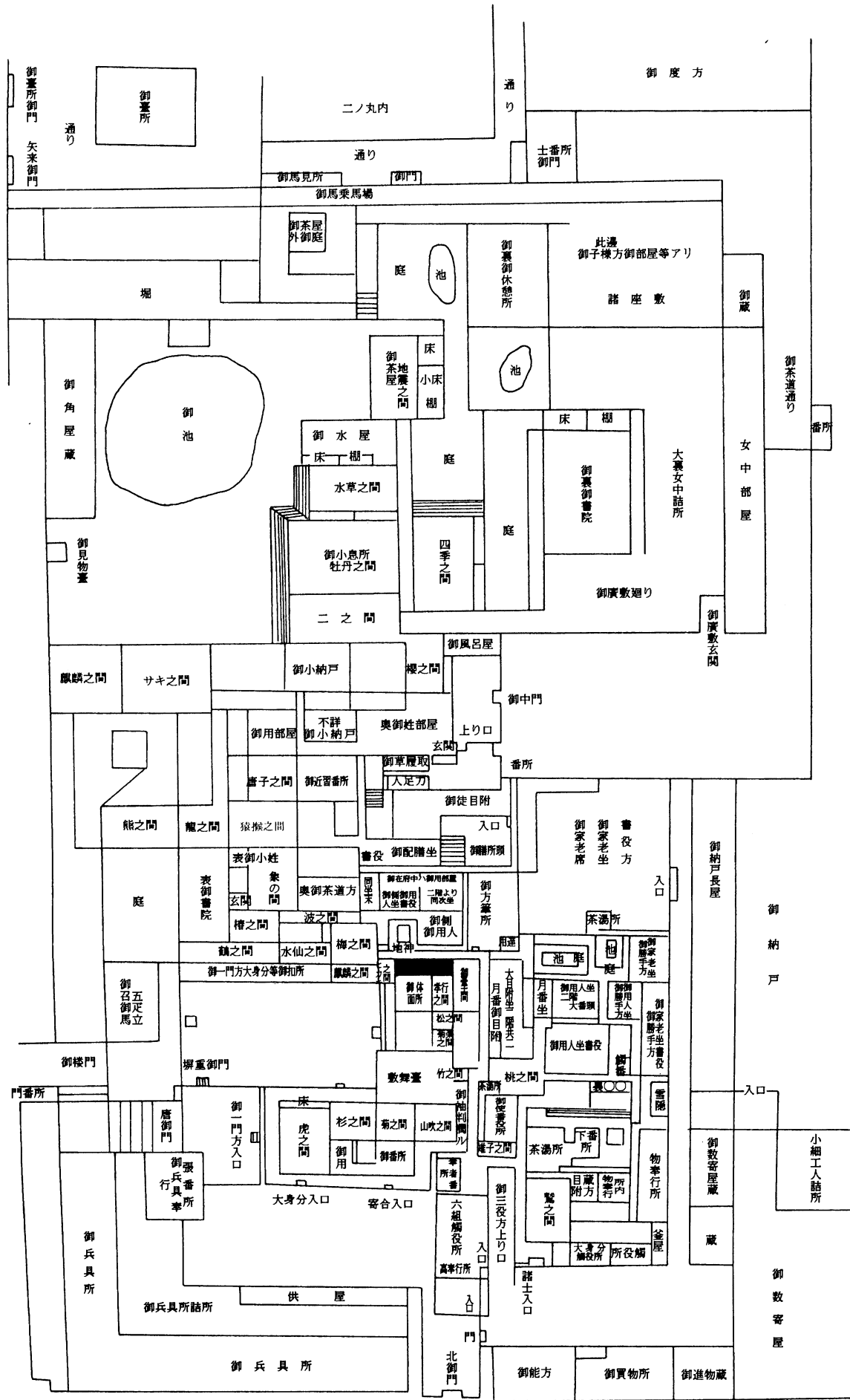
宝暦6年の鹿兒島城絵図(東京大学史料編纂所々蔵)



天保年間鹿兒島城下絵図(部分)(鹿兒島美術館蔵) 本丸跡より転載



成尾常矩城下絵図(部分)(鹿兒島美術館蔵) 本丸跡より転載



成尾常矩指図 (尚古集成館・鹿児島美術館蔵) 本丸より転載

第123図 成尾常矩指図

あ と が き

発掘調査から13年経って、鹿児島城二之丸跡の遺構編を刊行できた。その間、本丸跡や鹿児島市が調査した二之丸跡が発掘調査され、多くの資料が報告されている。

また、中世城館調査も実施され、城郭の考え方も進歩し、城の把握が広域になっている。

そして、報告書作業にはいる直前に東京大学の資料編纂所から元禄や正徳ならびに宝暦の絵図が発見され、鹿児島城全体の様子が伺えられ、良い資料に会えた結果になった。この資料を教えていただいた五味克夫先生にお礼を申し上げる次第である。

それだけに、報告書作成の作業には全力を注いだつもりである。

しかし、鹿児島城は島津氏の近世の城であるので、学問的領域はまだまだ奥深く、私どもの力が及ばないことが多々あり本報告書を書き上げても、心に不安が残るばかりである。

よって、本書を御利用していただく方々で、御意見があれば御教授下さることを願う次第である。

最後に、発掘調査から報告書作成に至る間、御指導、御教授していただいた各先生方をはじめ、炎天下、桜島の灰に悩まされての発掘に従事して下さった方々、土器洗いや、整理作業や、報告書作成に従事して下さった文化課収蔵庫の方々に深く感謝いたします。

二之丸跡の殿舎とその配置

土田 充義

昭和52年秋作製の発掘調査に基づく礎石分布図を拝見し、その礎石を線で結び、どのような建造物（殿舎）があったかの推察である。15年以上前のことで大変難しい仕事であり、発掘状況を実見していない私にとって冒険ともいえる危険を包含しながら、一つの試みをした報告である。

礎石や礎石下の根石群は六尺五寸の方眼紙上にうまくのる。それは柱間に六尺五寸を単位にして設計していたことを示す。六尺五寸に一致しない南側は幅五尺三寸程の縁が敷かれていたと考えられる。殿舎は少なくとも三棟建っていた。その他に根石が散在するがどう結びつくのか今のところ分からない。

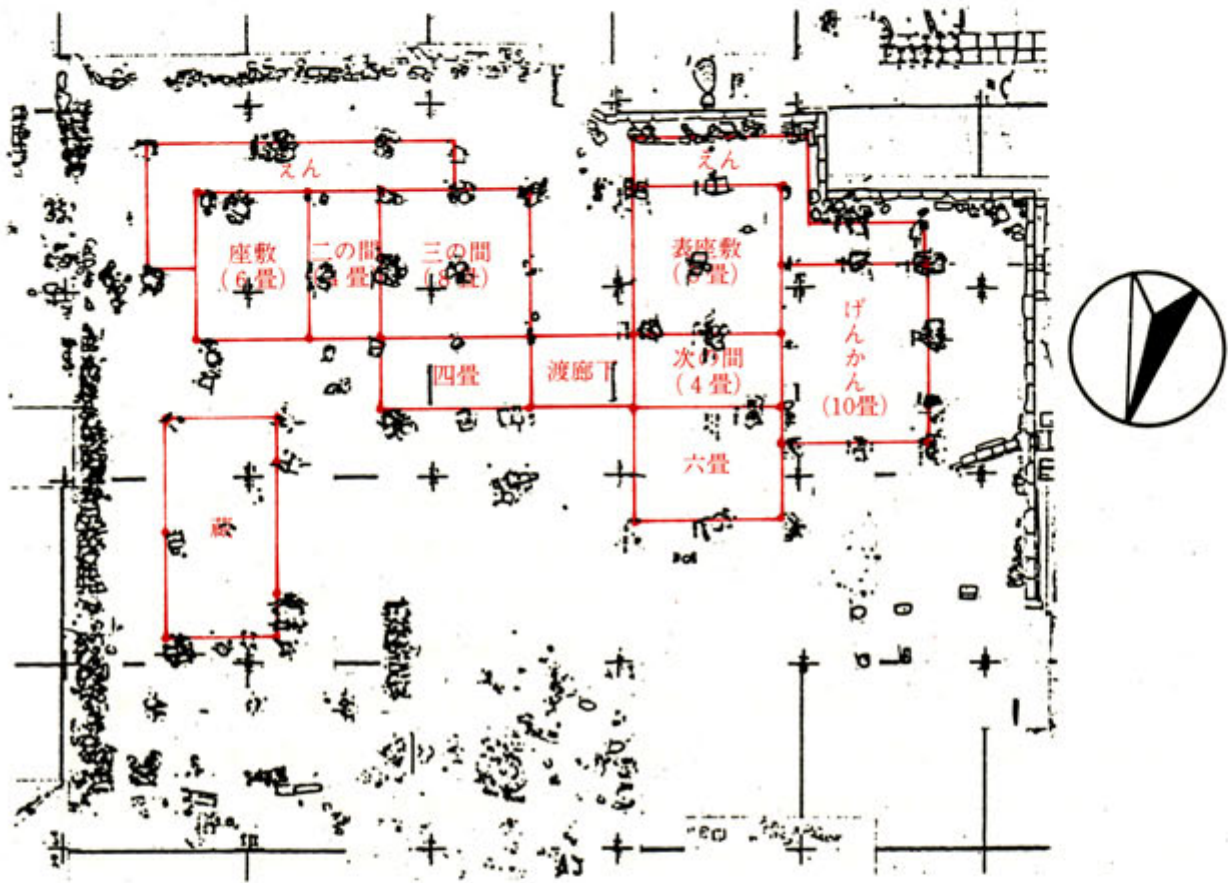
その3棟は玄関及び表座敷のある接客部分と奥座敷のある居住部分、それに蔵である。石段を登って左折すると入口に達し、そこから玄関に入る。玄関は控の間でもあり、なかなか広い10畳の広間である。その奥南側に8畳の表座敷がある。この表座敷には縁が付き東側にトコ(床)・タナ(違棚)を設け客を迎えるにふさわしい造りである。表座敷には次の間(4畳)が付き、その北側に6畳間があり、ここは主人に仕える人々の部屋であろう。玄関の10畳の広間には表座敷と同じく南側に雁行型に縁が付いていた。居住部分の奥座敷とは十尺離れて渡廊下で繋がっていた。その渡廊下は次の間に接続し、奥座敷の方では4畳の部屋に繋がっていた。奥座敷は3室連続し、西から8畳の「三の間」・4畳の「二の間」(次の間)次が最も奥の6畳の座敷になっている。その奥座敷は東側北寄りにトコが付き、その南寄りに縁が付き、縁は折れて南に延びて、「二の間」・「三の間」の半分一直線に付いていた。「三の間」の残り半分の一間にタナがあったかもしれない。奥座敷の北側には一長押高くして帳台といわれる寝室が一般に設けられる。その位置は奥座敷と蔵との間で根石の散乱などはそのためかもしれないがはっきりしない。最後の一棟は蔵で、蔵は正面二〇尺、側面一〇尺で入口十三尺(2間に相当)になっている。それは礎石の位置で、出入口に使うには広すぎるので土台上に柱を建てて一間程の狭さにしていたであろう。

これら3棟は二の丸築造の天和4年(1683)に光久公の意図によって建てられ、その後この場所が庭園となる享保8年(1723)までの50年間使われた。光久公は貞享4年(1687)に隠居し、その隠居所として住んだ。光久公は火難を避けるために祭った霊符堂を奥座敷の縁を下りて、庭を過ぎ直すぐ進ん礼拝していたであろう。

接客部分と居住部分を渡廊下で繋ぐ方法は規模こそ違え本丸の殿舎配置と類似している。また当時の大名屋敷とも類似する(新訂図説日本住宅史 太田博太郎著彰国社 昭和46年)。この光久公の隠居所は梁間2間又は2間半で狭く、それに下屋が付加する程度の小規模でありながら蔵を置くなど一つのまとまりを示していた。

この報告を書くにあたり、「鹿児島城の沿革―関係史料の紹介―」(五味克夫執筆)が大いに役

立ったことを記し感謝するしだいである。



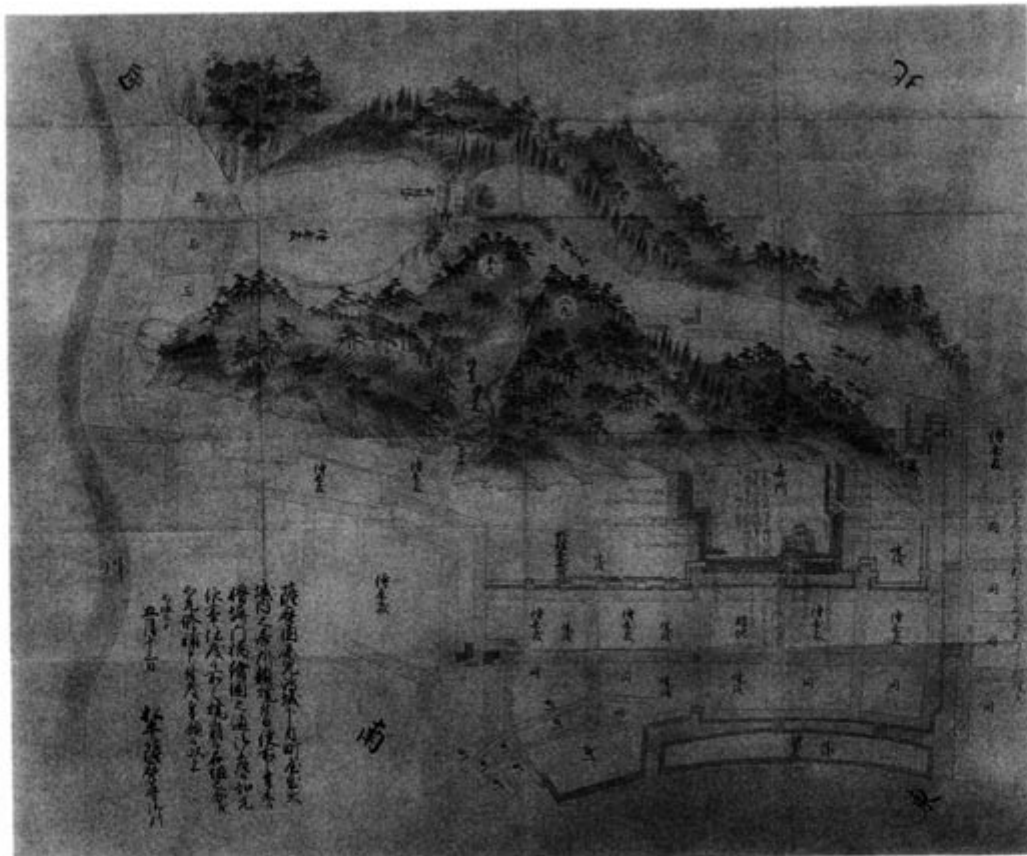
殿舎の復元

鹿兒島城二之丸跡について

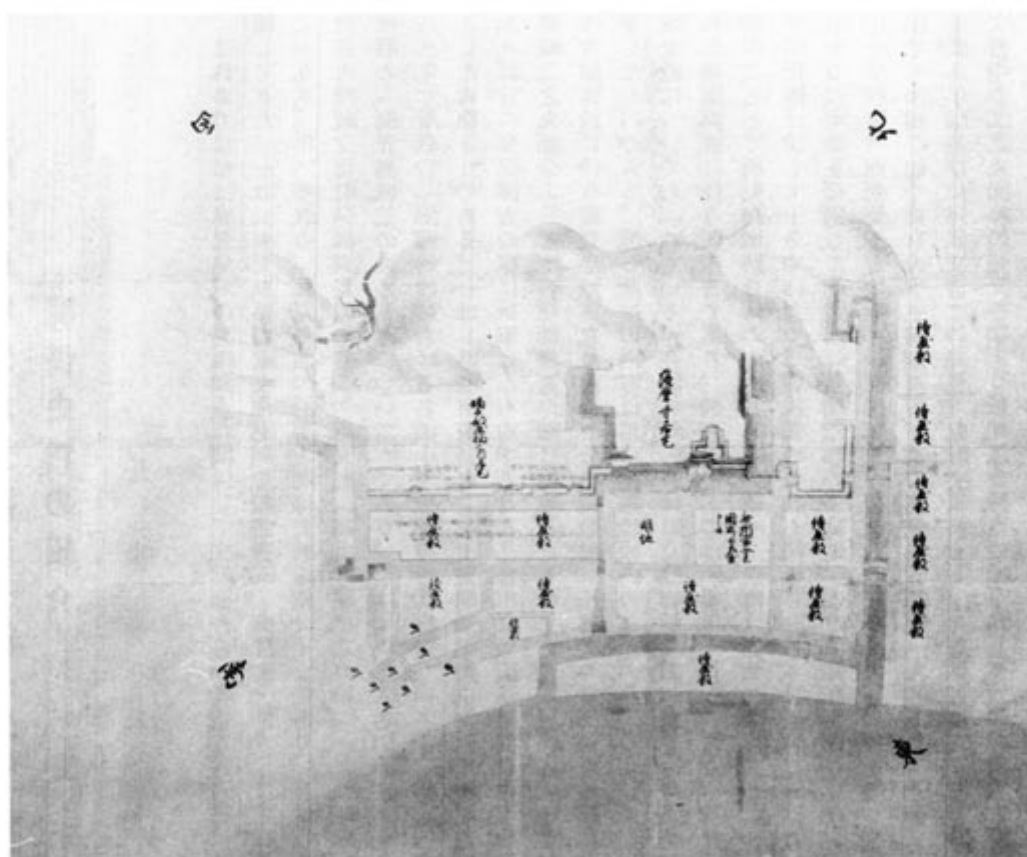
―関係史料の紹介―

五味 克 夫

これまでに私は鹿兒島城の発掘調査に関係して文献面からの考察を報告書に寄稿してきた。一は「鹿兒島県埋蔵文化財調査報告書26 鹿兒島(鶴丸)城本丸跡」(一九八三年)所収の「鹿兒島城の沿革―関係史料の紹介―」であり、二は「鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書(5) 鹿兒島(鶴丸)城二之丸跡」(一九八四年)所収の「鹿兒島城二の丸の変遷について」であり、三は「同(8) 名山遺跡」(一九八八年)所収の「旧藩時代における名山小学校敷地の状況について―文献を中心とした考察―」である。一は(県歴史資料センター黎明館建設に伴う)鹿兒島城本丸部分の発掘調査の際に執筆したものであり、二は市立美術館再築に伴う鹿兒島城二之丸部分(一部)の発掘調査の際に執筆したものであり、三は名山小学校体育館建設に伴う鹿兒島城二之丸前部分役屋敷跡(一部)の発掘調査の際に執筆したものである。但し記述の内容は単に発掘地域内のことのみでなく、鹿兒島城全般についてもふれている。今回の報告書は県立図書館新設に先立って実施された発掘調査に伴う報告書であり、調査そのものは一番早く行われたが、何分当初のこととて鹿兒島城跡全体の中でしめる位置や、遺構・遺物のもつ意義についての把握は決して十分ではなく、報告書の公刊も陽の目をみるに至らなかった。しかるに年数を経過して周辺部(黎明館建設予定地、市立美術館再建予定地、名山小学校体育館新築予定地等)の発掘調査が行なわれ、多くの新知見を得、文献面でも後掲の如く東京大学史料編纂所々蔵の鹿兒島城絵図(元禄九年、正徳三年、宝暦六年図並びに付属文書)の発見、県歴史資料センター黎明館寄託玉里島津家文書中の二之丸図等の発見等により新知識を得たので今にして既得の史料と併せて再考察の機会を与えられたことはむしろ幸運といわねばなるまい。したがって既に言及した事項も少なくなく重複のきらいはあるが、鹿兒島城跡全体の中でとくに県立図書館建設用地内遺跡を念頭において、鹿兒島城二之丸跡について再度関係史料の紹介を中心に記述を進めて行くことにする。



(A) 元禄九年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)



(B) 正徳三年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)



(C) 宝暦六年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)

県立図書館新設用地は鹿児島大学グラウンドであり、その前は第七高等学校グラウンドであった。当然一面の平坦地であり、何の遺構遺物も存在しないかの如くであった。しかし試掘の結果、上水道、排水溝の他、階段、石塀、建物跡をはじめ遺物も多く出土、さらに全面発掘の結果、多数の遺構、遺物が発見されたのである。中でも県歴史資料センター黎明館建設予定地（鹿児島大学医学部、前は文学部その前は第七高等学校舎所在地）との境となる旧本丸の石垣の下に掘が繞っていた事実の確認は最大の成果であったといえよう。当時調査に当って収集した城下絵図の中に、二、三本丸北側から東側に繞る堀がさらに石垣に仕切られ乍ら南側にも入りこんでいるものがあり、県立図書館の正徳三年（一七二七）の城絵図写では南側の堀が曲折して山麓にまで至っているようにうかがえた。しかし多くものは南側の堀を画いておらず最初は半信半疑で、試掘したところ、果して実在する東北の堀と同様のものが発見されたのであった。その後成尾常矩の指図も市立美術館から発見され文献上からも堀の実在が裏付けられたのであった。このことは発掘調査の結果と文献史料合致の例として特筆されよう。

この場合成尾図は南側の堀を幕末時の状況を示して本丸の石垣の途中で石壘で止めており、それも発掘調査の結果と一致しているのであるが、前出正徳三年の絵図との矛盾は消えない。当時は同図が後年の写本でそれ程の信憑性のあるものと考えなかつたため、これを以て更に石壘止めの延長線上に堀を確認する作業の必要性を提言するには至らなかつたのである。今年になって県歴史資料センター黎明館では東京大学史料編纂所々蔵の島津家文書中の城絵図等の調査を実施し、いまままで当地では知られていなかった鹿児島城絵図写三点並びに裏文書、添状等の存在を確認、許可を得て写真も撮影することができた。そのうちの一点が比較検討の結果前出県立図書館所蔵の正徳三年の城絵図写の正本(B)と思われるのである。そしてそれによれば、まさに南の堀はさらに西に伸び、曲状となって山麓にまで達する形で明記されているのである。そして他の二点、一点は元禄九年（一六九四）城絵図写(A)、一点は同内容の宝暦六年（一七二六）の城絵図写(C)であり、堀の記載は共に正徳三年絵図と一致しているのである。ここに南の堀の存在が少なくとも近世中期までは城山々麓に達する形であった事を文献上からは認めない訳にはいかなくなつたのである。ここで右の三点の城絵図並びに付属文書を記述部分を中心に

紹介しておく。

(A)は甲突川左岸の城山及び山麓の城主等の居所、侍屋敷等を記した鹿児島城下図に元禄九年四月の火災で焼失した箇所を表示し説明した絵図であり、左下に「薩摩国鹿児島城下町屋出火、城内之居所類焼付、従前々有来候櫓・塀・門橋絵図之通御座候、如元作事仕度候、所々焼崩候石垣之分、如元修補申付度奉願候、以上、

元禄九年 五月十三日 松平薩摩守 判

の書入れがある。裏には「元禄九年四月廿三日之夜鹿児島火事御城内回祿付、御普請之儀被相伺、御願之通被仰渡候、依之絵図之扣、始終之趣記之、」

とあつて罹災の経過と幕府への報告書写、被害状況とその報告書、応急処置とその報告書並びに現状変更許可願と幕府当局の指示、そして絵図を添えての城の修復願、絵図作成の事情と細部の記載内容の説明、幕府の許可に対する謝礼言上の手続等を記し、まとめとして

「右者今度鹿児島出火、御城回祿付、公義被仰上候趣書付数々取敢、區々有之候、如何敷候、惣此一紙、埒明候様存、始終之趣相記候、殊更御元之儀書物等令焼失、以後御城御修復等之節、見合罷成候書付、有之間鋪候得者、詳書記、江戸一通、御国許一通、差置候様、御意候付、絵図二枚相調、裏書内案を以記之、一枚者御国元遣之、一枚者芝御屋敷之内評定所納置候、元禄二年御門橋之儀、付被伺候節、此度被差出候絵図向後無相違様相調差出可然候、比段能々相心得可罷達候、以後絵図者相違之儀共有之候ハハ、留守居可為越度之由、加賀守様より甚右衛門、堅被仰聞候、相見得候、依之此節、其絵図を以写調写申儀候間、向後御音信被成付、絵図被差出候儀有之候ハハ、此絵図不違様可有心得者也、」とあり、そして次に幕府の許可書を掲載する。

「以上

薩州鹿児島城下今度出火之節、居所櫓、塀・門・橋等焼失、石垣所々焼崩候付、右之石垣築直之、櫓・門建之、塀・橋掛之、居所作事被申付度旨、繪圖書付之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

元禄九年 五月廿三日 戸田山城守

忠昌判

土屋相模守

政直判

阿部豊後守

正武判

大久保加賀守

忠朝判

松平薩摩守殿

そして末尾に

「元祿九年^子五月廿八日 祿寝丹波」と記されている。祿寝丹波は幕府の城修復許可に対して謝礼使を勤めた人物である。

なおその末尾の記載と幕府の許可書との間の余白に朱字で次の挿入書がある。

「先年以来、御城御修覆等之節、公義^江被差出候絵図少々宛相替候所有之候故、向後間違之儀敷可有之候条、後年公義^江絵図被差出候節者、此絵図面無相違様可仕旨、正徳元卯八月廿七日、吉貴公被仰出趣有之候付^而、此以前段々相替候絵図者、別^ニ片付、此絵図三枚相調、老校者江戸御家老座^江差越、老校者御記録所^江相渡、一枚者御国御家老座^江納置候、向後共^ニ公義^江被差出候絵図之扣者委細之^江訳書記、江戸御国御家老座^并御記録所^江慥^ニ差置等^ニ候、右付仰出之書付別紙一通添置之者也、

正徳二年^辰九月

島津備前

○^{黒印}

これによつて(A)は今後の城の修復等の際に、よるべき基礎資料として絵図並びに関係文書をまとめるに於て保存活用のため江戸・鹿児島家老座・記録所に留められた三部のうちの一部であることがわかり、恐らくこれはそのうちの記録所の分である。

そして右の仰出之書付別紙一通とは左に掲げるものである。

「一先年以来御城御修覆等之節、御城之絵図公義^江被差出候扣、御覽被遊候処、少々ツツ相替候、如何様訳有之、其節^ハ其通^ニ為相濟儀^ニ社可有之候得共、其訳委細書記無之由候、相替候絵図数々有之候^而者、向後間違候儀可有之と被思召候条、先年御城回祿以後元祿九^子年御普請之御願被仰上候節被差出候御城絵図者

御老中様^江御覽届御連名御奉書出候、且又其節故大久保加賀守様より此絵図面向後無相違様^ニ御留守居赤松甚右衛門^江堅為仰聞旨^成有之由候間、後年絵図被差出候節ハ、右絵図面無相違様可仕候。

一公義^江被差出候絵図扣者、委細之訳を書記、御記録所へ一通り、江戸、御国御家老座^江一通りツツ、慥^ニいたし可差置候、

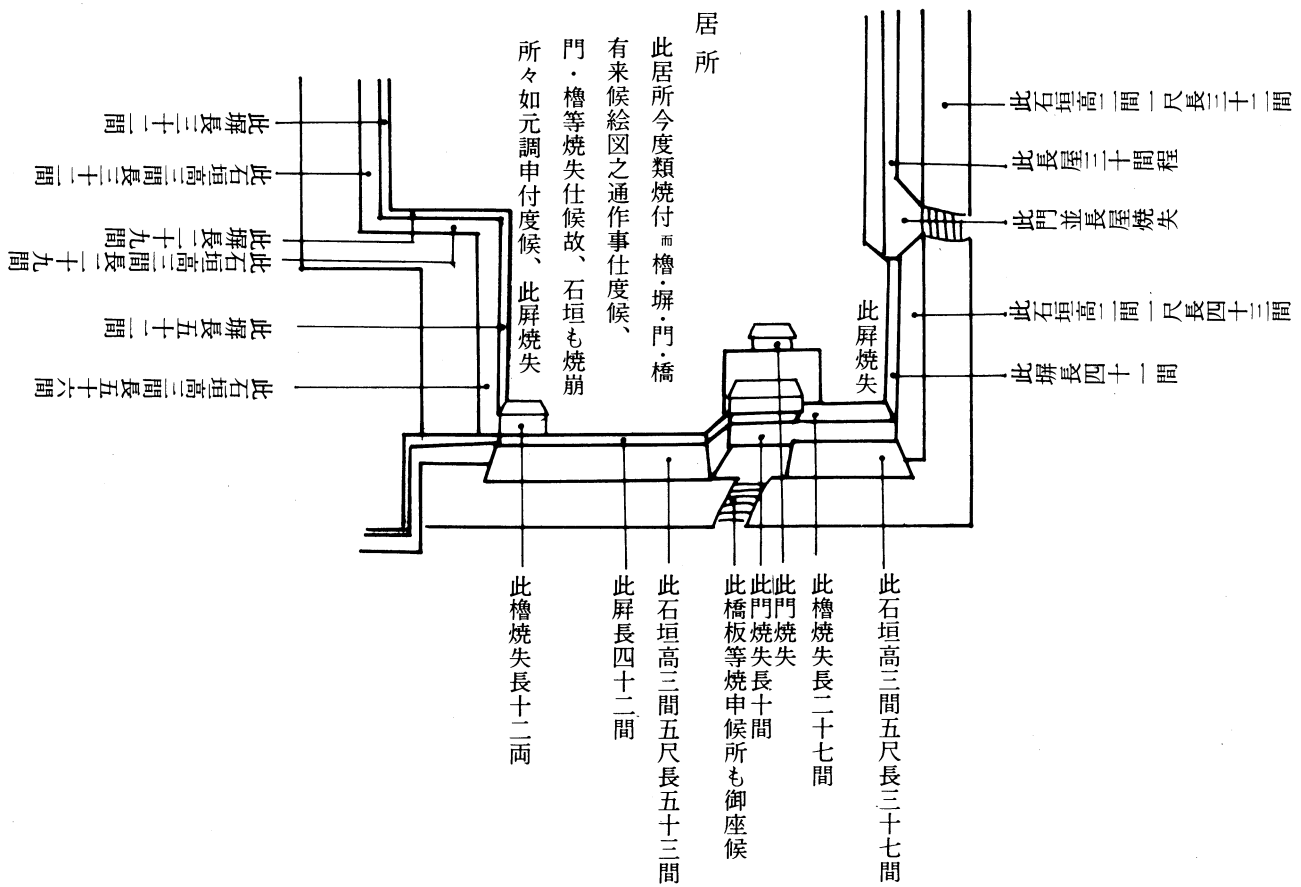
右者御城内之儀候得ハ専佐多豊前殿引受、堅固被申付筈之儀候条、其通相心得、向後紛敷儀無之様可被申付置候、比段豊前^江申達、御家老中^成承知可仕置旨御意候、以上、

一正徳元年^一卯八月廿七日

御使 島津帯刀

さてこの絵図には城山に登る大手口、岩崎口、新照院口の記載、侍屋敷、本丸、二丸の記載、城下道筋や堀・築地の記載、侍屋敷の焼失、焼残の区別、明地、町等興味深い記載があるが、今回の調査報告書にもつとも関係の深い、居所(本丸)と修理大夫居所(二之丸)とを仕切る堀付近の説明書を略図の上に記して表すことにする。そしてこれを補足修正する絵図裏書の記述を左に掲出する。二之丸を西丸とよび、絵図作或のもと図として「御城堀さらへ之儀被伺候節之御伺絵図」とか「石垣ぬけ候節之御伺絵図」が存在したことを知る。

「一絵図御伺書山城守様御覽被成、石垣之高何間、長何間、屏、櫓何間^与銘々絵図^ニ書記被遣候様^ニ被仰聞候、間数之儀者、前々御城堀さらへ之儀被伺候節之御伺絵図御座候、是^ニ相知申候、其外前々石垣ぬけ候節之御伺絵図扣等^ニ間数御座候得共、御本丸豎横之間数又ハ西丸之下石垣折曲之間数等者御座候得共、御門より西何十間、東ハ何十間と申訳ハ無御座候、然共御兵具蔵之方ハ今度合割之絵図参候^ニ付、夫を以見合、堀さらへ之絵図^ニ東西九拾間と御座候を御門之左右^ニ間数判分相記候、且又西丸之下角矢倉之角より山手を堀さらへ之絵図^ニハ七拾八間^与有之、押札^ニ角矢倉之角より連子水之角迄五拾六間、夫より西^江折候分廿九間、夫より山手^江廿二間と見得候て御座候処、石垣ぬけ之絵図^ニハ五拾六間、廿九間、七拾八間と有之候、五拾六間と廿二間^ニ而 南北七拾八間^ニ而 候を、内わけ之間数考違にて、石垣ぬけ之絵図^ニハ山手之分を七拾八間と記違候かと相見得候、御廐之方南北之間数七拾六間にて候得者、西丸之下之物長七拾八間之分量^ニ候、然共連子水之折入石垣廿九間と御座候得ハ、山手之方ハ是より長^キ筈^ニ候故、絵図之表裏之通三拾二間^与仕候、角矢倉か前々より被差出候絵図^ニ、外屏なし、石垣之上^ニ建候^而御座候、前方ハ成程右之通^ニ有之、絵図之通よりも櫓縮構^ニ為



居所

此居所今度類焼付而櫓・塀・門・橋
有来候絵図之通作事仕度候、

門・櫓等焼失仕候故、石垣も焼崩
所々如元調申付度候、此屏焼失

此石垣高三間一尺長三十二間

此櫓屋三十間程

此門並櫓屋燒失

此石垣高三間一尺長四十三間

此屏長四十一間

此屏焼失

此石垣高三間五尺長三十七間

此櫓燒失長二十七間

此門燒失

此橋板等焼申候所も御座候

此石垣高三間五尺長五十二間

此屏長四十二間

此櫓燒失長十二間

此屏長三十二間

此石垣高三間長三十二間

此屏長二十九間

此屏長五十二間

此石垣高三間長五十六間

有之由候、依之櫓之所ハ屏之間數相除候、櫓之間數も吟味之上十二間と書記候
被差出候、

以上の記述から現在本丸南西側（黎明館・図書館の境）の石垣は当時五十六間、
そこからさらに横にのびて二十九間、さらに北西に曲って山麓まで二十二間で、
堀の長さもほぼ同じで存在したことが明らかとなった。これを現状と合せれば、
石垣の北（西）端から階段上の台地縁辺部を行幸記念碑付近までのびて石垣があ
り、そこから北（西）に折れて山麓まで石垣とその前面に堀が存在していたこと
になる。それらがいつからいつまで存在したのか、いつどのようにして変貌し、
現在の状況になったか。必ずしも明確ではない。

(B)は正徳三年、城近辺に火災があり類焼の恐れがあるので、御下屋敷長屋を塀に
改め、その前にある侍屋敷を移転、火除地として明地とすることの許可を幕府に
願出た際提出した絵図扣でその経緯は別添の左記覚書で明らかである。

「覚

御城絵図忝校

右者正徳三巳年御下屋敷長屋を屏に被相直、御下屋敷下土屋敷一流を島火除空
地に被召成度旨御願有之、公義江被差出候絵図之扣に而候、先年御城御普請御願
之節被差出候絵図者土小路端々迄委細被書出置候、然者少々小路相替候儀迄不被
相窺候得者、以後絵図面致相違筈に候故、右之絵図者於江戸段々被聞召合候上、
御城内山道者土小路端々致略被差出相済候、御願之場所をこまかに絵図面相記、
端々之儀者不目立程に致略候得者、端々之小路等少々相替候而も伺不及事候故、
右之通被相調候間、向後御城外小路等之儀に付而公義江絵図を以被相伺候節者、
此絵図を以相調被差出筈に候間、後年無混乱様可致置候、且亦御城内之儀に付
而御願之儀有之節ハ元禄九子年御普請御願之節被差出置候絵図之通、御城内計を
相調、小路之儀ハ今度度量候絵図之通相調筈に候間、各奉得其意、御城御普請御
願之節被差出置候絵図扣一所に納置、此件儘に可記置候、以上、

正徳五年

十一月十一日

島津備前

御記録方

構図は元祿九年図と同じだが、山城部分の記載と甲突川及びその付近の記載を省略しているのである。理由は変更することもない、又は変更について一々届出る必要もない部分まで画かれていて繁雑であるのみでなくかえって無用の悶着のおこることを避けようとしたのであろう。そして今後はこの方針で簡略化した絵図に直接変更する部分を明示貼紙を付してその旨を記載することとしたのである。嫡子部屋栖之内居宅(二之丸)とある門周辺すなわち同図では薩摩守居宅(本丸)の前の焼失した侍屋敷跡を「比所当分者囲迄ニ而差置申候」とした他、前の侍屋敷の部分に「此所ニ張紙を附、其張紙ニ此長屋を塀ニ相直度候間書出申候」、「此朱筋を引廻候表之分ニ張紙を附、比張紙之分空地ニ差置申度候間書出申候」と記載しているのである。そして絵図の裏には正徳三年の模様変更の経緯と同図作成の方針、今後の保存活用について一括記載されているのである。

その終りの部分を掲出しよう。

「一右之次第ニ而此節絵図面相改差出、御願之通相済候、何方ニ御城絵図被差出候時者、御曲輪之内迄を被書出候、御城外者不被書出候付、御城外要害ならざる所、又者絵図面無之所者御城主御心次第被改事之由候得共、鹿兒島御城先年御類焼御普請御願之節被書出候絵図者、御城山内又者御城外土屋舗、柿本寺、新照院辺より江月川迄大概委被書出置候付、此節空地被仰付候所、右之通御内意為被仰上事ニ候、御城外又者要害之地ニ而無之所迄、最前絵図面之通被書出置候、又々難被改所、可有之ニ致吟味、承合候上、此絵図之通此度輕書出為相済事候間、後年御城御修補等付、絵図を以可被伺候時者、此絵図面之通、大概ニ仕立被伺候所之儀計を其旨趣聞得候程、被書出候、可有之候、右之次第ニ候故、前々御城回祿之後御伺之時被差出候絵図最早不被用筈候、比段無間違様委曲可申伝置候、

一前々被差出置候絵図ニ者御城を居所ニ書記有之候、飯高一郎兵衛様此節御覽被成、御在所持衆などの御書出ニ紛敷候間居宅ニ記可然旨被仰候故、此節居宅ニ為書出事ニ候、

右之件委相記、御自分江可渡置旨御意候間、被奉得其意候、此節差遣候二枚之絵図、一枚者御家老座、一枚者御記録所、儘可被納置候、此同絵図ニ件書共写之、江戸御藏江一通納置候、以上、

正徳五年未五月 島津備前殿 島津帶刀

(C)は「薩摩国鹿兒島城絵図」の表題がある宝暦六年、幕府御目附役の入国に際して提出するため用意した城絵図の扣で、構図・内容とも元祿九年図とほとんど変わっていない。ただ細部の寸法記載はなく、正徳図で指摘をうけ居所を居宅と書改めた箇所は「又三郎居宅」、「嫡子部屋栖之内居宅、当分大隅守罷居候」とあり、新に「南泉院」御宮」が記載され、正徳図で変更を願った侍屋敷の地は「明地」と記載されている。城の石垣・塀等の図は元祿九年図、正徳三年図とも全く同じである。絵図裏に記されている絵図作成の経緯、保存取扱いの達書を左に掲げる。

「今般国御目附京極兵部様・青山七右エ門様御当国江御越、鹿兒島御城絵図御用付認様之儀致吟味候処、元祿九年五月御城御類焼御普請御願ニ付、公義江絵図差出候節者、細密ニ相記、正徳三年三月御下屋鋪御長屋を塀ニ被相直、南頼御役所ニ土屋鋪為火除空地被作付度御之節者、太略相認被差出相済候付、向後御城御修補等付、被相窺候節者、正徳三年被差出候絵図可被相用旨裏書ニ相見得候得共、此節之儀者細密之絵図可被差出儀被申談、右年間再度ニ被差出候絵図取合、塀御長屋其節ニ相替り、又者空地ニ相成、小路割等相替候場所、都而當分之通、絵図相調被差出、御用相済候、此以後城御修補等付、有来通正徳三年之絵図可被相用事候、何そニ付細密之絵図御用候節者、此節御目付様江被差出置候絵図面之通無之候、者、諸所間違ニ相成筈候付、為見合此表絵図料紙彩色等迄も都而被差出候通相調、御家老座・江戸御家老座江一枚ツツ被差置、一枚者御記録所江被納置候条、到後年右之趣を以無遺失之沙汰可申出候、以上、

宝暦六年十月 島津主殿(印)

島津主鈴

鎌田典膳(印)

高橋縫殿(印)

すなわちこれまでに公式に作成された元祿九年図と正徳三年図のうち、後者を模様変更申請の場合用いることと定めたが、今回のような場合、元祿九年図の如き細密図を提出する必要がある。よって両図を合せ、さらに変更分を書加えて作成

した。そして今後の為に提出したものと同じものを三部作り江戸・国元の家老座と記録所に納め活用と保存をはかることにしたというのである。なお本図作成の契機となった幕府御目付役の入部並びにその質問への応答、鹿児島城の概況報告については「通昭録」巻之七、「監察使答問抄上」に詳細な記述があり、大変参考になる。以上(A)・(B)・(C)の三種の城絵図について紹介してきたが、用途の相違、年代の推移によって若干の変更はみられるものの、江戸時代前半の鹿児島城の規模、形状は一貫して変わっていないように思われる。そして城主居館(本丸)の三方に石垣を築き堀をめぐらしていることが明確になったのである。今後の課題は幕末の成尾図に明示されている如き、南方の堀が約半分の長さについての段階いかなる理由で短縮されたかということの解明であろう。

二

明治初年の二之丸図が二葉ある。一は以前「鹿児島城二の丸の変遷について」で紹介した鹿児島大学附属図書館玉里文庫所蔵の「旧二之丸図」であるが、二は今回はじめて所在の確認された県歴史資料センター黎明館寄託文書中の「二之丸絵図」であり、同図の発見によって一図の史料の価値も高まり、単なる敷地図にとどまらず、わずかながら地形・施設等の記載もあり、間数・坪数等が記載されていることから現状との比較も可能であり、旧二之丸敷地内における発掘調査位置の確認、旧状復元の推定等の史料として今後、両々相まって重用されることになる。

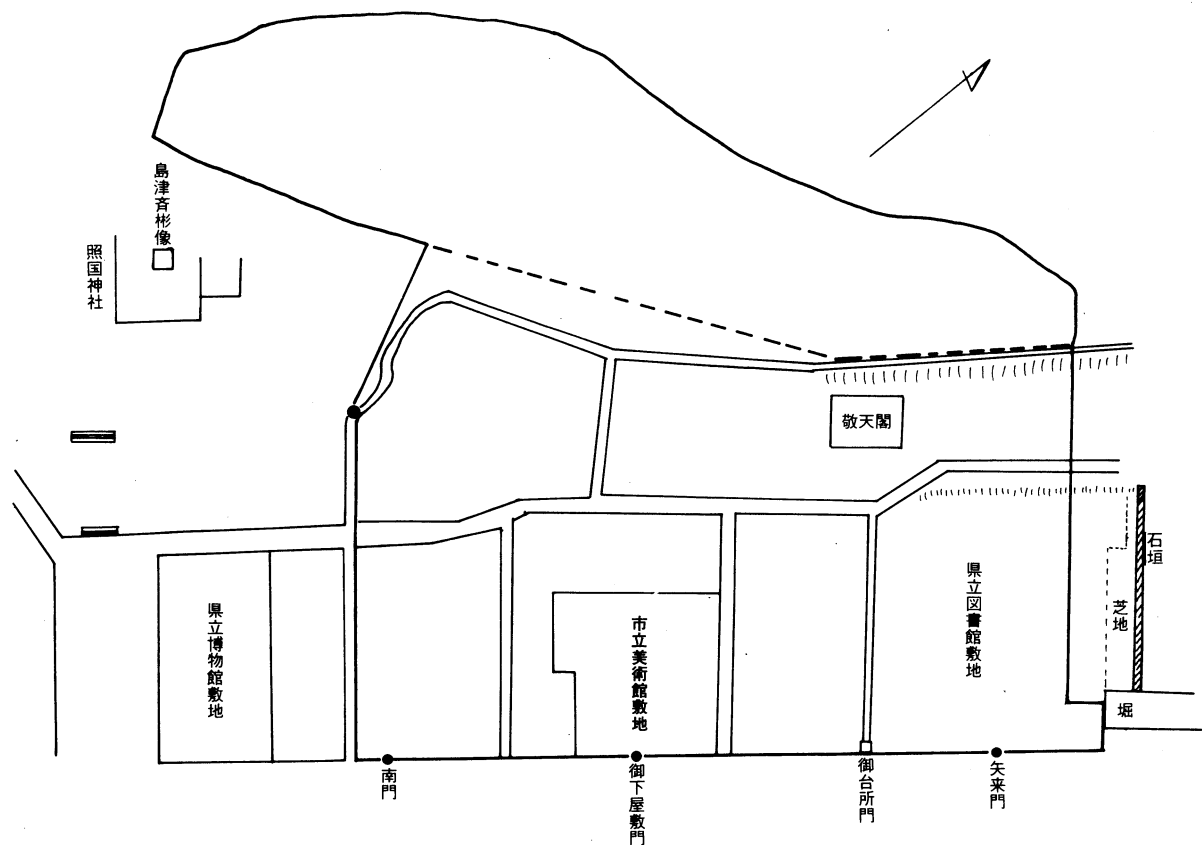
一図には貼札に「鹿児島城山統旧二之丸 華族島津久光所有地実測図 明治十二年三月測量」とあり、付属書類により県庁の要請で玉里島津家が所有地を売却するに際して、岩元基・山田海三が一旦購入し、それを県に売るという手続をとった時に作成したもので正確な実測図と思われる。二図は年月日の記載はないが、北側境に営所境とあり、南側境に「此所鶴ヶ峯神社地_ニ而除ク」とあれば、ほぼ同じ頃の絵図と思われる、その境界の線引や面積の記載からも一図と同一敷地の絵図と考えられる。すなわち一図には「地積壹万三千百貳拾五坪但六尺五寸竿、共地積三万零八百六拾坪但六尺竿、内藍線西北老方老千八百八拾九坪九合、藍線東南貳万九千六百七拾零坪壹合」とあるが、二図には「二丸惣絵図」として「合屋敷四町三反七畝拾五歩、山込惣合五町三反六畝拾歩」とあり、このうち屋敷面積四町三反七畝十五歩は坪数に換算すれば壹万三千百貳拾五坪となり、一・二図共合

致するのである。その他の記載坪数については一致しないが、これは計算範囲の相異なるものと思われる、両図とも同一地域を当時の二之丸の範囲として表示しているとして間違あるまい。

以上の両図に画かれた二之丸の範囲を現在の地図上に示せばおよそ次の如くであり、さらに県立図書館敷地内の発掘調査遺構図と重ね合わせると部分的に石堀、排水溝で合致する箇所も認められる。(矢来門より右側排水溝、左側石堀並びに排水溝、そして現在の県立図書館北西側の県歴史資料センター黎明館駐車場となっている台地の土手が旧石垣の形状の名残を示している等)

他に今回報告対象の県立図書館敷地の旧藩時代における状況を示唆する図は現在のところ成尾図の右に出るものはない。成尾図は成尾常矩が自ら金山奉行等として勤仕した鹿児島城内外の様相が廃藩置県後、本丸が鎮台分営になったこと等に変貌して行くのを嘆き、資料と記憶に基き明治六年作図したものを、さらに明治十年(一八七七)西南戦争によって焼損したものを翌年復原したもので、(A)本丸内の殿舎指図と、(B)城周辺見取図とがある。両図とも関係部分の記載があり、第一・第二章に掲出した図と併せて発掘調査による遺構図の分析に益する所大といえよう。

ここで一番問題になるのは矢来御門と御台所御門の位置であろう。とくに矢来御門ははじめ二之丸御門とよばれ、その位置については由緒ありとしてその後も変更はなかったとみられる。(前出「旧藩時代における名山小学校敷地の状況について」掲載「見聞秘記」の図参照。)とすれば同門から入ってゆける階段状遺構を上り、真直ぐ西北にのびる通路跡は山麓近くまで達して御茶道通り、中門、桜御所に通ずる奥御殿から藩主らが城外に出入する際の通路に他ならない。通路の側には蔵も建てられ、矢来御門に入った右側には祠堂が設けられており、その先は外御庭で茶屋等も建てられていた。かつてはこの付近にも二之丸の殿舎があったかもしれない。左側には成尾図によれば御台所門があり門外の道路に面して菜園方があり、奥には御台所の建物があったことになっているがそこは七高グラウンドの拡張部分、民有地との境界の通路部分にもかかっているがそは七高グラウンドの残されていなかった。側溝や暗渠排水路、上水道管等の遺構は縦横に走っていてそれは前出「旧二之丸図」との対比を可能にしたのである。現在のところ御台所御門の位置は図書館南東側通路の国道十号線と接する付近に推定できよう。



さて上記二種の二之丸図によって明らかになったように本丸と二之丸の境となる石垣・堀はもちろんのこと、堀より二之丸側平均約五間幅の地は二之丸の範囲外となっている。すなわち本来堀付属の地は本丸に所属するのであり、その慣習で明治になっても營所用地とされたのであろう。成尾図でも二之丸から除かれていることがわかる。成尾図では二之丸の範囲を限定して外御庭から御台所までを別区画としているが、これらはもちろん広義の二之丸内に含まれるのであろう。明治初年二之丸として線引された地域が広義の二之丸の範囲であり、その中には御台所・旧御下屋敷（新二之丸御殿）が入っているのである。ただ成尾図に画かれている御勘定所・御代官所・宗門方・山奉行所等の諸役座（現在県立博物館敷地）はこの時点では区別されており、二之丸の内には含まれていないとみるべきであろう。ここに成尾図、二種の旧二之丸図を中心にして他の城下絵図を参考として現在の地図と比較してみた場合、通路等の旧状と現状とがほぼ合致し、基本的に近世の鹿兒島城二之丸の姿がそのまま現在にまで持越されている感じを強く抱くものである。

三

鹿兒島城の築営は慶長六年（一六〇一）着手以来、かなり長期にわたったことはよく知られているが、家久をはじめ上之山に登って全体のプランを定め山麓に居館を設計、逐次工事を進めたのであろう。「経兼日記」・「見聞秘記」・「旧記雑録後編」六九所収伊地知重康の「慶長十八年日記」等によってその経緯をうかがい知ることができよう。当初は山上、山下に施設を構えたのであろうが、山上の城主日置島津家の常久の死、元和元年（一六二一）の一國一城令等の結果、山上には番所を置くにとどめ、専ら山下の居館の整備につとめたのであろう。その際山麓東北部に堀をめぐらした藩主の居館を、隣接して西南部に世嗣、側室等の居館を石垣をめぐらして構築、その前面、周囲に一族の屋敷、役所等を配置したものとと思われる。そしてこの基本プランは以後変更されることなく幕末維新期まで及んだと考えられる。前者は通称として本丸とよばれ、後者は二之丸と呼ばれたが、前者が地域的に限られていたのに対し、後者は比較的余裕があり、しばしば殿舎の改築移転、施設の変更、範囲の拡張等が行われたようである。寛永十六年（一六三九）、藩主屋敷が古くなり新築の願書が幕府に提出されたが、石垣・堀等については旧状の通り復原することとし、家作はいか程にしても差支えなしということであった。

二之丸の改築については「古記」天和三年（八三六）十一月二十一日条に「二之御丸立直ル、島津中務殿、島津伊賀殿屋敷、島津帶刀殿本屋敷迄二之御丸_ニ成候_ニ付、地引有之候事」、十二月十七日条に「二之御丸立直ル、大工凡四百余人」とあり、同二十四日条に「二之御丸御宮造終ル」とあり、この年二之丸殿舎の改築、その範圍の拡大があったようがえる。御台所の史料上の初見は管見によれば寛永三年（三六六）三月二十三日の島津久元他二名家老の条書で「御台所万物定」とあり、文字通り城内台所方の諸規式が記されている。しかし御台所の別の機能は側室女房の居所であり、藩主子女の養育の場でもあった。延宝三年（七五六）九月廿七日付島津忠広・新納久了連署の伊地権左衛門宛書状によれば綱貴側室出産（吉貴）の際は「御子ハ男子_ニても、女子_ニも、御台所へおきまいらせ御そたて可被成候」とある。「旧伝集三」には元祿九年（九二〇）四月廿三日の本丸炎上の際、「夜明御台所内にも少し焼申候」とあり、この時御下屋敷は無事であったから御台所が二之丸の中で本丸に比較的近接していたことが推測される。なお「御治世年表」によれば、元祿十七年（一〇四七）正月廿二日、藩主綱貴は花尾権現に参詣出発の際、「御台所より御出、ハツ半過_ニ御台所へ御入」とあるから罹災後本丸の復旧迄綱貴は御台所を居所としていたのである。そして宝永二年（一〇五七）吉貴が藩主としてはじめて入部した際には、なお本丸御殿の作事が未完成であったため、御下屋敷に入つたという。「薩陽落穂集一」本丸の修覆が完成したのは宝永四年（一〇七七）のことであった。延享三年（四六六）十二月、御台所の後に継豊側室嘉久の家作が命じられ、翌年完成と共に山下御屋敷と命名されている。「通達牒」御台所の位置に移動があったか否か明らかではないが、本丸の御楼門の次が二之丸御門（矢来御門）でその次が御台所御門（両口御門）となつているところから少なくとも門の位置から真直北西の方向にあつたとしてよく、創立期から成尾図に画かれていた幕末期に至るまで大きな変化はなかつたと思われる。古来四配邸と呼称されたその位置は基本的に変化はなかつたであろう。安永二年（七七七）重豪が聖堂（のち造士館）を建設する際、その敷地を「一御下屋敷下通六拾五間、一南泉院通四拾七間余」としているところや、御下屋敷御門（二之丸御門）の位置からみて改築、増設等殿舎、庭園等の趣を一新することはあつても敷地についてはほぼ一定していたものと考えられる。天明五年（八五七）二月、「通達牒」所収の史料は興味深い。「一公辺_江御嫡子様又者御隠居様御居室と被仰出置候御屋地之所以来御内輪_ニ而

者二丸_ハ相唱候様被仰付候、一妙心院様御存生内被成御座候地面を山下御屋敷と申来候得共、山下之名目被相除、右地面者二丸一圍_ニ被仰付候、(略)
二丸御門之事 一矢来御門 両口御門之事 一御台所御門 御下屋敷御門之事 一二丸御門 右同裏御門之事 一南御門 御勘定所門之事 一御役所御門 随神門 脇御中門之事 一花園御門
右之通相唱候様被仰付候、尤公辺_江御書出等有之節者前々絵図面之通被仰付候
(天明五年)二月 近江
すなわち一は二之丸の呼称を対内的の公称としたこと。二は山下御屋敷を二之丸の中にとりこんだこと。三は門の名称を変更したことである。とくに二丸御門の名称を矢来御門に変更し、御下屋敷御門を二丸御門に変更したことは、正式に二之丸の範圍を定め、その中心部が北東から南西に移動した実情に則したものである。事実、重豪は天明七年（八七七）から二之丸殿舎の造営を命じ、翌年京都御所、二条城の罹災をはばかり中断したものの、寛政二年（九〇七）工事を再開、翌年落成、同四年（九一七）移徙の儀を行つてゐる。それは恐らく本丸の殿舎のプランを模して建てられたものであろう。天保年間城下絵図に画かれてゐる形容のものに近いと考えられる。この重豪の命で形成された二之丸殿舎を基本に幕末文久年間、久光はさらに手を加え、庭園（外御庭）には水練場にもなつた大池や演武場、馬場、蔵等も設営していったのである。最近県歴史資料センター黎明館寄託の玉里文庫の中から当時のものと思われる二之丸表門並びに屏重門の図が発見され注目をあつめた。なお両口御門から御台所御門と改められた所に建てられた薬園方（成尾図）は寛政四年（九一七）十二月の御薬園奉行新設に伴うものである。終りに今一度図書館敷地内の遺構に限定して関係する史料を補足紹介しよう。一は第一節で提起した南西側堀の半ばを残しての埋立ての時期がいつかという問題に関連して図でみる限りなお文化七年（一〇八六）まで旧状のままであつたことを示す史料の存在である。すなわち同年一月九日、藩主斉興は御楼門前の板橋が朽損したので石橋にかけかえたいと幕府に願出て許可を求めているが、その際付属の絵図（続編島津氏世録正統系図）をみる限り既掲の(A)・(B)・(C)図と堀の状況は変つていないのである。もちろんこれは公式の届け出の場合既定の絵図通りにしたただけのことで現状を示したものではないとの見方もできるわけではあるが、

一つの参考資料とはなし得よう。何れにしても同堀は江戸時代後期から幕末に至る間にその半ばを埋立てたものと考えられる。(発掘当時その堀を埋立てたと思われる箇所の土質がきわめて軟弱であったと聞いている。)二は矢来御門(二之丸御門)から入って右手に祠堂遺構と思われるものが二ヶ所発見されているが、それを裏付けるものとして藩主の外出、帰館の際の系路を示す記事がある。「列朝制度」三三(藩法集8鹿兒島藩下所収)に年未詳(天明以前か)「御国元初て御首途」として「一櫻之間・二之丸御門 御出 (略) 一外御庭御堂社 # 御看經所へ御参詣、御盛塩 御神酒上、右畢て、大奥へ御入」とあり、堂社、看經所とあるのに当るかとも思われる。近年、江戸後期、幕末期の薩藩士の記録が逐次刊行されつつある。(たとえば鹿兒島県史料「新納久仰雑譜」・「鎌田正純日記」等)それらの子細に検討し発掘調査の考古学的成果と照合することによって或は県立図書館敷地内の当時の状況をかなり具体的に推察し得る手懸りが見出せるかもしれない。今後とも関心をもちつづけて文献面からの解明を期したいと念じている。(この項、鹿兒島県立図書館教養講座、昭和五十六年一月「鹿兒島城の変遷について」、鹿大史学二六「鶴丸城二丸御門と御下屋敷御門」参照。)

終りに本稿執筆に当り史料の閲覧利用に便宜を与えられた東京大学史料編纂所・鹿兒島大学附属図書館・鹿兒島県歴史資料センター黎明館・鹿兒島県立図書館各位に謝意を表す。

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(55)

鹿児島城二之丸跡(遺構編)

発行日 平成3年3月30日

発行 鹿児島県教育委員会 〒892 鹿児島市山下町14番50号

印刷 中央印刷株式会社 〒892 鹿児島市春日町12番16号